保険検査マニュアル

（保険会社に係る検査マニュアル）

平成 29 年 5 月

保険検査マニュアル

【目　次】

【はじめに】

（1）　保険会社の検査に関する基本的考え方等については、「金融検査に関する基本指針（金検第 369 号)」（平成 17 年 7 月 1 日）において示されているところであり、本マニュアルの解釈及び運用は、当該基本指針に基づいて行う。

（2）　当該基本指針において示された基本的考え方を踏まえた適切な検査を実施するため、検査官は、保険会社に対する検査の実施にあたり、特に以下の点に配意する必要がある。

①　重要なリスクに焦点をあてた検証（｢ﾘｽｸ･ﾌｫｰｶｽ､ﾌｫﾜｰﾄﾞ･ﾙｯｷﾝｸﾞ｣ｱﾌﾟﾛｰﾁ)

検査官は、立入検査開始前、立入検査中を通じて、入手した情報や検証内容を基に、各保険会社の持つリスクの所在を分析し、重要なリスク[1]に焦点をあてたメリハリのある検証に努める必要がある。

②　問題の本質的な改善につながる深度ある原因分析・解明

検査官は、経営の健全性等に重大な影響を与える問題点については、保険会社との間で、問題の本質的な改善のために必要な対応の方向性（改善の方向性）に関する認識を共有することにつながるよう、双方向の議論により、特に深度ある原因分析を行い、原因の解明に努める必要がある。

③　問題点の指摘と適切な取組の評価、静的・動的な実態の検証

検査官は、（ｉ）問題点については的確に指摘するとともに、改善・向上につながる適切な取組みについては評価すること、（ⅱ）検査時点における問題点等の静的な実態のみならず、態勢整備の進捗状況等の動的な実態[2]についても十分検証すること、の二点に留意し、的確な実態把握を行う必要がある。

④　具体的かつ論理的な指摘、改善を検討すべき事項の明確化

検査官は、指摘事項に関する対話・議論を進めるにあたっては、具体的かつ論理的に根拠を示すとともに、より高い水準の内部管理態勢の構築に向け、改善を検討すべき点が明確になるよう、具体的に示す必要がある。

⑤　検証結果に対する真の理解（｢納得感｣）

検査官は、保険会社の主体的・能動的な経営改善に向けた取組みにつながるよう、的確な検証、経営陣との対話、双方向の議論等を通じて、検証結果に対する

---

[1] ここでは、保険会社の業務の健全性及び適切性の確保に重大な影響を及ぼし得るリスク全てを対象としており、本マニュアルにおける各リスク管理態勢でいうリスクに限定するものではない。また、問題が発生している場合だけでなく、問題が発生していないリスクも重要なリスクに含まれる。その判断にあたっては、問題が発生した場合に経営に及ぼす影響度に加え、問題が発生する可能性も勘案して検討する必要がある。

[2] 改善・向上に向けたベクトル（改善・向上に向かっているのか、取組は広範囲なものか、取組はスピード感をもって行われているか等）を十分見極める必要がある。

真の理解（「納得感」）を得るよう努める必要がある。

（３） 本マニュアルは、検査官が、保険会社を検査する際に用いる手引書として位置付けられるものであり、各保険会社においては、自己責任原則に基づき、経営陣のリーダーシップの下、創意・工夫を十分に生かし、それぞれの規模・特性に応じた方針、内部規程等を策定し、保険会社の業務の健全性と適切性の確保、顧客の保護を図ることが期待される。

こうした考え方は、「金融サービス業におけるプリンシプル」[3]において、保険会社と当局の間で共有されている。

また、本マニュアルの各チェック項目の水準の達成が保険会社に直ちに義務付けられるものではない。本マニュアルの適用にあたっては、保険会社の規模や特性を十分に踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮する必要がある。

したがって、チェック項目について記述されている字義どおりの対応が保険会社においてなされていない場合であっても、保険会社の業務の健全性及び適切性の確保、顧客の保護の観点からみて、保険会社の行っている対応が合理的なものであり、さらに、チェック項目に記述されているものと同様の効果がある、あるいは保険会社の規模や特性に応じた十分なものであると認められるのであれば、不適切とするものではない。例えば、各態勢のチェックリストに記載された部門が設置されていない場合には、検査官は、当該保険会社の規模・特性を踏まえ、必要な機能を十分に発揮することができ、かつ、相互牽制が機能する組織態勢が整備されているかを検証するものとする。

[3] 保険会社が業務を行う際、また当局が行政を行うにあたって、尊重すべき主要な行動規範・行動原則として、平成20年4月18日に公表されている。同プリンシプルでは、「１．創意工夫をこらした自主的な取組みにより、利用者利便の向上や社会において期待される役割を果たす」、「１２．業務の規模・特性、リスクプロファイルに見合った適切なリスク管理を行う」等の考え方が示されている。

【本マニュアルにより検査を行うに際しての留意事項】

（1）　本マニュアルは、保険会社の海外拠点（海外支店、現地法人及び駐在員事務所等。ただし、本マニュアルの対象として検査を行うかどうかは、現地法制を含む法令等を踏まえて実態に応じて判断する。）、外国保険会社等の在日支店及び特定法人を含め、全ての保険会社を対象としている。

（2）　保険会社に対する検査の実施にあたっては、保険会社の事務負担の軽減等の観点や保険会社の規模・特性等を踏まえ、以下の対応をとることとする。

①　立入検査の実施にあたっては、株主総会（総代会）の開催日や決算期末には、株主総会や決算に関する業務の円滑な遂行に支障が生じないよう、当該業務の担当部署に対するヒアリングを控える等の措置をとるよう配慮する。

②　資料等の徴求にあたっては、保険会社の既存資料等や監督部局が保険会社から徴求した資料等の活用に努めるとともに、保険会社から既存資料等以外の資料等を徴求する場合には、その必要性を十分検討のうえ、真に必要なものに限定するよう配慮する。

③　保険会社や保険募集人の小規模な営業拠点等（例えば、小規模な郵便局等）については、その対応能力を踏まえ、業務の円滑な遂行に支障が生じないよう配慮する。

（3）　保険会社が委員会設置会社である場合には、取締役会、各委員会（指名委員会、報酬委員会、監査委員会）、執行役等の機関等が、それぞれに与えられた権限等を適切に行使しているかどうかといった観点から、以下の点に留意して、検証を行う。

①　業務執行権限を有するのは執行役であり、取締役には、原則として、業務執行権限がない。

②　取締役会は、その決議により、業務の決定権限を執行役に委任することができる。

③　取締役会は、取締役及び執行役の職務の執行を監督する。

④　監査権限は監査委員会にあり、監査委員個人に監査権限が認められるものではない（監査委員会が選定した監査委員が委員会の権限を行使する。）。

（4）　担当取締役としての役割及び責任について、いわゆる執行役員（非取締役）が担っている場合には、当該執行役員が取締役会により担当取締役と実質的に同等の権限を付与されているか、責任の所在が明確になっているか、担当する業務執行について取締役会による十分な監視が行われているか、等を総合的に検証した上、各チ

ェックリスト上、担当取締役に求められる役割及び責任を十分果たしているか検証するものとする。

（５）　また、特に必要があり、保険会社の子法人等やその業務の委託を受けた者に対して検査を行う場合も、本マニュアルの該当部分に準じて、所要の検証を行うものとする。

（６）　チェック項目の語尾が「しているか」又は「なっているか」とあるのは、特にことわりのない限り、当該保険会社が達成していることを前提として検証すべき項目である。一方、チェック項目の語尾が「望ましい」とあるのは、特にことわりのない限り、全ての保険会社に対してベスト・プラクティスとして期待される項目である。

チェック項目において「例えば」として着眼項目を列記してあるのは、全ての内容を字義どおり達成することを求めるものではなく、当該保険会社の業務の規模・特性等に応じて実質的な機能達成のための必要性を判断すべき例示項目である。

（７）　本マニュアル中の用語については以下による。

①　「取締役会」の役割とされている項目については、取締役会自身においてその実質的内容を決定することが求められるが、その原案の検討を他の会議体、部門又は部署で行うことを妨げるものではない。

②　「取締役会等」には、取締役会のほか、常務会、経営会議等の、経営陣レベルによって構成される経営に関する事項を決定する組織（以下「常務会等」という。）も含む。なお、「取締役会等」の役割とされている項目についても、取締役会自身において決定することが望ましいが、常務会等に委任している場合には、取締役会による明確な委任があること、常務会等の議事録の整備等により事後的検証を可能としていることに加え、取締役会への結果報告や常務会等に監査役の参加を認める等の適切な措置により、十分な内部牽制が確保されるような態勢となっているかを確認する必要がある。

③　「営業拠点」とは、支社、支店、営業本部、営業所、海外支店、現地法人など、本社以外の営業の拠点となる機構を表し、「営業拠点等」とは、サービスセンター（損害調査業務含む。）、海外駐在員事務所その他の営業活動を行わない本社以外の拠点及び営業拠点を表す。

④　「管理者」とは、各管理部門においては、各部門の上級管理職（取締役を含む。）を表す。また、営業拠点においては、営業拠点長及び営業拠点長と同等以上の職責を負う上級管理職（取締役を含む。）を表す。

⑤　「職員等」とは、保険会社の職員、募集人、代理店を表す。

⑥　「保険募集人」とは、募集人、代理店を表し、仲立人を含まない。

⑦　「保険契約者」とは、保険会社との間で保険契約を締結した者を表す。

⑧　「保険契約者等」とは、保険契約者、被保険者、受取人を表す。

⑨　「内部規程」とは、経営方針等に則り、業務に関する取り決め等を記載した保険会社内部に適用される規程をいう。内部規程においては、手続の詳細を記載することまでは必ずしも要さないことに留意する。

⑩　「営業推進部門等」とは、営業に係る部門・部署・営業拠点等をいい、例えば、営業を直接・間接に行う部門、これを推進するための企画・立案等を行う部門、をいう。

⑪　「リーガル・チェック等」とは、コンプライアンス・チェックを含み、例えば、法務担当者、法務担当部署、コンプライアンス担当者、コンプライアンス統括部門又は社内外の弁護士等の専門家により内部規程等の一貫性・整合性や、取引及び業務の適法性について法的側面から検証することをいう。

⑫　「モニタリング」には、監視することのみならず、警告その他の具体的な抑止行動を行うことも含む。

⑬　「リスク・プロファイル」とは、各リスクが有する特徴を表す様々な要素により構成されるものを総称していう。

（注）略称の説明

①　「法」・・・・・・保険業法

②　「令」・・・・・・保険業法施行令

③　「規則」・・・・・保険業法施行規則

④　「監督指針」・・・保険会社向けの総合的な監督指針

⑤　「実務基準」・・・生命保険会社の保険計理人の実務基準又は損害保険会社の保険計理人の実務基準（㈳日本アクチュアリー会）

経営管理（ガバナンス）態勢－基本的要素－の確認検査用チェックリスト

【検証ポイント】

・　保険会社の業務の健全かつ適切な運営及び保険募集の公正を確保し、顧客の保護を図るためには、適切な経営管理（ガバナンス）のもと、当該保険会社の業務の全てにわたる法令等遵守、適正な保険募集、顧客保護等の徹底及び各種リスクの的確な管理が行われる必要がある。

・　保険会社の経営管理（ガバナンス）が有効に機能するためには、適切な内部管理の観点から、各役職員及び各組織が、それぞれ求められる役割と責任を果たしていなければならない。具体的には、取締役をはじめとする役員は、高い職業倫理観を涵養し、全ての職員に対して内部管理の重要性を強調・明示する風土を組織内に醸成する責任があり、代表取締役、取締役、監査役をはじめとする各役職員は、内部管理の各プロセスにおける自らの役割を理解し、プロセスに十分に関与する必要がある。また、取締役会、監査役会が十分に機能し、各部門・部署間の牽制や内部監査部門による内部監査等の機能が適切に発揮される態勢となっていることが重要である。

・　検査官は、①代表取締役、取締役及び取締役会による経営管理（ガバナンス）態勢、②内部監査態勢、③監査役による監査態勢、④外部監査態勢、⑤保険計理人による確認態勢の基本的要素がその機能を実効的に発揮しているかという観点から、当該保険会社の経営管理（ガバナンス）が全体として有効に機能しているか否か、経営陣の役割と責任が適切に果たされているかについて、各チェック項目を活用して具体的に確認する。

・　検査官が認識した弱点・問題点を経営陣が認識していない場合には、特に、態勢が有効に機能していない可能性も含めて検証し、双方向の議論を通じて確認する。

・　検査官は、前回検査における指摘事項のうち、軽微でない事項の改善状況について検証し、実効性ある改善策が策定され実行されているか否か確認する。

Ⅰ．代表取締役、取締役及び取締役会による経営管理（ガバナンス）態勢の整備・確立状況

１．経営方針等の策定

①【企業倫理の構築及び態勢整備】

取締役及び取締役会は、保険会社に求められる社会的責任と公共的使命等を柱とした企業倫理の構築を重要課題として位置付け、それを具体的に担保するための態勢を整備しているか。

②【経営方針・経営計画等の整備・周知】

取締役会は、当該保険会社が目指す目標の達成に向けた経営方針を明確に定めているか。また、取締役会は、経営方針に沿った経営計画を明確に定め、これらを組織全体に周知させているか。

③【内部管理基本方針の整備・周知】

取締役会は、経営方針に則り、代表取締役等に委任することなく、当該保険会社

の業務の健全かつ適切な運営を確保するための態勢の整備に係る基本方針（以下「内部管理基本方針」という。）を定め、組織全体に周知させているか。[1]内部管理基本方針は、当該保険会社の営む業務の規模・特性に応じ、適切な内容となっているか。

④【戦略目標の整備・周知】

取締役会は、経営方針に則り、代表取締役等に委任することなく、当該保険会社全体の収益目標及びそれに向けたリスクテイクや人的・物的資源配分の戦略等を定めた当該保険会社全体の戦略目標を明確に定めているか。また、取締役会は、当該保険会社全体の戦略目標を踏まえた各業務分野の戦略目標を明確に定め、全体の戦略目標とともに組織内に周知させているか。

⑤【各リスク管理方針等の整合性・一貫性の確認】

取締役会は、当該保険会社全体の戦略目標を踏まえ、保険会社全体のリスク管理に関し、統合的リスク管理方針及び各リスク管理方針について、整合性・一貫性を確認した上で定めているか。

２．取締役・取締役会の役割・責任

①【取締役・代表取締役の役割・責任】

（ｉ）取締役は、当該保険会社に適用される各種法令等の概要、顧客の保護及び利便の向上、当該保険会社が有する各種リスクの特性の概要及びリスク管理の重要性を理解し、法令等遵守、適正な保険募集、顧客保護等及びリスク管理を経営上の重要課題の一つとして位置付けているか。また、法令等遵守、適正な保険募集、顧客保護等及びリスク管理の徹底における監査役の監査、内部監査[2]、外部監査、保険計理人による確認の重要性を認識しているか。

（ⅱ）代表取締役は、経営方針、経営計画、内部管理基本方針、戦略目標及び統合的リスク管理方針に沿って適切な人的・物的資源配分を行い、かつそれらの状況を機動的に管理する態勢を整備するため、適切に権限を行使しているか。

（ⅲ）代表取締役は、例えば、年頭所感や営業拠点長会議等の機会において、法令等遵守、適正な保険募集、顧客保護等及びリスク管理に対する取組姿勢を役職員に対し積極的に明示する等、当該保険会社としての法令等遵守、適正な保険募集、顧客保護等及びリスク管理に対する取組姿勢を役職員に理解させるための具体的方策を講じているか。

---

[1] ここでは、当該保険会社において業務の健全性・適切性を確保するための態勢整備の基本方針を含む文書を、「内部統制基本方針」「内部統制方針」「内部管理方針」等の名称のいかんを問わず、検証することとする。

[2] 「内部監査」とは、内部監査を受ける各業務部門の本部部門（リスク管理部門を含む。以下同じ。）及び営業拠点等（以下「被監査部門等」という。）から独立した内部監査部門（検査部、業務監査部等）が、被監査部門等における内部管理態勢の適切性、有効性を検証するプロセスである。このプロセスは、被監査部門等における内部事務処理等の問題点の発見・指摘にとどまらず、内部管理態勢の評価及び問題点の改善方法の提言等まで行うものであり、原則として、内部管理の一環として被監査部門等が実施する検査等を含まない。以下同じ。

②【代表取締役に対する牽制】

取締役は、業務執行に当たる代表取締役の独断専行を牽制・抑止し、適切な業務執行を実現する観点から、取締役会において実質的議論を行い、業務執行の意思決定及び業務執行の監督の職責を果たしているか。

例えば、取締役会規則において、法令等遵守、適正な保険募集、顧客保護等及びリスク管理に関する事項のうち、当該保険会社の経営にとって重大な影響があるものを取締役会の専決事項とした上、重大性の判断を代表取締役に委ねない等の態勢となっているか。

③【社外取締役の役割・責任】（社外取締役が選任されている場合）

社外取締役は、経営の意思決定の客観性を確保する観点から、自らの意義を認識し、積極的に取締役会に参加しているか。取締役会は、社外取締役が取締役会において適切な判断をすることができるよう、社外取締役に対し、当該保険会社の状況に関する情報提供を継続的に行う等、適切な方策を講じる態勢を整備しているか。

④【取締役の善管注意義務・忠実義務】

取締役は、職務の執行に当たり、保険会社の業務の健全かつ適切な運営の観点から、取締役会等において実質的議論を行う等、善管注意義務・忠実義務を十分果たしているか。

３．組織体制の整備

①【保険会社全体の組織体制の整備】

取締役会は、利益相反が生じる可能性がある部門相互につき、連携しつつ、牽制機能が有効に発揮される形態で設置及び権限の付与を行う等、当該保険会社の業務及びリスクの管理が全体として適切かつ実効的に機能する組織体制の整備を行っているか。

②【情報開示】

取締役会は、財務情報その他当該保険会社に関する情報を適正かつ適時に開示するための態勢を整備しているか。

③【保険会社全体の情報の集約及び分析・検討等】

（ｉ）取締役会等は、当該保険会社の内部及び外部から、法令等遵守、適正な保険募集、顧客保護等及びリスク管理に関し、経営管理上必要となる情報等を適時に取得する態勢を整備しているか。

例えば、各部門の管理者に対し、一定の事項を定めて定期的に又は必要に応じて随時、報告をさせる等の方法や、システム上で各部門の管理する情報を取締役・監査役が閲覧できるようにする方法等により、取締役会等へ情報の伝達及び報告がなされる態勢を整備しているか。さらに、取締役会等は、統合的リスク管理状況に関する事項については、定期的に又は必要に応じて随時、統合的リスク管理部門の管

理者から意見を聴取し、当該意見を踏まえて、検討しているか。

（ⅱ）取締役会等は、内部管理基本方針に則り、取締役等の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する態勢を整備しているか。

例えば、取締役会等の議事録を適切に作成し、保存及び管理するほか、必要に応じ取締役等の指示や決裁書類を記録し、保存及び管理しているか。

（ⅲ）議事録は、原資料と併せて、取締役会等に報告された内容（リスク管理の実態、法令等遵守、保険募集の適正性及び顧客保護等に係る問題点のほか、不正行為やトラブル等の報告を含む。）や、取締役会等の承認・決定の内容（取締役会等の議論の経過及び議論の内容を含む。）等、議案及び議事の内容の詳細が確認できるものとなっているか。また、原資料は、議事録と同期間保存及び管理しているか。

（ⅳ）監査役が取締役会等の議事録その他取締役等の職務の執行に係る情報に容易にアクセスできるようにしているか。

④【新規商品等に関する取扱い】

（ⅰ）取締役会は、新規の商品の取扱い及び新規の業務の開始その他の事項（以下「新規商品等」という。）に係る管理（以下「新規商品等管理」という。）が保険契約者等の保護の観点から重要であること、及び新規商品等管理を軽視することが健全性の維持や適切な業務運営の確保に重大な影響を与えることを十分認識し、経営方針や経営計画に則り、新規商品等管理に関する方針（新規商品の開発・販売、既存商品の改廃に関する事項を含む。以下「新規商品等管理方針」という。）を明確に定めているか。また、新規商品等管理方針等に基づき、新規商品等管理について統合的に管理できる態勢を整備しているか。例えば、商品開発等に係る管理部門や担当委員会（以下「新商品委員会等」という。）を設置するなど、新規商品等に関連する部門の間で相互牽制等の機能が十分発揮されるものとなっているか。[3]

（ⅱ）取締役会等は、新規商品等管理について、新商品委員会等に新規商品等の妥当性や適法性についての情報を集約し、十分な検討を行わせる態勢を整備しているか。

例えば、以下の点について適切に態勢整備されているか。

- 統合的リスク管理部門及び各リスク管理部門に、新規商品等に内在するリスクを特定させ新商品委員会等に適時に報告させる態勢
- 保険募集管理部門に、保険募集管理の観点からの問題点等を検討させ、適時に報告させる態勢
- 顧客保護等管理の各担当部門及び各管理責任者に顧客保護等管理の観点からの問題点等を検討させ、適時に報告させる態勢
- 新規商品等に関する法的な問題点に関し、事前にリーガル・チェック等を受けさせる態勢

[3] 新規商品等に係る管理を統合的リスク管理部門や新商品委員会その他の会議体において行うことを妨げるものではない。

（ⅲ）取締役会等は、新規商品等に関する事項で、経営に重大な影響を与えるものについては、取締役会等に報告される態勢を整備しているか。

（ⅳ）取締役会等は、経営に重大な影響を与える新規商品の開発及び既存商品の改廃に際し、承認することとしているか。また、新規商品の開発・販売及び既存商品の改廃が、他社との競合等営業政策の観点のみではなく、リスク管理の観点からも問題ないことを新規商品等管理方針や統合的リスク管理方針、保険引受リスク管理方針等に照らし確認しているか。さらに、保険約款については、専門用語を安易に使用することが保険約款の理解を困難にすることに留意して、保険契約者等の視点に立った分かり易い内容となっているか確認させる態勢を整備しているか。

（ⅴ）取締役会等は、新規商品の開発・販売及び既存商品の改廃等の保険数理に関する事項について、必要に応じ保険計理人から意見を聴取しているか。また、当該意見に沿わない場合、合理的な理由によっているか。

⑤【子会社等に関する管理態勢】

取締役会等は、子会社等[4]の業務の規模・特性に応じ、子会社等の業務運営を適正に管理し、保険会社の子会社等が行う業務が法令等遵守、適正な保険募集、顧客保護等及びリスク管理の観点から適切なものとなるような措置を講じているか。また、当該保険会社と子会社等との取引が弊害防止措置の遵守やアームズ・レングス・ルールの遵守の観点から、適切なものとなるよう措置を講じているか。

⑥【法令等遵守、適正な保険募集、顧客保護等、リスク管理等の重視】

取締役会等は、営業推進部門等を過度に重視するのではなく、法令等遵守、適正な保険募集、顧客保護等、統合的リスク管理、各リスク管理、内部監査を重視する具体的方策を実施しているか。例えば、これらの業務に従事する職員につき、業績評価・人事考課上、公平に位置付け、その戦略上の重要性に鑑み適切な評価を与える態勢を整備しているか。

⑦【危機管理態勢】

取締役会等は、当該保険会社にとって何が危機であるかを適切に認識し、危機発生時において経営陣による迅速な対応及びリスク軽減措置等の対策を講じるため、平時より当該保険会社の危機管理について適切な態勢整備を行っているか。

例えば、危機管理マニュアル等の策定、業務継続計画（BCP）の策定、危機発生時の情報収集及び発信態勢、風評に関する危機時の対応態勢等の態勢整備が適切に行われているか。

４．モニタリング及び見直し

取締役会は、定期的に又は必要に応じて随時、業務運営の状況及び保険会社が直面するリスクの報告を受け、必要に応じて調査等を実施させた上で、経営方針、経営計

[4] 保険業法第 97 条の２第３項参照。

画、内部管理基本方針、戦略目標、統合的リスク管理方針、各リスク管理方針、法令等遵守方針、保険募集管理方針、顧客保護等管理方針その他の方針の有効性・妥当性及びこれらに則った当該保険会社全体の態勢の実効性を検証し、適時に見直しを行っているか。

Ⅱ．内部監査態勢の整備・確立状況

１．取締役会及び取締役会等による内部監査態勢の整備・確立

⑴　方針の策定

①【取締役の役割・責任】

取締役は、業務の規模・特性、業務に適用される法令等の内容及びリスク・プロファイルに応じた実効性ある内部監査態勢を整備することが、適切な法令等遵守、適正な保険募集、顧客保護等及びリスク管理に必要不可欠であることを十分に認識しているか。

特に、内部監査の担当取締役は、当該保険会社の内部監査態勢の状況を的確に認識し、適正な内部監査態勢の整備・確立に向けた方針及び具体的な方策を検討しているか。

②【内部監査方針の整備・周知】

取締役会は、経営方針及び内部管理基本方針に則り、内部監査の実効性の確保に向けた方針（以下「内部監査方針」という。）を定め、組織全体に周知させているか。

⑵　規程・組織体制の整備

①【内部監査規程の整備】

取締役会等は、内部監査に関する内部規程（以下「内部監査規程」という。）を内部監査部門又は内部監査部門長に策定させ、内部監査方針に合致することを確認した上で、内部監査規程を承認しているか。

内部監査規程には、特に、以下の項目等が規定されているか。

- 内部監査の目的
- 内部監査部門の組織上の独立性
- 内部監査部門の業務、権限及び責任の範囲
- 内部監査部門の情報等の入手体制
- 内部監査の実施体制
- 内部監査部門の報告体制

②【内部監査実施要領の整備】

取締役会等は、内部監査の実施対象となる項目及び実施手順を定めた要領（以下「内部監査実施要領」という。）を内部監査部門又は内部監査部門長に策定させ、承認しているか。内部監査実施要領は、被監査部門等の業務の実態を反映し、業務の内容に見合った実効的な監査の実施のために適切なものとなっているか。また、必要に応じ、内部監査部門に、内部監査の実施対象と実施手順の細目を記載した内部監査実施細則を策定させているか。

③【内部監査計画の整備】

（ⅰ）取締役会等は、被監査部門等における法令等遵守、保険募集、顧客保護等及びリスク管理の状況を把握した上、頻度及び深度等に配慮した効率的かつ実効性のある内部監査の計画（以下「内部監査計画」という。）を内部監査部門又は内部監査部門長に策定させ、その重点項目を含む基本的事項を承認しているか。また、取締役会等は、内部監査計画が必要に応じて随時追加的な監査が可能なものとなっていることを確認した上で、これを承認しているか。

（ⅱ）内部監査計画は、子会社等の業務について、法令等に抵触しない範囲で監査対象としているか。また、内部監査の対象とできない子会社等の業務並びに外部に委託した業務については、当該業務の所管部門等による管理状況等を監査対象としているか。

④【内部監査部門の態勢整備】

（ⅰ）取締役会は、内部監査方針及び内部監査規程に則り、内部管理態勢の適切性・有効性を検証する内部監査部門を設置し、その機能が十分発揮される態勢を整備しているか。

（ⅱ）取締役会は、内部監査部門に、内部監査部門を統括するのに必要な知識と経験を有する内部監査部門長を配置し、当該内部監査部門長の業務の遂行に必要な権限を付与して管理させているか。また、内部監査部門長に被監査部門等を兼担させる場合には、内部監査部門の独立性を確保するための措置を講じているか。

（ⅲ）取締役会等は、内部監査部門に、必要な知識、経験及び当該業務等を十分検証できるだけの専門性を有する人員を適切な規模で配置し、当該人員に対し業務の遂行に必要な権限を与えているか。また、内部監査の従事者の専門性を高めるための内外の研修を活用するなどの方策を講じているか。その際、内部監査部門に継続的な研修制度を設け、内部監査の従事者がこれを定期的に利用していることが望ましい。

（ⅳ）取締役会は、内部監査部門について、被監査部門等からの独立性を確保し、牽制機能が働く体制を整備しているか。また、取締役会は、内部監査部門が、被監査部門等から不当な制約を受けることなく監査業務を実施できる態勢を確保しているか。取締役会は、内部監査部門に、業務活動そのものや、財務情報その他業務情報の作成等、被監査部門等が行うべき業務に従事させることを防止する態勢を整備しているか。

（ⅴ）取締役会は、通常の監査とは別に、法令等違反が生じやすい業務、システム等について、特別な監査を実施できる態勢を整備しているか。また、現行の内部監査態勢で十分な監査業務を遂行し得ないと判断した業務等について、外部の専門家を活用することにより内部監査機能を補強・補完している場合においても、その内容、結果等に引き続き責任を負っているか。

（ⅵ）取締役会は、内部監査規程に則り、内部監査の従事者に対し、職務遂行上必要と

される全ての資料等の入手や、職務遂行上必要とされる全ての役職員等を対象に面接・質問等できる権限を付与しているか。

（ⅶ）取締役会は、内部監査部門の業務、権限及び責任の範囲等を役職員等に周知徹底する態勢を整備しているか。

（ⅷ）取締役会等は、一定以上のリスクがあると判断した海外拠点等には、営業拠点長等から独立し、内部監査部門に直結した内部監査担当者（インターナル・オーディター）を設置しているか。

（ⅸ）取締役会は、内部監査の結果について適時適切に報告させる態勢を整備しているか。

⑶　フォローアップ態勢

【取締役会による問題点の改善】

取締役会は、内部監査部門からの内部監査報告書の提出又は報告を受け、そのうち経営に重大な影響を与えると認められる問題、被監査部門等のみで対応できないと認められる問題等について、速やかに適切な措置を講じているか。また、内部監査部門に必要なフォローアップを実施させ、改善状況の確認をさせた上で被監査部門等の改善状況に問題がある場合には取締役会へ報告させる態勢を整備しているか。

２．内部監査部門の役割・責任

①【内部監査実施要領の策定】

内部監査部門は、監査すべき事項を適切に特定し、内部監査の実施対象となる項目及び実施手順を定めた内部監査実施要領を策定し、取締役会等による承認を受けているか。内部監査実施要領は、本マニュアルに含まれる事項を網羅し、実効的な監査を行いうるものとなっているか。また、内部監査部門は、必要に応じ、内部監査の実施対象と実施手順の細目を記載した内部監査実施細則を策定しているか。

②【内部監査計画の策定】

内部監査部門は、被監査部門等における法令等遵守、保険募集、顧客保護等及びリスク管理の状況を把握した上、頻度及び深度等に配慮した効率的かつ実効性のある内部監査計画を立案し、重点項目を含む基本的事項について取締役会等の承認を受けているか。また、子会社等の業務について、法令等に抵触しない範囲で監査対象としているか。内部監査の対象とできない子会社等の業務並びに外部に委託した業務については、当該業務の所管部門等による管理状況等を監査対象としているか。

③【内部監査の実施】

（ⅰ）内部監査部門は、内部監査実施要領及び内部監査計画に基づき、各被監査部門等に対し、頻度及び深度等に配慮した効率的かつ実効性ある内部監査（例えば、抜き打ちとするなど）を実施しているか。また、内部監査部門による保険募集人に対す

る内部監査を一定の頻度で行うことがやむを得ない理由により採り得ない場合は、担当部門又は営業拠点等による検査が同等以上の頻度で行われているか。その場合、有効性確保への取組み、問題点の是正において、同等の位置付け、実効性が確保されているか。

（ⅱ）内部監査部門は、内部監査規程等に基づき、同一の内部監査の従事者が連続して同一の被監査部門等の同一の監査に従事することや内部監査の従事者が直前に従事していた被監査部門等の監査を行うことを回避するなど公正な内部監査が実現できるように努めているか。

（ⅲ）内部監査の従事者は、内部監査で実施した手続、把握した問題点等を正確に記録しているか。また、内部監査の従事者は、内部監査実施要領及び内部監査計画に基づき、遅滞なく、内部監査で発見・指摘した問題点等を正確に反映した内部監査報告書を作成しているか。

（ⅳ）内部監査部門長は、内部監査報告書の内容を確認し、そこで指摘された重要な事項について、問題点の発生頻度、重要度及び原因等を分析した上、遅滞なく取締役会に提出又は報告しているか。特に、経営に重大な影響を与えると認められる問題点又は顧客の利益が著しく阻害される問題点は、速やかに取締役会に報告しているか。また、内部監査部門長は、必要に応じて内部管理等に関する会議（各種法令等遵守委員会等）に出席し、内部監査の状況の報告及び情報収集を行っているか。

（ⅴ）内部監査部門は、内部監査の過程で法令違反行為又はそのおそれのある行為を認識した場合、速やかにコンプライアンス統括部門[5]に報告しているか。また、内部監査の結果を分析して問題点等を的確に指摘し、定期的に又は必要に応じて随時、これをコンプライアンス統括部門、各業務部門及び営業拠点等に通知しているか。

④【フォローアップ態勢】

被監査部門等は、内部監査報告書等で指摘された問題点について、その重要度合い等を勘案した上、遅滞なく改善し、必要に応じて改善計画等を作成しているか。また、内部監査部門は、被監査部門等の改善状況を適切に確認し、その後の内部監査計画に反映させているか。

３．評価・改善活動

⑴　分析・評価

①【内部監査の有効性の分析・評価】

取締役会は、監査役監査、内部監査及び外部監査[6]の結果、各種調査結果並びに各

---

[5] 法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト参照。

[6] ここに言う外部監査は、会計監査人による財務諸表監査に限定するものではないが、現状では、制度上義務付けられている財務諸表監査及び同監査手続の一環として実施される内部管理態勢の有効性等の検証以外の外部監査を義務付けるものではないことに留意する必要がある。

ただし、保険会社が、内部管理態勢の有効性等を確保するため、財務諸表監査と別に外部監査を受けている場合は、財務諸表監査の結果と併せて、内部管理態勢の有効性等を総合的に検証することとなる。

部門からの報告等の内部監査の状況に関する情報（内部監査実施要領及び内部監査計画の遵守状況に関する情報を含む。）に基づき、内部監査の状況を的確に把握し、内部監査の実効性の分析・評価を行った上で、態勢上の弱点、問題点等改善すべき点の有無及びその内容を適切に検討するとともに、その原因を適切に検証しているか。また、必要な場合には、利害関係者以外の者によって構成された調査委員会等を設置する等、その原因究明については万全を期しているか。

また、内部監査部門長は、内部監査実施要領及び内部監査計画の有効性を、定期的に又は必要に応じて随時、分析・評価し、取締役会に報告しているか。

②【分析・評価プロセスの見直し】

取締役会は、定期的に又は必要に応じて随時、内部監査の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、分析・評価プロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

⑵　改善活動

①【内部監査態勢の改善活動】

取締役会は、上記３．⑴の分析・評価及び検証の結果に基づき、必要に応じて改善計画を策定しこれを実施する等の方法により、適時適切に当該問題点及び態勢上の弱点の改善を実施する態勢を整備しているか。

②【改善活動の進捗状況】

取締役会は、改善の実施について、その進捗状況を定期的に又は必要に応じて随時、検証し、適時適切にフォローアップを図る態勢を整備しているか。

③【改善プロセスの見直し】

取締役会は、定期的に又は必要に応じて随時、内部監査の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、改善プロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

Ⅲ．監査役・監査役会による監査態勢の整備・確立状況

１．監査役の監査環境の整備

①【監査環境の整備】

監査役は、その職務を適切に遂行するため、取締役、会計監査人、内部監査部門、コンプライアンス統括部門の管理者、子会社の取締役等との間の緊密な連携を図り、定期的な報告を求める等、情報の収集及び監査の環境の整備に努めているか。

②【監査役会の機能】

監査役会を設置している場合、監査役会は、各監査役の権限行使を妨げない限度において、監査役や他の関係者から監査に関する重要な事項について報告を受け、協議及び決議を行っているか。

③【監査業務の補佐態勢】

監査役は、監査役及び監査役会を補佐する適切な人材を、適正な規模で確保しているか。また、監査役及び監査役会を補佐する者は、監査役の補佐業務の遂行に関し、取締役及び取締役会からの指揮命令を受けない等の態勢となっているか。

④【独立性の確保】

監査役及び監査役会は、組織上及び業務の遂行上、独立性が確保される態勢となっているか。特に、監査役の調査権限及び報告権限を妨げることや、監査費用支出に不合理な制限を設けることを排除し、監査役の独立性を確保しているか。

２．監査の実施

①【監査方針及び監査計画の策定】

監査役は、取締役が適切な内部管理態勢を整備し適切に運用しているかを監視し検証する観点から、監査すべき事項を特定し、監査方針及び監査計画を策定しているか。

②【監査の実効的実施】

監査役及び監査役会は、付与された広範な権限を適切に行使し、会計監査に加え、業務に関する監査を実効的に実施しているか。監査役会が設けられている場合であっても、各監査役は、あくまでも独任制の機関として、自己の責任に基づき積極的な監査を実施しているか。

③【子会社に対する調査】

監査役は、取締役による企業集団の業務の健全性確保のための職務執行状況を監査する観点から、企業集団内において適切な内部管理態勢が整備されているかに留意し、子会社の経営管理態勢及び内部管理態勢の状況等について、必要に応じて調査等を行っているか。

④【取締役会等への出席等】

監査役は、取締役会に出席し、必要に応じ意見を述べるなど、取締役の職務執行状況について適切に監査を行っているか。また、監査役は、必要に応じ、常務会等に出席し意見を述べる等、適切な監査のための権限行使を行っているか。

⑤【外部専門家等の活用】

監査役及び監査役会は、その機能発揮の補完のために、必要に応じ、弁護士・公認会計士・保険計理人等の専門家を活用しているか。

⑥【会計監査結果についての検証】

監査役及び監査役会は、会計監査人による会計監査のプロセス及び監査結果が相当なものであるか否かをチェックし、場合によっては、会計監査人の交代等について適切に提言する等の措置を講じているか。

⑦【違法行為の阻止等】

監査役は、取締役が不正な行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく取締役会に報告しているか。また、監査役が、取締役の法令・定款違反行為により当該保険会社に著しい損害が生ずるおそれがあると認めるときは、当該行為を阻止するため、適切な措置を講じているか。

⑧【社外監査役】

社外監査役は、自らの立場を活かしつつ、監査機能を十分発揮しているか。特に非常勤社外監査役の場合には、監査機能の発揮のため、常勤監査役との意思疎通・連携等を十分に図っているか。

Ⅳ．外部監査態勢の整備・確立

①【会計監査人、弁護士等による内部管理態勢に対する外部監査】

内部管理態勢の有効性等について、年一回以上、会計監査人、弁護士等の外部の専門家による外部監査[7]を受けているか。海外拠点を有する保険会社においては、海外の各拠点ごとに各国の事情に応じた外部監査を受けているか。

また、取締役会又は監査役会は、監査の内容に応じて、監査結果を適時に受領しているか。

②【実効的監査のための協力】

取締役会は、外部監査人が実効的な監査を実施することができるよう、社内の各部門・部署等に協力させるための措置を講じているか。

③【外部監査の有効性の分析・評価】

取締役会及び監査役会は、外部監査が有効に機能していることを定期的に確認しているか。

また、取締役及び取締役会等は、子会社等において実施された外部監査の結果についても、必要に応じて適切に報告を受け、問題点を把握するなど子会社等における外部監査が有効に機能していることを把握しているか。

④【改善及びフォローアップ】

取締役会は、外部監査人により指摘された問題点を一定の期間内に改善する態勢を整備しているか。被監査部門等は、指摘された問題点について、その重要度合い等を勘案した上、遅滞なく改善し、必要に応じて改善計画等を作成しているか。また、内部監査部門等は、その改善の進捗状況を適切に確認しているか。

---

[7] ここに言う外部監査は、会計監査人による財務諸表監査に限定するものではないが、現状では、制度上義務付けられている財務諸表監査及び同監査手続の一環として実施される内部管理態勢の有効性等の検証以外の外部監査を義務付けるものではないことに留意する必要がある。

ただし、保険会社が、内部管理態勢の有効性等を確保するため、財務諸表監査と別に外部監査を受けている場合は、財務諸表監査の結果と併せて、内部管理態勢の有効性等を総合的に検証することとなる。

Ｖ．保険計理人による確認態勢の整備・確立

①【保険計理人の選任】

（ｉ）取締役会は、保険計理人の選任及び退任・解任について、保険計理人の職務の独立性を保持する観点から、法令等の規定に従い、適正に行っているか。

（ⅱ）取締役会は、職務遂行上必要な権限を保険計理人に付与しているか。また、保険計理人について運用部門､営業推進部門等及び商品開発部門からの独立性を確保することなどにより、牽制機能が発揮される態勢を整備しているか。

②【保険計理人の役割】

（ｉ）保険計理人は、保険料の算出方法その他の保険数理に関する事項について、顧客の衡平な取扱い及び財務の健全性等の観点から、法令等に則り関与しているか。また、そのために必要な情報について、各関連部門より報告を受けているか。さらに、必要に応じて意見を述べる等保険計理人としての職務を十分に果たしているか。

（ⅱ）保険計理人は､責任準備金等が健全な保険数理に基づいて積立てられていることを、法令等に則り適切に確認しているか。

（ⅲ）保険計理人は、契約者配当又は社員に対する剰余金の分配が公正かつ衡平に行われていることを、法令等に則り適切に確認しているか。

（ⅳ）保険計理人は、法令等に則り将来収支分析を行っているか。

（ｖ）保険計理人は、保険金等の支払能力の充実の状況が保険数理に基づき適当であるかどうかを、法令等に則り適切に確認しているか。

（ⅵ）保険計理人は、取締役会へ法令に定める事項を記載した意見書を提出し、取締役に対し、その内容を適切に説明した上で、写しを当局に提出しているか。

Ⅵ．総代会等の運営態勢の整備・確立（相互会社の場合）

①【総代の選出】

（ⅰ）総代選出の方法（選考手続及び選考基準を含む。）が説明書類に明確かつ平易に示され、総代会において、その考え方・理由について説明が行われているか。説明書類に、意見の送付先が明記されているか。総代選出の方法は、定款の記載に合致しているか。

（ⅱ）総代は、保険種類、年齢、性別、職業、社員資格取得時期及び地域等の観点から、社員の意思を適切に反映するように構成されているか。総代の数は、社員の意思を適切に反映するために必要かつ十分な数となっているか。総代数を適切とする理由、社員全体の構成と総代の構成の対比及び総代の構成が説明書類に明確かつ平易に示され、総代会において説明されているか。

（ⅲ）総代候補者選定のプロセスは、公正かつ透明性の高いものとなっているか。総代は社員の代表として選出するとの趣旨にかんがみ、選考段階において既に社員である者のうちから総代候補者を選出しているか。

（ⅳ）総代を再任する場合、適切な再任限度年数が規程に定められているか。

（ⅴ）信任投票に当たり、総代候補者の所信又は選考委員会等による人選に係る趣旨説明等、各総代候補者に関する判断材料の充実が図られているか。

②【総代会の運営】

（ⅰ）総代会については、制度の趣旨に則り、経営監視機能が適切に発揮されるよう、法令に従って充実した運営が図られているか。

（ⅱ）総代会において、事業報告書記載の事項に加え、ソルベンシー・マージン比率を初めとする経営に重大な影響を与える事項及び顧客の利害に関する重要な事項が明確かつ平易に報告されているか。また、総代会開催時以外において、総代に対し、経営状況に関する情報提供が適切に行われているか。また、総代からの意見等の収集策を策定し、他の総代に対し当該収集策を周知する措置が講じられているか。

（ⅲ）総代会の傍聴を希望する社員にその機会が与えられているか。また、社員に対し、当該傍聴制度を周知するための努力をしているか。保険会社に対する意見、質問等の機会が設けられているか。

（ⅳ）総代会に関する議事録等が、社員に対し開示されているか。

法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト

Ｉ．経営陣による法令等遵守態勢の整備・確立状況

【検証ポイント】
- 保険会社にとって法令等遵守態勢の整備・確立は、保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保するための最重要課題の一つであり、経営陣には、法令等遵守態勢の整備・確立のため、法令等遵守に係る基本方針を決定し、組織体制の整備を行う等、保険会社の業務の全般にわたる法令等遵守態勢の整備・確立を自ら率先して行う役割と責任がある。
- 検査官は、経営陣が、①方針の策定、②内部規程・組織体制の整備、③評価・改善活動をそれぞれ適切に行っているかといった観点から、法令等遵守態勢が有効に機能しているか否か、取締役会の役割と責任が適切に果たされているかをＩ．のチェック項目を活用して具体的に確認する。
- 本チェックリストのⅡ．以降の各チェック項目の検証において問題点の発生が認められた場合、当該問題点がＩ．のいずれの要素の欠如又は不十分に起因して発生したものであるかを漏れなく検証し、双方向の議論を通じて確認する。
- 検査官が認識した弱点・問題点を経営陣が認識していない場合には、特に、態勢が有効に機能していない可能性も含めて検証し、双方向の議論を通じて確認する。
- 検査官は、前回検査における指摘事項のうち、軽微でない事項の改善状況について検証し、実効性ある改善策が策定され実行されているか否か確認する。

１．方針の策定

①【取締役の役割・責任】

取締役は、法令等遵守の徹底が保険会社の信頼の維持、業務の健全性及び適切性の確保のため必要不可欠であることを十分に認識し、法令等遵守を重視しているか。特に、自らの担当する業務に関し留意すべき法令上の問題点を認識し、業務の適法な運営に万全を期しているか。

また、法令等遵守の担当取締役は、保険会社全体の業務に適用される法令等の内容を理解するだけでなく、法令等遵守の状況のモニタリング・法令等遵守の徹底等の方法を十分に理解し、この理解に基づき当該保険会社の法令等遵守の状況を的確に認識し、適正な法令等遵守態勢の整備・確立に向けた方針及び具体的な方策を検討しているか。

②【法令等遵守方針の整備・周知】

取締役会は、経営方針に則り、法令等遵守に係る基本方針（以下「法令等遵守方針」という。）を定め、組織全体に周知させているか。

③【方針策定プロセスの見直し】

取締役会は、定期的に又は必要に応じて随時、法令等遵守の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、方針策定のプロセスの有効性を検証し、適時に見直している

か。

２．内部規程・組織体制の整備

①【内部規程の整備・周知】

取締役会等は、法令等遵守方針に則り、法令等遵守に関する取決めについて明確に定めた内部規程（以下「法令等遵守規程」という。）を、法令等遵守に関する事項を一元的に[1]管理する部門（以下「コンプライアンス統括部門」という。）の管理者（以下本チェックリストにおいて単に「管理者」という。）に策定させ、組織内に周知させているか。取締役会等は、法令等遵守規程についてリーガル・チェック等を経て、法令等遵守方針に合致することを確認した上で承認しているか。

②【コンプライアンス統括部門の態勢整備】

（ⅰ）保険会社全体の法令等遵守の徹底を図るためには、保険会社の様々な部署に散在する法令等遵守に関する情報（例えば、顧客からの苦情、営業職員の勤務状況、不祥事件に関する調査報告、保険契約継続の状況、経費支出状況等の法令等遵守に関する問題を適時かつ的確に認識するために必要となる情報。以下「コンプライアンス関連情報」という。）を一元的に[2]収集、管理、分析、検討して、その結果に基づき適時に適切な措置・方策を講じることが必要不可欠である。この観点から、取締役会等は、法令等遵守方針及び法令等遵守規程に則り、コンプライアンス統括部門を設置し、所掌事項を明確にして権限を付与し、適切な役割・機能を発揮させる態勢を整備しているか。[3]

（ⅱ）取締役会は、コンプライアンス統括部門に、当該部門を統括するために必要な知識と経験を有する管理者を配置し、当該管理者に対し管理業務の遂行に必要な権限を与えて管理させているか。

（ⅲ）取締役会等は、コンプライアンス統括部門に、その業務の遂行に必要な知識と経験を有する人員を適切な規模で配置し、当該人員に対し業務の遂行に必要な権限を与えているか。[4]

（ⅳ）取締役会等は、コンプライアンス統括部門について営業推進部門等からの独立性を確保することなどにより、牽制機能が発揮される態勢を整備しているか。特に、コンプライアンス統括部門が他の業務との兼務をする場合、営業推進部門等からの

[1] ただし、保険募集に関する法令等遵守を第一次的に管理する部門としては、保険募集管理部門が存在する。

[2] ただし、募集コンプライアンス情報（保険募集管理態勢の確認検査用チェックリスト参照）に関する収集、管理、分析、検討等を第一次的に行う部門としては、保険募集管理部門が存在する。

[3] コンプライアンス統括部門を独立した態様で設置しない場合（例えば、他の部門と統合した一つの部門を構成する場合のほか、他の業務と兼担する部署が法令等遵守の一元的管理を担当する場合や、部門や部署ではなく責任者が法令等遵守を担当する場合等）には、当該保険会社の規模・特性に応じ、その態勢のあり方が十分に合理的で、かつ、機能的な側面から見て部門を設置する場合と同様の機能を備えているかを検証する。

[4] 人員の配置及び権限の付与についての権限が取締役会等以外の部署・役職にある場合には、その部署・役職の性質に照らし、牽制機能が働く等合理的なものとなっているか否かを検証する。

干渉を防止する態勢となっているかに留意する。

（ｖ）取締役会等は、法令等の遵守のうち保険募集に係る事項については、コンプライアンス統括部門と保険募集管理部門との相互の連携・協力が必要に応じて十分に図られる態勢を整備しているか。

③【各業務部門及び営業拠点等における法令等遵守態勢の整備】

（ⅰ）取締役会等は、管理者又はコンプライアンス統括部門を通じ、各業務部門及び営業拠点等に対し、遵守すべき法令等、内部規程・業務細則[5]等を周知させ、遵守させる態勢を整備するなど、法令等遵守の実効性を確保する態勢を整備しているか。

例えば、管理者又はコンプライアンス統括部門に、各部門が遵守すべき法令等、内部規程・業務細則等を特定させ、業務の内容や職責に応じた効果的な研修を定期的に行わせる等の具体的な施策を行うよう指示しているか。

（ⅱ）取締役会等は、各業務部門及び営業拠点等毎にコンプライアンス担当者を配置し、コンプライアンス統括部門等と連携させているか。また、モニタリングが困難等の事情により法令等遵守態勢の実効性を確保する必要性が高い業務部門や営業拠点等（例えば海外拠点等）には、例えば、当該部署の法令等遵守を確保するコンプライアンス・オフィサーを配置し、営業推進部門等からの独立性を確保しつつ、管理者と連携させる等の工夫によりコンプライアンス統括部門等との連携を保たせているか。

（ⅲ）取締役会等は、業務の規模・特性に応じて、法令等遵守の観点から必要あるときは、業務隔壁や情報の遮断措置を設置する等の態勢を整備しているか。必要のあるときとは、例えば、インサイダー取引の防止、利益相反の管理等のために必要な場合をいう。

④【コンプライアンス・マニュアルの整備・周知】

取締役会は、管理者に、法令等遵守方針及び法令等遵守規程に沿って、役職員が遵守すべき法令等の解説、違法行為を発見した場合の対処方法等を具体的に示した手引書（以下「コンプライアンス・マニュアル」という。）を策定させ、承認した上で組織全体に周知させているか。また、コンプライアンス・マニュアルの重要な見直しについては、取締役会が承認しているか。

⑤【コンプライアンス・プログラムの整備・周知】

取締役会は、管理者に、法令等遵守方針及び法令等遵守規程に沿って、コンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画（内部規程の整備、職員等の研修計画等。以下「コンプライアンス・プログラム」という。）を最長でも年度毎に策定させ、承認した上で組織全体に周知させているか。

また、代表取締役及び取締役会は、その進捗状況や達成状況を定期的にかつ正確に把握・評価しているか。さらに、コンプライアンス・プログラムの実施状況を業績評価や人事考課等に衡平に反映する態勢を整備しているか。

---

[5] 業務細則とは、取締役会等から授権された者又は部署が制定・改廃を行う内部規程の下位規程をいう。

⑥【取締役会等への報告・承認態勢の整備】

取締役会等は、報告事項及び承認事項を適切に設定した上で、管理者に、定期的に又は必要に応じて随時、取締役会等に対し法令等遵守の状況を報告させ、又は承認を求めさせる態勢を整備しているか。特に、経営に重大な影響を与える、又は顧客の利益が著しく阻害される事案については、取締役会等に対し速やかに報告させる態勢を整備しているか。

⑦【監査役への報告態勢の整備】

取締役会は、監査役へ直接報告されるべき事項を特定した場合には、報告事項を適切に設定した上で管理者から直接報告を行わせる態勢を整備しているか。[6]

⑧【内部監査実施要領及び内部監査計画の策定】

取締役会等は、内部監査部門又は内部監査部門長に、法令等遵守について監査すべき事項を適切に特定させ、内部監査の実施対象となる項目及び実施手順を定めた要領（以下「内部監査実施要領」という。）並びに内部監査計画を策定させた上で承認しているか。[7]

⑨【内部規程・組織体制の整備プロセスの見直し】

取締役会等は、定期的に又は必要に応じて随時、法令等遵守の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、内部規程・組織体制の整備プロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

３．評価・改善活動

⑴ 分析・評価

①【法令等遵守態勢の分析・評価】

取締役会等は、監査役監査、内部監査及び外部監査[8]の結果、各種調査結果並びに各部門からの報告等全ての法令等遵守の状況に関する情報に基づき、法令等遵守の状況を的確に分析し、法令等遵守態勢の実効性の評価を行った上で、態勢上の弱点、問題点等改善すべき点の有無及びその内容を適切に検討するとともに、その原因を適切に検証しているか。また、必要な場合には、利害関係者以外の者によって構成された調査委員会等を設置する等、その原因究明については万全を期しているか。

②【分析・評価プロセスの見直し】

取締役会等は、定期的に又は必要に応じて随時、法令等遵守の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、分析・評価プロセスの有効性を検証し、適時に見直して

---

[6] このことは、監査役が自ら報告を求めることを妨げるものではなく、監査役の権限及び活動を何ら制限するものではないことに留意する。

[7] 内部監査計画についてはその基本的事項について承認すれば足りる。

[8] ここに言う外部監査は、会計監査人による財務諸表監査に限定するものではないが、現状では、制度上義務付けられている財務諸表監査及び同監査手続の一環として実施される内部管理態勢の有効性等の検証以外の外部監査を義務付けるものではないことに留意する必要がある。

ただし、保険会社が、内部管理態勢の有効性等を確保するため、財務諸表監査と別に外部監査を受けている場合は、財務諸表監査の結果と併せて、内部管理態勢の有効性等を総合的に検証することとなる。

いるか。

⑵ 改善活動

①【改善の実施】

取締役会等は、上記３．⑴の分析・評価及び検証の結果に基づき、必要に応じて改善計画を策定しこれを実施する等の方法により、適時適切に当該問題点及び態勢上の弱点の改善を実施する態勢を整備しているか。

②【改善活動の進捗状況】

取締役会等は、改善の実施について、その進捗状況を定期的に又は必要に応じて随時、検証し、適時適切にフォローアップを図る態勢を整備しているか。

③【改善プロセスの見直し】

取締役会等は、定期的に又は必要に応じて随時、法令等遵守の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、改善プロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

Ⅱ．管理者による法令等遵守態勢の整備・確立状況

【検証ポイント】
- 本章においては、管理者及びコンプライアンス統括部門が果たすべき役割と負うべき責任について検査官が検証するためのチェック項目を記載している。
- Ⅱ．の各チェック項目の検証において問題点の発生が認められた場合、当該問題点がⅠ．のいずれの要素の欠如又は不十分に起因して発生したものであるかを漏れなく検証し、双方向の議論を通じて確認する。
- 検査官が発見した問題点を経営陣が認識していない場合には、特に上記Ⅰ．の各態勢及びその過程が適切に機能していない可能性も含め、厳格に検証し、双方向の議論を通じて確認する。
- 検査官は、前回検査における指摘事項のうち、軽微でない事項の改善状況について検証し、実効性ある改善策が策定され実行されているか否か確認する。

１．管理者の役割・責任

⑴　内部規程等の策定

①【法令等遵守規程の整備・周知】

管理者は、役職員が業務の内容に応じて遵守すべき法令等を十分に理解し、法令等遵守方針に則り、法令等遵守規程を策定しているか。法令等遵守規程は、取締役会等の承認を受けた上で、組織内に周知されているか。

②【法令等遵守規程の内容】

法令等遵守規程の内容は、業務の特性に応じ、役職員が遵守すべき法令等の遵守に関する取決めを網羅し、適切に規定されているか。例えば、以下の項目について明確に記載される等、適切なものとなっているか。

- コンプライアンス統括部門の役割・責任及び組織に関する取決め
- コンプライアンス関連情報の収集、管理、分析及び検討に関する取決め
- 法令等遵守のモニタリングに関する取決め
- リーガル・チェック等に関する取決め（例えば、各部門が業務上作成又は関与する内部規程、契約書、広告等の文書、取引、業務等のうち、リーガル・チェック等を行うべきもの）
- 研修・指導等の実施に関する取決め
- コンプライアンス統括部門が行った調査に関する記録の保存・管理等に関する取決め
- 新規商品等の承認・審査に関する取決め
- 取締役会等及び監査役への報告に関する取決め
- 不祥事件等に係る処理手続等に関する取決め（不祥事件等の判断基準を含む。）
- 保険募集管理部門との間の連携・情報伝達に関する取決め

③【コンプライアンス・マニュアルの整備・周知】

管理者は、保険会社の業務における法令等遵守の重要性を十分に理解し、法令等遵守方針及び法令等遵守規程に沿って、コンプライアンス・マニュアルを策定しているか。コンプライアンス・マニュアルの策定及び重要な見直しについては、取締役会の承認を受けた上で組織全体に周知しているか。

④【コンプライアンス・マニュアルの内容】

コンプライアンス・マニュアルの内容は、保険会社の社会的責任と公共的使命を踏まえ、当該保険会社の業務の内容に応じ、役職員が遵守すべき法令等の解説、違法行為を発見した場合の対処方法等を網羅し、平易かつ適切に規定されているか。例えば、以下の点について、明確に規定する等適切な内容となっているか。

・ 役職員が遵守すべき法令等の解説
・ 各業務に即した遵守すべき法令等に関する具体的かつ詳細な留意点
・ 役職員が法令等違反行為の疑いのある行為を発見した場合の連絡すべき部署等（コンプライアンス統括部門、ヘルプライン、コンプライアンス・ホットライン等）

⑤【コンプライアンス・プログラムの策定】

管理者は、保険会社の業務における法令等遵守の重要性を十分に理解し、法令等遵守方針及び法令等遵守規程に沿って、最長でも年度毎に合理的な内容のコンプライアンス・プログラムを策定しているか。コンプライアンス・プログラムの策定及び重要な見直しについては、取締役会の承認を受けた上で組織全体に周知しているか。

⑵ 態勢の整備

①【管理者によるコンプライアンス統括部門の態勢整備】

（ⅰ）管理者は、法令等遵守方針及び法令等遵守規程に基づき、適切な法令等遵守を確保し、法令等違反行為の未然防止及び再発防止を徹底するため、コンプライアンス統括部門の態勢を整備し、牽制機能を発揮させるための施策を実施しているか。

（ⅱ）管理者は、法令等遵守の徹底に関する能力・知識を向上させるための研修・教育態勢を整備し、専門性を持った人材の育成を行っているか。

②【コンプライアンス関連情報の収集、管理、分析及び検討】

管理者は、保険会社の業務の特性に応じ、保険会社の各部署に散在するコンプライアンス関連情報を適時にかつ効率的に収集する手段を講じているか。また、収集したコンプライアンス関連情報を適切に管理するとともに、その内容を分析し、法令等違反行為の未然防止、再発防止を含む法令等遵守態勢の改善に役立てることができるような態勢を整備しているか。例えば、ヘルプライン、コンプライアンス・ホットライン等の通報に係る仕組の整備等を行っているか。

③【連絡・連携態勢】

（ⅰ）管理者は、管理者自ら又はコンプライアンス統括部門を通じ、各種コンプライアンス関連情報が所在する部門との情報の連絡及び連携を密接にしているか。

（ⅱ）管理者は、各業務部門及び営業拠点等毎に配置したコンプライアンス担当者との連携をとっているか。

④【モニタリング態勢】

管理者は、各部門における適切な法令等遵守を確保するため、定期的に又は必要に応じて随時、各部門に対し法令等遵守の状況の報告を求める方法、コンプライアンス担当者から継続的に情報を収集する方法、実地調査を行う方法等により、各部門における法令等遵守の状況を継続的にモニタリングする態勢を整備しているか。

⑤【法令等違反行為処理態勢】

管理者は、法令等違反行為の疑いの通報があった場合等、コンプライアンス関連情報の分析や通報を通じて、法令等違反行為の疑いがあると判断した場合には、速やかに事実関係を調査させ、その事実が法令上の届出の対象となる不祥事件に該当するか検証し、必要な場合には速やかに届出を行う態勢（他の適切な部署に調査、検証、届出を行わせることを含む。）を整備しているか。

また、金融商品取引法上の適時開示を適切に行う態勢となっているか。[9]

⑥【顧客サポート等管理責任者等との連携】

（ⅰ）管理者は、顧客サポート等管理責任者[10]等と適切に連携し、顧客からの相談・苦情等[11]について苦情と認識すべきもの及び苦情となるおそれがあるものについて、迅速にかつ幅広く情報を取得する態勢を整備しているか。

（ⅱ）管理者は、相談・苦情等の中で法令等違反行為又はその疑いに関する情報が含まれるものについて、情報を保有する部門、部署、個人等から適切に情報を報告させ、取得し、分析・検討の上、顧客サポート等管理責任者等に還元を行う態勢を整備しているか。

（ⅲ）管理者は、相談・苦情等の中で、必要と判断する事案については、利害関係のない者による適切かつ十分な調査により原因究明を図る態勢を整備しているか。

⑦【保険募集管理部門との連携】

管理者は、全社的な取組みが必要なコンプライアンス上の課題の解決等のために保険募集管理部門と適切に連携する態勢を整備しているか。

⑧【研修・指導態勢】

管理者は、コンプライアンス・マニュアルの内容を役職員に周知徹底させているか。また、各業務において遵守すべき法令等について、十分な研修・指導を行わせる態勢を整備しているか。また、法令等違反行為の未然防止のために、研修や朝礼

---

[9] 金融商品取引法上の適時開示を求められる保険会社に限る。
[10] 顧客保護等管理態勢の確認検査用チェックリスト参照。
[11] 顧客保護等管理態勢の確認検査用チェックリスト参照。

等による職員等に対する周知徹底がなされているか。

⑨【取締役会等への報告態勢】

管理者は、定期的に又は必要に応じて随時、取締役会等に対し、取締役会等が設定した報告事項を報告する態勢を整備しているか。特に、経営に重大な影響を与える、又は顧客の利益が著しく阻害される事案については、取締役会等に対し速やかに報告しているか。

⑩【監査役への報告態勢の整備】

管理者は、取締役会の決定事項に従い、監査役へ直接報告を行っているか。

⑶ 評価・改善活動

管理者は、定期的に又は必要に応じて随時、コンプライアンス・マニュアルをはじめとする各種関連規程の遵守状況等、法令等遵守の状況に関する報告・調査結果、モニタリングの結果等を踏まえ、コンプライアンス部門による法令等遵守の徹底の実効性を検証し、適時に各種関連規程（コンプライアンス・マニュアルを含む。）、組織体制、研修・指導の実施、モニタリングの方法等の見直しを行い、必要に応じて取締役会等に対し改善のための提言を行っているか。

２．コンプライアンス統括部門の役割・責任

①【コンプライアンス・プログラムの実施】

コンプライアンス統括部門は、コンプライアンス・プログラムの内容を適時適切に実施するとともに、進捗状況や達成状況をフォローアップし、取締役会等へ報告しているか。

②【連絡・情報収集の実施】

コンプライアンス統括部門は、保険会社全体の法令等遵守の徹底を図る観点から、保険会社の様々な部署に散在するコンプライアンス関連情報を収集、管理、分析及び検討し、その結果に基づき適時に適切な措置・方策を講じているか。特に、各業務部門及び営業拠点等におけるコンプライアンス担当者との密接な連携を図り、情報収集を行っているか。

③【法令等遵守に関するモニタリングの実施】

コンプライアンス統括部門は、法令等遵守を徹底する観点から、各業務部門及び営業拠点等の法令等遵守の状況につき、継続的なモニタリングを実施しているか。

例えば、定期的に又は必要に応じて随時、コンプライアンス担当者から、法令等遵守の状況の報告を求め、又は継続的に情報を収集し、適時に実地調査を行う等の方法によりモニタリングを行っているか。

④【法令等違反行為への対処】

（ｉ）コンプライアンス統括部門は、コンプライアンス関連情報の分析や通報を通じて、法令等違反行為の疑いがある事象について、当該行為の事実の有無及び問題点の有

無について、直ちに事実確認を実施し、又は事件と利害関係のない部署に事実確認させた上で、法令等違反行為の事実の有無やコンプライアンス上の弱点の有無について検証しているか。

（ⅱ）コンプライアンス統括部門は、上記（ⅰ）の事実確認の結果、法令等違反行為に該当する又はそのおそれが強いと判断した事象について、直ちに管理者に報告し、関連する部門又は部署等と連携して適切な対処を行っているか。また、この時点において、法令上求められる不祥事件の届出の要否、疑わしい取引の届出の要否、適時開示の要否等について検討しているか。

（ⅲ）コンプライアンス統括部門は、適時適切に法令等違反行為についてその背景、原因、影響の範囲等について調査し、又は事件と利害関係のない部署に調査させた上で分析し、その結果を管理者に報告しているか。

（ⅳ）コンプライアンス統括部門は、上記（ⅲ）の分析結果を、再発防止の観点から関係業務部門や営業拠点等の管理者等に還元するとともに、将来の未然防止のための措置を速やかに講じ、又は他の部門に講じさせているか。

⑤【顧客サポート等管理責任者等との連携】

（ⅰ）コンプライアンス統括部門は、顧客保護等管理態勢における顧客サポート等管理責任者等との連携を適切に行い、顧客サポート等を円滑にするため助言を行っているか。

（ⅱ）コンプライアンス統括部門は、顧客からの相談・苦情等[12]について苦情と認識すべきもの及び苦情となるおそれがあるものについて、迅速にかつ幅広く情報を取得しているか。

（ⅲ）コンプライアンス統括部門は、相談・苦情等の中で法令等違反行為に関する情報が含まれるものについて、情報を保有する部門、部署、個人等から適切に情報を報告させ、取得し、分析・検討の上、顧客サポート等管理責任者等に還元を行っているか。

（ⅳ）コンプライアンス統括部門は、相談・苦情等の中で、必要と判断する事案については、利害関係のない者による適切かつ十分な調査により原因究明を図っているか。

⑥【保険募集管理部門との連携】

コンプライアンス統括部門は、全社的な取組みが必要なコンプライアンス上の課題の解決等のために、保険募集管理部門との連携を適切に行っているか。

⑦【コンプライアンス担当者の役割】

コンプライアンス担当者は、配置された当該部署におけるコンプライアンス関連情報を集約し、コンプライアンス統括部門に随時又は定期的に伝達し、当該部署における法令等遵守の取組を適切に行っているか。また、コンプライアンス担当者は、業務に関する法的知識の蓄積を図り、その機能を十分に発揮しているか。

[12] 顧客保護等管理態勢の確認検査用チェックリスト参照。

Ⅲ．個別の問題点

【検証ポイント】

・　本章においては、法令等遵守の実態に即した個別具体的な問題点について検査官が検証するためのチェック項目を記載している。本章には、代表的な法令等に関連する着眼点を記載しているが、保険会社に適用のあるその他の法令等についても、その法令等違反の防止のための適切な態勢が整備・確立され、実際に法令等違反が生じていないかを検証することに留意する。

・　Ⅲ．の各チェック項目の検証において問題点の発生が認められた場合、当該問題点がⅠ．又はⅡ．のいずれの要素の欠如又は不十分に起因して発生したものであるかをⅠ．又はⅡ．において漏れなく検証し、双方向の議論を通じて確認する。

・　検査官が発見した問題点を経営陣が認識していない場合には、特に上記Ⅰ．の各態勢及びその過程が適切に機能していない可能性も含め、厳格に検証し、双方向の議論を通じて確認する。

・　検査官は、前回検査における指摘事項のうち、軽微でない事項の改善状況について検証し、実効性ある改善策が策定され実行されているか否か確認する。

１．法令等違反行為への対応

①【法令等違反行為に係る責任の明確化】

（ⅰ）事実関係の調査・解明、関係者の責任追及、監督責任の明確化を図る態勢が、法令等違反行為の発生部署とは独立して整備されているか。

（ⅱ）法令等違反行為の行為者及びその管理責任者等に対して、責任の明確化や追及が適切に行われているか。

②【賞罰・人事考課】

賞罰・人事考課の評価項目上、法令等遵守について十分な考慮がなされているか。例えば、表彰制度について、法令等遵守の観点から問題のあった営業拠点等及び職員等を表彰の対象から除外する等、法令等遵守について十分な考慮がなされる態勢となっているか。

２．リーガル・チェック等態勢

①【取引及び業務に関するリーガル・チェック等態勢の整備】

法令等遵守規程に則り、リーガル・チェック等を行うべきものと定めたものの適法性について、事前に法的側面からの慎重な検討を経た上で実行する等、法令等遵守の観点から適切なリーガル・チェック等を実施する態勢が整備されているか。例えば、以下の事項の適法性については、特に慎重な検討を経る態勢となっているか。また、事前のリーガル・チェック等が必要な文書、取引及び業務の範囲及びリーガル・チェック等の責任の所在が、明確化され、組織全体に周知されているか。

・　新規業務の開始前における業務の適法性

・　新たに開発する商品の適法性

・　増資等におけるコンプライアンス等
・　利益相反のおそれについての検討が必要な事案
・　アームズ・レングス・ルールの適用あるグループ内の取引の適法性
・　法令上求められるディスクロージャー等
・　複雑なスキームの取引の適法性（例えば、オフバランス化を含む資産流動化、不良債権処理、益出し等の目的で行われる取引や、特殊な種類株式や社債の発行が関連する取引等）
・　優越的な地位の濫用等が懸念される取引等
・　その他法的リスクが高いと合理的・客観的に判断される文書、取引、業務等

②【リーガル・チェック等に関する留意点】

（ⅰ）リーガル・チェック等を行うに際し、各部門が業務上作成又は関与する内部規程、契約書、広告等の文書、取引、業務等について、適法性等の判断の前提となる背景事情や前提事実が適切に提供され、判断されているか。

（ⅱ）外部の弁護士等によるリーガル・チェック等を経た場合にも、取引等の実行前に法律意見の内容の十分な吟味・検討がなされているか。

（ⅲ）新規商品等に係るリーガル・チェック等については、法令等遵守の観点から適切に検討がなされているか。また、当該検討は営業推進部門から不当な影響を受けることなく行われているか。

３．業務範囲等

①【他業の制限等】

（ⅰ）保険会社の行う業務は、法第 97 条、第 98 条及び第 99 条の規定により行う業務並びに他の法律により行う業務の範疇にあるか。

（ⅱ）保険会社による保険の引受けは、法第３条第２項の免許の種類に従ったものとなっているか。

（ⅲ）保険会社の行う保険料として収受した金銭その他の資産の運用は、有価証券の取得その他法令で定める方法によっているか。

（ⅳ）保険会社は、法令で定める資産を、法令で定めるところにより計算した額を超えて運用していないか。また、保険会社の同一人（これと特殊の関係を有する者を含む。）に対する法令で定める資産の運用額は、法令で定めるところにより計算した額を超えていないか。[13]

（ⅴ）保険会社は、特定関係者等との間で、当該保険会社の取引の通常の条件と著しく異なる条件で行う資産の売買その他の取引等をしていないか。

（ⅵ）保険会社又はその子会社は、国内の会社（子会社等は除く。）の議決権について、合算して法令により許される範囲を超えて取得、保有していないか。

[13] 保険会社が子会社等を有する場合には、保険会社及びその子会社等又は子会社等の同一人に対する法令で定める資産の運用額が、合算して法令で定めるところにより計算した額を超えていないかに留意する。

②【付随業務】

保険会社の行う業務が、法第 98 条第１項の「当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務」の範疇にあるかどうかの判断に当たっては、法第 100 条において他業が禁止されていることに十分留意し、以下のような観点に考慮した取扱いとなっているか。

（ⅰ）当該業務が法第 97 条及び第 98 条第１項各号に掲げる業務に準ずるか。

（ⅱ）当該業務の規模がその業務が付随する固有業務の規模に対して過大なものとなっていないか。

（ⅲ）当該業務について、保険業との機能的な親近性やリスクの同質性が認められるか。

（ⅳ）保険会社が固有業務を遂行する中で正当に生じた余剰能力の活用に資するか。

③【保険会社の子会社等の業務の範囲】

保険会社の子会社[14]は、法第 106 条各号[15]のいずれかに該当しているか。子会社が営む従属業務（法第 106 条第２項第１号）・金融関連業務（同条同項第２号）は、法令の要件のほか、告示、監督指針に定める子会社に関する基準等を満たすものとなっているか。

４．組織犯罪等への対応

⑴　取引時確認[16、17]

①【取引時確認に関する内部規程の策定】

取締役会等は、取引時確認に関する内部規程（以下「取引時確認規程」という。）を策定させているか。取引時確認規程は、リーガル・チェック等を受け、取締役会等の承認を受けているか。取引時確認規程においては、例えば、顧客との保険契約締結にあたって取引時確認を行うべき場合が明確化されているか。[18]

②【取引時確認に関する態勢の整備】

（ⅰ）取締役会等は、取引時確認に関する責任者又は担当部署を設置しているか。

（ⅱ）取締役会等は、取引時確認に関する事項で、経営に重大な影響を与えるものについては、速やかにコンプライアンス統括部門や内部監査部門へ報告されるとともに、取締役会等に報告される態勢を整備しているか。

---

[14] 子法人等及び関連法人等の判定に当たっては、当該保険会社が金融商品取引法に基づき有価証券報告書等の作成等を行うか否かに関わらず、財務諸表等の用語、様式及び作成方法等に関する規則、「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」（平成 20 年５月 13 日付　企業会計基準委員会）その他の一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従っているかに留意する。

[15] 法第 106 条及び第 107 条に規定する「会社」には、特別目的会社、組合、投資法人、パートナーシップ、ＬＬＣその他の会社に準ずる事業体（以下「会社に準ずる事業体」という。）を含まないが、会社に準ずる事業体を通じて子会社等の業務範囲規制、他業禁止の趣旨が潜脱されていないかに留意する。

[16] 取引時確認とは、犯罪による収益の移転防止に関する法律第４条第６項に規定する取引時確認をいう。

[17] 「犯罪収益移転防止法に関する留意事項について」（平成 24 年 10 月金融庁）を参考にすること。

[18] 取引時確認規程は、必ずしも一本化されていない場合やコンプライアンス・マニュアル等に統合されている場合もある。これらの形式にこだわらず、記載すべき事項が漏れなく明文化され、取締役会等の承認を受け、必要のある役職員に周知徹底され、実効的な取引時確認に係る態勢が整備されているか否かを実証的に検証する。

（ⅲ）取締役会等は、確認記録・取引記録の作成・保存が、適切に行われる態勢を整備しているか。

③【取引時確認に関する指導・研修】

取引時確認に関する責任者又は担当部署は、取引時確認を適時・適切に実施できるよう、取引時確認規程について定期的に指導・研修を実施する等の方法により、関連する職員等に対し周知徹底しているか。

④【取引時確認の方法に関する留意点】

（ⅰ）法人との取引については、当該法人の取引時確認に加え、法人の取引担当者の本人特定事項の確認を行っているか。

（ⅱ）代理人を利用した取引については、顧客の取引時確認に加え、代理人の本人特定事項の確認を行っているか。

（ⅲ）下記イ．～ハ．のような厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引を行う場合には、顧客の本人特定事項を、通常と同様の方法に加え、追加で本人確認書類又は補完書類の提示を受ける等、通常の取引よりも厳格な方法で確認するなど、適正に（再）取引時確認を行う態勢が整備されているか。また、資産及び収入の状況の確認が義務づけられている場合について、適正に確認を行う態勢が整備されているか。

イ．取引の相手方が関連取引時確認に係る顧客等又は代表者等になりすましている疑いがある場合における当該取引

ロ．関連取引時確認が行われた際に当該関連取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客等との取引

ハ．犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第 12 条第２項に定める、犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国又は地域に居住し又は所在する顧客等との取引等

（ⅳ）海外の本･支店や現地法人、グループ会社等で取引時確認が完了している場合であっても、日本において保険契約を締結する場合等に、法令上必要な取引時確認を行っているか。

⑵　疑わしい取引[17]

①【疑わしい取引に関する内部規程の策定】

マネー・ローンダリングをはじめとする疑わしい取引について、内部規程（以下「疑わしい取引に関する規程」という。）が定められているか。疑わしい取引に関する規程は、リーガル・チェック等を受け、取締役会等の承認を受けているか。疑わしい取引に関する規程においては、例えば、以下の点が明確化される等、適切な内容となっているか。

・　疑わしい取引の判断に関する取決め（例えば、判断基準、その具体例、判断権の所在等）

・　疑わしい取引と判断した場合の取決め（例えば、疑わしい取引の届出や、必要に応じ、取引関係の解消に向けた取組みを行う旨の取決め等）

・　疑わしい取引を発見した場合の情報の伝達に関する取決め

・　疑わしい取引に関する記録の保存・管理に関する取決め

②【疑わしい取引に関する態勢の整備】

（ⅰ）取締役会等は、疑わしい取引に関する責任者又は担当部署を設置しているか。

また、取締役会等は、各役職員が、当該責任者又は担当部署に対し、疑わしい取引の可能性がある取引について、その情報を適時に伝達する態勢を整備しているか。

（ⅱ）疑わしい取引に関する責任者又は担当部署は、疑わしい取引に関する規程に則り、疑わしい取引に関する情報について、当局に対し速やかに届け出ているか。また、疑わしい取引に関する責任者又は担当部署は、ある取引が疑わしい取引であると判断した場合、疑わしい取引に関する規程又は業務細則に従い、当該取引に関し、必要に応じ適切な措置を適時に実施しているか。

（ⅲ）取締役会等は、疑わしい取引の届出を行うに当たって、当事者の属性、取引時の状況その他保険会社の保有している当該取引に係る具体的な情報により、疑わしい取引の届出が適切に行われる態勢を整備しているか。

（ⅳ）取締役会等は、疑わしい取引に関する責任者又は担当部署が営業拠点等からの疑わしい取引の報告の概要等について定期的に取締役会等に報告する態勢を整備しているか。

（ⅴ）取締役会等は、疑わしい取引に関する事項のうち、経営に重大な影響を与えるものについては、速やかにコンプライアンス統括部門や内部監査部門へ報告されるとともに、取締役会等に報告される態勢を整備しているか。

（ⅵ）取締役会等は、疑わしい取引の届出漏れがないような態勢を整備しているか。

③【疑わしい取引に関する指導・研修】

疑わしい取引に関する責任者又は担当部署は、疑わしい取引の届出や疑わしい取引に関する適切な措置を適時に実施できるよう、定期的に指導・研修を実施する等関係職員等に対し周知徹底を図っているか。

④【疑わしい取引のチェック方法に関する留意点】

（ⅰ）疑わしい取引の傾向について事例の蓄積を図り、その成果の参考事例集を作成する等して各部門への周知を図っているか。

（ⅱ）疑わしい取引として対処すべき当事者の属性や取引の性質等に係る情報の収集及び蓄積を十分に行っているか。

（ⅲ）当該保険会社が行っている疑わしい取引の届出の件数が、業務の規模・特性から見て著しく僅少である場合、疑わしい取引の判断基準等が有効に機能しているか十分に検証することに留意する。

⑶ 海外拠点のテロ資金供与及びマネー･ローンダリング対策の態勢の整備

海外拠点のテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策を的確に実施するための態勢が整備されているか。

（ⅰ）海外拠点においても、適用される現地の法令等が認める限度において、国内におけるのと同水準で、テロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策を適切に行うよう努めているか。[19]

（ⅱ）現地のテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策のために求められる義務の基準が、国内よりも高い基準である場合、海外拠点は現地のより高い基準に即した対応を行うよう努めているか。

（ⅲ）適用される現地の法令等で禁止されているため、海外拠点が国内におけるのと同水準の適切なテロ資金供与及びマネー･ローンダリング対策を講じることができない場合には、以下のような事項を速やかに金融庁又は本店所在地を管轄する財務局に情報提供するよう努めているか。

（イ）当該国・地域

（ロ）テロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策を講じることができない具体的な理由

（ハ）テロ資金供与及びマネー・ローンダリングに利用されることを防止するための代替措置を取っている場合には、その内容

５．反社会的勢力への対応

①【反社会的勢力に対応する方針、コンプライアンス・マニュアル等の整備・周知】

（ⅰ）取締役は、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断し排除することが、保険会社に対する公共の信頼を維持し、保険会社の業務の適切性及び健全性の確保のため不可欠であることを十分認識しているか。

また、反社会的勢力との関係の遮断に組織的に対応する必要性・重要性を踏まえ、担当者や担当部署だけに任せることなく取締役等が適切に関与し、組織として対応することとしているか。

（ⅱ）取締役会は、反社会的勢力との関係を遮断し、断固としてこれらを排除する方針を明確に示し、役職員に周知しているか。

（ⅲ）コンプライアンス・マニュアルにおいて、反社会的勢力への対応について、初期対応の方法を平易に記載し、担当部門の連絡先、担当責任者等を明確に記載しているか。

また、必要に応じて、子会社等においても同様の措置をとっているか。

②【反社会的勢力に対応する態勢の整備】

取締役会は、被害者救済の観点を含め個々の取引状況等を考慮しつつ、反社会的

---

[19] 特に、ＦＡＴＦ勧告を適用していない又は適用が不十分である国・地域に所在する海外拠点においても、国内におけるのと同水準の態勢の整備が求められることに留意する必要がある。

勢力に対して組織的に対応するための以下のような態勢を整備しているか。[20] [21]

（ｉ）グループ内での情報共有や業界団体等から提供された情報を活用するなど、反社会的勢力に関する内部・外部情報の収集、分析、更新（情報の追加、削除、変更等）及び一元的管理を行う部署の設置

（ⅱ）反社会的勢力に関する情報等を活用した適切な事前審査を実施するとともに、契約書や取引約款への暴力団排除条項の導入を徹底するなど、反社会的勢力との取引を防止するための態勢の整備 [22]

（ⅲ）関係部門間の横断的協力態勢及び取締役等に対する報告を含む迅速かつ適切な連絡態勢の整備

（ⅳ）既存の債権や契約の適切な事後検証を行うための態勢の整備

（ⅴ）反社会的勢力からの不当な請求等を防止するための保険金等支払管理態勢の整備

（ⅵ）反社会的勢力であると判明した場合に利益供与にならないよう配意するとともに資金提供や不適切・異例な取引を行わず、契約解消に向けた取組みを行う態勢及び実際に反社会的勢力に対応する担当者の安全を確保し担当部署を支援するための態勢の整備

③【反社会的勢力に対応する担当部署の役割】

（ｉ）担当部署は、役職員より反社会的勢力への対応について連絡があった場合に、必要に応じて警察等関係行政機関、弁護士、弁護士会等との連携をとりつつ、株式会社整理回収機構のサービサー機能を活用するなど、適切な対処に向けた指導を行っているか。

（ⅱ）担当部署は、役職員に対し、反社会的勢力対応規程及びコンプライアンス・マニュアルの該当部分について、研修・指導等の方法により周知・徹底しているか。

---

[20] 一般社団法人日本経済団体連合会「企業行動憲章実行の手引き」等を適宜参照。

[21] 保険会社単体のみならず、グループ一体となって反社会的勢力の排除に取り組む態勢の整備や、グループ外の他社（信販会社等）との提携による金融サービスの提供などの取引を行う場合における反社会的勢力の排除に取り組む態勢の整備を含む。

[22] 提携ローン（ただし、加盟店を通じて顧客からの申込みを受けた信販会社が審査・承諾し、信販会社による保証を条件に保険会社が当該顧客に対して資金を貸し付ける４者型のローン）については、暴力団排除条項を導入した上、保険会社が自ら事前審査を実施するとともに、提携先の信販会社における暴力団排除条項の導入状況や反社会的勢力に関するデータベースの整備状況等を検証する態勢の整備を含む。

保険募集管理態勢の確認検査用チェックリスト

Ｉ．経営陣による保険募集管理態勢の整備・確立状況

【検証ポイント】

・　本チェックリストにおいて、「保険募集管理」とは、保険募集に関する法令等の遵守を確保し適正な保険募集を実現するため必要となる管理をいう。

・　保険会社及び保険募集人における保険募集管理態勢の整備・確立は、顧客の保護の観点から重要であるのみならず、保険会社及び保険募集人の業務の健全かつ適切な運営及び保険募集の公正の観点から極めて重要であり、経営陣には、これらの態勢の整備・確立を自ら率先して行う役割と責任がある。

・　保険募集人の属性は、例えば、保険会社の営業職員、専属代理店、乗合代理店、兼業代理店等と多岐にわたるため、一律の管理態勢では不十分であることを意識して、態勢の整備・確立を行う必要がある。

・　検査官は、経営陣が、①方針の策定、②内部規程・組織体制の整備、③評価・改善態勢の整備をそれぞれ適切に行っているかといった観点から、保険募集管理態勢が有効に機能しているか否か、取締役会の役割と責任が適切に果たされているかをＩ．のチェック項目を活用して具体的に確認する。

・　Ⅱ．以降のチェック項目の検証において問題点の発生が認められた場合、当該問題点がＩ．のいずれの要素の欠如又は不十分に起因して発生したものであるかを漏れなく検証し、双方向の議論を通じて確認する。

・　検査官が認識した弱点・問題点を経営陣が認識していない場合には、特に、態勢が有効に機能していない可能性も含めて検証し、双方向の議論を通じて確認する。

・　検査官は、前回検査における指摘事項のうち、軽微でない事項の改善状況について検証し、実効性ある改善策が策定され実行されているか否か確認する。

１．方針の策定

①【取締役の役割・責任】

取締役は、保険募集に関する法令等の遵守の徹底が顧客の保護、保険会社への信頼の維持並びに業務の健全性及び適切性の確保のために必要不可欠であることを十分に認識し、保険募集に関する法令等の遵守を重視しているか。

また、保険募集管理の担当取締役は、保険募集に関する法令等の内容を理解するだけでなく、当該法令等の遵守の状況のモニタリング・当該法令等の遵守の徹底等の方法を十分に理解し、この理解に基づき当該保険会社における当該法令等の遵守の現状を的確に認識し、保険会社の販売チャネルの特性を踏まえつつ、適正な保険募集管理態勢の整備・確立に向けた方針及び具体的な方策を検討しているか。

②【保険募集管理方針の整備・周知】

取締役会は、経営方針に則り、保険募集管理に関する基本方針（以下「保険募集管理方針」という。）を定め、組織全体及び保険募集人に周知させているか。保険募集人については、その属性を踏まえ、周知方法を工夫しているか。

③【方針策定プロセスの見直し】

取締役会は、定期的に又は必要に応じて随時、保険募集管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、方針策定のプロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

２．内部規程・組織体制の整備

①【内部規程の整備・周知】

取締役会等は、保険募集管理方針に則り、保険募集に関する取決めを明確に定めた内部規程（以下「保険募集管理規程」という。）を、保険募集管理の担当部門（以下「保険募集管理部門」という。）の管理者（以下本チェックリストにおいて単に「管理者」という。）に策定させ、組織内及び保険募集人に周知させているか。取締役会等は、保険募集管理規程についてリーガル・チェック等を経て、保険募集管理方針に合致することを確認した上で承認しているか。

②【保険募集管理部門の態勢整備】

（ⅰ）取締役会等は、保険募集管理方針及び保険募集管理規程に則り、保険募集管理部門を設置し、所掌事項を明確にして権限を付与し、適切な役割・機能を発揮させる態勢を整備しているか。[1]

（ⅱ）取締役会は、保険募集管理部門に、当該部門を統括するために必要な知識と経験を有する管理者を配置し、当該管理者に対し管理業務の遂行に必要な権限を与えて管理させているか。

（ⅲ）取締役会等は、保険募集管理部門に、その業務の遂行に必要な知識と経験を有する人員を適切な規模で配置し、当該人員に対し業務の遂行に必要な権限を与えているか。[2]

（ⅳ）取締役会等は、保険募集管理部門について営業推進部門等からの独立性を確保することなどにより、牽制機能が発揮される態勢を整備しているか。特に、保険募集管理部門が他の業務との兼務をする場合、営業推進部門等からの干渉を防止する態勢となっているかに留意する。

（ⅴ）取締役会等は、保険募集に関する法令等の遵守について、保険募集管理部門とコンプライアンス統括部門との相互の連携・協力が必要に応じて十分に図られる態勢

[1] 保険募集管理部門を独立した態様で設置しない場合（例えば、コンプライアンス統括部門等他の部門と統合した一つの部門を構成する場合のほか、他の業務と兼担する部署が保険募集管理を担当する場合や、部門や部署ではなく責任者が保険募集管理を担当する場合等）には、当該保険会社の規模・特性に応じ、その態勢のあり方が十分に合理的で、かつ、機能的な側面から見て部門を設置する場合と同様の機能を備えているかを検証する。

[2] 人員の配置及び権限の付与についての権限が取締役会等以外の部署・役職にある場合には、その部署・役職の性質に照らし、牽制機能が働く等合理的なものとなっているか否かを検証する。

を整備しているか。

③【営業推進部門等及び保険募集人における保険募集管理態勢の整備】

取締役会等は、管理者又は保険募集管理部門を通じ、営業推進部門等及び保険募集人に対し、保険募集管理に関して遵守すべき法令等、内部規程・業務細則等を周知させ、遵守させる態勢を整備するなど、保険募集管理の実効性を確保する態勢を整備しているか。

例えば、管理者又は保険募集管理部門に、営業推進部門等及び保険募集人が遵守すべき法令等、内部規程・業務細則等を特定させ、効果的な研修を定期的に行わせる等の具体的な施策を行うよう指示しているか。

④【保険募集コンプライアンス・マニュアルの整備・周知】

取締役会は、管理者に、保険募集管理方針及び保険募集管理規程に沿って、保険募集に関して役職員等が遵守すべき法令等の解説、適正な保険募集のために履践すべき顧客説明等に関する手続等を具体的に示した手引書（以下「保険募集コンプライアンス・マニュアル」という。）を策定させ、承認した上で組織全体及び保険募集人に周知させているか。また、保険募集コンプライアンス・マニュアルの重要な見直しについては、取締役会が承認しているか。

⑤【保険募集コンプライアンス・プログラムの整備・周知】

取締役会は、管理者に、保険募集管理方針及び保険募集管理規程に沿って、保険募集に関するコンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画（内部規程の整備、職員等の研修計画等。以下「保険募集コンプライアンス・プログラム」という。）を最長でも年度毎に策定させ、承認した上で組織全体に周知させているか。[3]

また、代表取締役及び取締役会は、その進捗状況や達成状況を定期的にかつ正確に把握・評価しているか。さらに、保険募集コンプライアンス・プログラムの実施状況を業績評価や人事考課等に衡平に反映する態勢を整備しているか。

⑥【取締役会等への報告・承認態勢の整備】

取締役会等は、報告事項及び承認事項を適切に設定した上で、管理者に、定期的に又は必要に応じて随時、取締役会等に対し保険募集管理の状況を報告させ、又は承認を求めさせる態勢を整備しているか。特に、経営に重大な影響を与える、又は顧客の利益が著しく阻害される事案については、取締役会等に対し速やかに報告させる態勢を整備しているか。

⑦【監査役への報告態勢の整備】

取締役会は、監査役へ直接報告されるべき事項を特定した場合には、報告事項を適切に設定した上で管理者から直接報告を行わせる態勢を整備しているか。[4]

---

[3] 保険募集コンプライアンス・プログラムは、コンプライアンス・プログラム（法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト参照）等に一体化されている場合もある。これらの形式にこだわらず、保険募集に関するコンプライアンスの実現のために必要な実践計画が具体的に策定され、取締役会の承認を受け、組織全体に周知徹底され、保険募集が適切になされる態勢となっているか否かを実証的に検証する。

[4] このことは、監査役が自ら報告を求めることを妨げるものではなく、監査役の権限及び活動を何ら制限

⑧【内部監査実施要領及び内部監査計画の策定】

取締役会等は、内部監査部門又は内部監査部門長に、保険募集管理について監査すべき事項を適切に特定させ、内部監査の実施対象となる項目及び実施手順を定めた要領（以下「内部監査実施要領」という。）並びに内部監査計画を策定させた上で承認しているか。[5]

⑨【内部規程・組織体制の整備プロセスの見直し】

取締役会等は、定期的に又は必要に応じて随時、保険募集管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、内部規程・組織体制の整備プロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

３．評価・改善活動

⑴　分析・評価

①【保険募集管理態勢の分析・評価】

取締役会等は、監査役監査、内部監査及び外部監査[6]の結果、各種調査結果並びに各部門からの報告等全ての保険募集管理の状況に関する情報に基づき、保険募集管理の状況を的確に分析し、保険募集管理の実効性の評価を行った上で、態勢上の弱点、問題点等改善すべき点の有無及びその内容を適切に検討するとともに、その原因を適切に検証しているか。また、必要な場合には、利害関係者以外の者によって構成された調査委員会等を設置する等、その原因究明については万全を期しているか。

②【分析・評価プロセスの見直し】

取締役会等は、定期的に又は必要に応じて随時、保険募集管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、分析・評価プロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

⑵　改善活動

①【改善の実施】

取締役会等は、上記３．⑴の分析・評価及び検証の結果に基づき、必要に応じて改善計画を策定しこれを実施する等の方法により、適時適切に当該問題点及び態勢上の弱点の改善を実施する態勢を整備しているか。

②【改善活動の進捗状況】

するものではないことに留意する。

[5] 内部監査計画についてはその基本的事項について承認すれば足りる。

[6] ここに言う外部監査は、会計監査人による財務諸表監査に限定するものではないが、現状では、制度上義務付けられている財務諸表監査及び同監査手続の一環として実施される内部管理態勢の有効性等の検証以外の外部監査を義務付けるものではないことに留意する必要がある。

ただし、保険会社が、内部管理態勢の有効性等を確保するため、財務諸表監査と別に外部監査を受けている場合は、財務諸表監査の結果と併せて、内部管理態勢の有効性等を総合的に検証することとなる。

取締役会等は、改善の実施について、その進捗状況を定期的に又は必要に応じて随時、検証し、適時適切にフォローアップを図る態勢を整備しているか。

③【改善プロセスの見直し】

取締役会等は、定期的に又は必要に応じて随時、保険募集管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、改善プロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

Ⅱ．管理者による保険募集管理態勢の整備・確立状況

【検証ポイント】

・　本章においては、管理者及び保険募集管理部門が果たすべき役割と負うべき責任について検査官が検証するためのチェック項目を記載している。

・　Ⅱ．の各チェック項目の検証において問題点の発生が認められた場合、当該問題点がⅠ．のいずれの要素の欠如又は不十分に起因して発生したものであるかを漏れなく検証し、双方向の議論を通じて確認する。

・　検査官が発見した問題点を経営陣が認識していない場合には、特に上記Ⅰ．の各態勢及びその過程が適切に機能していない可能性も含め、厳格に検証し、双方向の議論を通じて確認する。

・　検査官は、前回検査における指摘事項のうち、軽微でない事項の改善状況について検証し、実効性ある改善策が策定され実行されているか否か確認する。

１．管理者の役割・責任

⑴　内部規程等の策定

①【保険募集管理規程の整備・周知】

管理者は、保険募集に関して遵守すべき法令等を十分に理解し、保険募集管理方針に則り、保険募集管理規程を策定しているか。保険募集管理規程は、取締役会等の承認を受けた上で、組織内及び保険募集人に周知されているか。保険募集人については、その属性を踏まえ、周知方法を工夫しているか。

②【保険募集管理規程の内容】

保険募集管理規程の内容は、業務の特性に応じ、保険募集に関して役職員等が遵守すべき法令等の遵守に関する取決めを網羅し、適切に規定されているか。例えば、以下の項目について明確に記載される等、適切なものとなっているか。

- 保険募集管理部門の役割・責任及び組織に関する取決め
- 法令等遵守に関する情報（例えば、顧客からの苦情、営業職員の勤務状況、不祥事件に関する調査報告、保険契約継続の状況、経費支出状況等の法令等遵守に関する問題を適時かつ的確に認識するために必要となる情報）のうち、保険募集に関するもの（以下「募集コンプライアンス関連情報」という。）の収集、管理、分析及び検討に関する取決め
- 保険募集に関する法令等遵守のモニタリング（代理店における状況に係るものを含む。）に関する取決め
- 保険募集用の資料等及び広告（以下「保険募集資料等」という。）に係るリーガル・チェック等に関する取決め
- 保険募集管理部門が行った調査に関する記録の保存・管理等に関する取決め
- 新規商品等の承認・審査に関する取決め
- 保険募集人の採用・委託・登録等に関する取決め（採用・委託の対象者の適

格性を審査するための審査基準を含む。）

- 保険募集を行う者が遵守すべき事項に関する取決め（例えば、保険募集を行う者が確保すべき知識水準等の資質、顧客のニーズないし属性の確認、契約締結までに行う保険契約の内容及びリスク等の説明に関する取決め等）
- 保険募集において顧客に説明すべき重要な事項及びリスクの明示に関する取決め
- 保険募集に関する法令等遵守に係る研修・指導等の実施に関する取決め
- 代理店との契約を解除する場合の顧客情報の取扱いに関する取決め
- 取締役会等及び監査役への報告に関する取決め
- コンプライアンス統括部門との間の連携・情報伝達に関する取決め

③【保険募集コンプライアンス・マニュアルの整備・周知】

管理者は、保険募集管理の重要性を十分に理解し、保険募集管理方針及び保険募集管理規程に沿って、保険募集コンプライアンス・マニュアルを策定しているか。保険募集コンプライアンス・マニュアルの策定及び重要な見直しについては、取締役会の承認を受けた上で役職員等に周知しているか。

④【保険募集コンプライアンス・マニュアルの内容等】

（ｉ）保険募集コンプライアンス・マニュアルの内容は、保険会社の業務の内容及び方法に応じ、保険募集に関して役職員等が遵守すべき法令等の解説、適正な保険募集のために履践すべき顧客説明等に関する手続等を網羅し、平易かつ適切に規定されているか。

例えば、以下の点について、明確に規定する等適切な内容となっているか。

- 保険募集に関して役職員等が遵守すべき法令等の解説
- 保険募集業務に即した遵守すべき法令等に関する具体的かつ詳細な留意点（法第 307 条第１項第３号に該当するおそれのあるもの等の不適切な行為に関する具体的な例示を含む。）
- 適正な保険募集のために履践すべき顧客説明等に関する手続等（保険商品に存在するリスク及び顧客に説明すべき重要な事項の内容、顧客のニーズないし属性の確認に関する手続、顧客に交付すべき書面の内容・交付時期・交付の手続、顧客の理解の確認手続、その他顧客説明等における留意点等）
- コンプライアンス統括部門及び顧客サポート等管理責任者等に対する情報の連絡に関する手続

（ⅱ）保険募集コンプライアンス・マニュアルの記載のあり方等は、対象とする役職員等の属性等に適合したものとなっているか。例えば、保険募集人に対しては、その職務内容に則した保険募集コンプライアンス・マニュアルが策定されているか。

⑤【保険募集コンプライアンス・プログラムの策定】

管理者は、保険募集管理の重要性を十分に理解し、保険募集管理方針及び保険募集管理規程に沿って、最長でも年度毎に合理的な内容の保険募集コンプライアン

ス・プログラムを策定しているか。保険募集コンプライアンス・プログラムの策定及び重要な見直しについては、取締役会の承認を受けた上で組織全体に周知しているか。

⑵ 態勢の整備

①【管理者による保険募集管理部門の態勢整備】

管理者は、保険募集管理方針及び保険募集管理規程に基づき、保険募集に関し、適切な法令等遵守を確保し、法令等違反行為ないし不適切な行為（以下「法令等違反行為等」という。）の未然防止及び再発防止を徹底するため、保険募集管理部門の態勢を整備し、牽制機能を発揮させるための施策を実施しているか。

②【関係業務部門及び営業拠点並びに保険募集人における保険募集管理に係る態勢の整備】

管理者は、保険募集管理規程、保険募集コンプライアンス・マニュアル及びその他の保険募集管理に関する取決めを保険募集に携わる関係業務部門及び営業拠点並びに保険募集人に遵守させ、適正な保険募集を行わせるための態勢を整備し、その実効性を確保するための具体的施策を実施しているか。

なお、代理店は、保険会社の内部組織には属さない独立の存在であり、その中でも、大規模な乗合代理店等には保険会社に対して強い交渉力等を有しているものもあるが、上記の態勢の整備や具体的施策の実施は、それらの代理店に対しても確実に行っていかねばならないものであることに留意する。

③【募集コンプライアンス関連情報の収集、管理、分析及び検討】

管理者は、保険会社の業務の特性に応じ、保険会社の各部署等に散在する募集コンプライアンス関連情報を適時にかつ効率的に収集する手段を講じているか。また、収集した募集コンプライアンス関連情報を適切に管理するとともに、その内容を分析し、保険募集に関する法令等違反行為等の未然防止、再発防止を含む保険募集管理態勢の改善に役立てることができるような態勢を整備しているか。

④【連絡・連携態勢】

（ⅰ）管理者は、管理者自ら又は保険募集管理部門を通じ、各種募集コンプライアンス関連情報が所在する部門との情報の連絡及び連携を密接にしているか。

（ⅱ）管理者は、必要に応じ、保険募集に関係する業務部門及び営業拠点等毎に配置されたコンプライアンス担当者[7]との連携をとっているか。

⑤【モニタリング態勢】

管理者は、関係業務部門及び営業拠点並びに保険募集人における保険募集に関する法令等遵守を確保するため、定期的に又は必要に応じて随時、各部門等に対し当該関係の法令等遵守の状況の報告を求める方法、コンプライアンス担当者から継続的に情報を収集する方法、実地調査を行う方法等により、各部門等における当該法

[7] 法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト参照。

令等の遵守の状況を継続的にモニタリングする態勢を整備しているか。

⑥【保険募集に関する法令等違反行為等の処理態勢】

管理者は、募集コンプライアンス関連情報の分析や他の部署等からの連絡・通報等を通じて、保険募集に関して法令等違反行為等の疑いがあると判断した場合には、速やかに事実関係を調査させ、不祥事件に係る届出に関してコンプライアンス統括部門と連携する態勢を整備しているか（他の適切な部署に調査・検証等を行わせることを含む。）。また、調査・分析結果の還元による再発防止等の対応を行う態勢を整備しているか。

特に、早期失効・早期解約時等の契約確認等、類型的に不祥事件の可能性が高い契約ないし事案に関しては、保険募集上の問題の有無を早期にチェックする態勢となっているか。

⑦【保険募集資料等の表示に関する管理態勢】

管理者は、保険募集資料等について、事前に保険募集管理部門や商品開発部門等によるリーガル・チェック等を受け、保険業法（金融商品取引法の準用部分を含む。）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及びその告示、不当景品類及び不当表示防止法その他の関係法令等に反しないものになっているか、保険商品の内容等の表示として正確か、顧客に対する説明として十分かつ適切なものになっているか等に関する確認がなされる態勢を整備しているか。

また、営業拠点及び保険募集人が独自に用いる保険募集資料等については、本社で集中管理するなどの方法により、表示内容に係る審査が漏れなく行われる態勢を整備しているか。

⑧【顧客サポート等管理責任者等との連携】

（ⅰ）管理者は、顧客サポート等管理責任者[8]等と適切に連携し、保険募集に関する顧客からの相談・苦情等[9]について苦情と認識すべきもの及び苦情となるおそれがあるものについて、迅速にかつ幅広く情報を取得する態勢を整備しているか。

（ⅱ）管理者は、相談・苦情等の中で保険募集に関する法令等違反行為等又はその疑いに関する情報が含まれるものについて、情報を保有する部門、部署、個人等から適切に情報を報告させ、取得し、分析・検討の上、顧客サポート等管理責任者等に還元を行う態勢を整備しているか。

（ⅲ）管理者は、保険募集に関する相談・苦情等の中で、必要と判断する事案については、利害関係のない者による適切かつ十分な調査により原因究明を図る態勢を整備しているか。

⑨【コンプライアンス統括部門との連携】

管理者は、保険募集に関するコンプライアンス上の課題の解決等のために、コンプライアンス統括部門と適切に連携する態勢を整備しているか。

---

[8] 顧客保護等管理態勢の確認検査用チェックリスト参照。
[9] 顧客保護等管理態勢の確認検査用チェックリスト参照。

⑩【研修・指導態勢】

管理者は、保険募集コンプライアンス・マニュアルの内容を役職員等に周知徹底させているか。また、保険募集に関して遵守すべき法令等、保険契約ないし保険商品に関する知識、保険募集資料等の使用方法等の適正な保険募集のために必要となる事項について、十分な研修・指導を行わせる態勢を整備しているか。

⑪【新規商品等に関する態勢整備】

管理者は、新規商品等に関し、新商品委員会等の要請を受けた場合、新規商品等管理方針や保険募集管理規程等に基づき、事前に当該新規商品等に関する規制、内部規程等を調査し、保険募集管理の観点から生じうる問題点を洗い出した上で、新商品委員会等に報告する態勢を整備しているか。

⑫【取締役会等への報告態勢】

管理者は、定期的に又は必要に応じて随時、取締役会等に対し、取締役会等が設定した報告事項を報告する態勢を整備しているか。特に、経営に重大な影響を与える、又は顧客の利益が著しく阻害される事案については、取締役会等に対し速やかに報告しているか。

⑬【監査役への報告態勢】

管理者は、取締役会の決定事項に従い、監査役へ直接報告を行っているか。

⑶　評価・改善活動

管理者は、定期的に又は必要に応じて随時、保険募集コンプライアンス・マニュアルをはじめとする各種関連規程の遵守状況等、保険募集に関する法令等遵守の状況に関する報告・調査結果、モニタリングの結果等を踏まえ、保険募集管理態勢の実効性を検証し、適時に各種関連規程（保険募集コンプライアンス・マニュアルを含む。）、組織体制、研修・指導の実施、モニタリングの方法等の見直しを行い、必要に応じて取締役会等に対し改善のための提言を行っているか。

２．保険募集管理部門の役割・責任

①【保険募集管理に係る具体的施策の実施】

保険募集管理部門は、関係業務部門及び営業拠点並びに保険募集人に対し、保険募集に関する法令等遵守を確保するための具体的な方策を指示し、営業拠点及び保険募集人における保険募集が適正に行われるよう、指導・監督を行う等適切に管理しているか。

②【連絡・情報収集の実施】

保険募集管理部門は、保険募集に関する法令等遵守の徹底を図る観点から、保険会社の各部署等に散在する募集コンプライアンス関連情報を収集、管理、分析及び検討し、その結果に基づき適時に適切な措置・方策を講じているか。特に、関係業務部門及び営業拠点等におけるコンプライアンス担当者との密接な連携を図り、情

報収集を行っているか。

③【保険募集に関する法令等遵守についてのモニタリングの実施】

保険募集管理部門は、保険募集に関する法令等遵守を徹底する観点から、関係業務部門及び営業拠点並びに保険募集人における保険募集に関する法令等遵守の状況につき、継続的なモニタリングを実施しているか。

例えば、定期的に又は必要に応じて随時、コンプライアンス担当者から、保険募集に関する法令等遵守の状況の報告を求め、又は継続的に情報を収集し、適時に実地調査を行う等の方法によりモニタリングを行っているか。

④【保険募集に関する法令等違反行為等への対処】

（ⅰ）保険募集管理部門は、募集コンプライアンス関連情報の分析や他の部署等からの連絡・通報等を通じて、保険募集に関して法令等違反行為等の疑いがある事象について、当該行為等の事実の有無及び問題点の有無について、直ちに事実確認を実施し、又は事件と利害関係のない部署に事実確認させた上で、法令等違反行為等の事実の有無やコンプライアンス上の弱点の有無について検証しているか。

（ⅱ）保険募集管理部門は、上記（ⅰ）の事実確認の結果、法令等違反行為等に該当する又はそのおそれが強いと判断した事象について、直ちに管理者に報告するとともに、不祥事件としての届出に関するコンプライアンス統括部門との連携を含め、関連する部門又は部署等と連携して適切な対処を行っているか。

（ⅲ）保険募集管理部門は、適時適切に保険募集に関する法令等違反行為等についてその背景、原因、影響の範囲等について調査し、又は事件と利害関係のない部署に調査させた上で分析し、その結果を管理者に報告しているか。

（ⅳ）保険募集管理部門は、上記（ⅲ）の分析結果を、再発防止の観点から関係業務部門や営業拠点の管理者等に還元するとともに、将来の未然防止のための措置を速やかに講じ、又は他の部門に講じさせているか。

⑤【保険募集資料等の適切な表示の管理】

保険募集管理部門は、保険募集資料等に関するリーガル・チェック等を適切に実施するとともに、営業拠点及び保険募集人が独自に用いるものを含め、全ての保険募集資料等について、表示内容に係る審査が漏れなく行われるように、管理等を適切に行っているか。

⑥【顧客サポート等管理責任者等との連携】

（ⅰ）保険募集管理部門は、顧客保護等管理態勢における顧客サポート等管理責任者等との連携を適切に行い、顧客サポート等を円滑にするため助言を行っているか。

（ⅱ）保険募集管理部門は、顧客からの保険募集に関する相談・苦情等について苦情と認識すべきもの及び苦情となるおそれがあるものについて、迅速にかつ幅広く情報を取得しているか。

（ⅲ）保険募集管理部門は、保険募集に関する相談・苦情等の中で法令等違反行為等又はその疑いに関する情報が含まれるものについて、情報を保有する部門、部署、個

人等から適切に情報を報告させ、取得し、分析・検討の上、顧客サポート等管理責任者等に還元を行っているか。

（ⅳ）保険募集管理部門は、保険募集に関する相談・苦情等の中で、必要と判断する事案については、利害関係のない者による適切かつ十分な調査により原因究明を図っているか。

⑦【コンプライアンス統括部門との連携】

保険募集管理部門は、保険募集に関するコンプライアンス上の課題の解決等のために、コンプライアンス統括部門との連携を適切に行っているか。

⑧【保険募集管理に係るコンプライアンス担当者の役割】

コンプライアンス担当者は、配置された当該部署の業務の性質等に応じ、当該部署における募集コンプライアンス関連情報を集約し、保険募集管理部門に随時又は定期的に伝達し、当該部署における保険募集に関する法令等遵守の取組を適切に行っているか。

⑨【新規商品等に関する取扱い】

保険募集管理部門は、新規商品等の取扱いを行う場合に、事前に当該新規商品等に関する規制、内部規程等を調査し、保険募集管理の観点から生じうる問題点を洗い出しているか。これらの検討に当たっては、営業推進部門から不当な影響を受けることなく行っているか。

また、保険募集時において顧客に対し適切な対応が図られるよう態勢を整備しているか。例えば、販売商品に係る販売資料の作成・確認を適切に行っているか。

Ⅲ．個別の問題点

【検証ポイント】
- 本章においては、保険募集管理の実態に即した個別具体的な問題点について検査官が検証するためのチェック項目を記載している。
- Ⅲ．の各チェック項目の検証において問題点の発生が認められた場合、当該問題点がⅠ．又はⅡ．のいずれの要素の欠如又は不十分に起因して発生したものであるかをⅠ．又はⅡ．において漏れなく検証し、双方向の議論を通じて確認する。
- 検査官が発見した問題点を経営陣が認識していない場合には、特に上記Ⅰ．の各態勢及びその過程が適切に機能していない可能性も含め、厳格に検証し、双方向の議論を通じて確認する。
- 検査官は、前回検査における指摘事項のうち、軽微でない事項の改善状況について検証し、実効性ある改善策が策定され実行されているか否か確認する。

１．保険募集に共通する問題点

①【保険募集人の採用・委託・登録（届出）】

（ⅰ）保険募集人の採用、委託は、その適格性を審査するための審査基準（保険募集に関する法令、保険契約に関する知識、保険募集の業務遂行能力、本来業務の事業内容、事業目的等）に従って適切に行われているか。

また、他の保険会社を所属保険会社とする保険募集人を採用、委託する場合において、自らの商品に類似する当該他の保険会社の商品がある場合には、不当な乗換募集の防止等についての方策を講じているか確認しているか。

（ⅱ）委託契約の内容の適切性を確認する態勢となっているか。

（ⅲ）無登録募集、登録前募集を防止する態勢となっているか。

（ⅳ）登録原簿の整備、必要事項の記載及び訂正は適切に行われる態勢となっているか。

（ⅴ）必要届出事項の処理遅延を回避する態勢となっているか。特に、保険募集人からの登録抹消届出書類の提出後、直ちに処理を行っているか。

②【保険募集の適正】

（ⅰ）保険募集行為が法第 300 条第１項各号に定める禁止行為や法第 307 条第１項第３号の「保険募集に関し著しく不適当な行為」その他の不適切な行為に該当しないよう方策を講じているか。

特に、以下の行為については、不適切な行為に該当する可能性が高いことに留意する。

- 保険料の横領・流用
- 印鑑不正使用
- 無面接募集（面接が必要とされていない契約に関する募集を除く。）
- 作成契約（架空契約）、名義借契約、無断契約
- 付績行為（成績の計上操作）、不正な勤務実態の作出

（ⅱ）告知に関する適切な募集管理態勢を確保するための方策を講じているか。
例えば、告知事項について、分かりやすく、必要事項を明確にした告知書を用いるなど、顧客が適切な告知を行うための措置を講じているか。
（ⅲ）保険本来の趣旨を逸脱した募集活動や保険契約獲得のための不適正な行為を防止するための措置を講じているか。例えば、当初から短期の中途解約を前提とした契約を推奨するような募集活動、銀行等への過度の協力預金による顧客の獲得、保険料ローンを不正に利用した募集などの排除に取組んでいるか。
（ⅳ）各保険商品について引受基準を遵守するように営業拠点及び保険募集人を指導・管理しているか。
例えば、営業を優先して引受基準を充足しない者について契約を締結するなど、他の顧客との公平性を欠いた保険募集を防止するための措置を講じているか。
（ⅴ）保護機構に加入していることに関して、規則第53条第１項第８号の説明を行うとともに、その際、同機構の資金援助が、一定の条件、限度において実施されるものであり、保険契約が完全に保証されるものではないことを表示しているか。
（ⅵ）クーリング・オフ制度は顧客に周知徹底され、かつ適正に実施されているか。

③**【不正な保険契約発生の防止策】**

（ⅰ）不正な保険契約発生回避に資する情報を活用できる態勢となっているか。
（ⅱ）保険金支払事由発生後の契約締結の仮装（いわゆるアフロス）、保険金詐取目的契約など、保険募集人による不正行為の防止のために適切な方策を採っているか。
（ⅲ）㈳生命保険協会の「契約内容登録制度・契約内容照会制度」、㈳日本損害保険協会の「契約内容登録制度」又はこれに代わり得る確認方法を活用し、その結果を適切に記録する態勢が整備されているか。

④**【顧客に対する説明等】**

（ⅰ）適正な保険募集のために、保険会社又は保険募集人は、顧客の意向を把握し、これに沿った保険契約の締結等の提案、当該保険契約の内容の説明及び保険契約の締結等に際して、顧客の意向と当該保険契約の内容が合致していることを顧客が確認する機会の提供（意向確認書面の利用等による意向の確認等）を行っているか。[10]
イ．意向把握・確認の具体的方法については、取り扱う商品や募集形態を踏まえたうえで、保険会社又は保険募集人の創意工夫により、以下又はこれと同等の方法を用いているか。
（イ）保険金額や保険料を含めた当該顧客向けの個別プランを説明する前に、当該顧客の意向を把握する。その上で、当該意向に基づいた個別プランを提案し、当該プランについて当該意向とどのように対応しているかも含めて説明する。
その後、最終的な顧客の意向が確定した段階において、その意向と当初把握した主な顧客の意向を比較し、両者が相違している場合にはその相違点を

[10] 本項目により具体的事例を検証する際には、監督指針を踏まえる必要があることに留意する。

確認する。

（ロ）保険金額や保険料を含めた当該顧客向けの個別プランを提案する都度、保険会社又は保険募集人が、どのような意向を推定（把握）して当該プランを設計したかの説明を行い、当該プランについて、当該意向とどのように対応しているかも含めて説明する。

その後、最終的な顧客の意向が確定した段階において、その意向と保険会社又は保険募集人が把握した主な顧客の意向を比較し、両者が相違している場合にはその相違点を確認する。

（ハ）自動車や不動産購入等に伴う補償を望む顧客に対し、主な意向・情報を把握したうえで、個別プランの作成・提案を行い、主な意向と個別プランの比較を記載するとともに、保険会社又は保険募集人が把握した顧客の意向と個別プランの関係性をわかりやすく説明する。

（ニ）上記（イ）～（ハ）の場合、契約締結前の段階において、当該意向と契約の申込みを行おうとする保険契約の内容が合致しているかどうかを確認（＝「意向確認」）する。

（ホ）上記（イ）～（ハ）の場合においては、規則第227条の2第3項第3号ロに規定する一年間に支払う保険料の額（保険期間が一年未満であって保険期間の更新をすることができる保険契約にあっては、一年間当たりの額に換算した額）が五千円以下である保険契約における意向把握について、商品内容・特性に応じて適切に行うものとする。

（ヘ）事業者の事業活動に伴って生ずる損害をてん補する保険契約については、顧客の保険に係る知識の程度や商品特性に応じて適切な意向把握及び意向確認を行うものとする。

（ト）規則第227条の2第2項に定める団体保険の保険契約者である団体が被保険者となる者に対して加入勧奨を行う場合は、保険商品が被保険者の意向に合致した内容であることを確認する機会を確保するための措置を講じるものとする。

ロ．例えば、以下のような顧客の意向に関する情報を把握・確認しているか。

（イ）第一分野の保険商品及び第三分野の保険商品について

・　どのような分野の保障を望んでいるか。

（死亡した場合の遺族保障、医療保障、医療保障のうちガンなどの特定疾病に備えるための保障、傷害に備えるための保障、介護保障、老後生活資金の準備、資産運用など）

・　貯蓄部分を必要としているか。

・　保障期間、保険料、保険金額に関する範囲の希望、優先する事項がある場合はその旨

（ロ）　第二分野の保険商品について

・　どのような分野の補償を望んでいるか。
（自動車保険、火災保険などの保険の種類）
・　顧客が求める主な補償内容
・　補償期間、保険料、保険金額に関する範囲の希望、優先する事項がある場合はその旨

ハ. 保険会社及び保険募集人においては、法第294 条の2に基づき、契約の申込みを行おうとする保険商品が顧客の意向に合致した内容であることを顧客が確認する機会を確保し、顧客が保険商品を適切に選択・購入することを可能とするため、そのプロセス等を内部規程・業務細則等で定めるとともに、所属する保険募集人に対して適切な教育・管理・指導を実施するほか、以下のような態勢が整備されているか。

（イ）意向把握に係る態勢整備

保険会社又は保険募集人のいずれか、又は双方において、意向把握に係る業務の適切な遂行を確認できる措置を講じているか。例えば、適切な方法により、保険募集のプロセスに応じて、意向把握に用いた帳票等（例えば、アンケートや設計書等）であって、上記イ．（イ）～（ハ）に規定する顧客の最終的な意向と比較した顧客の意向に係るもの及び最終的な意向に係るものを保存するなどの措置を講じているか。

（ロ）意向確認に係る態勢整備

規則第53 条の7 第1 項及び規則第227条の7に規定する措置に関し、保険会社又は保険募集人において、契約の申込みを行おうとする保険商品が顧客の意向に合致した内容であることを顧客が確認する機会を確保し、顧客が保険商品を適切に選択・購入することを可能とするため、適切な遂行を確認できる措置を講じているか。上記イ．（ニ）の場合において、意向確認書面を作成し、顧客に交付するとともに、保険会社等において保存するなどの措置を講じているか。

（ⅱ）以下のものを含め、顧客保護のために交付を要する各種の書面が、保険商品等に応じて、顧客に対して適切な時期に確実に交付される態勢が整備されているか。

・　契約概要及び注意喚起情報
・　契約のしおりなど契約内容の理解に資するための書面及び約款等
・　特定保険契約に関する契約締結前交付書面及び契約締結時交付書面
・　意向確認書面

（ⅲ）顧客の意向や知識、経験及び財産の状況を踏まえた上で契約の内容及びそのリスク等を顧客に対して適切かつ十分に説明する態勢が、整備されているか。

（ⅳ）顧客に契約概要及び注意喚起情報を書面にて説明する場合に、例えば顧客の確認印を取り付ける等顧客が当該内容を了知した旨を確認するための措置が講じられているか。

（ｖ）特に、変額保険及び外貨建保険等、顧客がリスクを負う保険商品の募集を行うに当たっては、保険業法が特定保険契約に関して準用する金融商品取引法等の法令等に従って、顧客に対し適切かつ十分な説明を行い、かつ、必ず顧客から説明を受けた旨の確認を行う態勢が整備されているか。

（ⅵ）高齢者に対する保険募集は、適切かつ十分な説明を行うことが重要であることにかんがみ、適切な取組みがなされる態勢が整備されているか。

⑤【保険募集資料等の表示の適切性】

（ｉ）保険募集資料等について、表示媒体や商品特性に応じた適正な表示を確保するための措置が講じられているか。

（ⅱ）保険会社の信用又は支払能力等に関する表示を行う場合には、それらの事項に関する顧客の誤解を防止するための適切な措置が講じられているか。

（ⅲ）適正な表示を確保するための内部規程又は業務細則が適切に策定されているか。当該内部規程等は、次の事項等を踏まえ、保険期間、保障内容、引受条件及び保険料率・保険料等が適切に表示されるよう留意して作成されているか。

イ．保険商品の保障内容に関する優良性を示す際に、それと不離一体の関係にあるものを併せて分かりやすく示さないことなどにより、顧客に著しく優良との誤解を与える表示となっていないか。

例えば、保険商品の保障内容に以下の例示のような一定の制限条件があるにもかかわらず、当該条件が表示されていない場合又は著しく小さな文字で表示されている、著しく短い時間で表示されている、参照先を明らかにすることなく保障内容を強調した表示から離れた所に表示されている等により当該条件表示を顧客が見落とすような表示方法となっている場合には、当該保険商品の内容が、実際のものよりも著しく優良であるとの誤解を与えるおそれがあることに留意する必要がある。

・　給付事由の全部又は一部について、契約後一定の不担保期間がある場合
・　保険金（給付金）額等が被保険者の年齢、契約後の年数、入院日数、対象疾病等の条件により減額又は消滅する場合
・　先進医療による治療を給付事由とすることにより、医療行為、医療機関及び適応症等によっては、給付対象とならないことがある場合

また、保険商品の保障内容に関する優良性と直接関係のない情報を表示し、あたかも優良であるかのごとき表示をなしている場合には、実際のものよりも著しく優良であるとの誤解を与えるおそれがあることに留意する必要がある。

ロ．保険商品の取引条件の有利性を示す際に、制限条件等を併せて分かりやすく示さないことなどにより、顧客に著しく有利との誤解を与える表示となっていないか。

例えば、保険料の表示に関して、主たる契約者層とは考えられない若年層等の保険料を用例とし、その適用年齢等の条件表示を著しく小さく表示している

ため、顧客が見落とすような表示となっている場合には、他の年齢層等の顧客についても当該保険料が適用され、実際のものよりも著しく安いとの誤解を与えるおそれがあることに留意する必要がある。

また、保険商品の取引条件に関する有利性と直接関係のない情報を表示し、あたかも有利であるかのごとき表示をなしている場合には、実際のものよりも著しく有利であるとの誤解を与えるおそれがあることに留意する必要がある。

ハ．保険商品・サービス等に関する表示が客観的事実に基づくものとなっているか。

例えば、業界における最上級その他の序列を直接に意味する用語、唯一性を直接に意味する用語を使用する場合は、その主張する内容が客観的に実証されているか。

また、客観的な事実について表示する際に、その一部のみを表示あるいは強調することにより、以下の例示のような契約者等に誤った事実認識をさせるおそれのある表示となっていないか。

・ 医療費の自己負担額について、高額療養費制度に基づく給付を反映していない額を表示することにより、過大に認識させるおそれのあるものとなっていないか。

・ テレビＣＭ等において、十分な視認性を確保せずに重要な事項を画面上に注記して表示したものになっていないか。

（ⅳ）契約概要及び注意喚起情報については、顧客にとって、不足なく記載され、理解しやすい記載・表示を確保するための措置が講じられているか。

（ⅴ）比較表示を行う場合、適切かつ正確な表示を確保するための措置が講じられているか。

（ⅵ）予想配当についての表示を行う場合、表示された配当額等が確実であるとの顧客の誤解を防止するための適切な措置が講じられているか。また、変額保険やＭＶＡ（市場価格調整）付保険の募集に関する表示を行う場合には、保険金額ないし解約返戻金が資産運用実績や市場金利によって変動するという保険の仕組みの特殊性等を顧客に十分に理解させるための措置が講じられているか。さらに、外貨建保険の募集に関する表示を行う場合には、為替リスクの存在を顧客に十分に理解させるための措置が講じられているか。

⑥【適正な募集管理】

（ⅰ）募集業務・事務についての保険募集人に対する教育、管理、指導は適切なものとなっているか。

特に、乗換契約（他社からの乗換契約を含む）・転換契約、キャンペーン[11]、高齢者に対する募集など、通常の募集以上に注意を要する募集について、適切な募集が行われるための態勢が整備されているか。

[11] 保険会社が販売手数料の上乗せ等により、特定の商品を特定期間保険募集人に対して販売推奨すること。

また、損害保険代理店に関しては、収受した保険料を自己の財産と明確に区分し収支を明らかにする書類等を備え置かせるとともに、受領した保険料等を受領後遅滞なく保険会社に送金するか、又は別途専用の預貯金口座に保管し、遅くとも保険会社における保険契約の計上月の翌月までに精算するよう教育、管理、指導しているか。さらに、以下のような観点から、教育、管理、指導を行っているか。

イ．保険料の領収にあたって、

・　保険料の全部又は一部の支払いを受けずに保険料領収証を交付していないか。

・　領収は会社所定の領収証に限定されているか。

・　手形による保険料の領収が行われていないか。

・　保険料口座振替契約であるにも関わらず正当な理由なく、手集金がされていないか。

・　保険料の振替口座が正当な理由なく、保険契約者以外の名義の口座となっていないか。

ロ．保険証券が正当な理由なく、損害保険代理店を介して保険契約者へ交付されていないか。

ハ．保険金や満期返戻金が損害保険代理店を介して保険契約者等へ給付されていないか。

（ⅱ）営業拠点及び保険募集人の保険募集に関する業務内容について、以下のような点を含めて、内部監査等を適切に実施し、営業拠点及び保険募集人の保険募集の実態等を把握し、適切な教育、管理、指導を行っているか。

また、内部監査等において内部事務管理が不適切な営業拠点及び保険募集人に対し、適切な措置を講じるとともに、改善に向けた態勢整備を図っているか。

イ．営業拠点及び保険募集人に対する内部監査等の周期は、営業拠点及び保険募集人の業務の品質を確保する上で有効なものとなっているか。

ロ．内部監査等を実施する営業拠点及び保険募集人の選定及び内部監査等の項目は、日常の管理を行う中で把握した情報や管理指標の異常値等に着目し、適時適切に見直しを行っているか。

ハ．内部監査等の手法として、無予告での訪問による内部監査等を実施できる態勢を整備しているか。

（ⅲ）第一回保険料充当金領収証の交付、回収及び保管が適正に行われる態勢が整備されているか。

（ⅳ）次回後保険料集金のための契約（集金）カード領収証、集金紙、領収証等の管理及び未入金契約の管理が適正に行われる態勢が整備されているか。

（ⅴ）現金残高の不突合が生じないよう方策を講じているか。

（ⅵ）保険募集人に対する立替金、仮払金、貸付金の内容の適正さを確保するための態勢が整備されているか。

（ⅶ）募集経費等の支出の適切さを確保するための態勢が整備されているか。
（ⅷ）身分証明書の交付及び回収は適正に行われているか。
（ⅸ）その他事務管理は適正に行われているか。例えば以下の点の回避、是正に努めているか。

イ．保険料領収証綴、自賠責証明書、自賠責収納済印、自賠責保険標章

・　残数不一致
・　交付管理簿の記載不備
・　預り証、要回収証明書の回収遅延及び未回収
・　保管方法不備

ロ．契約者貸付関係

・　契約者貸付申込書、借用書の徴求遅延及び未徴求
・　契約者貸付申込書、借用書、請求書類の記載不備

（ｘ）契約見込客の発掘から契約成立に至るまでの広い意味での保険募集のプロセスのうち法第２条第26項に規定する保険募集に該当しない行為（以下、「募集関連行為」という。）については、直ちに募集規制が適用されるものではない。

イ．しかし、保険会社又は保険募集人が、募集関連行為を第三者に委託し、又はそれに準じる関係に基づいて行わせている場合には、保険会社又は保険募集人において、当該募集関連行為を受託した第三者（以下、「募集関連行為従事者」という。）が不適切な行為を行わないよう、例えば、以下の点に留意して適切な委託先管理等を行っているか。

・　募集関連行為従事者において、保険募集行為又は特別利益の提供等の募集規制の潜脱につながる行為が行われていないか。
・　募集関連行為従事者が運営する比較サイト等の商品情報の提供を主たる目的としたサービスにおいて、誤った商品説明や特定商品の不適切な評価など、募集行為を行う際に顧客の正しい商品理解を妨げるおそれのある行為を行っていないか。
・　募集関連行為従事者において、個人情報の第三者への提供に係る顧客同意の取得などの手続が個人情報の保護に関する法律等に基づき、適切に行われているか。

ロ．また、保険会社は、保険募集人が、募集関連行為を第三者に委託し、又はこれに準じる関係に基づいて行わせている場合には、保険募集人がその規模や業務特性に応じた適切な委託先管理等を行うように指導しているか。

ハ．さらに、募集関連行為従事者への支払手数料の設定について、慎重な対応を行っているか。

⑦【非対面募集における募集管理】

（ｉ）通信販売など非対面の募集形態を採っている場合において、募集形態の特性も踏まえ、適正な保険募集のための態勢となっているか。また、コールセンターにおけ

る無登録募集を防止する態勢となっているか。

（ⅱ）特に、インターネットを使った保険募集においては、募集形態の特性も踏まえ、以下の態勢が整えられているか。

- 顧客に対して全ての重要な事項に関する情報の提供ができる態勢
- 顧客に重要な事項に関する十分な理解を得られる態勢
- 取引時確認を行う態勢
- 情報流出防止やアクセス管理に関する適切な措置を講じる態勢

（ⅲ）保険会社又は保険募集人が行う電話による新規の保険募集等（転換及び自らが締結した又は保険募集を行った団体保険に係る保険契約に加入することを勧誘する行為その他の当該保険契約に加入させるための行為を含む。）は、非対面で、顧客の予期しないタイミングで行われること等から、特に苦情等が発生しやすいといった特性等にかんがみ、当該行為を反復継続的に行う保険会社又は保険募集人は、トラブルの未然防止・早期発見に資する取組みを含めた保険募集方法を具体的に定め、実行するとともに、保険募集人に対して、適切な教育・管理・指導を行っているか。

また、これらの取組みについて、適切性の検証等を行い、必要に応じて見直しを行っているか。

その際の取組みとしては、以下の措置を含めた適切な取組みがなされているか。

イ．説明すべき内容を定めたトークスクリプト等を整備のうえ、徹底していること。

ロ．顧客から、今後の電話を拒否する旨の意向があった場合、今後の電話を行わないよう徹底していること。

ハ．通話内容を記録・保存していること。

ニ．苦情等の原因分析及び再発防止策の策定及び周知を行っていること。

ホ．保険募集等を行った者以外の者による通話内容の確認（成約に至らなかったものを含む。）及びその結果を踏まえた対応を行っていること。

⑧【保険募集の委託・管理】

（ⅰ）保険募集コンプライアンスに関する問題発生を未然に防ぐために、例えば、代理店への研修や管理者によるモニタリング、営業拠点による日常業務を通じた点検、コンプライアンスに関する通報制度の整備・周知など、代理店において保険募集コンプライアンスの周知徹底を促す重層的な態勢を採っているか。

（ⅱ）他の保険会社を所属保険会社とする乗合代理店に保険募集を委託している場合には、所属保険会社間の不当な乗換募集の防止や顧客情報管理等についての方策、及び、保険契約の比較表示を行う場合において顧客の十分な理解を得るための方策を講じているか確認しているか。

（ⅲ）代理店は、保険会社の内部組織には属さない独立の存在であり、その中でも、大規模な乗合代理店等には保険会社に対して強い交渉力等を有しているものもあるこ

とを踏まえ、代理店に適正な保険募集を行わせるための態勢を整備し、その実効性を確保するための具体的施策を実施しているか。

例えば、必要に応じて、以下のような工夫を行っているか。

イ．代理店との委託契約の締結・変更の検討、代理店の監督、業務監査、研修、モニタリングにあたっては、保険募集管理部門が販売量拡大や収益追求を重視する営業推進部門等から独立した形で関与することにより、適切な業務運営を確保する態勢を整備しているか。また、営業推進部門等において、代理店の日常的な業務内容の把握、点検が行える態勢となっているか。例えば、代理店による保険募集人の監督、業務監査、研修、モニタリングの状況を、営業推進部門等が適時に把握するための態勢を整備しているか。

ロ．代理店に対して、代理店が自ら責任ある販売態勢等を構築することの必要性、重要性を認識させた上で、保険募集に関する法令等遵守、顧客保護等を適切に行うための態勢を整備させているか。例えば、代理店の規模・特性に応じて、代理店に保険募集管理に関する担当者を自ら配置させ、営業拠点等における保険募集管理の担当者等と連携させる等の工夫をしているか。

ハ．顧客からの契約内容や各種手続きに関する照会、苦情・相談等への対応は、必要に応じ、保険会社と代理店とが連携を密にしながら速やかに処理する必要があるが、そのための態勢を保険会社において整備するとともに、代理店にも整備させているか。

ニ．他の保険会社に代理店に対する保険募集の支援・指導を委託している場合には、他の保険会社に自らの保険募集管理を徹底させているか。

（ⅳ）特定の代理店等に対する過度の便宜供与など、過当競争の弊害を招きかねない行為を防止する措置を講じているか。

⑨【銀行等に対する保険募集の委託・管理】

銀行等に対して保険募集の委託を行うに当たり、保険会社において、その業務の健全かつ適切な運営及び保険募集の公正を確保する観点から、適切な方針を定め、同方針を踏まえて委託の内容を定めているか。

また、銀行等の保険募集に関する法令等、銀行等の保険募集業務の特性を踏まえ、適切に銀行等の監督、業務監査、研修、モニタリングを実施するための態勢を整備しているか。

⑩【直接支払サービスに係る態勢整備】

（ⅰ）保険会社又は保険募集人は、保険募集等を行うにあたって、保険金を受け取るべき者の選択により、直接支払いサービスが受けられる旨を表示し、かつ、提携事業者が提供する財・サービス内容・水準について言及する場合には、保険募集時に保険契約者又は被保険者に対して以下に掲げる事項の情報提供（規則第227条の２第３項第５号又は規則第234条の21の２第１項第３号に規定する情報の提供）が行われているか。

イ．保険金を受け取ることができること（提携事業者からの財・サービスの購入や直接支払いサービスの利用が義務付けられないこと）

ロ．提携事業者の選定基準（提携事業者が決定している場合には、提携事業者の名称も表示する。）

ハ．直接支払いサービスを受ける場合において、保険金が財・サービスの対価に満たない時は、顧客が不足分を支払う必要があること（余剰が生じた場合には、余剰分を保険金として受け取ることができること）

ニ．当初想定していた財・サービスを提供可能な提携事業者の紹介が困難となる場合として想定されるケース

（ⅱ）また、（ⅰ）の場合において、以下のような点に留意し、規則第53条の12の２に規定する措置が講じられているか。

イ．保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者又は提携事業者から紹介手数料その他の報酬を得ていないか。

ロ．提携事業者との同意のもとで提供する財・サービスの内容・水準や保険金を受け取るべき者が直接支払いサービスを利用した場合の連絡・支払方法などの手続きを定めているか。

ハ．提携事業者が提供する財・サービスの質の確認や、問題が発見された場合の提携事業者の入れ替えなど、保険募集時に保険契約者又は被保険者に説明した内容・水準の財・サービスを提供できる提携事業者を紹介できる状態を維持するための措置を講じているか。

ニ．保険事故発生時に、提携事業者からの財・サービスの購入や直接支払いサービスを受けることが義務づけられるものではない（保険金を受け取ることができる）旨を、改めて、保険金を受け取るべき者に説明しているか。

⑪【団体保険の加入勧奨に係る態勢整備】

（ⅰ）カード会社や金融機関等が契約者となり、その会員や預金者等が被保険者となる団体等、保険契約者と被保険者との間の密接性、両者の当該団体保険に係る利害関係及び団体の構成員となるための要件等に照らし、保険契約者と被保険者との間に一定程度の密接な関係が認められない団体を被保険者団体とする保険については、規則第227 条の2 第2 項の規定に該当しないことから、当該団体保険を締結した又は取扱った保険会社又は保険募集人（自ら団体保険を取扱った団体を含む。）が加入勧奨における情報提供及び意向把握・確認等を行う場合においては、以下のような態勢が整備されているか。

イ．加入勧奨にあたっては、例えば、法第300条第1項に規定する禁止行為の防止など、募集規制に準じた取扱いが求められ、募集規制の潜脱が行われないような適切な措置が講じられているか。

ロ．カード会社や金融機関等が契約者となり、その会員や預金者等が被保険者となるような団体等においては、当該団体保険の被保険者のクレジットカードや

預金口座の解約等により保障（補償）が喪失する場合は、その旨を「注意喚起情報」を記載した書面に記載し、被保険者に適切に説明する態勢を整備し、対応しているか。

また、クレジットカードや預金口座を解約等した場合、当該解約により、保障（補償）が喪失する場合は、その旨を適切に説明する態勢を整備し、対応しているか。

ハ．保険募集を行う銀行等が契約者となり、その預金者が被保険者となる団体保険の加入勧奨にあたっては、「金融検査マニュアル」顧客保護等管理態勢の確認検査用チェックリストⅢ．２．⑶等を踏まえた適切な措置が講じられているか。[12]

ニ．電話による加入勧奨を行う場合には、本チェックリストⅢ．１．⑦（ⅲ）を踏まえた適切な措置が講じられているか。

（ⅱ）規則第 227 条の２第２項に定める団体保険について、保険会社又は保険募集人は、保険契約者である団体が被保険者となる者に対して加入勧奨を行う場合は、保険会社又は保険募集人が保険契約者に対して行うのと同程度の情報の提供及び説明が適切に行われることを確保するための措置を講じているか。

⑫【保険募集人の態勢整備】

保険募集人は、保険募集に関する業務について、業務の健全かつ適切な運営を確保するため、以下の措置を講じているか。また、監査等を通じて実態等を把握し、不適切と認められる場合には、適切な措置を講じるとともに改善に向けた態勢整備を図っているか。

（ⅰ）保険募集に関する法令等の遵守、保険契約に関する知識、内部事務管理態勢の整備（顧客情報の適正な管理を含む。）等について、内部規程・業務細則等に定めて、保険募集に従事する役員又は使用人の育成、資質の向上を図るための措置を講じるなど、適切な教育・管理・指導を行っているか。

（ⅱ）規則第 227 条の２第２項に定める団体保険については、本チェックリストⅢ．１．⑪（ⅱ）を参照。

（ⅲ）顧客情報管理（外部委託先を含む。）については、保険募集人の規模や業務特性に応じて、顧客保護等管理態勢の確認検査用チェックリストⅢ．５．を参照。

（ⅳ）保険募集人が募集関連行為を募集関連行為従事者に行わせるにあたっての留意点については、本チェックリストⅢ．１．⑥（ｘ）を参照。

（ｖ）保険会社のために保険契約の締結の代理・媒介を行う立場を誤解させるような表示を行っていないか。

（ⅵ）保険募集人が他人（他の保険募集人を含む。）に対して商号等の使用を許諾している場合には、両者が異なる主体であることや、両者が取り扱う保険商品の品揃えが顧客に宣伝しているものと異なる場合における品揃えの相違点を説明するなど、

[12] 本項目により具体的事例を検証する際には、監督指針を踏まえる必要があることに留意する。

当該他人が当該保険募集人と同一の事業を行うものと顧客が誤認することを防止するための適切な措置を講じているか。

（vii）二以上の所属保険会社等を有する保険募集人（規則第 227 条の２第３項第４号及び規則第 234 条の 21 の２第１項第２号に規定する二以上の所属保険会社等を有する保険募集人をいう。）においては、以下の点に留意し、規則第 227 条 の２第３項第４号及び規則第 234 条の 21 の２第１項第２号に規定する保険契約への加入の提案を行う理由の説明その他二以上の所属保険会社等を有する保険募集人の業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じているか。

イ．二以上の所属保険会社等を有する保険募集人は、取り扱う商品の中から、顧客の意向に沿った比較可能な商品（保険募集人が把握した顧客の意向に基づき、保険の種別や保障（補償）内容などの商品特性等により、商品の絞り込みを行った場合は、当該絞り込み後の商品）の概要を明示し、顧客の求めに応じて商品内容を説明しているか。

ロ．顧客に対し、特定の商品を提示・推奨する際には、当該提示・推奨理由を分かりやすく説明しているか。特に、自らの取扱商品のうち顧客の意向に合致している商品の中から、二以上の所属保険会社等を有する保険募集人の判断により、さらに絞込みを行った上で、商品を提示・推奨する場合は、商品特性や保険料水準等の客観的な基準や理由等について、説明を行っているか。

ハ．商品特性や保険料水準等の客観的な基準や理由等に基づくことなく、商品を絞込み又は特定の商品を顧客に提示・推奨する場合には、その基準や理由等（特定の保険会社との資本関係やその他の事務手続・経営方針上の理由を含む。）を説明しているか。

ニ．上記イ．～ハ．に基づき、商品の提示・推奨や保険代理店の立場の表示等を適切に行うための措置について、内部規程・業務細則等において定めたうえで、定期的かつ必要に応じて、その実施状況を確認・検証する態勢が構築されているか。

（viii）保険募集人指導事業を行う保険募集人においては、以下のような点に留意しつつ、保険募集の業務の指導に関する基本となるべき事項を定めた実施方針を策定し、保険募集人指導事業の的確な遂行を確保するための措置を講じているか。

イ．指導対象保険募集人における保険募集の業務について、適切に教育・管理・指導を行う態勢を構築し、必要に応じて改善策を求めるなど、規則第 227 条の 15 第１項に規定する措置を講じているか。

ロ．指導対象保険募集人の指導の実施方針において、規則第 227 条の 15 第２項に規定する事項が記載されているか。

（ix）保険募集人による保険募集管理態勢については、保険募集人の規模や業務特性に応じて、本チェックリストⅢ．１．①～⑦（ii）及び⑪並びに本チェックリストⅢ．２．及び３．に準じているか。

２．生命保険関係における問題点

①【一社専属制の例外の適用】

２以上の所属保険会社を有する生命保険募集人（法第 282 条第３項）については、所属保険会社間の不当な乗換募集の防止、顧客情報の管理等についての方策を講じているか確認しているか。

②【団体扱契約・集団扱契約・団体保険】

（ｉ）団体性は適切なものとなっているか。定められた団体区分に合致しているか。

（ⅱ）保険金額及び被保険者数、契約（協約）内容は適切なものとなっているか。

（ⅲ）保険料率、集金手数料は適切なものとなっているか。

（ⅳ）いわゆる員外契約を防止するための方策を講じているか。

（ｖ）団体性の変化に応じて、保険料率は適切に見直される態勢となっているか。

③【他人の生命の保険契約等】

（ｉ）他人の生命の保険契約及び未成年者を被保険者とする生命保険契約に関し、保険契約の不正な利用の防止等による被保険者等の保護の確保の観点から、目的・趣旨に沿った保険契約を確保するための取組みを行っているか。例えば、以下のような取組みを行っているか。

・　規則第53条の７第２項に規定する「死亡保険」に関し、保険金の限度額その他引受けに関する規程やこれを遵守する態勢の整備

・　従業員等を被保険者とする他人の生命の保険契約の場合、従業員等あるいはその遺族に対する弔慰金等や代替雇用者採用等に関する財源確保などといった目的・趣旨に沿った契約の確保のための取組み

・　被保険者が未成年者である場合、「未成年者を被保険者とする生命保険契約の適切な申込・引受に関するガイドライン」（㈳生命保険協会）等を踏まえた、保険契約の不正利用を防止するための措置

（ⅱ）他人の生命の保険契約における被保険者の同意の確認については、保険契約申込書等の被保険者同意欄に被保険者本人が署名又は記名押印するなど事業方法書に定められている方法により適切に行われているか。特に、従業員等を被保険者とする保険契約については、例えば、以下の方法により、被保険者が保険金受取人や保険金の額等の契約の内容を確実に認識できるような措置を講じているか。

・　被保険者に対する契約の内容を記載した書面の交付

・　被保険者が契約内容を認識するための措置について、保険契約者から確認した事項の記録（個人保険契約を除く。）

④【変額保険・変額年金】

（ｉ）変額保険及び変額年金についての募集行為を適切に行う態勢が整備されているか。例えば、以下のような行為が行われていないか。

・　将来の運用実績について断定的判断を提供する行為

・　特別勘定運用成績について、生命保険募集人が恣意に過去の特定期間をとりあげ、それによって将来を予測する行為

・　契約上定めのない保険金額あるいは解約返戻金額を保証する行為

（ⅱ）変額保険及び変額年金の募集に際して、資産の運用方針等を記載した書面を顧客に確実に交付する態勢となっているか。

⑤【外貨建保険】

保険金額等を外貨建表示する保険契約に関して、募集行為を適切に行う態勢が整備されているか。為替差損が生じる場合があることを記載した書面を顧客に確実に交付する態勢となっているか。

⑥【乗換契約・転換契約】

（ⅰ）乗換契約（他社からの乗換契約を含む）・転換契約について、不利益になる可能性があることの顧客への説明等、適切な勧誘を行う態勢となっているか。

（ⅱ）転換契約に際して、既契約と新契約を対比して記載した書面及び既契約を継続したまま保障内容を見直すことが可能である旨記載した書面を保険契約者に確実に交付する態勢が整備されているか。

（ⅲ）乗換契約（他社からの乗換契約を含む）・転換契約に係る勧誘の適切性について、例えば、サンプルチェック等により確認し、改善に向けた取組みを不断に行う態勢となっているか。

⑦【共同保険契約等】

共同保険契約や保険商品の提携販売等の場合において、保険の種類や引受保険会社の誤認を保険契約者に生じさせないための方策を講じているか。

⑧【構成員契約規制】

法人である生命保険募集人について、その役員若しくは使用人又は資本関係等に照らし当該生命保険募集人と密接な関係を有する法人の役員若しくは使用人に対し生命保険会社が引き受ける保険契約（平成10年大蔵省告示第238号第２条に掲げるものを除く。）の申込みをさせていないか。また、当該申込みをさせないための態勢（当該生命保険募集人が募集を行った契約に関する事後的なチェック体制を含む。）が整備されているか。

⑨【自己契約等】

（ⅰ）生命保険募集人に対し、保険料の割引、割戻し等を目的とした自己契約等の保険募集を行うことがないよう指導及び管理等の措置を講じているか。

（ⅱ）法人である生命保険募集人に対し、自己又は当該生命保険募集人と密接な関係を有する法人を保険契約者とする場合には、手数料支払い等による保険料の割引、割戻し等を目的とした保険募集を行うことがないよう指導及び管理等の措置を講じているか。

３．損害保険関係における問題点

①【団体扱契約・集団扱契約・団体契約】

（ⅰ）団体性は適切なものとなっているか。定められた団体区分に合致しているか。

（ⅱ）保険金額及び契約件数、契約（協約）内容は適切なものとなっているか。

（ⅲ）保険料率、集金手数料は適切なものとなっているか。

（ⅳ）いわゆる員外契約を防止するための方策を講じているか。

（ⅴ）団体性の変化に応じて、保険料率は適切に見直される態勢となっているか。

②【自己契約等】

（ⅰ）自己契約等の禁止（法第295条）違反を防止する適切な方策が講じられているか。

（ⅱ）自己契約等に係る保険料の計算が適正に行われるように所属代理店の自己契約の状況を把握し、厳正に管理・指導する態勢が整備されているか。

（ⅲ）自己契約等の禁止を逃れるために、他の代理店に契約を付け替えていないか。付け替えを防止する方策を講じているか。

③【共同保険契約等】

共同保険契約や保険商品の提携販売等の場合において、保険の種類や引受保険会社の誤認を保険契約者に生じさせないための方策を講じているか。

④【超過保険（保険価額を上回る保険金額の設定）】

超過保険契約を防止するため、確認すべき項目の特定その他の手続や体制の整備がなされているか。

⑤【アフロス契約（保険事故が発生した後に締結される保険契約）】

アフロス契約を防止するため、確認すべき項目の特定その他の手続や体制の整備がなされているか。

⑥【第三分野の保険】

第三分野の保険を取扱う場合、人保険の募集について、保険募集の適切性を確保する観点から、保険募集人に対して十分な指導を行っているか。

⑦【乗換契約・転換契約】

医療保険等の長期の保険契約については、２．⑥に準じた取扱いが行われているか。

⑧【他人の生命の保険契約等】

（ⅰ）他人の生命の保険契約及び未成年者を被保険者とする死亡給付のある保険契約に関し、保険契約の不正な利用の防止等による被保険者等の保護の観点から、目的・趣旨に沿った保険契約を確保するための取組みを行っているか。例えば、以下のような取組みを行っているか。

- 規則第53条の７第２項に規定する「死亡保険」に関し、保険金の限度額その他引受けに関する規程やこれを遵守する態勢の整備
- 従業員等を被保険者とする他人の生命の保険契約の場合、従業員等あるいはその遺族に対する弔慰金等や代替雇用者採用等に関する財源確保などといった目的・趣旨に沿った契約の確保のための取組み

・　被保険者が未成年者である場合、「傷害保険等のモラルリスク防止に係るガイドライン」（㈳日本損害保険協会）等を踏まえた、保険契約の不正利用を防止するための措置

（ⅱ）他人の生命の保険契約における被保険者の同意の確認については、保険契約申込書等の被保険者同意欄に被保険者本人が署名又は記名押印するなど事業方法書に定められている方法により適切に行われているか。特に、従業員等を被保険者とする保険契約については、例えば、以下の方法により、被保険者が保険金受取人や保険金の額等の契約の内容を確実に認識できるような措置を講じているか。

・　被保険者に対する契約の内容を記載した書面の交付

・　被保険者が契約内容を認識するための措置について、保険契約者から確認した事項の記録

（参考：保険仲立人の確認検査用チェックリスト）

⑴　以下については、検査官が保険仲立人に対する検査（法第 305 条に基づく検査）を行う際に活用するため、保険仲立人に特有の項目について、例示として掲げたものである。
　なお、保険仲立人に対する検査に当たっては、保険仲立人が保険会社の指導、監督下にないことに留意する必要がある。

⑵　なお、本チェックリストにより具体的事例を検証する際には、保険業法等の関係法令及び監督指針等の規定を踏まえる必要があることに留意する。

保険仲立人の業務運営におけるチェック項目例

⑴　業務の適切性

①　保険仲立人は、法令に定める保険契約の締結の媒介以外の業務を行っていないか。

②　保険仲立人は、保険契約の締結の代理又は媒介について、保険会社、その役員、生命保険募集人、損害保険募集人及び他の保険仲立人（「生命保険募集人、損害保険募集人及び他の保険仲立人」を併せて「他の保険募集人等」という。以下同じ。）に対して委託をしていないか。

③　保険仲立人は、保険契約の締結の代理又は媒介について、他の保険募集人等から委託を受けていないか。

④　保険仲立人は、保険契約の締結の代理又は媒介について、保険会社又はその役員から委託を受けていないか。

⑤　保険仲立人は、自己契約の締結を主たる業務として行っていないか。

⑥　保険仲立人は、他の保険募集人等に対し、顧客の非公開情報を同意なく提供していないか。特に、一定の資本関係のある保険募集人とコンピュータを共用する場合において、情報遮断が適切に行われているか。

⑦　保険仲立人は、保険契約の締結の代理又は媒介を行う事務所を他の保険募集人等の事務所と同一建物内に設置していないか。同一建物内に設置している場合には、専有部分が独立区分され、入口から各々の事務所まで共用部分をもって区分されている等、顧客に混同が生じないよう十分な措置が取られているか。

⑧　保険仲立人又はその役員若しくは従業員は、法第 300 条第１項各号に定める禁止行為に該当する行為を行っていないか。

⑨　保険仲立人は、法第 307 条第１項第３号の「保険募集に関し著しく不適当な行為」に該当する行為その他の法令等違反行為を行っていないか。

⑵　結約書の交付

　保険仲立人は、結約書を適切に作成及び交付しているか。

⑶　保険会社から独立した立場での保険契約の締結の代理又は媒介の確保

①　保険仲立人は、保険契約の締結の代理又は媒介を行う事務所を保険会社の事務所と同一建物内に設置していないか。同一建物内に設置している場合には、専有部分が独立区分され、入口から各々の事務所まで共用部分をもって区分されている等、

顧客に混同が生じないよう十分な措置が取られているか。

② 保険仲立人は、保険会社からの出資を受けていないか。出資を受けている場合、誠実義務を履行する上で、出資を正当化する根拠があるか。

③ 保険仲立人は、保険会社の役職員の出向を受け入れ、又は保険会社に対しその役職員を出向させていないか。

⑷ 顧客への誠実義務の履行

① 顧客の保障ニーズ、保険料等コスト負担力などを確認し、顧客にとって最適な内容の助言を行っているか。

② 保険に関する情報の伝達を適切に行っているか。顧客からの要望等の保険会社への伝達を適切に行っているか。

③ 守秘義務は遵守されているか。

④ 顧客から預かった保険料は、適切に管理され保険会社へ送金されているか。

⑸ 開示事項の開示

顧客への事前開示は適切に行われているか。特に、保険仲立人に明示が義務付けられている事項についての明示（法第 294 条第４項及び第５項）及び開示を求められたときの開示（法第 297 条）が適切に行われているか。

⑹ 顧客サポート等管理

保険仲立人の規模・特性を踏まえ、顧客サポート等管理態勢を整備しているか。なお、検証に当たっては、顧客保護等管理態勢の確認検査用チェックリストを参照すること。

⑺ 態勢の整備

保険仲立人においては、保険募集に関する業務について、本チェックリストⅢ．１．⑫（ⅰ）～（ⅳ）を参照のうえ、業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じているか。

顧客保護等管理態勢の確認検査用チェックリスト

Ⅰ．経営陣による顧客保護等管理態勢の整備・確立状況

【検証ポイント】

・　本チェックリストにおいて、「顧客保護等」とは、以下の①から⑦をいい、「顧客保護等管理」とは、保険会社の顧客の保護及び利便の向上の観点から、①から⑦を達成するため必要となる管理をいう。

①　保険契約の成立、保険料の収入、契約内容の変更、解約、失効その他の保険契約の管理が迅速かつ適切に行われることの確保

②　保険金、給付金及び返戻金等（以下「保険金等」という。）の支払い（以下「保険金等支払い」という。）が迅速かつ適切に行われることの確保

③　顧客からの問い合わせ、相談、要望、苦情及び紛争（以下「相談・苦情等」という。）への対処が適切に処理されることの確保

④　顧客の情報が漏えい防止の観点から適切に管理されることの確保

⑤　保険会社の業務が外部委託される場合[1]における業務遂行の的確性を確保し、顧客情報や顧客への対応が適切に実施されることの確保

⑥　保険会社又はグループ関連会社[2]による取引に伴い顧客の利益が不当に害されることのないよう利益相反の管理が適切に行われることの確保

⑦　その他保険会社の業務に関し顧客保護や利便の向上のために必要であると保険会社において判断した業務の管理が適切になされることの確保

・　保険会社における顧客保護等管理態勢の整備・確立は、保険契約者等を含めた保険会社の業務の利用者（以下「顧客」という。）の保護及び利便の向上の観点から重要であるのみならず、保険会社の業務の健全性及び適切性の観点から極めて重要であり、経営陣には、これらの態勢の整備・確立を自ら率先して行う役割と責任がある。

・　顧客保護等管理については、保険会社の経営陣をはじめとする各役職員が、顧客の視点から自らの業務を捉えなおし、不断に検証し改善する姿勢が重要であり、保険会社に対する公共の信頼は、このような絶えざる見直しの努力の上に成り立つものであることを十分に理解していることが重要である。

・　なお、保険会社が取り扱う商品の多様性・複雑性が進んでいること、乗合代理店や銀行など保険会社からの独立性の高い保険募集人の台頭、或いは、インターネットなど非対面の募集形態の普及といった、近年の保険市場の変化等を踏まえ、検査官は、当該保険会社の規模・特性に応じた顧客

---

[1] 代理店に対して保険募集業務を委託する場合に関しては、原則として、保険募集管理態勢の確認検査用チェックリストにおいて記載し、特に代理店を対象とする旨を記載していない限り、本チェックリストにおける記載の対象とはしない。

[2] 法第 100 条の２の２に定める、当該保険会社又はその親金融機関等若しくは子金融機関等のほか、当該保険会社が顧客保護のために利益相反の管理が必要であると判断した会社がある場合にはその会社。

保護等管理態勢が整備・確立されているか、検証する。

・　本チェックリストにおいては、上記の顧客保護等管理のうち、①及び②に係るものについては、当該関係の態勢の整備及びその実効的機能の確保を担当する部門が設置されることを前提とし、一方、③ないし⑦に係るものについては、それらの役割・責任は各顧客保護等の管理責任者が担うことを前提として記述する。これ以外にも組織体制のあり方は様々であり、当該保険会社が、全ての顧客保護等に関してそれぞれの担当の部門や部署を設置して管理させる方法や、営業推進部門等を含む顧客保護の必要性がある部門や部署等に担当者を配置する等の方法により管理を行っている場合もある。この場合、その業務の遂行に必要な知識と経験を有する人員を適切な規模で配置し、業務の遂行に必要な権限を与えているか等の事実を実証的に検証し分析した上で、顧客保護等の態勢が実効的に機能しているかを確認する。

・　検査官は、経営陣が、①方針の策定、②内部規程・組織体制の整備、③評価・改善態勢の整備をそれぞれ適切に行っているかといった観点から、各顧客保護等管理に係る態勢が有効に機能しているか否か、経営陣の役割と責任が適切に果たされているかをⅠ．のチェック項目を活用して具体的に確認する。

・　Ⅱ．以降のチェック項目の検証において問題点の発生が認められた場合、当該問題点がⅠ．のいずれの要素の欠如又は不十分に起因して発生したものであるかを漏れなく検証し、双方向の議論を通じて確認する。

・　検査官が認識した弱点・問題点を経営陣が認識していない場合には、特に、態勢が有効に機能していない可能性も含めて検証し、双方向の議論を通じて確認する。

・　検査官は、前回検査における指摘事項のうち、軽微でない事項の改善状況について検証し、実効性ある改善策が策定され実行されているか否か確認する。

１．方針の策定

①【取締役の役割・責任】

取締役は、保険会社の顧客の保護及び利便の向上の重要性を十分に認識し、顧客保護等を重視しているか。

特に顧客保護等管理の担当取締役は、顧客保護等管理の重要性を十分に理解し、この理解に基づき当該保険会社の顧客保護等の現状を的確に認識し、適正な顧客保護等管理態勢の整備・確立に向けた方針及び具体的な方策を検討しているか。また、取り扱う商品や対象とするマーケット、主な販売チャネルなど、当該保険会社の規模・特性を十分考慮した方針及び具体的な方策を検討しているか。

②【顧客保護等管理方針の整備・周知】

取締役会は、経営方針に則り、顧客保護及び利便の向上に向けた管理の方針（以下「顧客保護等管理方針」という。複数に分かれている場合には、これらを総称するものとする。）を定め、組織全体に周知させているか。

特に、顧客保護等管理方針に以下の事項が明確に記載される等、顧客保護等管理

のために漏れのない適切なものとなっているか。

（ｉ）顧客を保護するために行うべき以下の管理に関する方針

- 保険契約の成立、保険料の収入、契約内容の変更、解約、失効その他の保険契約の管理（以下「保険契約管理」という。）の迅速性及び適切性の確保
- 保険金等支払いの迅速性及び適切性の確保
- 顧客の相談・苦情等への対処（以下「顧客サポート等」という。）の適切性及び十分性の確保
- 顧客の情報の管理（以下「顧客情報管理」という。）の適切性の確保
- 保険会社の業務が外部委託される場合における顧客情報や顧客への対応の管理（以下「外部委託管理」という。）の適切性の確保
- 保険会社又はグループ関連会社による取引に伴い顧客の利益が不当に害されることのないよう行われる利益相反の管理（以下「利益相反管理」という。）の適切性の確保
- その他顧客保護や利便の向上のために必要であると取締役会において判断した業務の管理の適切性の確保

（ⅱ）顧客の範囲（例えば、「保険会社の業務の利用者及び利用者となろうとするものを含む」等）

（ⅲ）顧客保護の必要性のある業務の範囲

③【方針策定プロセスの見直し】

取締役会は、定期的に又は必要に応じて随時、顧客保護等管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、方針策定のプロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

２．内部規程・組織体制の整備

①【内部規程の整備・周知】

取締役会等は、顧客保護等管理方針に則り、（ｉ）保険契約管理、（ⅱ）保険金等支払管理、（ⅲ）顧客サポート等管理、（ⅳ）顧客情報管理、（ｖ）外部委託管理、（ⅵ）利益相反管理に関する取決めを明確に定めた内部規程（以下総称して「顧客保護等管理規程」という。）を、（ｉ）及び（ⅱ）についてはそれらの各顧客保護等管理の担当部門（それらの部門をそれぞれ以下「契約管理部門」及び「支払管理部門」という。）の管理者に、（ⅲ）ないし（ⅵ）についてはそれらの各顧客保護等管理に係る管理責任者に、それぞれ策定させているか。[3]取締役会等は、顧客保護等管理規程について、リーガル・チェック等を経て、顧客保護等管理方針に合致するこ

[3] 顧客保護等管理規程は、必ずしも一本化されていない場合やコンプライアンス・マニュアル等に統合されている場合もある。これらの形式にこだわらず、記載すべき事項が漏れなく明文化され、取締役会等の承認を受け、必要のある役職員に周知徹底され、顧客保護等の実効的な態勢が整備されているか否かを実証的に検証する。

とを確認した上で承認し、組織内に周知させているか。

②【契約管理部門及び支払管理部門の態勢整備】

（ⅰ）取締役会等は、顧客保護等管理方針及び顧客保護等管理規程に則り、保険契約管理に係る事務を管理する部門として契約管理部門を、保険金等支払いに係る事務全般を統括管理する部門として支払管理部門を、それぞれ設置し、適切な役割を担わせる態勢を整備しているか。[4]

（ⅱ）取締役会は、契約管理部門及び支払管理部門に、当該各部門を統括するために必要な知識と経験を有する管理者をそれぞれ配置し、当該各管理者に対し管理業務の遂行に必要な権限を与えて管理させているか。

（ⅲ）取締役会等は、契約管理部門及び支払管理部門に、各所管業務の遂行に必要な知識と経験を有する人員をそれぞれ適切な規模で配置し、当該各人員に対し業務の遂行に必要な権限を与えているか。[5]取り扱う商品や対象とするマーケット、主な販売チャネルなど、当該保険会社の規模・特性を十分考慮した配置や権限としているか。なお、特に、支払管理部門については、その業務の専門性等に鑑み、長期的な人材育成の観点から担当者の育成に配慮した配置が望ましい。

（ⅳ）取締役会等は、契約管理部門及び支払管理部門について営業推進部門等からの独立性を確保することなどにより、牽制機能が発揮される態勢を整備しているか。特に、契約管理部門及び支払管理部門が他の業務との兼務をする場合、営業推進部門等からの干渉を防止する態勢となっているかに留意する。

③【顧客サポート等管理、顧客情報管理、外部委託管理及び利益相反管理に係る各管理責任者の設置、権限の付与並びに牽制機能の確保】

（ⅰ）取締役会等は、顧客保護等管理方針及び顧客保護等管理規程に則り、以下の管理責任者を設置し、その責任及び権限を明確化し適切な役割を担わせる態勢を整備しているか。また、各管理責任者には、その業務に関し十分な知識及び経験を有する人員を充てているか。[6]

・　顧客サポート等に係る情報を集約し、相談・苦情等に対する対応の進捗状況

---

[4] 契約管理部門又は支払管理部門を独立した態様で設置しない場合（例えば、他の部門と統合した一つの部門を構成する場合のほか、他の業務と兼担する部署が保険契約管理に係る事務の管理や保険金等支払いに係る事務全般の統括管理を担当する場合や、部門や部署ではなく責任者がそれらの管理ないし統括管理を担当する場合等）には、当該保険会社の規模・特性に応じ、その態勢のあり方が十分に合理的で、かつ、機能的な側面から見て部門を設置する場合と同様の機能を備えているかを検証する。

[5] 人員の配置及び権限の付与についての権限が取締役会等以外の部署・役職にある場合には、その部署・役職の性質に照らし、牽制機能が働く等合理的なものとなっているか否かを検証する。

[6] 一の顧客保護等の管理責任者が他の顧客保護等の管理責任者や他の部門の職員（管理者含む。）を兼任する場合には、業務の規模・特性に応じてその態勢が合理的か否か、専任の管理責任者を置く場合と比して顧客保護等の観点から同等の機能が確保されているかに留意して検証する。また、例えば、顧客サポート等について、複数の顧客サポート等管理責任者を配置して管理させる態勢もありうるが、その場合には、管理全般に係る責任を複数の顧客サポート等管理責任者が連帯して負う方法や、複数の顧客サポート等管理責任者のうち管理全般に係る責任を負う者を定める方法により責任の所在が明確となっているかを検証する。

及び処理指示を一元的に管理する責任者（以下「顧客サポート等管理責任者」という。）

・　適切な顧客情報管理態勢を整備・確立するための顧客情報の管理全般を行う者（以下「顧客情報統括管理責任者」という。）

・　保険会社の業務が外部委託される場合における顧客情報や顧客への対応を管理する責任者（以下「外部委託管理責任者」という。）

・　適切な利益相反管理態勢を整備・確立するための利益相反管理全般を統括する責任者（以下「利益相反管理責任者」という。）

（ⅱ）取締役会等は、上記の各管理責任者について牽制機能が有効に働く態勢を整備しているか。特に、当該管理責任者が他の業務との兼務をする場合、営業推進部門等からの干渉を防止する態勢となっているかに留意して検証する。

④【営業推進部門等における顧客保護等管理態勢の整備】

（ⅰ）取締役会等は、各管理者若しくは担当部門又は各管理責任者を通じ、営業推進部門等を含む顧客保護等管理の必要性が存在する部門・部署・職員等に対し、遵守すべき内部規程・業務細則等を周知させ、遵守させる態勢を整備するなど、顧客保護等管理の実効性を確保する態勢を整備しているか。例えば、各管理者若しくは担当部門又は各管理責任者に、営業推進部門等が遵守すべき内部規程・業務細則等を特定させ、効果的な研修を定期的に行わせる等の具体的な施策を行うよう指示しているか。特に、代理店など社外の保険募集人やその所属する組織に対しても内部規程・業務細則等を遵守させる態勢を整備し、遵守状況を把握する態勢となっているか。

（ⅱ）取締役会等は、各部門又は部署に、顧客情報を管理する顧客情報管理担当者を配置し、その責任及び権限を明確化しているか。また、顧客情報管理担当者は、その業務に関し十分な知識及び経験を有する者となっているか。

（ⅲ）取締役会等は、顧客サポート等のために、顧客がアクセスしやすい相談窓口等を適切に配置しているか。

⑤【外部委託先及び代理店に対する顧客情報保護の徹底】

（ⅰ）取締役会等は、顧客情報について、委託契約等に基づく外部委託先（以下「外部委託先」という。）及び代理店が取り扱う顧客情報の性質及び量等に応じた取扱ルール及び責任を明確に定めているか。

（ⅱ）取締役会等は、外部委託先及び代理店の管理について責任部署を明確にし、当該責任部署に顧客情報管理担当者を置いているか。

（ⅲ）取締役会等は、外部委託先及び代理店の顧客情報管理が定期的に点検される態勢を整備しているか。

（ⅳ）取締役会等は、顧客情報保護のための施策が外部委託先及び代理店に適切に伝達され、また、外部委託先及び代理店の事故等が責任部署に対して迅速かつ正確に報

告される態勢を整備しているか。

⑥【取締役会等への報告・承認態勢の整備】

取締役会等は、報告事項及び承認事項を適切に設定した上で、担当部門の管理者又は管理責任者に、定期的に又は必要に応じて随時、取締役会等に対し状況を報告させ、又は承認を求めさせる態勢を整備しているか。特に、経営に重大な影響を与える、又は顧客の利益が著しく阻害される事案については、取締役会等に対し速やかに報告させる態勢を整備しているか。

⑦【監査役への報告態勢の整備】

取締役会は、監査役へ直接報告されるべき事項を特定した場合には、報告事項を適切に設定した上で担当部門の管理者又は管理責任者からの直接の報告を行わせる態勢を整備しているか。[7]

⑧【内部監査実施要領及び内部監査計画の策定】

取締役会等は、内部監査部門又は内部監査部門長に、顧客保護等管理について監査すべき事項を適切に特定させ、内部監査の実施対象となる項目及び実施手順を定めた要領（以下「内部監査実施要領」という。）並びに内部監査計画を策定させた上で承認しているか。[8]

⑨【内部規程・組織体制の整備プロセスの見直し】

取締役会等は、定期的に又は必要に応じて随時、顧客保護等管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、内部規程・組織体制の整備プロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

３．評価・改善活動

⑴ 分析・評価

①【顧客保護等管理の分析・評価】

取締役会等は、監査役監査、内部監査及び外部監査[9]の結果、各種調査結果並びに各部門からの報告等全ての顧客保護等管理の状況に関する情報に基づき、顧客保護等管理の状況を的確に分析し、顧客保護等管理の実効性の評価を行った上で、態勢上の弱点、問題点等改善すべき点の有無及びその内容を適切に検討するとともに、その原因を適切に検証しているか。また、必要な場合には、利害関係者以外の者によって構成された調査委員会等を設置する等、その原因究明については万全を期し

---

[7] このことは、監査役が自ら報告を求めることを妨げるものではなく、監査役の権限及び活動を何ら制限するものではないことに留意する。

[8] 内部監査計画についてはその基本的事項について承認すれば足りる。

[9] ここに言う外部監査は、会計監査人による財務諸表監査に限定するものではないが、現状では、制度上義務付けられている財務諸表監査及び同監査手続の一環として実施される内部管理態勢の有効性等の検証以外の外部監査を義務付けるものではないことに留意する必要がある。

ただし、保険会社が、内部管理態勢の有効性等を確保するため、財務諸表監査と別に外部監査を受けている場合は、財務諸表監査の結果と併せて、内部管理態勢の有効性等を総合的に検証することとなる。

ているか。

②【分析・評価プロセスの見直し】

取締役会等は、定期的に又は必要に応じて随時、顧客保護等管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、分析・評価プロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

⑵ 改善活動

①【改善の実施】

取締役会等は、上記３．⑴の分析・評価及び検証の結果に基づき、必要に応じて改善計画を策定しこれを実施する等の方法により、適時適切に当該問題点及び態勢上の弱点の改善を実施する態勢を整備しているか。

②【改善活動の進捗状況】

取締役会等は、改善の実施について、その進捗状況を定期的に又は必要に応じて随時、検証し、適時適切にフォローアップを図る態勢を整備しているか。

③【改善プロセスの見直し】

取締役会等は、定期的に又は必要に応じて随時、顧客保護等管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、改善プロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

Ⅱ．各管理責任者による顧客保護等管理態勢の整備・確立状況

【検証ポイント】

・　本章においては、各管理者及び担当部門並びに各管理責任者が果たすべき役割と負うべき責任について検査官が検証するためのチェック項目を記載している。

・　本チェックリストでは、顧客サポート等管理、顧客情報管理、外部委託管理及び利益相反管理については、それらに係る態勢の整備及びその実効的機能の確保の役割・責任は、それぞれ各顧客保護等の管理責任者にあることを前提として記述する。各管理責任者が行うべき役割は広範囲にわたるため、管理責任者のみでは十分な確保を図ることができないと取締役会が判断する場合に、顧客保護等管理のための部門や部署を設置して管理させる方法や、営業推進部門等を含む顧客保護の必要性がある部門や部署等に担当者を配置し、管理責任者と連携する等の方法により管理を行う場合も想定される。この場合、その業務の遂行に必要な知識と経験を有する人員を適切な規模で配置し、業務の遂行に必要な権限を与えているか等を実証的に検証し分析した上で、顧客保護等の態勢が実効的に機能しているかを確認する。

・　Ⅱ．の各チェック項目の検証において問題点の発生が認められた場合、当該問題点がⅠ．のいずれの要素の欠如又は不十分に起因して発生したものであるかをⅠ．のチェックリストにおいて漏れなく検証し、双方向の議論を通じて確認する。

・　検査官が発見した問題点を経営陣が認識していない場合には、特に上記Ⅰ．の各態勢及びその過程が適切に機能していない可能性も含め、厳格に検証し、双方向の議論を通じて確認する。

・　検査官は、前回検査における指摘事項のうち、軽微でない事項の改善状況について検証し、実効性ある改善策が策定され実行されているか否か確認する。

１．保険契約管理態勢

⑴　管理者の役割・責任

①　内部規程等の策定

（ⅰ）**【保険契約管理規程及び保険契約管理マニュアルの整備・周知】**[10]

イ．管理者は、保険契約管理の迅速性及び適切性を確保する必要性及び重要性を十分に理解しているか。

ロ．管理者は、顧客保護等管理方針に則り、保険契約管理の迅速性及び適切性を確保するための取決めを明確に定めた内部規程（以下「保険契約管理規程」という。）を策定しているか。

ハ．管理者は、顧客保護等管理方針及び保険契約管理規程に則り、保険契約管理において遵守すべき手続等を明確に定めた業務細則（以下「保険契約管理マニュアル」

[10] 保険契約管理規程及び保険契約管理マニュアルを分別する必要は必ずしもないことに注意する。また、保険会社によってはコンプライアンス・マニュアル等に一体化されている場合もある。これらの形式にこだわらず、記載すべき事項が漏れなく明文化され、必要のある者に周知徹底され、適切に管理されていることを検証する。

という。）を策定しているか。

ニ．保険契約管理規程は、リーガル・チェック等を経て、取締役会等の承認を受けた上で、組織内に周知されているか。

（ⅱ）【保険契約管理規程の内容】

保険契約管理規程の内容は、業務の規模・特性に応じ、保険契約管理の迅速性及び適切性の確保について必要な取決めを網羅し、適切に規定されているか。例えば、以下の項目について明確に記載される等、適切なものとなっているか。

・　契約管理部門の役割・責任及び組織に関する取決め
・　保険契約管理の状況のモニタリングに関する取決め
・　保険契約管理の処理の記録等の保存に関する取決め
・　新規商品等の承認・審査に関する取決め
・　取締役会等に対する報告に関する取決め
・　コンプライアンス統括部門、保険募集管理部門及び顧客サポート等管理責任者等との間の連携・情報伝達に関する取決め

（ⅲ）【保険契約管理マニュアルの内容】

保険契約管理マニュアルの内容は、保険会社の営む業務の内容及び方法に応じ、保険契約管理の具体的な手続等を網羅し、詳細かつ平易に規定されているか。例えば、以下の点について、明確に記載される等適切な内容となっているか。

・　保険契約の成立、保険料の収入処理、契約内容の変更処理、解約、失効管理、復活、契約更改等の保険契約管理に係る事務の処理に関する手続
・　保険契約管理の手続において顧客になすべき通知・連絡・案内・説明等の対象事項の特定並びにそれらについての方法及び内容
・　保険契約管理の関係で顧客からなされることが想定される問い合わせ・相談・要請等に対する対応・回答等の方法及び内容
・　法令や顧客保護等との関係から行ってはならない行為等（例えば、過剰な解約防止折衝）
・　コンプライアンス統括部門、保険募集管理部門及び顧客サポート等管理責任者等に対する情報伝達の手続

②　態勢の整備

（ⅰ）【管理者による契約管理部門の態勢整備】

管理者は、顧客保護等管理方針及び保険契約管理規程に基づき、迅速かつ適切な保険契約管理を行うため、契約管理部門の態勢を整備し、牽制機能を発揮させるための施策を実施しているか。

（ⅱ）【関係業務部門及び営業拠点等における保険契約管理に係る態勢の整備】

管理者は、保険契約管理規程、保険契約管理マニュアル及びその他の保険契約管理に関する取決めを関係業務部門及び営業拠点等において保険契約管理を行う者に

遵守させ、適切な保険契約管理を行うための態勢を整備し、その実効性を確保するための具体的施策を実施しているか。

（ⅲ）【指導・監督態勢】

管理者は、保険契約管理に係る事務を適時・適切に実施できるよう、関係業務部門及び営業拠点等に対して、適切かつ十分な指導・監督を行う態勢を整備しているか。

（ⅳ）【連絡・連携態勢】

管理者は、保険契約管理に係る事務の遂行上発見されたコンプライアンスに係る問題について、速やかにコンプライアンス統括部門等に報告する態勢を整備しているか。

（ⅴ）【保険契約管理に関するモニタリング態勢】

管理者は、関係業務部門及び営業拠点等における迅速かつ適切な保険契約管理を確保するため、保険契約管理マニュアルの遵守状況等を継続的にモニタリングする態勢を整備しているか。

（ⅵ）【新規商品等に関する態勢整備】

管理者は、新規商品等に関し、新商品委員会等の要請を受けた場合、新規商品等管理方針や保険契約管理規程等に基づき、事前に当該新規商品等に関する規制、内部規程等を調査し、顧客保護等の観点から生じうる問題点を洗い出した上で、新商品委員会等に報告する態勢を整備しているか。

（ⅶ）【取締役会等への報告態勢】

管理者は、定期的に又は必要に応じて随時、取締役会等に対し、取締役会等が設定した報告事項を報告する態勢を整備しているか。特に、経営に重大な影響を与える、又は顧客の利益が著しく阻害される事案については、取締役会等に対し速やかに報告しているか。

（ⅷ）【監査役への報告態勢】

管理者は、取締役会の決定事項に従い、監査役へ直接報告を行っているか。

③　評価・改善活動

管理者は、定期的に又は必要に応じて随時、保険契約管理規程及び保険契約管理マニュアルの遵守状況等、保険契約管理の状況に関する報告・調査結果、モニタリングの結果等を踏まえ、保険契約管理態勢の実効性を検証し、適時に保険契約管理規程及び保険契約管理マニュアルの内容、組織体制、研修・指導の実施、モニタリングの方法等の見直しを行い、必要に応じて取締役会等に対し改善のための提言を行っているか。

⑵　契約管理部門の役割・責任

①【保険契約管理に係る具体的施策等の実施】

契約管理部門は、関係業務部門及び営業拠点等に対し、迅速かつ適切な保険契約管理を確保するための具体的な方策を指示し、各部署における保険契約管理が適切に行われるよう、指導・監督を行う等適切に管理しているか。

②【連絡・連携の実施】

（ⅰ）契約管理部門は、保険契約管理に係る事務の遂行上発見したコンプライアンスに係る問題について、速やかにコンプライアンス統括部門等に報告しているか。

（ⅱ）契約管理部門は、内部監査部門、コンプライアンス統括部門及び顧客サポート等管理責任者等との連携により内部監査結果、不祥事件、苦情・問い合わせ等で把握した問題点について、必要に応じて見直し、改善しているか。

③【保険契約管理に関するモニタリングの実施】

契約管理部門は、保険契約管理の迅速性及び適切性を確保する観点から、関係業務部門及び営業拠点等における保険契約管理マニュアルの遵守状況等につき、継続的なモニタリングを実施しているか。

④【新規商品等に関する取扱い】

契約管理部門は、新規商品等の取扱いを行う場合に、事前に当該新規商品等に関する規制、内部規程等を調査し、保険契約管理の観点から生じうる問題点を洗い出しているか。これらの検討に当たっては、営業推進部門から不当な影響を受けることなく行っているか。

また、保険契約時等において顧客に対し適切な対応が図られるよう態勢を整備しているか。例えば、契約データ管理等を適切に行う態勢を整備しているか。

２．保険金等支払管理態勢

⑴　管理者の役割・責任

①　内部規程等の策定

（ⅰ）【保険金等支払管理規程及び保険金等支払管理マニュアルの整備・周知】[11]

イ．管理者は、保険金等支払管理の迅速性及び適切性を確保する必要性及び重要性を十分に理解しているか。

ロ．管理者は、顧客保護等管理方針に則り、保険金等支払管理の迅速性及び適切性を確保するための取決めを明確に定めた内部規程（以下「保険金等支払管理規程」という。）を策定しているか。

ハ．管理者は、顧客保護等管理方針及び保険金等支払管理規程に則り、保険金等支払管理において遵守すべき手続及び支払査定における判断基準（以下「支払査定基準」という。）等を明確に定めた業務細則（以下「保険金等支払管理マニュアル」という。）を策定しているか。

ニ．保険金等支払管理規程及び保険金等支払管理マニュアルの策定等による業務プロセスの整備は、「保険金等の支払いを適切に行うための対応に関するガイドライン」、「正しい告知を受けるための対応に関するガイドライン」、「告知義務違反に詐欺取消しを適用するにあたっての留意点」（㈳生命保険協会）等の自主ガイドラインの内容を踏まえたものとなっているか。

ホ．保険金等支払管理規程は、リーガル・チェック等を経て、取締役会等の承認を受けた上で、組織内に周知されているか。

ヘ．支払査定基準については、リーガル・チェック等を受けているか。また、支払査定基準のうち、詐欺無効、詐欺取消し、錯誤無効、重大事由解除、告知義務違反解除、約款上の免責などの不払事由又は解除事由の適用の基準につき、少なくとも経営に重大な影響を与える、又は保険契約者等の利益が著しく阻害される一切の事項について、取締役会等の承認を受けているか。

なお、不払事由・解除事由の適用についての考え方やその代表的事例については、保険契約者等の利益のために、十分に開示されていることが望ましい。

（ⅱ）【保険金等支払管理規程の内容】

保険金等支払管理規程の内容は、業務の規模・特性に応じ、保険金等支払管理の迅速性及び適切性の確保について必要な取決めを網羅し、適切に規定されているか。例えば、以下の項目について明確に記載される等、適切なものとなっているか。

- 支払管理部門の役割・責任及び組織に関する取決め
- 支払漏れ防止等のための支払部門間の連携・相互確認に関する取決め

---

[11] 保険金等支払管理規程及び保険金等支払管理マニュアルを分別する必要は必ずしもないことに注意する。また、保険会社によってはコンプライアンス・マニュアル等に一体化されている場合もある。これらの形式にこだわらず、記載すべき事項が漏れなく明文化され、必要のある者に周知徹底され、適切に管理されていることを検証する。

・　査定結果の妥当性の再検証ないし事後検証に関する取決め
・　保険金等支払管理の状況のモニタリングに関する取決め
・　保険金等支払管理の処理の記録等の保管に関する取決め
・　新規商品等の承認・審査に関する取決め
・　取締役会等に対する報告に関する取決め
・　コンプライアンス統括部門、保険募集管理部門及び顧客サポート等管理責任者等との間の連携・情報伝達に関する取決め

(ⅲ)【保険金等支払管理マニュアルの内容】

保険金等支払管理マニュアルの内容は、保険会社の営む業務の内容及び方法に応じ、保険金等支払管理の具体的な手続及び査定基準等を網羅し、詳細かつ平易に規定されているか。例えば、以下の点について、明確に記載する等適切な内容となっているか。

・　保険金等請求の受付、確認を要する事項の調査、保険金等支払可否判断及び支払等の保険金等支払管理事務の処理に関する手続
・　調査において確認すべき項目及び確認方法
・　支払査定基準
・　遅延利息の付加に関する基準
・　保険金等支払管理の手続において顧客になすべき通知・連絡・案内・説明等の対象事項の特定並びにそれらについての方法及び内容
・　保険金等支払管理の関係で顧客からなされることが想定される問い合わせ・相談・要請等（事実の再確認や再査定の請求を含む。）に対する対応・回答等の方法及び内容
・　法令や顧客保護等との関係から行ってはならない行為等（例えば、調査における違法なプライバシー侵害や不当な支払遅延）
・　支払部門間の連携・相互確認の手続
・　コンプライアンス統括部門、保険募集管理部門及び顧客サポート等管理責任者等に対する情報伝達の手続

②　態勢の整備

(ⅰ)【管理者による支払管理部門の態勢整備】

イ．管理者は、顧客保護等管理方針及び保険金等支払管理規程に基づき、迅速かつ適切な保険金等支払管理を行うため、支払管理部門の態勢を整備し、牽制機能を発揮させるための施策を実施しているか。

ロ．管理者は、支払査定担当者の支払査定に関する能力・知識を向上させるために、例えば、医学的知識、判例等の法的知識、約款等についての研修・教育態勢を整備し、長期的な展望に基づく専門性を持った人材の育成を行っているか。

(ⅱ)【関係業務部門及び営業拠点等における保険金等支払管理に係る態勢の整備】

管理者は、保険金等支払管理規程、保険金等支払管理マニュアル及びその他の保険金等支払管理に関する取決めを関係業務部門及び営業拠点等において保険金等支払管理を行う者に遵守させ、迅速かつ適切な保険金等支払管理を行うための態勢を整備し、その実効性を確保するための具体的施策を実施しているか。

（ⅲ）【指導・監督態勢】

管理者は、支払管理事務を適時・適切に実施できるよう、関係業務部門及び営業拠点等に対して、適切かつ十分な指導・監督を行う態勢を整備しているか。

（ⅳ）【連絡・連携態勢】

イ．管理者は、支払管理事務の遂行上発見されたコンプライアンスに係る問題について、速やかにコンプライアンス統括部門等に報告する態勢を整備しているか。

ロ．管理者は、保険金等支払いの一部又は全部を拒否する場合に、必要性がないことが明らかな事案を除き、保険募集管理部門等と連携し、保険募集時においていかなる勧誘が行われたのかを検証する態勢を整備しているか。

（ⅴ）【保険金等支払管理に関するモニタリング態勢】

管理者は、関係業務部門及び営業拠点等における迅速かつ適切な保険金等支払管理を確保するため、保険金等支払管理マニュアルの遵守状況等を継続的にモニタリングする態勢を整備しているか。

（ⅵ）【新規商品等に関する態勢整備】

管理者は、新規商品等に関し、新商品委員会等の要請を受けた場合、新規商品等管理方針等に基づき、事前に当該新規商品等に関する規制、内部規程等を調査し、顧客保護等の観点から生じうる問題点を洗い出した上で、新商品委員会等に報告する態勢を整備しているか。

（ⅶ）【取締役会等への報告態勢】

管理者は、定期的に又は必要に応じて随時、取締役会等に対し、取締役会等が設定した報告事項を報告する態勢を整備しているか。特に、経営に重大な影響を与える、又は顧客の利益が著しく阻害される事案については、取締役会等に対し速やかに報告しているか。

（ⅷ）【監査役への報告態勢】

管理者は、取締役会の決定事項に従い、監査役へ直接報告を行っているか。

③　評価・改善活動

管理者は、定期的に又は必要に応じて随時、保険金等支払管理規程及び保険金等支払管理マニュアルの遵守状況等、保険金等支払管理の状況に関する報告・調査結果、モニタリングの結果等を踏まえ、保険金等支払管理態勢の実効性を検証し、適時に保険金等支払管理規程及び保険金等支払管理マニュアルの内容、組織体制、研修・指導の実施、モニタリングの方法等の見直しを行い、必要に応じて取締役会等に対し改善のための提言を行っているか。

⑵　支払管理部門の役割・責任

①【保険金等支払管理に係る具体的施策等の実施】

支払管理部門は、関係業務部門及び営業拠点等に対し、迅速かつ適切な保険金等支払管理を確保するための具体的な方策を指示し、各部署における保険金等支払管理が適切に行われるよう、指導・監督を行う等適切に管理しているか。

②【連絡・連携の実施】

（ｉ）支払管理部門は、保険金等支払管理事務の遂行上発見したコンプライアンスに係る問題について、速やかにコンプライアンス統括部門等に報告しているか。

（ⅱ）支払管理部門は、保険金等支払いの一部又は全部を拒否する場合に、必要性がないことが明らかな事案を除き、保険募集管理部門等と連携し、保険募集時においていかなる勧誘が行われたのかを検証しているか。

（ⅲ）支払管理部門は、内部監査部門、コンプライアンス統括部門及び顧客サポート等管理責任者等との連携により内部監査結果、不祥事件、相談・苦情等で把握した問題点について、必要に応じて見直し、改善しているか。

③【保険金等支払管理に関するモニタリングの実施】

支払管理部門は、保険金等支払管理の迅速性及び適切性を確保する観点から、関係業務部門及び営業拠点等における保険金等支払管理マニュアルの遵守状況等につき、継続的なモニタリングを実施しているか。

④【新規商品等に関する取扱い】

支払管理部門は、新規商品等の取扱いを行う場合に、事前に当該新規商品等に関する規制、内部規程等を調査し、保険金等支払管理の観点から生じうる問題点を洗い出しているか。これらの検討に当たっては、営業推進部門から不当な影響を受けることなく行っているか。

また、保険金等支払時等において顧客に対し適切な対応が図られるよう態勢を整備しているか。

３．顧客サポート等管理態勢

⑴　内部規程等の策定

①【顧客サポート等管理規程及び顧客サポート・マニュアルの整備・周知】[12]

（ⅰ）顧客サポート等管理責任者は、顧客サポート等の適切性及び十分性を確保する必要性及び重要性を十分に理解しているか。

（ⅱ）顧客サポート等管理責任者は、顧客保護等管理方針に則り、顧客サポート等の適切性及び十分性を確保するための取決めを決定し、当該業務についての管理を行うための取決めを明確に定めた内部規程（以下「顧客サポート等管理規程」という。）を策定しているか。

（ⅲ）顧客サポート等管理責任者は、顧客保護等管理方針及び顧客サポート等管理規程に則り、顧客サポート等の方法及び遵守すべき手続等を定めた業務細則（以下「顧客サポート・マニュアル」という。）を策定しているか。

（ⅳ）顧客サポート等管理規程は、リーガル・チェック等を経て、取締役会等の承認を受けた上で、組織内に周知されているか。

②【顧客サポート等管理規程の内容】

顧客サポート等管理規程の内容は、業務の規模・特性に応じ、顧客サポート等の適切性及び十分性の確保について必要な取決めを網羅し、管理を行うための組織体制、権限・役割等を明確に定める等、適切に規定されているか。特に、以下の点について、明確に規定しているか。

・　顧客サポート等のための組織体制（顧客サポート等担当部門又は顧客サポート等担当者の設置の有無、その権限と役割、社外の保険募集人との役割分担等を含む。）に関する取決め
・　顧客サポート等を行う者が遵守すべき手続に関する取決め
・　顧客サポート等に関する手続等の対象となる相談・苦情等の定義等に関する取決め
・　金融分野における裁判外紛争解決制度（以下「金融ＡＤＲ制度」という。）による苦情処理・紛争解決に関する取決め
・　顧客サポート等の状況のモニタリングに関する取決め
・　反社会的勢力による相談・苦情等を装った圧力に関する取決め
・　顧客サポート等のために必要な情報の共有に関する取決め
・　取締役会等に対する報告に関する取決め
・　コンプライアンス統括部門、保険募集管理部門、契約管理部門及び支払管理部門との間の連携・情報伝達に関する取決め

---

[12] 顧客サポート等管理規程及び顧客サポート・マニュアルを分別する必要は必ずしもないことに注意する。また、保険会社によってはコンプライアンス・マニュアル等に一体化されている場合もある。これらの形式にこだわらず、記載すべき事項が漏れなく明文化され、必要のある者に周知徹底され、適切に管理されていることを検証する。

③【顧客サポート・マニュアルの内容】

顧客サポート・マニュアルの内容は、顧客サポート等の具体的な手続を網羅し、詳細かつ平易に規定されているか。例えば、顧客サポート・マニュアルに以下の点を記載する等の方法により、顧客サポート等を行う者が適切かつ十分な顧客サポート等を行い、かつ、相談・苦情等について取締役会等に適切な情報伝達を行うことができるものとなっているか。なお、顧客サポート・マニュアルは、社外の保険募集人において相談・苦情等を受け付けた場合の役割分担が明確化され、顧客の相談・苦情等への対処が適切に行われるものとなっているか。非対面の募集形態の場合には、必要に応じ、当該募集形態に則した手続が定められているか。

・　相談・苦情等の記録の作成及び保管に関する手続
・　相談・苦情等の受付、内容の確認の手続
・　相談・苦情等への対処の手続（相談・苦情等に関し顧客の納得を得るための対応、相談・苦情等の解決に向けた進捗管理、長期未済案件の発生防止及び相談・苦情等が紛争となった場合の手続等）
・　金融ＡＤＲ制度による苦情処理・紛争解決に関する手続
・　相談・苦情等についての情報を関連する部門に伝達するための手続
・　反社会的勢力による相談・苦情等を装った圧力に関する連絡先及び手続
・　法令等違反行為が疑われる場面の典型例及び法令等違反行為が疑われる場合の担当部門の連絡先（コンプライアンス統括部門等）

⑵　顧客サポート等の実施

①【顧客サポート等に係る管理態勢の整備】

（ⅰ）顧客サポート等管理責任者は、顧客サポート等管理規程、顧客サポート・マニュアル及びその他の顧客サポート等に関する取決めを顧客サポート等を行う者に遵守させ、適切かつ十分な顧客サポート等を行うための態勢を整備し、その実効性を確保するための具体的施策を実施しているか。

（ⅱ）顧客サポート等管理責任者は、相談・苦情等の内容や顧客の要望等に応じ、顧客に対して適切な外部機関等（金融ＡＤＲ制度において保険会社が利用している外部機関を含む。以下同じ。）の紹介及び当該外部機関等の手続の概要等について情報を提供する態勢を整備しているか。また、迅速な苦情処理・紛争解決のため、外部機関等に対し適切に協力する態勢を整備しているか。

（ⅲ）顧客サポート等管理責任者は、顧客から相談・苦情等を受けた場合においては、外部機関等に対して紛争解決手続の申立てを安易に行うのではなく、十分な対応を行い、かつ申立ての必要性について適切に検討する態勢を整備しているか。

（ⅳ）顧客サポート等管理責任者は、金融ＡＤＲ制度への対応として、特に、以下の点

について態勢を整備しているか。[13]

イ．指定紛争解決機関（以下「指定ＡＤＲ機関」という。）が存在する場合

(ｲ) 指定ＡＤＲ機関との間で速やかに手続実施基本契約を締結しているか。また、指定ＡＤＲ機関に変動があった場合は、顧客の保護及び利便の向上の観点から最善の策を選択し、速やかに必要な措置を講じているか。さらに、指定ＡＤＲ機関と締結した手続実施基本契約の内容を適切に履行する態勢を整備しているか。

(ﾛ) 手続実施基本契約を締結した指定ＡＤＲ機関の商号又は名称及び連絡先を適切に公表しているか。公表する際は、顧客にとって分かりやすいように表示しているか（例えば、ホームページで公表する場合において、顧客が容易に金融ＡＤＲ制度の利用に関するページにアクセスできるような表示が望ましい。）。

また、注意喚起情報、契約締結前交付書面等、金融ＡＤＲ制度への対応内容を記載することが法令等で義務付けられている書面について、指定ＡＤＲ機関の商号又は名称及び連絡先を記載しているか。

(ﾊ) 金融商品取引業者が組成した金融商品を保険会社が販売する場合、当該商品を組成した金融商品取引業者や、当該商品を販売した保険会社といった、業態の異なる複数の業者が関係することになるため、顧客の問題意識を把握した上で、問題の発生原因に応じた適切な指定ＡＤＲ機関を紹介するなど、丁寧な対応を行っているか。

ロ．指定ＡＤＲ機関が存在しない場合

(ｲ) 業務の規模・特性等を踏まえ、以下の各事項のうち一つ又は複数を苦情処理措置・紛争解決措置として適切に選択し、選択した措置が適切に機能する態勢を整備しているか。なお、その際は、例えば、顧客が苦情・紛争を申し出るに当たり、顧客にとって地理的にアクセスしやすい環境を整備するなど、顧客の利便の向上に資するような取組みを行うことが望ましい。

ａ．苦情処理措置

・ 苦情処理に従事する従業員への助言・指導を消費生活専門相談員等に行わせること
・ 当該保険会社で業務運営体制・社内規則等を整備し、公表等すること
・ 金融商品取引業協会、認定投資者保護団体を利用
・ 国民生活センター、消費生活センターを利用
・ 他の業態の指定ＡＤＲ機関を利用
・ 苦情処理業務を公正かつ的確に遂行できる法人を利用

ｂ．紛争解決措置

・ 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律に定める認証紛争解決手

[13] 本項目により具体的事例を検証する際には、監督指針を踏まえる必要があることに留意する。

続を利用

- 金融商品取引業協会、認定投資者保護団体を利用
- 弁護士会を利用
- 国民生活センター、消費生活センターを利用
- 他の業態の指定ＡＤＲ機関を利用
- 紛争解決業務を公正かつ的確に遂行できる法人を利用

(ロ) 契約締結前交付書面等、金融ＡＤＲ制度への対応内容を記載することが法令等で義務付けられている書面について、例えば、保険会社が外部機関を利用している場合においては当該外部機関の商号又は名称及び連絡先を記載するなど、実態に即して適切な事項を記載しているか。なお、保険会社が外部機関を利用している場合、顧客保護の観点から、例えば、顧客が苦情・紛争を申し出るに当たり、外部機関を利用できることや、外部機関の商号又は名称及び連絡先、その利用方法等、外部機関に関する情報について、顧客にとって分かりやすいように、周知・公表を行うことが望ましい。

(ハ) 金融商品取引業者が組成した金融商品を保険会社が販売する場合については、本チェックリストⅡ．３．(2)①（ⅳ）イ． (ハ)を参照。

②【相談窓口の充実等】

（ⅰ）顧客サポート等管理責任者は、相談・苦情等を受け付けることができる窓口における相談・苦情等の対応の充実、強化を図るための措置を講じているか。また、例えば、インターネット上の窓口、アンケート、匿名の意見を投書できる意見箱等のチャネルを設置する等、幅広く相談・苦情等を受け付ける取組を実施しているか。さらに、これらの取組について広く公開するとともに、分かりやすく周知しているか。例えば、インターネットなど非対面の募集形態に係る顧客に対し、顧客がアクセスしやすい相談・苦情等の窓口や申出の方式等について広く公開するとともに、分かりやすく周知しているか。

（ⅱ）コールセンターにより相談窓口を設置している場合には、適切な知識・経験を有する人員を配置するなどのほか、研修等の実施による顧客サポート・マニュアルの周知徹底に対しても十分な配慮を行っているか。

（ⅲ）顧客サポート等管理責任者は、社外の保険募集人に対し、相談・苦情等の状況に応じて、相談・苦情等を受け付けることができる窓口における相談・苦情等の対応の充実・強化を図るための措置を講じているか。また、当該保険募集人の規模・特性等を踏まえ、必要に応じ、相談・苦情等を受け付ける専門の相談窓口を整備させているか。

③【顧客サポート等の適切性】

（ⅰ）顧客からの相談・苦情等を受けた役職員等は、顧客サポート・マニュアルに従い関連部署と連携の上、適時適切に対応する態勢となっているか。また、相談・苦情

等の解決に向けた進捗管理を適時適切に行い、長期未済案件の発生を防止するとともに、未済案件の速やかな解消を行う態勢となっているか。

（ⅱ）反社会的勢力による相談・苦情等を装った圧力に対しては、通常の相談・苦情等と区別し、断固たる対応をとるためコンプライアンス統括部門等に速やかに連絡し、必要があれば警察等関係機関との連携をとった上で適切に対処しているか。

④【記録、保存及び報告】

（ⅰ）顧客サポート等管理責任者は、顧客からの相談・苦情等（社外の保険募集人が受け付けたものを含む。）の内容について、その対処結果を含めて、記録簿等により記録・保存するとともに、一元的に管理しているか。

（ⅱ）顧客サポート等管理責任者は、顧客からの相談・苦情等の内容及び対処結果を、適時にコンプライアンス統括部門、保険募集管理部門、内部監査部門等に報告しているか。特に、経営に重大な影響を与える、又は顧客の利益が著しく阻害される事項については、速やかにコンプライアンス統括部門、保険募集管理部門、内部監査部門等の適切な部署へ報告するとともに、取締役会等に報告しているか。

⑤【相談・苦情等の原因分析及び改善の実施】

顧客サポート等管理責任者は、相談・苦情等の内容及び対処結果について、指定ＡＤＲ機関より提供された情報等も活用しつつ、分析し、必要な調査を行って相談・苦情等の発生原因を把握した上、その分析に基づき、必要に応じて取締役会等に対する改善のための提言や関連部署に対し報告・改善を求める等、改善に向けた取組を不断に行う態勢を整備しているか。特に、繰り返し生じる相談・苦情等については、何らかの問題が生じている可能性を含め十分検討し、適切な取組に向け、具体的な方策をとっているか。

⑥【顧客サポート等に関するモニタリングの実施】

顧客サポート等管理責任者は、顧客サポート・マニュアルの遵守状況のモニタリング等により、顧客サポート等の適切性及び十分性が確保されているか継続的に確認し、必要に応じて抑止行動をとっているか。コールセンターにより相談窓口を設置している場合には、その混雑の程度をモニタリングし、適切な顧客サポート等が迅速に行われているか検証しているか。

⑦【取締役会等への報告態勢】

顧客サポート等管理責任者は、定期的に又は必要に応じて随時取締役会等に対し報告すべき事項を報告しているか。特に、経営に重大な影響を与える、又は顧客の利益が著しく阻害される事案については、取締役会等に対し速やかに報告しているか。

⑧【監査役への報告態勢】

顧客サポート等管理責任者は、取締役会の決定事項に従い、監査役へ直接報告を行っているか。

⑶　評価・改善活動

顧客サポート等管理責任者は、定期的に又は必要に応じて随時、顧客サポート等管理規程及び顧客サポート・マニュアルの遵守状況等顧客サポート等に関する管理の状況に関する報告・調査結果、モニタリングの結果等を踏まえ、顧客サポート等管理態勢の実効性を検証し、適時に顧客サポート等管理規程及び顧客サポート・マニュアルの内容、組織体制、研修・指導の実施、モニタリングの方法等の見直しを行い、必要に応じて取締役会等に対し、改善のための提言を行っているか。

４．顧客情報管理態勢

⑴　内部規程等の策定

①【顧客情報管理規程及び顧客情報管理マニュアルの整備・周知】

（ｉ）顧客情報統括管理責任者は、顧客情報管理の適切性を確保する必要性及び重要性を十分に理解しているか。

（ⅱ）顧客情報統括管理責任者は、顧客保護等管理方針に則り、顧客情報管理の適切性を確保するための組織体制及び顧客情報管理に関するモニタリングの方法を決定し、当該業務についての管理を行うための取決めを明確に定めた内部規程（以下「顧客情報管理規程」という。）を策定しているか。また、顧客情報管理規程は、リーガル・チェック等を経て、取締役会等の承認を受けた上で、組織内に周知されているか。

（ⅲ）顧客情報統括管理責任者は、顧客保護等管理方針及び顧客情報管理規程に則り、顧客情報管理の方法及び遵守すべき手続等を定めた業務細則（以下「顧客情報管理マニュアル」という。）を策定し組織内に周知しているか。

②【顧客情報管理規程の内容】

顧客情報管理規程の内容は、業務の規模・特性に応じ、顧客情報管理の適切性の確保についての管理に必要な取決めを網羅し、管理を行うための組織体制、権限及び役割、方法等を明確に定める等、適切に規定されているか。

③【顧客情報管理マニュアルの内容】

顧客情報管理マニュアルの内容は、顧客情報管理に必要な手続を網羅し、詳細かつ平易に規定されているか。特に、以下の点について定めているか。

・　管理の対象となる帳票や電子媒体等
・　管理の対象となる帳票や電子媒体等に関し、収納する場所、廃棄方法等適切に管理するための方法
・　アクセスできる役職者の範囲、アクセス権の管理方法
・　顧客情報を外部に持ち出す場合の顧客情報の漏えいを防止するための取扱い方法
・　漏えい事故が発生した場合の対応方法（顧客情報統括管理責任者や顧客情報管理担当者及び当局への報告、必要に応じた情報のアクセス制限や顧客への説明など情報漏えいによる二次被害を防止するための方策など）

⑵　顧客情報管理の実施

①【顧客情報管理に係る態勢整備】

顧客情報統括管理責任者は、顧客情報管理規程及び顧客情報管理マニュアル等を顧客情報管理担当者を通じて遵守させ、関係業務部門及び営業拠点等に対し、顧客情報の適切な取扱いを確保し牽制機能を発揮する態勢を整備し、その実効性を確保

するための具体的施策を実施しているか。

②【指導・監督】

顧客情報統括管理責任者は、顧客情報管理事務を適時・適切に実施できるよう、関係業務部門及び営業拠点等に対して、指導・監督を行う等適切に管理しているか。

③【システム対応】

顧客情報統括管理責任者は、システム担当部門又はシステム担当者を通じて、以下のような対応を行っているか。

（ⅰ）顧客情報のプリントアウトやダウンロードについて、適切な方法により、利用目的に応じたデータの内容・量の制限を行っているか。

（ⅱ）顧客情報へのアクセスについて、職制や資格に応じて必要な範囲内に制限しているか。

（ⅲ）顧客の重要情報について、アクセス記録を保存し、検証しているか。

（ⅳ）顧客の重要情報へのアクセスについて、管理者と担当者の分離等により相互牽制を図っているか。

（ⅴ）パソコンやホストコンピュータ等に保存された顧客情報データについて、顧客情報データベースへのアクセスにおけるパスワードの設定や認証システムの整備、暗号化等により保護されているか。

（ⅵ）外部委託先との間における顧客情報のやり取りに関しては、システム上必要な保護措置を講じているか。

④【顧客情報漏えい時の事後対応の管理状況】

（ⅰ）顧客情報統括管理責任者は、顧客情報の漏えいが発生した場合、担当の顧客情報管理担当者に、顧客情報統括管理責任者に対して直ちに報告させる態勢を整備しているか。

（ⅱ）顧客情報統括管理責任者は、顧客情報の漏えいが発生した場合、顧客情報管理規程に従い、速やかにコンプライアンス統括部門及び取締役会等に報告する態勢となっているか。

（ⅲ）顧客情報統括管理責任者は、顧客情報の漏えいが発生した場合、当局への報告、必要に応じた情報のアクセス制限や顧客への説明など情報漏えいによる二次被害を防止するための方策などを行っているか。また、顧客情報の漏えいが発生した原因を分析し、再発防止に向けた対策を講じているか。

⑤【各部門の顧客情報管理状況等のモニタリング】

顧客情報統括管理責任者は、顧客情報管理担当者を通じて、各部門の内部規程及び顧客情報管理マニュアルの遵守状況及び顧客情報の管理状況について継続的にモニタリングを実施しているか。

⑥【代理店及び外部委託先の顧客情報管理状況のモニタリング】

顧客情報統括管理責任者又は顧客情報管理担当者は、代理店及び外部委託先が顧

客情報を適切に管理し、事故発生時においても適切に所定の対応を行っているかについて把握しているか。

⑦【取締役会等への報告態勢】

顧客情報統括管理責任者は、定期的に又は必要に応じて随時取締役会等に対し報告すべき事項を報告しているか。特に、経営に重大な影響を与える、又は顧客の利益が著しく阻害される事案については、取締役会等に対し速やかに報告しているか。

⑧【監査役への報告態勢】

顧客情報統括管理責任者は、取締役会の決定事項に従い、監査役へ直接報告を行っているか。

⑶ 評価・改善活動

顧客情報統括管理責任者は、定期的に又は必要に応じて随時、顧客情報管理規程及び顧客情報管理マニュアルの遵守状況等、顧客情報管理の状況に関する報告・調査結果、モニタリングの結果等を踏まえ、顧客情報管理態勢の実効性を検証し、適時に顧客情報管理規程及び顧客情報管理マニュアルの内容、組織体制、研修・指導の実施、モニタリングの方法等の見直しを行い、必要に応じて取締役会等に対し、改善のための提言を行っているか。

５．外部委託管理態勢

⑴　内部規程等の策定

①【外部委託規程の整備・周知】

（ｉ）外部委託管理責任者は、顧客保護等管理方針に則り、外部委託に関し、その管理の方法、確認すべき項目及び手続に関する取決め及び判断基準等を定めた内部規程（以下「外部委託規程」という。）を策定しているか。

（ⅱ）外部委託規程は、リーガル・チェック等を受け、取締役会等の承認を受けた上で、組織内に周知されているか。

②【外部委託規程の内容】

外部委託規程の内容は、業務の規模・特性に応じ、外部委託管理の適切性の確保についての管理に必要な取決めを網羅し、管理を行うための組織体制、権限及び役割、方法等を明確に定める等、適切に規定されているか。特に、以下の事項について定めているか。

・　外部委託先の選定に関する取決め
・　外部委託先に対するモニタリングに関する取決め
・　外部委託先との契約を解除する場合の顧客情報の取扱いに関する取決め

⑵　外部委託管理の実施

①【委託業務の的確な遂行を確保するための措置】

外部委託管理責任者は、業務を第三者（保険会社の親会社・子会社・関連会社を含む。）に委託する場合、当該業務の規模・特性に応じ、その的確な遂行を確保するための措置（委託契約等において外部委託先に対して態勢整備を求めることを含む。）を講じているか。

②【外部委託先の選定】

外部委託管理責任者は、事務リスク管理部門やシステムリスク管理部門等と連携し、外部委託の実施前に当該外部委託業務に内在するオペレーショナル・リスクを特定し、サービスの質や存続の確実性等のリスク管理上の問題点を認識した上で、外部委託業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる能力を有する者に委託するための措置を講じているか。

③【委託契約の締結】

外部委託管理責任者は、委託契約の内容について、事前にリーガル・チェック等を受けた上、委託する業務の規模・特性に応じ、適切な措置を講じることができる内容の契約となっているか確認する態勢を整備しているか。

④【外部委託先に対するモニタリングの実施】

外部委託管理責任者は、外部委託先における外部委託業務の実施状況を、定期的に又は必要に応じて随時確認すること等により、外部委託先が当該業務を委託契約

に従い的確に遂行しているかを検証し、必要に応じ改善させる等、外部委託先に対する必要かつ適切な監督等を行うための措置を講じているか。例えば、外部委託先との間の委託契約において、監督、モニタリング、報告に関する条項を適切に規定する等により、適時適切な対応が可能なものとなっているか。

⑤【外部委託先の業務に関する相談・苦情等処理態勢】

外部委託管理責任者は、外部委託先（代理店を含む。）が行う外部委託業務に係る顧客からの相談・苦情等を適切かつ迅速に処理するために必要な措置を講じているか。例えば、相談・苦情等について顧客から当該保険会社への直接の連絡体制を設けるなど適切な相談・苦情等処理態勢が整備されているか。

また、相談・苦情等について、顧客から外部委託先に申出があった場合には、外部委託先から当該保険会社へ漏れなく報告される態勢が整備されているか。

⑥【外部委託先の業務のバックアップ態勢】

外部委託管理責任者は、外部委託先が外部委託業務を適切に行うことができない事態が生じた場合には、他の適切な外部委託先を選定し、当該外部委託業務を速やかに移管する等、顧客の保護を図る観点から当該外部委託業務に支障が生じることを防止するための措置を講じているか。

特に、顧客からの契約内容の変更処理、解約、復活、契約更改等の申出又は保険金の請求等の受付について外部委託を行っている場合においては、当該外部委託業務の速やかな移管とともに、移管先について、顧客に対し、速やかに周知を行うための措置を講じているか。

⑦【委託契約の変更・解除等】

外部委託管理責任者は、保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、外部委託業務に係る顧客の保護を図るため必要がある場合には、速やかに当該外部委託業務の委託契約の変更又は解除等の必要な措置を講ずるための事前の方策を講じているか。

⑧【顧客情報保護措置】

外部委託管理責任者は、外部委託先及び代理店における顧客情報管理のための措置を講じているか。

例えば、外部委託契約及び代理店委託契約において顧客情報の目的外使用の禁止、守秘義務を課する等の措置が講じられているか。また、個人である顧客に関する情報の取扱いを委託する場合には、適切に取り扱われるよう外部委託先及び代理店に対する適切な監督が行われるための措置を講じているか。

⑨【取締役会等への報告態勢】

外部委託管理責任者は、定期的に又は必要に応じて随時、取締役会等に対し報告すべき事項を報告しているか。特に、経営に重大な影響を与える、又は顧客の利益が著しく阻害される事案については、取締役会等に対し速やかに報告しているか。

⑩【監査役への報告態勢】

外部委託管理責任者は、取締役会の決定事項に従い、監査役へ直接報告を行っているか。

⑶　評価・改善活動

外部委託管理責任者は、定期的に又は必要に応じて随時、外部委託規程の遵守状況等外部委託管理の状況に関する報告・調査結果、モニタリングの結果等を踏まえ、外部委託管理態勢の実効性を検証し、適時に外部委託管理規程の内容、組織体制、研修・指導の実施、モニタリングの方法等の見直しを行い、必要に応じ取締役会等に対し、改善のための提言を行っているか。

６．利益相反管理態勢

⑴　内部規程等の策定

①【利益相反管理規程の策定】

（ｉ）利益相反管理責任者は、利益相反管理の適切性を確保する必要性及び重要性を十分に理解しているか。

（ⅱ）利益相反管理責任者は、顧客保護等管理方針に則り、利益相反管理の適切性を確保するための取決めを明確に定めた内部規程（以下「利益相反管理規程」という。）を策定しているか。

（ⅲ）利益相反管理規程は、リーガル・チェック等を受け、取締役会等の承認を受けた上で、組織内に周知されているか。

②【利益相反管理規程の内容】

利益相反管理規程の内容は、当該保険会社又はグループ関連会社の業務の規模・特性に応じ、法令[14]に基づく利益相反管理の実施方針において定めるべき事項を含め、利益相反管理の適切性の確保についての必要な取決めを網羅し、管理を行うための組織体制、権限及び役割、方法等を明確に定める等、適切に規定されているか。特に、以下の事項について定めているか。

- 利益相反管理のための組織体制（利益相反管理担当部門又は利益相反管理担当者の設置の有無、その権限と役割等を含む。）に関する取決め
- 利益相反管理を行う者が遵守すべき手続に関する取決め
- 利益相反管理の状況のモニタリングに関する取決め
- 利益相反のおそれがある取引の特定に関する取決め
- 利益相反管理の方法に関する取決め
- 利益相反管理に関する記録の保存に関する取決め
- 利益相反管理のために必要な情報の集約に関する取決め
- 取締役会等に対する報告に関する取決め
- コンプライアンス統括部門及び顧客情報統括管理責任者等との間の連携・情報伝達に関する取決め

⑵　利益相反管理の実施

①【利益相反管理に係る態勢整備】

（ｉ）利益相反管理責任者は、利益相反管理規程を遵守させる等、適切かつ十分な利益相反管理を行うための態勢を整備し、その実効性を確保するための具体的施策を実施しているか。特に、利益相反管理について、営業部門からの独立性を確保することなどにより、牽制機能を発揮する態勢を整備しているか。

（ⅱ）利益相反管理責任者は、利益相反管理を行うにあたり、コンプライアンス統括部

[14] 規則第 53 条の 14 第１項第３号。

門及び顧客情報統括管理責任者等との連携を適切に行う態勢を整備しているか。

②【指導・監督】

利益相反管理責任者は、利益相反管理を適時・適切に実施できるよう、関係業務部門及び営業拠点等に対して、指導・監督を行う等適切に管理しているか。

③【利益相反のおそれがある取引の特定】

利益相反管理責任者は、利益相反のおそれがある取引を適切に特定するための態勢を整備しているか。

④【利益相反管理の方法】

利益相反管理責任者は、例えば以下のような方法により、又は以下のような方法を組み合わせることにより、適切かつ十分な利益相反管理を確保するための態勢を整備しているか。

・ 利益相反を発生させる可能性のある部門を分離する方法
・ 利益相反のおそれがある取引の一方又は双方の取引条件又は方法を変更する方法
・ 利益相反のおそれがある取引の一方の取引を中止する方法
・ 利益相反のおそれがあることを顧客に開示する方法

⑤【記録・保存】

利益相反管理責任者は、利益相反のおそれがある取引の特定及び顧客の利益を保護するために実施した利益相反管理の方法等について、適切に記録・保存しているか。

⑥【利益相反管理に関するモニタリングの実施】

利益相反管理責任者は、利益相反管理規程の遵守状況のモニタリング等により、利益相反管理の適切性及び十分性が確保されているか継続的に確認し、必要に応じて抑止行動をとっているか。

⑦【取締役会等への報告態勢】

利益相反管理責任者は、定期的に又は必要に応じて随時、取締役会等に対し報告すべき事項を報告しているか。特に、経営に重大な影響を与える、又は顧客の利益が著しく阻害される事案については、取締役会等に対し速やかに報告しているか。

⑧【監査役への報告態勢】

利益相反管理責任者は、取締役会の決定事項に従い、監査役へ直接報告を行っているか。

⑶ 評価・改善活動

利益相反管理責任者は、定期的に又は必要に応じて随時、利益相反管理規程の遵守状況等利益相反管理の状況に関する報告・調査結果、モニタリングの結果等を踏まえ、利益相反管理態勢の実効性を検証し、適時に利益相反管理規程の内容、組織体制、研

修・指導の実施、モニタリングの方法等の見直しを行い、必要に応じて取締役会等に対し、改善のための提言を行っているか。

Ⅲ．個別の問題点

【検証ポイント】

・　本章においては、顧客保護等管理の実態に即した個別具体的な問題点について検査官が検証するためのチェック項目を記載している。

・　本チェックリストでは、顧客サポート等管理、顧客情報管理、外部委託管理及び利益相反管理については、それらに係る態勢の整備及びその実効的機能の確保の役割・責任は、それぞれ各顧客保護等の管理責任者にあることを前提として記述する。これ以外にも組織体制のあり方は様々であり、当該保険会社が、部門や部署を設置して管理させる方法や、営業推進部門等を含む顧客保護の必要性がある部門や部署等に担当者を配置する等の方法により管理を行っている場合もある。この場合、その業務の遂行に必要な知識と経験を有する人員を適切な規模で配置し、業務の遂行に必要な権限を与えているか等の事実を実証的に検証し分析した上で、顧客保護等の態勢が実効的に機能しているかを確認する。

・　Ⅲ．の各チェック項目の検証において問題点の発生が認められた場合、当該問題点がⅠ．又はⅡ．のいずれの要素の欠如又は不十分に起因して発生したものであるかをⅠ．又はⅡ．のチェックリストにおいて漏れなく検証し、双方向の議論を通じて確認する。

・　検査官が発見した問題点を経営陣が認識していない場合には、特に上記Ⅰ．の各態勢及びその過程が適切に機能していない可能性も含め、厳格に検証し、双方向の議論を通じて確認する。

・　検査官は、前回検査における指摘事項のうち、軽微でない事項の改善状況について検証し、実効性ある改善策が策定され実行されているか否か確認する。

１．顧客保護等全般

【新規商品等に関する取扱い】

顧客保護等に係る各管理責任者は、新規商品等に関し、新商品委員会等の要請を受けた場合、新規商品等管理方針等に基づき、事前に当該新規商品等に関する規制、内部規程等を調査し、顧客保護等の観点から生じうる問題点を洗い出した上で、新商品委員会等に適時に報告しているか。これらの検討に当たっては、営業推進部門から不当な影響を受けることなく行っているか。また、保険募集時から支払時に至るまで顧客に対し適切な対応が図られるよう態勢を整備しているか。

さらに、担当部門又は各管理責任者は、必要に応じて適切なシステムを整備しているか。

２．保険契約管理態勢

①【異動処理の管理】

異動等契約条件の変更が生じた場合に、その処理が適切に行われるようにするための管理態勢が整備されているか。

②【早期解約等】

早期解約等、適正募集の観点から疑問が生じる契約について、いかなる勧誘が行われたか、募集の経緯、保険契約者への説明の状況などが保険募集管理部門に対し適時に報告される態勢となっているか。その際には、例えば、以下のような保険募集人の行為等の状況を確認するものとなっているか。

・　成績の仮装（名義借りを含む。）
・　保険契約者に対する誤った説明（不十分な説明、虚偽の説明を含む。）

③【解約等に係る対応遅延の防止】

保険契約者の要請に対する対応につき、迅速かつ適切に行う態勢となっているか。特に、解約について、迅速かつ適切な手続の履行を確保する態勢となっているか。例えば、以下の行為等を防止する態勢となっているか。

・　長期間にわたる解約手続の放置など、保険契約者の意思に反する解約遅延
・　過剰な解約防止折衝の義務付けなど
・　解約に係る過剰に煩雑な手続の設定
・　保険契約者の本来の意思に反する貸付延長保険（解約返戻金を延長保険の保険料に充当するもの）を用いるなどした解約の先送り

④【失効管理・契約の復活】

（ｉ）保険料の未入金、契約の失効等の把握が適切に行われる態勢となっているか。
（ⅱ）契約の失効前に保険契約者に対する通知を行う態勢となっているか。
（ⅲ）失効後の契約の復活の手続を適切に行う態勢となっているか。
（ⅳ）失効契約について、保険契約者に対し、復活や解約返戻金に係る情報（復活手続、解約返戻金の有無、金額、時効の成立時期等）の説明が十分に行われるための方策が講じられているか。
（ｖ）保険契約者に、時効の成立時期に関する通知を適切に行う態勢となっているか。
（ⅵ）時効成立後、一貫した時効処理を適切に行う態勢となっているか。また、時効成立後の問い合わせに対し、誠実に処理する態勢となっているか。
（ⅶ）新しい契約を勧めるに際して、復活できる契約があることを説明する態勢となっているか。

⑤【運用実績等の報告】

変額保険等の商品について、定期的に運用実績等必要な事項を保険契約者へ報告する態勢が整備されているか。

⑥【契約更改】

（ｉ）満期更改の管理は適切になされているか。例えば、十分な期間をもって保険契約者に更改の案内を行うなど、満期更改漏れを防止する態勢は整備されているか。
（ⅱ）契約更改時に保険金額の見直しを励行するなど、超過保険（保険価額を上回る保険金額の設定）を防止する措置が講じられているか。

⑦【保険証券】

（ｉ）保険証券の長期預りに係る手続、保管方法が適切に整備されているか。

（ⅱ）迅速・適切な保険証券の再発行手続が整備されているか。

⑧【住居・連絡先変更】

転居などにより、保険契約者が速やかに住居・連絡先を保険会社へ連絡・通知できるよう連絡先の整備・周知を行っているか。なお、連絡先不明となった場合、可能な範囲で調査を行う態勢となっているか。

３．保険金等支払管理態勢

⑴　保険金等の請求の受付等

①【保険金等の請求に関する説明・案内等】

（ｉ）発生した支払事由に適合した保険金等の請求が遺漏なくなされるように、保険契約者等に対し、保険金等の請求手続等について、十分かつ分かりやすい説明が行われる態勢が整備されているか。

（ⅱ）支払管理部門は、保険金等の請求手続の案内等として保険契約者等に交付する書面や請求書等の帳票について、商品が多様化していることなどを踏まえ、保険金等の請求漏れを未然防止するとともに、分かりやすい内容となるよう、見直しを適時適切に行っているか。

②【代理人等による請求手続の整備】

支払管理部門は、受取人が保険金等の請求を行えない場合、受取人に代わる代理人等が請求することができるような手続を整備しているか。

③【請求の受付後の処理】

保険契約者等からの保険金等の請求の受付後は、公平・公正に保険金等支払事由を検討し、その結果、相当期間の調査が必要となる際には、保険契約者等にその旨を通知する態勢が整備されているか。

⑵　保険事故の事実関係及び損害の調査・確認

①【保険事故の事実関係の調査】

（ｉ）保険契約者等にとって有利不利な事実を問わず、公平・公正に事実の調査を行う態勢（事後検証を含む。）が整備されているか。

（ⅱ）支払管理部門は、個別案件に関する事実関係の調査等について、迅速な支払いに向けた適切な進捗管理を行っているか。

（ⅲ）保険事故の事実関係の確認に当たって、必要な同意を取得した上で、支払事由の有無の判断をするために十分かつ正確な調査を行う態勢が整備されているか。

例えば、以下のような確認を行っているか。

・　被保険者、入院先（通院先）、主治医等に対する確認等による正確な事実関

係の確認

・　災害等を原因とする保険事故の場合には、事故現場や警察署、目撃者等による正確な事実関係の確認等

（ⅳ）調査に当たっては、関係当事者及び第三者の名誉、信用、プライバシー等の権利を不当に損なうことのないような態勢が整備されているか。

②【不適切な顧客対応の防止】

支払管理部門は、保険契約者等、事故の被害者、遺族等に対する不適切な対応を防止する方策を講じているか。例えば、保険契約者等、事故の被害者、遺族等に対し、誤解を与える言動により和解を不当に勧めていないか。

③【損害額の調査、決定（損害保険関係）】

（ⅰ）損害額の調査、決定を適切に行う態勢が整備されているか。

例えば、支払管理部門は、以下の点に留意して管理を行っているか。

・　火災保険の場合には鑑定人等、自動車保険の場合にはアジャスター等の専門家による損害額の調査を必要に応じ行っているか。

・　保険金の額の算出に当たっての算出根拠の明確化及びその妥当性の検証を行っているか。

・　損害額決定に至るまでの未払保険金の管理を適切に行っているか。

・　支払先（受取人、病院、整備工場等）の確認を行っているか。

（ⅱ）保険契約者間の公平性に反して、十分な損害調査を行うことなく保険金支払いを行っていないか。

④【示談交渉（損害保険関係）】

示談交渉等について、例えば、以下の点に留意して管理を行う態勢が整備されているか。

・　過失相殺の適用について十分に検討しているか。

・　間接損害（代車費用、休業損害等）について十分に検討しているか。

・　訴訟事案の管理は適切に行われているか。

⑶　保険金等支払い等の迅速性・適切性の確保

①【支払事由の管理】

（ⅰ）保険契約者等から保険金等請求がなされる場合以外の支払事由の発生について、保険契約全般について管理し、保険契約者等へ適切に通知等を行う態勢が整備されているか。特に、失効返戻金、満期返戻金の支払事由に関し、見落としによる支払漏れを不断に防止する態勢となっているか。例えば、システム整備により支払漏れが生じない態勢となっているか。

（ⅱ）特約に係る支払いに関し、見落としによる支払漏れを不断に防止する態勢となっているか。例えば、システム整備により支払漏れが生じない態勢となっているか。

②【相互牽制等】

（ⅰ）保険金等支払事務全般に関し、支払い・不払いの審査等が適切に遂行されるよう相互牽制機能が確保される態勢が整備されているか。例えば、複数人による検証を行う態勢となっているか。

（ⅱ）複数の支払部門にまたがるような保険金等支払いについては、支払漏れ防止の観点から、各支払部門の連携ないし相互確認等によるチェックが行われる態勢となっているか。

③【支払査定】

（ⅰ）支払事由非該当、免責事由該当等の保険金等不払いの決定に際し、必要に応じてリーガル・チェック等や医的判断等を受ける態勢となっているか。また、必要に応じて、適時に、外部の弁護士による意見書を取得しているか。

（ⅱ）保険契約者等に有利な事実と不利な事実の評価が公平・適切に行われる態勢となっているか。特に、事実関係が不明確なまま、会社に有利な判断をすることを防止する態勢となっているか。

④【不当な支払いの防止】

不払事由があるにもかかわらず、恣意的に保険金等支払いを行うことを防止する態勢となっているか。

例えば、反社会的勢力等からの不当な請求等に対しては、コンプライアンス統括部門や顧客サポート等管理責任者等と連携の上で、毅然とした対応が行われているか。

⑤【不当な支払抑制・支払遅延の防止】

（ⅰ）不当な支払抑制を防止する態勢となっているか。例えば保険金等支払いの総額に上限枠を設ける、又は合理的根拠なく支払単価を下げる等の不当な施策が実行されていないか。

（ⅱ）不当な支払遅延を防止する態勢となっているか。

（ⅲ）保険金等支払いを据え置きすることについて過剰な勧誘を行わないよう防止策を講ずる態勢となっているか。

（ⅳ）約款等で定められた調査期間等を経過した後の遅延利息が適切に支払われる態勢となっているか。

（ⅴ）複数回の請求や苦情がなければ支払わないなどの不当な取扱いを防止する態勢となっているか。

⑥【期限等の管理】

（ⅰ）遅延利息の起算日の管理が適切に行われる態勢が整備されているか。例えば、遅延利息の支払いを抑制するために保険金等の請求の受付日を実際に請求がなされた日よりも後にずらして計算する等の不当な取扱いが行われていないか。

（ⅱ）告知義務違反や危険増加を原因とする解除を行う場合には、法令等に基づいて、

解除期限の起算日を適切に設定したうえ、解除期限内に保険契約者に解除の通知が行われるような態勢となっているか。

（ⅲ）重大事由による解除を行う場合には、当該重大事由を知り、又は知り得るに至った後は、合理的な期間内に保険契約者に解除の通知が行われるような態勢となっているか。

⑦【保険契約者等への説明等】

（ⅰ）支払い（支払わないこととなる場合にはその旨の通知）までに時間を要する場合には、日数を要する理由、支払いの目途等について分かりやすく説明する等の方策を講じる態勢が整備されているか。

（ⅱ）保険金等支払いを行った後に当該支払いの内容（保険金額の算定根拠等）について保険契約者等から問い合わせ等を受けた場合には、準拠した支払査定基準の内容等に則した丁寧かつ分かりやすい説明を行う態勢となっているか。

（ⅲ）保険金等を不払いとした場合には、会社が把握した具体的事実関係とともに、約款上の根拠を明確に示しつつ、その不払いの理由を的確に説明する態勢となっているか。また、保険契約者等の質問等に対しては、必要に応じ、再度事実確認を行った上で、不払いの根拠や理由を十分かつ適切に回答したり、さらに状況によっては査定内容の妥当性の再検証を行うなど、真摯な対応を行う態勢となっているか。

⑷　保険金等支払管理の処理に係る記録等の保管

保険金等支払管理に係る処理の適切性についての事後的な検証等が行いうるように、

・　調査の経過及び結果に関する記録
・　保険契約者等との交渉の経緯に関する記録
・　支払査定の記録（保険金等の一部又は全部の不払いや契約の解除等の判断理由・根拠等に係るものを含む。）
・　請求放棄の処理に係る記録

等を適切に保管する態勢となっているか。

４．顧客サポート等管理態勢

【相談・苦情等処理の紛争解決機能の発揮】

顧客からの相談・苦情等への対応は、単に処理の手続の問題と捉えるに留まらず、相談・苦情等の内容に応じ、初期の紛争処理の問題として、可能な限り、顧客の理解と納得を得て解決することを目指すものとなっているか。

5．顧客情報管理態勢

①【顧客情報管理のための組織の整備等】

個人顧客の顧客情報に関しては、その安全管理、従業者及び委託先（当該情報の取り扱いを委託する場合）の監督として、当該情報の漏えい、滅失又はき損等の防止を図るために必要かつ適切な措置として以下の措置が講じられているか。なお、下記の規定に基づく措置の必要性との関係では、代理店も委託先に含まれるものとして理解されるべきであることに留意する。

- 金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第 8 条、第 9 条及び第 10 条の規定に基づく措置
- 金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ及び別添２の規定に基づく措置

②【情報共有についての着眼点】

第三者との間で顧客情報を共有する場合、共有に係る同意を、原則として書面による等の方法により、事前かつ適切に取得する態勢となっているか。ただし、個人顧客の顧客情報については、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）3-4-3 に該当する場合を除く。

③【機微（センシティブ）情報の利用等】

金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第５条に規定する機微（センシティブ）情報については、同条第１項各号に列挙する場合を除き、取得、利用又は第三者提供を行わないことを確保するための態勢が整備されているか。

④【顧客情報の外部への持ち出し】

顧客情報を外部に持ち出す場合について、必要なものに限ることや常時携行することなど顧客情報の漏えいを防止するための取扱方法が明確に定められているか。

6．外部委託管理態勢

【調査の外部委託】

保険事故の事実関係等の調査を外部に委託する場合、調査の適正を確保するため委託先を十分監督する態勢が整備されているか。例えば、

- 委託先の業務の適正を管理するための規程や体制が整備されているか。
- 委託先の調査活動に対し、実効性ある管理及び指導が行われているか。
- 委託先が遵守すべき事項について、委託契約の中で定められているか。
- 委託先の管理及び指導について責任部署が明確にされているか。
- 委託先及びその業務について定期的な評価が行われているか。

７．利益相反管理態勢

【子金融機関等の顧客の利益相反管理のための態勢整備】

当該保険会社の子金融機関等[15]の顧客についても、顧客の利益が不当に害されることのないよう利益相反管理を行う態勢を整備しているか。

８．その他

保険会社が、自らの業務に関し顧客保護や利便の向上のために必要であると判断した業務[16]については、顧客保護等管理方針、顧客保護等管理規程等において自ら定めた水準に応じ、適切な管理態勢が整備されているか。

---

[15] 法第 100 条の２の２第３項参照。

[16] 本チェックリストＩ．の【検証ポイント】最初のポイント⑦に記載の「その他保険会社の業務に関し顧客保護や利便の向上のために必要であると保険会社において判断した業務の管理が適切になされることの確保」参照。

統合的リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

Ⅰ．経営陣による統合的リスク管理態勢の整備・確立状況

【検証ポイント】

・　「統合的リスク管理」とは、保険会社の直面するリスクに関して、潜在的に重要なリスクを含めて総体的に捉え、保険会社の自己資本等[1]と比較・対照し、さらに、保険引受や保険料率設定などフロー面を含めた事業全体としてリスクをコントロールする、自己管理型のリスク管理を行うことをいう。保険会社の統合的リスク管理態勢は、収益目標及びそれに向けたリスク・テイクの戦略等を定めた当該保険会社の戦略目標を達成するために、有効に機能することが重要である。なお、本チェックリストにおける「統合的リスク管理」には、自己資本充実度の評価など、自己資本等の管理が含まれることに留意する。

・　また、統合的リスク管理を行う前提として、①責任準備金、支払備金及び配当準備金（以下「責任準備金等」という。）の適切な積立て、②ソルベンシー・マージン比率の適正な算定、③法令等で求められている経営分析や区分経理等といった財務の健全性･保険計理に関する管理を適切に行う必要がある。

・　統合的リスク管理態勢を構築するに当たっては、①リスクの種類が多岐にわたっており、各リスク・カテゴリーに明確に区別して捉えきれないようなリスクも想定されること、②業務遂行に伴うリスクが金融関連のリスク（市場リスク･信用リスク等）ばかりでなく、それ以外のリスクも相当程度大きいこと、③保険の持つオプション性やテールリスクなど評価手法が必ずしも確立されていない事項が多いうえ、生命保険を中心に負債が超長期に及ぶことが技術的な難しさの一因となっていること、④リスクや自己資本等の充実度を評価するに際し、現行の保険会計に基づく場合と経済価値に基づく場合とでは大きな乖離が生じ得ること等、保険会社特有のリスク特性を十分に踏まえる必要がある。

・　また、保険会社がさらされているリスクは、それぞれが独立に存在するのではなく、相互に関連しあって保険会社に影響を及ぼしている上、複雑化、多様化している。保険会社は各リスク（保険引受リスク、市場リスク、信用リスク、オペレーショナル・リスク等）を個々に管理するのみならず、自らの業務の規模･特性やリスク･プロファイルを踏まえ、全社的な観点からリスクを包括的に評価し、適切に管理していくことが重要である。

・　国際的にも、ＩＡＩＳ（保険監督者国際機構）が平成 23 年 10 月に採択した「保険コアプリンシプル（Insurance Core Principles ； ＩＣＰ）」において、保険会社及びグループが統合的リスク管理（Enterprise Risk Management ； ＥＲＭ）及びリスクとソルベンシーの自己評価（Own Risk and Solvency Assessment ； ＯＲＳＡ）を実施するように監督すべきことが規定されている。

・　保険会社の統合的リスク管理の標準的な枠組みはまだ確立されていないが、上記の重要性に鑑みれ

---

[1] ここでいう「自己資本等」は、会計上の純資産や現行ソルベンシー・マージン規制に基づく資本に限った概念ではなく、トータルバランスシートの経済価値評価（市場価格に整合的な評価、又は、市場に整合的な原則・手法・パラメーターを用いる方法により導かれる将来キャッシュフローの現在価値に基づく評価）により認識される資本を含め、リスク管理の観点から、各保険会社が自らのリスクと対比するものとして定義するものを想定している。

ば、保険会社においては、業務の規模・特性に応じたリスク管理の更なる高度化に向けた不断の取組みが必要である。

- 保険会社の経営陣は、保険会社全体の抱えるリスクを十分に理解した上で、統合的リスク管理の目的・本質を踏まえ、リスクの定義・認識、評価、報告及び対応策の決定・実行といったリスク管理サイクルの実効性が確保されるよう、統合的リスク管理態勢の整備・確立を自ら率先して行う役割と責任がある。
- 上記の点を踏まえ、検査官は、統合的リスク管理態勢を検証するに当たっては、保険会社による統合的リスク管理態勢の整備・確立に向けた自発的な取組を最大限に尊重しつつ、当該保険会社の業務の規模・特性やリスク・プロファイルを踏まえた戦略目標の達成を確保するという統合的リスク管理の目的・本質を捉えた上で、当該保険会社が全社的な観点からリスクを包括的に評価し、管理していくことについての取組みがなされているかについて検証する。その際、複雑又は高度なリスク評価方法が、必ずしも全ての保険会社にとって適切な方法であるとは限らないことに留意する。例えば、単一の指標・モデルのみで判断するのではなく、相互に補完するような複数の目線で実態を捉えようとする取組みもある点に留意する。また、資産・負債を経済価値に基づき評価することや、各リスクを計量化すること自体があたかも目的となっている、リスク管理に関わるのが実質的に特定部門のみとなっている等、統合的リスク管理の目的・本質を捉えない形式的な取組みとなっていないかとの観点から検証を行う必要があることに留意する。
- 検査官は、①方針の策定、②内部規程・組織体制の整備、③評価・改善態勢の整備がそれぞれ適切に経営陣によってなされているかといった観点から、統合的リスク管理態勢が有効に機能しているか否か、経営陣の役割と責任が適切に果たされているかをⅠ．のチェック項目を活用して具体的に確認する。
- 各リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト（本チェックリストを含む。）のⅡ．以降の各チェック項目の検証において問題点の発生が認められた場合、当該問題点が各チェックリストのⅠ．及び必要に応じて本チェックリストのいずれの要素の欠如又は不十分に起因して発生したものであるかを漏れなく検証し、双方向の議論を通じて確認する。
- 検査官が認識した弱点・問題点を経営陣が認識していない場合には、特に、態勢が有効に機能していない可能性も含めて検証し、双方向の議論を通じて確認する。
- 検査官は、前回検査における指摘事項のうち、軽微でない事項の改善状況について検証し、実効性ある改善策が策定され実行されているか否か確認する。

１．方針の策定

①【取締役の役割・責任】

取締役は、統合的リスク管理を軽視することが戦略目標の達成に重大な影響を与えることを十分に認識し、統合的リスク管理を重視しているか。また、取締役は、収益目標及びそれに向けたリスク・テイクの戦略等を定めた当該保険会社全体の戦略目標を達成するために、統合的リスク管理態勢が有効に機能することが重要であ

ることを十分に認識しているか。さらに、取締役は、保険会社の資産と投資行動がその負債特性やリスク特性及び自己資本等の経営体力の状況に適合していることを確保するためには、資産・負債全体を適切に管理することが重要であることを認識し、資産・負債の総合的な管理を統合的リスク管理の重要な要素として重視しているか。

特に担当取締役は、リスクの所在、種類・特性及びリスクの特定・評価・モニタリング・コントロール等の手法並びに統合的リスク管理の重要性を十分に理解し、この理解に基づき当該保険会社の統合的リスク管理の状況を的確に認識し、適正な統合的リスク管理態勢の整備・確立に向けて、方針及び具体的な方策を検討しているか。例えば、担当取締役は各種リスクを統合的に評価する方法（以下「統合的リスク評価方法」という。）の限界及び弱点を理解し、それを補う方策を検討しているか。

②【戦略目標の整備・周知】

取締役会は、経営方針に則り、保険会社全体の収益目標、リスク・テイクの戦略等（資産・負債戦略、リスク・リターン戦略等）を定めた戦略目標を策定し、組織内に周知させているか。戦略目標の策定に当たっては、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の構成、各種リスクを勘案し、かつ自己資本等の状況を踏まえ検討しているか。また、例えば、以下の項目について留意しているか。

- 負債特性を保険会社全体及び各部門の戦略目標の設定における重要な要素として位置付け、商品開発や保険料率設定等に関して、負債特性の評価・分析結果及びそれを踏まえた対応状況を考慮しているか。また、将来の債務の履行が可能となるように、適切な特性（残存期間・流動性等）を持つ資産を十分確保することとしているか。
- どの程度のリスクを取り、どの程度の収益を目標とするのかを定めるに当たり、リスクを最小限度に抑えることを目標とするのか、能動的に一定のリスクを引受け、これを管理する中で収益を上げることを目標とするのか等を明確にしているか。
- 保険会社全体及び各部門の戦略目標は、目先の収益確保を優先するあまり、リスク管理を軽視したものになっていないか。特に長期的なリスクを軽視し、短期的な収益確保を優先した目標の設定や当該目標を反映した業績評価の設定を行っていないか。

③【統合的リスク管理方針の整備・周知】

取締役会は、統合的リスク管理に関する方針（以下「統合的リスク管理方針」という。）を定め、組織全体に周知させているか。例えば、以下の項目について明確に記載される等、適切なものとなっているか。[2]なお、ストレス・テストの実施に関す

[2] 明確に記載されるべき項目を全て包含する統一的な統合的リスク管理方針を策定する必要はなく、統合

る方針については、その基本的な考え方が統合的リスク管理との間に矛盾がなく、かつ、統合的リスク管理の計量化手法では把握できないリスクを捉えるとの観点から配慮されたものとなっているか。

- 統合的リスク管理に関する担当取締役及び取締役会等の役割・責任
- 統合的リスク管理に関する部門（以下「統合的リスク管理部門」という。）の設置、権限の付与等の組織体制に関する方針
- 新規商品等[3]に関する方針（リスク・コントロールに十分配慮した商品開発や保険料率の設定を含む。）
- 保険契約が持つ解約や更新等のオプションに起因するリスク等、負債特性の分析・評価を行うための方針
- 負債特性を踏まえた、将来の債務の履行が可能となるような適切な特性（残存期間[4]・流動性等）を持つ資産の保有を十分に行うための方針
- リスク限度枠の設定に関する方針
- 管理対象とするリスクの特定に関する方針
- 統合的なリスクの評価、評価されたリスクのモニタリング及びコントロールに関する方針
- ストレス・テストの実施に関する方針
- 十分な自己資本等を維持するための基本方針
- 自己資本等対比でのリスク許容度に関する方針
- 自己資本等の充実度の評価における自己資本等及びリスクの定義
- 自己資本等の充実度の評価、モニタリング及びコントロールに関する方針
- 資本配賦運営に関する方針（資本配賦運営を行っている場合）

④【経営計画の整備・周知】

取締役会は、経営方針に則り、経営計画を策定し、組織全体に周知させているか。経営計画の策定に当たっては、現在及び将来において必要となる自己資本等の額を戦略目標と関連付けて分析し、戦略目標に照らして望ましい自己資本等の水準、必要となる資本調達額、適切な資本調達方法等を踏まえているか。また、自己資本等の水準の目標については、リスク・プロファイル及び業務を取り巻く状況との整合性を確保しているか。

⑤【資本計画等の整備】

取締役会は、経営計画、保険会社全体の戦略目標、各部門の戦略目標及び統合的リスク管理方針に則り、適切な自己資本等の水準の目標を達成するための資本計画

的リスク管理を行う複数の部門等において定められる複数の方針及び経営計画において、明確に記載されるべき項目が網羅的に定められていればよい。

[3] 経営管理（ガバナンス）態勢－基本的要素－の確認検査用チェックリストⅠ．３．④を参照。

[4] 長期のデュレーションの負債に合うような長期資産が少なく、デュレーション（又は感応度）にギャップが存在することもあり得ることに留意する必要がある。

等を策定しているか。資本配賦運営を行っている場合は、リスクに配賦する資本（以下「リスク資本」という。）の算定根拠と各リスク資本枠について、明確に記載されているか。

⑥【方針策定プロセスの見直し】

取締役会は、定期的に又は必要に応じて随時、統合的リスク管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、方針策定のプロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

２．内部規程・組織体制の整備

①【内部規程の整備・周知】

取締役会等は、統合的リスク管理方針に則り、統合的リスク管理に関する取決めを明確に定めた内部規程（以下「統合的リスク管理規程」という。）を統合的リスク管理部門の管理者（以下本チェックリストにおいて単に「管理者」という。）に策定させ、組織内に周知させているか。取締役会等は、統合的リスク管理規程についてリーガル・チェック等を経て、統合的リスク管理方針に合致することを確認した上で承認しているか。単に自己資本等の充実度を評価するのではなく、事業全体としてリスク管理を行う枠組みになっているか。

②【自己資本等の充実度の評価における自己資本等の定義】

取締役会等は、自己資本等の充実度の評価において、評価の基準となる自己資本等の定義を明確に定めているか。自己資本等が潜在損失への備えであることを踏まえ、自己資本等の充実度の評価に用いる自己資本等の定義と、経営方針、経営計画、戦略目標等との整合性を確保しているか。

③【統合的リスク管理部門の態勢整備】

（ⅰ）取締役会等は、統合的リスク管理方針及び統合的リスク管理規程に則り、統合的リスク管理部門を設置し、適切な役割を担わせる態勢を整備しているか。[5]

（ⅱ）取締役会は、統合的リスク管理部門に、当該部門を統括するのに必要な知識と経験を有する管理者を配置し、当該管理者に対し管理業務の遂行に必要な権限を与えて管理させているか。

（ⅲ）取締役会等は、統合的リスク管理部門に、その業務の遂行に必要な知識と経験を有する人員を適切な規模で配置し、当該人員に対し業務の遂行に必要な権限を与えているか。[6]

[5] 統合的リスク管理部門を独立した態様で設置しない場合（例えば、他のリスク管理部門と統合した一つのリスク管理部門を構成する場合のほか、他の業務と兼担する部署が統合的リスク管理を担当する場合や、部門や部署ではなく責任者が統合的リスク管理を担当する場合等）には、当該保険会社の規模・特性及びリスク・プロファイルに応じ、その態勢のあり方が十分に合理的で、かつ、機能的な側面から見て部門を設置する場合と同様の機能を備えているかを検証する。

[6] 人員の配置及び権限の付与についての権限が取締役会等以外の部署・役職にある場合には、その部署・役職の性質に照らし、牽制機能が働く等合理的なものとなっているか否かを検証する。

（ⅳ）取締役会等は、統合的リスク管理部門について資産運用部門、保険引受部門等からの独立性を確保することなどにより、牽制機能が発揮される態勢を整備しているか。

④【商品開発部門、資産運用部門、保険引受部門等における統合的リスク管理態勢の整備】

（ｉ）取締役会等は、管理者又は統合的リスク管理部門を通じ、管理すべきリスクの関係する部門（例えば、商品開発部門、資産運用部門、保険引受部門等）に対し、遵守すべき内部規程・業務細則等を周知させ、遵守させる態勢を整備するなど、統合的リスク管理の実効性を確保する態勢を整備しているか。例えば、管理者に、商品開発部門、資産運用部門、保険引受部門等が遵守すべき内部規程・業務細則等を特定させ、効果的な研修を定期的に行わせる等の具体的な施策を行うよう指示しているか。

（ⅱ）取締役会等は、統合的リスク管理部門と、資産運用リスク管理部門、保険引受リスク管理部門及び流動性リスク管理部門並びに新商品委員会等との適切な連携を図る態勢を整備しているか。

⑤【資産・負債の総合的な管理に係る態勢の整備】

取締役会等は、統合的リスク管理方針に基づき、統合的リスク管理部門に、資産・負債を総合管理し、運用戦略等の策定・実行を評価、分析する役割を担わせる態勢を整備しているか。[7]

⑥【取締役会及び取締役会等への報告・承認態勢の整備】

取締役会は、報告事項及び承認事項を適切に設定した上で、管理者に、定期的に又は必要に応じて随時、取締役会等に対し状況を報告させ、又は承認を求めさせる態勢を整備しているか。特に、経営に重大な影響を与える事案については、取締役会に対し速やかに報告させる態勢を整備しているか。

⑦【監査役への報告態勢の整備】

取締役会は、監査役へ直接報告されるべき事項を特定した場合には、報告事項を適切に設定した上で管理者から直接報告を行わせる態勢を整備しているか。[8]

⑧【内部監査実施要領及び内部監査計画の策定】

取締役会等は、内部監査部門又は内部監査部門長に、統合的リスク管理について監査すべき事項を適切に特定させ、内部監査の実施対象となる項目及び実施手順を定めた要領（以下「内部監査実施要領」という。）並びに内部監査計画を策定させた

---

[7] 資産・負債の総合的な管理については、統合的リスク管理部門とは別のＡＬＭ委員会等の組織が行っている場合もある。こうした体制の違いにとらわれず、資産・負債の総合的な管理が適切に行われているか検証する。なお、ＡＬＭ委員会等を設置している場合においては、統合的リスク管理部門とＡＬＭ委員会等が適切に連携しているかについても検証する。

[8] このことは、監査役が自ら報告を求めることを妨げるものではなく、監査役の権限及び活動を何ら制限するものではないことに留意する。

上で承認しているか。[9]例えば、以下の項目については、内部監査実施要領又は内部監査計画に明確に記載し、適切な監査を実施する態勢を整備しているか。

- 統合的リスク管理態勢の整備状況（収益目標及びそれに向けたリスク・テイクの戦略等を定めた当該保険会社全体の戦略目標の達成を確保するための統合的リスク管理態勢の整備状況を含む。）
- 統合的リスク管理方針、統合的リスク管理規程等の遵守状況
- 業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った統合的リスク管理プロセスの適切性
- 統合的リスク評価方法の妥当性
- 統合的リスク評価で利用されるデータの正確性及び完全性
- 統合的リスク評価方法の限界及び弱点を踏まえた運営の適切性
- 負債特性の分析・評価方法の妥当性
- 負債特性を分析し、保有する負債の状況に応じた適切な特性（残存期間・流動性等）を持つ資産の保有が十分に行われるための資産・負債の総合的な管理プロセスの適切性
- 業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った自己資本等の充実度の評価プロセスの適切性
- 自己資本等の充実度の評価方法（手法、前提条件等）の妥当性
- 自己資本等の充実度の評価で利用されるデータの正確性及び完全性
- 自己資本等の充実度の評価方法の限界及び弱点を踏まえた運営の適切性
- ストレス・テストにおけるシナリオ等の妥当性
- 内部監査及び前回検査における指摘事項に関わる改善状況

⑨【内部規程・組織体制の整備プロセスの見直し】

取締役会等は、定期的に又は必要に応じて随時、統合的リスク管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、内部規程・組織体制の整備プロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

３．評価・改善活動

⑴ 分析・評価

①【統合的リスク管理の分析・評価】

取締役会等は、監査役監査、内部監査及び外部監査[10]の結果、各種調査結果並びに

---

[9] 内部監査計画についてはその基本的事項について承認すれば足りる。

[10] ここに言う外部監査は、会計監査人による財務諸表監査に限定するものではないが、現状では、制度上義務付けられている財務諸表監査及び同監査手続の一環として実施される内部管理態勢の有効性等の検証以外の外部監査を義務付けるものではないことに留意する必要がある。

ただし、保険会社が、内部管理態勢の有効性等を確保するため、財務諸表監査と別に外部監査を受けている場合は、財務諸表監査の結果と併せて、内部管理態勢の有効性等を総合的に検証することとなる。

各部門からの報告等全ての統合的リスク管理の状況に関する情報に基づき、統合的リスク管理の状況を的確に分析し、統合的リスク管理の実効性の評価を行った上で、態勢上の弱点、問題点等改善すべき点の有無及びその内容を適切に検討するとともに、その原因を適切に検証しているか。また、必要な場合には、利害関係者以外の者によって構成された調査委員会等を設置する等、その原因究明については万全を期しているか。

②【分析・評価プロセスの見直し】

取締役会等は、定期的に又は必要に応じて随時、統合的リスク管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、分析・評価プロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

⑵ 改善活動

①【改善の実施】

取締役会等は、上記３．(1)の分析・評価及び検証の結果に基づき、必要に応じて改善計画を策定しこれを実施する等の方法により、適時適切に当該問題点及び態勢上の弱点の改善を実施する態勢を整備しているか。

②【改善活動の進捗状況】

取締役会等は、改善の実施について、その進捗状況を定期的に又は必要に応じて随時、検証し、適時適切にフォローアップを図る態勢を整備しているか。

③【改善プロセスの見直し】

取締役会等は、定期的に又は必要に応じて随時、統合的リスク管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、改善プロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

Ⅱ．管理者による統合的リスク管理態勢の整備・確立状況

【検証ポイント】
- 本章においては、管理者及び統合的リスク管理部門が果たすべき役割と負うべき責任について検査官が検証するためのチェック項目を記載している。
- Ⅱ．の各チェック項目の検証において問題点の発生が認められた場合、当該問題点がⅠ．のいずれの要素の欠如又は不十分に起因して発生したものであるかをⅠ．のチェックリストにおいて漏れなく検証し、双方向の議論を通じて確認する。
- 検査官が発見した問題点を経営陣が認識していない場合には、特に上記Ⅰ．の各態勢及びその過程が適切に機能していない可能性も含め、厳格に検証し、双方向の議論を通じて確認する。
- 検査官は、前回検査における指摘事項のうち、軽微でない事項の改善状況について検証し、実効性ある改善策が策定され実行されているか否か確認する。

１．管理者の役割・責任

①【統合的リスク管理規程の整備・周知】

管理者は、リスクの所在、種類・特性及び統合的リスク管理手法を十分に理解し、統合的リスク管理方針に沿って、リスクの特定、評価及びモニタリングの方法を決定し、これに基づいたリスクのコントロールに関する取決めを明確に定めた統合的リスク管理規程を策定しているか。統合的リスク管理規程は、取締役会等の承認を受けた上で、組織内に周知されているか。

②【統合的リスク管理規程の内容】

統合的リスク管理規程の内容は、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに応じ、リスクの統合的な管理に必要な取決めを網羅し、適切に規定されているか。例えば、以下の項目について明確に記載される等、適切なものとなっているか。[11]

- 統合的リスク管理部門の役割・責任及び組織に関する取決め
- リスク限度枠の設定に関する取決め
- 統合的リスク管理の管理対象とするリスクの特定に関する取決め
- 統合的リスク評価方法及び各種リスクの評価方法に関する取決め
- 統合的にリスクをモニタリングする方法に関する取決め
- 統合的リスク評価方法の定期的な検証に関する取決め
- ストレス・テストに関する取決め
- リスク資本枠の設定に関する取決め（資本配賦運営を行っている場合）
- 資産と負債の総合的な管理に関する取決め

[11] 明確に記載されるべき項目を全て包含する統一的な統合的リスク管理規程を策定する必要はなく、統合的リスク管理を行う複数の部門等において定められる複数の内部規程において、明確に記載されるべき項目が網羅的に定められていればよい。

・　保険契約が持つ解約や更新等のオプションに起因するリスク等、負債特性の分析・評価を行うための取決め
・　負債特性を踏まえた将来の債務の履行が可能となるような適切な特性(残存期間・流動性等)を持つ資産の保有を十分に行うための取決め
・　統合的リスク管理部門と、資産運用、保険引受及び資金繰りに関する部門並びに新商品委員会等との間の連携・情報伝達に関する取決め
・　自己資本等対比でのリスク許容度に関する取決め
・　自己資本等の充実度の評価において管理対象とするリスクの特定及びリスク評価方法に関する取決め
・　自己資本等の充実度の評価方法に関する取決め
・　自己資本等の充実度のモニタリング方法に関する取決め
・　自己資本等の充実度の評価方法の定期的な検証に関する取決め
・　新規商品等[12]に関する取決め（資本配賦運営を行っている場合は新規商品等の資本配賦に関する取決めを含む。）
・　取締役会及び取締役会等に報告する態勢に関する取決め

③【管理者による組織体制の整備】

（ⅰ）管理者は、経営計画、資本計画等、統合的リスク管理方針及び統合的リスク管理規程に基づき、適切な統合的リスク管理を行うため、統合的リスク管理部門の態勢を整備し、牽制機能を発揮させるための施策を実施しているか。

（ⅱ）管理者は、適切に統合的リスク管理を行う上で、保険会社全体のリスク管理に遺漏が発生しない態勢を整備しているか。また、各リスク管理部門の管理者に、各リスク管理部門において統合的リスク管理に影響を与える態勢上の弱点、問題点等を把握した場合、統合的リスク管理部門へ速やかに報告させる態勢を整備しているか。さらに、リスク・プロファイルに見合った適切な統合的リスク管理を行う観点から、取得すべき情報を特定し、当該情報を保有する部門から定期的に又は必要に応じて随時、報告を受ける体制を整備しているか。例えば、以下の項目については、適時適切に報告を受けているか。

・　リスクの状況
・　リスク限度枠の遵守状況・使用状況
・　リスク資本枠の遵守状況・使用状況（資本配賦運営を行っている場合）
・　収益の状況
・　リスク評価方法（評価・計測手法、前提条件等）の妥当性

（ⅲ）管理者は、適切な資産・負債の総合的な管理を行う観点から、取得すべき情報を特定し、当該情報を保有する部門から定期的に又は必要に応じて随時、報告を受ける体制を整備しているか。例えば、以下の項目について適切に把握する態勢を整備

[12] 経営管理（ガバナンス）態勢－基本的要素－の確認検査用チェックリストⅠ．３．④を参照。

しているか。

・ 負債特性の状況（例えば、負債に含まれているオプションに起因するリスク、予定利率、デュレーション、キャッシュ・フロー等）

・ 負債特性を踏まえ、将来の債務の履行が可能となるような適切な特性(残存期間・流動性等)を持つ資産の確保の状況

（ⅳ）管理者は、新規商品等に関し、新規商品等管理方針や統合的リスク管理規程等に基づき、各リスク管理部門を通じ、それぞれのリスク・カテゴリー毎に新規商品等に内在するリスクを特定させ、報告させる態勢を整備しているか。[13]例えば、新規商品等の持つ負債特性やこれを踏まえた資産運用戦略を報告させる態勢を整備しているか。

（ⅴ）管理者は、統合的リスク評価方法の限界及び弱点を理解し、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合ったリスク管理の高度化に向けた態勢を整備しているか。[14]

（ⅵ）管理者は、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った信頼度の高い統合的リスク管理システム（自己資本等の充実度評価システムを含む。）[15]を整備しているか。

（ⅶ）管理者は、統合的リスク管理を実効的に行う能力を向上させるための研修・教育態勢を整備し、専門性を持った人材の育成を行っているか。

（ⅷ）管理者は、定期的に又は必要に応じて随時、取締役会が設定した報告事項を報告する態勢を整備しているか。特に、経営に重大な影響を与える事案については、取締役会及び取締役会等に対し速やかに報告する態勢を整備しているか。

④【統合的リスク管理規程及び組織体制の見直し】

管理者は、継続的に統合的リスク管理部門の職務の執行状況に関するモニタリングを実施しているか。また、定期的に又は必要に応じて随時、統合的リスク管理態勢の実効性を検証し、必要に応じて統合的リスク管理規程及び組織体制の見直しを行い、又は取締役会等に対し改善のための提言を行っているか。

２．統合的リスク管理部門の役割・責任

⑴ リスクの特定・評価

①【管理対象とするリスクの特定】

（ⅰ）統合的リスク管理部門は、各リスク管理部門に直面するリスクをカテゴリー毎に網羅的に洗い出させ、洗い出したリスクの規模・特性を踏まえ、統合的リスク管理

[13] 経営管理（ガバナンス）態勢－基本的要素－の確認検査用チェックリストⅠ．３．④を参照。

[14] リスク管理の高度化とは、リスク計測の範囲拡大、精緻化、高度化等だけでなく、限界・弱点を補う方策、計測結果の活用方法等についての高度化も含むことに留意する。

[15] システムには、中央集中型の汎用機システムや分散系システムのほか、EUC（エンド・ユーザー・コンピューティング）によるものも含まれることに留意する。以下同じ。

の管理対象とするリスクを特定しているか。統合的リスク管理の管理対象とするリスクの特定に当たっては、保険引受リスク、市場リスク、信用リスク、オペレーショナル・リスク等を含む重要と認識している全てのリスク（定量的に把握し難い流動性リスクなどを含む。）を考慮しているか。また、リスク・カテゴリーの網羅性に加え、営業拠点、重要なグループ会社、業務委託先等の業務範囲の網羅性も確保しているか。

（ⅱ）統合的リスク管理部門は、ソルベンシー・マージン比率の算定において対象としていないリスクについても管理対象とすべきかを検討しているか。統合的リスク管理の管理対象としないリスクが存在する場合は、その影響が軽微であることを確認しているか。

（ⅲ）統合的リスク管理部門は、新規商品等に関し、新規商品等管理方針等に基づき、各リスク管理部門を通じ、事前に内在するリスクを特定し、新商品委員会等に適時に報告しているか。[16]

（ⅳ）統合的リスク管理部門は、事業戦略等の変化(例えば、新規買収や投資ポジションの変更など)に応じたリスク・プロファイルの変化を、適時かつ適切に把握しているか。また、事業を営む環境の重大な変化(例えば、法令改正等、外部格付け、政変、大規模災害又は市場の混乱など)に応じたリスク・プロファイルの変化を適時かつ適切に把握するため、新たな情報を速やかに入手できる態勢を整備しているか。

（ⅴ）統合的リスク管理部門は、リスクをコントロールするため、様々なリスクの要因及び影響を検討し、各リスク間の相互関係を分析しているか。例えば、巨大災害による多額の保険金支払い請求や、財務状況の悪化等による格付業者の大幅な格下げによって多額の解約を招くことは、重大な流動性の問題に繋がる可能性があるが、このように、契機となる特定の大きな事象が、他のリスクに繋がる可能性があることを十分認識しているか。

②【各種リスクの評価】

（ⅰ）統合的リスク管理部門は、各リスク評価・計測手法、前提条件等の妥当性について検討しているか。または、各リスク管理部門がそれらの妥当性について検討していることを確認しているか。例えば、以下の項目について検討しているか。

- リスクの性質、規模、複雑性及び信頼性のあるデータの入手可能性に応じて、適切な評価手法が用いられているか。例えば、損害保険の一部の巨大災害リスクを評価するのには複雑なモデルが適切である一方、他の場合には、比較的簡易な計算が適切であることもありうることを踏まえ、各社でとりうる最善の手法に基づいているか。
- リスク量をシナリオ法で計測している場合、採用するシナリオは適切なものとなっているか。

[16] 経営管理（ガバナンス）態勢－基本的要素－の確認検査用チェックリストⅠ．３．④を参照。

・　リスク量を統一的な尺度の１つである VaR で計測している場合、計測手法・保有期間・信頼水準等は戦略目標やリスク・プロファイルに応じて適切なものとなっているか。

・　リスク量をトータルバランスシートの経済価値評価で計測している場合、経済価値の評価方法は適切なものとなっているか。

・　統合リスク計測手法を用いている場合、各リスク計測手法間の整合性は確保されているか。

（ⅱ）統合的リスク管理部門は、リスクを計量化できない場合に、可能な範囲で影響度の段階的評価や管理・制御水準の自己評価等を行う等、統合的リスク管理の管理対象とする各種リスクを適切に評価しているか。または、統合的リスク管理の管理対象とする各種リスクに関する必要な情報を各リスク管理部門から適時適切に報告させているか。

（ⅲ）統合的リスク管理部門は、リスク評価において、カバーしているリスク、使用した評価手法及び使用に当たっての主要な前提条件を、適切に文書化しているか。または、各リスク管理部門がそれらを文書化していることを確認しているか。

③【リスクの統合的な評価】

（ⅰ）統合的リスク管理部門は、営業拠点、重要なグループ会社、業務委託先等に所在するリスクを含め、統合的に評価・計測しているか。また、外資系保険グループ及び海外で保険事業を展開している保険グループにおいては、必要に応じて、地域の特性に応じた修正を加えるなど、適切なリスク量を把握する態勢を整備しているか。

（ⅱ）統合的リスク管理部門は、統合的リスク管理の管理対象とする各種リスクを統合的に評価・計測しているか。統合的リスク管理の管理対象とする各リスク量を合算する場合には、その合算方法は適切なものとなっているか。統合リスク計測手法を用いている場合には、本チェックリストⅢ．２．③（ⅰ）の各項目を踏まえて、各種リスクを合算しているか。

（ⅲ）統合的リスク管理部門は、各リスク管理部門と連携のうえ、外部環境の大幅な変化や業務の規模・特性及びリスク・プロファイルの状況を踏まえた適切なストレス・シナリオを想定し、ストレス・テストを実施しているか。その際、当該保険会社に重大な影響を及ぼしうる事象を包括的に捉えたストレス・シナリオ等を用いて、リスクを統合して評価・計測しているか。

④【ストレス・テスト】

（ⅰ）統合的リスク管理部門は、ストレス・テストを実施するに当たって、必要となる専門知識と技術を有する者が関与する態勢を整備しているか。

（ⅱ）統合的リスク管理部門は、ストレス・テストに使用されるモデルの信頼性について、定期的又は必要に応じ随時、検証し、適切に見直しを行っているか。各リスク管理部門が、検証、見直しを行っている場合には、その妥当性を確認しているか。

（ⅲ）統合的リスク管理部門は、ストレス・テストの結果について、定期的又は必要に応じて随時、十分な検証・分析を行っているか。各リスク管理部門が、検証、分析を行っている場合には、その妥当性を確認しているか。また、リスク管理に関する具体的な判断に活用する態勢が整備されているか。

（ⅳ）経営危機に至る可能性が高いシナリオを特定し、そのようなリスクをコントロールすべく必要な方策を準備するためのリバース・ストレス・テストについて、定期的に実施しているか。

⑵　資産・負債の総合的な管理

①【負債特性の分析・評価】

統合的リスク管理部門は、例えば、負債に含まれているオプションに起因するリスク、予定利率、デュレーション、キャッシュ・フロー等の負債特性の状況について、保険会社の業務の規模・特性及びリスク・プロファイルを踏まえた適切な分析・評価を行っているか。

②【負債特性を踏まえた資産・負債の総合的な管理】

統合的リスク管理部門は、負債特性を踏まえた将来の債務の履行が可能となるような適切な特性（残存期間・流動性等）を持つ資産の保有状況を分析・評価しているか。また、新規商品の取扱いに際しては、新規商品の持つ負債特性やこれを踏まえた資産運用戦略を評価・分析しているか。

③【トータルバランスシートの経済価値評価に基づく場合における資産・負債の総合的な管理】

（ⅰ）資産・負債の総合的な管理は、経済価値、すなわち、市場価格に整合的な評価又は、市場に整合的な原則・手法・パラメーターを用いる方法により導かれる将来キャッシュ・フローの現在価値に基づいて行われていることが望ましい。現時点において、例えば保険契約が持つ解約や更新等のオプションに起因するリスクの評価等は、将来キャッシュ・フローの分布を考慮する必要があるが、完全に確立された評価手法はなく、各社でとりうる最善の手法に基づいているか。

（ⅱ）資産・負債の総合的な管理においては、経済価値に対する潜在的な影響に関して重要と考えられるリスクは資産負債管理の枠組みにおいて評価されているか。

そうしたリスクには以下のリスクが含まれる。

・　市場リスク
・　信用リスク
・　保険引受リスク
・　流動性リスク

⑶　自己資本等の充実に関する施策の実施

①【自己資本等の充実に関する施策の実施及びモニタリング】

統合的リスク管理部門は、経営計画、資本計画等に基づき、自己資本等の充実に関する施策を円滑に実行しているか。施策を実行する部門が異なる場合は、円滑に実行していることを確認しているか。

②【自己資本等の水準の維持】

（ⅰ）統合的リスク管理部門は、内部環境（リスク・プロファイル、リスク限度枠等の使用状況等）及び外部環境（経済循環、市場等）の状況並びに前提条件等の妥当性のモニタリングの結果を踏まえ、自己資本等の充実度を評価し、水準の維持のための十分な分析・検討を行っているか。または、水準の維持のための十分な分析・検討が行われていることを確認しているか。

（ⅱ）統合的リスク管理部門は、自己資本等の充実度が不十分となる場合を想定して、自己資本等の増強等、実行可能な対応策を分析・検討しているか。または、対応策の分析、検討が行われていることを確認しているか。特に、風評リスクの顕在化等により、通常よりも資本調達が困難となる可能性も踏まえて、検討しているか。

⑷　自己資本等の充実度の評価

【自己資本等の充実度の評価】

（ⅰ）統合的リスク管理部門は、保険会社特有の統合的リスク管理の特徴を踏まえ、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った適切な自己資本等の充実度の評価を行っているか。例えば、以下の項目を踏まえているか。

また、リスク・プロファイルに大きな変化があった場合には、速やかに自己資本等の充実度の再評価を行っているか。

・　自己資本の質は自己資本等の充実度の評価に適したものとなっているか。
・　自己資本等の充実度の評価方法及びリスク評価方法は、妥当なものとなっているか。
・　リスク評価方法の限界及び弱点を考慮しているか。
・　適切なストレス・シナリオを複数作成し、自己資本等及びリスクへの影響度を分析し、自己資本等の充実度の評価を行っているか。それらのストレス・シナリオは自己資本等の充実度に大きな影響を与える主要なリスクを考慮しているか。
・　保有契約高の変化、商品構成の変化等の中長期の経営戦略（例えば３年から５年間)、特に新規事業計画や、経営環境を踏まえる等中長期的な視点で、自己資本等の充実度の評価を行っているか。
・　損失が顕在化している場合又は収益が低下している場合は、自己資本等の充実度評価の際にその損失又は損失発生リスクを考慮しているか。

（ⅱ）統合的リスク管理部門は、ソルベンシー・マージン規制に基づく資本要件を算定

するために通常使用される期間よりも長い期間、例えば３年から５年間で、自らのリスクと事業を継続するために必要な自己資本等を分析しているか。

（ⅲ）統合的リスク管理部門は、経済状況の変化を含む将来起こりうる事象等の外部要因の変化を前提とした中長期の経営戦略を考慮し、将来の財務ポジションの予測を実施するとともに、将来の必要な経済資本及びソルベンシー・マージン規制に基づく資本の要件の充足性を分析しているか。その際、新規事業計画、最低保証とオプションを含む商品設計や保険料率設定、及び商品販売見通しを考慮し、将来の財務ポジションの予測と将来の必要な経済資本及びソルベンシー・マージン規制に基づく資本の要件の充足性の分析を行っているか。

⑸　モニタリング

①【リスク全体の統合的なモニタリング】

統合的リスク管理部門は、統合的リスク管理方針及び統合的リスク管理規程に基づき、当該保険会社の内部環境（リスク・プロファイル、リスク限度枠等の使用状況等）や外部環境（経済循環、市場等）の状況に照らし、リスク全体の状況を統合的に適切な頻度でモニタリングしているか。また、内部環境及び外部環境の状況並びに前提条件等の妥当性のモニタリングも行っているか。

②【リスク限度枠の遵守状況等のモニタリング】

統合的リスク管理部門は、リスク限度枠又はリスク資本枠（資本配賦運営を行っている場合）の遵守状況及び使用状況について、定期的にモニタリングしているか。

③【自己資本等の充実の状況のモニタリング】

統合的リスク管理部門は、統合的リスク管理方針及び統合的リスク管理規程に基づき、当該保険会社の内部環境（リスク・プロファイル、リスク限度枠等の使用状況等）や外部環境の状況に照らし、自己資本等の充実の状況を適切な頻度でモニタリングしているか。また、内部環境及び外部環境の状況並びに前提条件等の妥当性のモニタリングも行っているか。

④【取締役会等への報告】

統合的リスク管理部門は、統合的リスク管理方針及び統合的リスク管理規程に基づき、統合的リスク管理の状況、統合的に評価したリスクの状況、及び自己資本等の充実の状況に関して、取締役会等が適切に評価及び判断できる情報を、定期的に又は必要に応じて随時、報告しているか。例えば、以下の項目について報告しているか。

・　リスク・プロファイル及びその傾向
・　リスク限度枠又はリスク資本枠（資本配賦運営を行っている場合）の遵守状況及び使用状況
・　経済循環等の外部環境の状況

・　統合的リスク評価方法の限界及び弱点並びに妥当性
・　主要なリスクの水準・傾向及びそれらが自己資本等へ与える影響
・　負債特性の状況（例えば、負債に含まれているオプションに起因するリスク、予定利率、デュレーション、キャッシュ・フロー等）
・　負債特性を踏まえ、将来の債務の履行が可能となるような適切な特性（残存期間・流動性等）を持つ資産の確保の状況
・　自己資本等の充実度の評価方法（自己資本等の定義、管理対象とするリスクの決定及びリスク評価方法を含む。）の妥当性
・　業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに照らした自己資本等の充実の状況
・　自己資本等の水準の目標とリスク・プロファイル及び業務を取り巻く状況についての整合性
・　資本計画等の見直しの必要性
・　ストレス・テストの概要とその結果

⑤【各リスク管理部門への還元】

統合的リスク管理部門は、必要に応じて、各リスク管理部門に対し、リスクの状況及び自己資本等の充実度の状況について評価し、分析・検討した結果等を還元しているか。

⑹　コントロール

①【管理不可能なリスクが存在する場合の対応】

統合的リスク管理部門は、統合的リスク管理又は自己資本等の充実度の評価の対象外とするリスクの影響が軽微でない場合や適切な管理が行えない管理対象リスクがある場合、当該リスクに関連する業務等の撤退・縮小等の是非について意思決定できる情報を取締役会等に報告しているか。

②【リスク限度枠等を超過した場合等の対応】

統合的リスク管理部門は、リスク限度枠等を超過した場合、速やかに、リスクの削減又はリスク限度枠等の変更の是非について意思決定できる情報を取締役会等に報告しているか。

③【資産・負債の総合的な管理が十分でない場合の対応】

統合的リスク管理部門は、資産・負債の総合的な管理が十分でない場合、将来の債務の履行が可能となるような適切な特性（残存期間・流動性等）を持つ資産の保有を十分に行うための実行可能な対応策を検討し、または、対応策の策定部門が異なる場合は、速やかに検討させ、意思決定ができる情報を取締役会等に報告しているか。

④【自己資本等の充実度が十分でない場合の対応】

統合的リスク管理部門は、自己資本等の充実度が十分でない場合、速やかに、資本増強等の実行可能な対応策を検討し、または、対応策の策定部門が異なる場合は、速やかに検討させ、取締役が今後の具体的対応について意思決定できる情報を取締役会及び取締役会等に報告しているか。

⑺ 検証・見直し

①【リスク管理の高度化】

統合的リスク管理部門は、統合的リスク評価方法の限界及び弱点を把握するための検証を実施し、それを補うための方策を検討しているか。また、限界及び弱点を踏まえ、リスク・プロファイルに見合ったリスク管理の高度化に向けた、調査・分析及び検討を実施しているか。

例えば、異なる種類のリスクの間における相関（分散効果）について、適切性を確保すべく検討や研究を行っているか。

また、通常の経済環境時には強い相関を示さない巨大災害リスクや市場リスクは、ストレス環境下では相関が高い可能性があるが、こうしたテールリスクの相関について検討や研究を行っているか。

②【統合的リスク管理方法の検証・見直し】

統合的リスク管理部門は、内部環境、外部環境の変化、統合的リスク評価方法及び自己資本等の充実度の評価方法の限界及び弱点を把握し、保険会社全体の戦略目標、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った適切な統合的リスク管理方法であるかを定期的に検証し、見直しているか。例えば、以下の項目について検証し、見直しているか。

- 統合的リスク管理の管理対象とするリスクの特定の妥当性
- 統合的リスク評価方法の妥当性
- 統合的リスク評価方法の限界及び弱点を踏まえた運営の適切性
- 自己資本等の充実度の評価における自己資本等の定義と、経営方針、経営計画、戦略目標等との整合性及び定義の決定根拠の妥当性
- 自己資本等の充実度の評価において管理対象とするリスクの特定の妥当性
- 自己資本等の充実度の評価におけるリスク評価方法（評価・計測手法、前提条件等）の妥当性
- 自己資本等の充実度の評価方法の妥当性
- 自己資本等の充実度の評価方法の限界及び弱点を踏まえた運営の適切性

③【資産・負債の総合的な管理方法の検証・見直し】

統合的リスク管理部門は、負債特性を分析し、保有する負債の状況に応じた適切な特性（残存期間・流動性等）を持つ資産を十分に保有するため、外部環境の変化、自己資本等の経営体力の状況、保険会社全体の戦略目標、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った適切な資産・負債の総合的な管理方法であるかを定

期的に検証し、見直しているか。

Ⅲ．個別の問題点

【検証ポイント】

- 本章においては、統合的リスク管理の実態に即した個別具体的な問題点について検査官が検証するためのチェック項目を記載している。
- Ⅲ．の各チェック項目の検証において問題点の発生が認められた場合、当該問題点がⅠ．又はⅡ．のいずれの要素の欠如又は不十分に起因して発生したものであるかをⅠ．又はⅡ．のチェックリストにおいて漏れなく検証し、双方向の議論を通じて確認する。
- 検査官が発見した問題点を経営陣が認識していない場合には、特に上記Ⅰ．の各態勢及びその過程が適切に機能していない可能性も含め、厳格に検証し、双方向の議論を通じて確認する。
- 検査官は、前回検査における指摘事項のうち、軽微でない事項の改善状況について検証し、実効性ある改善策が策定され実行されているか否か確認する。

１．資産・負債の総合的な管理

①【負債特性の把握】

負債特性の把握に際しては、特に以下の点に留意しているか。

- 負債のキャッシュ・フローの変動（将来の保険料収入や保険金支払い等の発生時期と金額の不確実性）
- 新契約や保有契約に含まれているオプションに起因するリスク（保険料を継続的に払い込むかどうかのオプションを契約者が保持しており、金融情勢の変化に伴って保険契約の継続率が変化すること）
- 負債特性を表わすいくつかの要素（予定利率、デュレーション、キャッシュ・フロー等）に応じた負債のグループ分け
- 保険料率の適切性（予定利率の設定を含む。）
- 巨大災害リスクや海外保険市場のリスク
- 有配当契約の特性（例えば、運用好調時には配当還元する一方、不調時には予定利率を確保しなければならない等）

②【負債特性を踏まえた資産・負債の総合的な管理】

負債特性を踏まえた資産・負債の総合的な管理に際しては、特に以下の点に留意しているか。

- 保険金等支払事由に該当した際の支払いを充たすため、適切な特性（残存期間・流動性等）を持つ資産の十分な確保
- 負債特性を表わすいくつかの要素に応じて負債をグループ分けし、それぞれのグループの負債特性に見合った資産ポートフォリオの構築
- 統合的リスク管理部門と資産運用、商品開発、保険引受、資金繰りに係る部門等との連携確保

③【適切な資産・負債運営】

（ⅰ）戦略目標等の策定

・　資産・負債を総合管理し、運用戦略等の策定・実行に関与する組織としてのＡＬＭ委員会等[17]は、関連部門の戦略目標等の策定に関わっているか。また、その際には、市場リスクや流動性リスクなど重要と考えられるリスクを考慮しているか。

（ⅱ）ＡＬＭ委員会等の体制

・　ＡＬＭ委員会等は、適時適切に関連部門における重要情報を受ける体制を整備しているか。さらに、内部規程において重要情報を定義しているか。

・　関連部門の担当取締役や管理者は、ＡＬＭ委員会等に毎回出席し、検討を行っているか。また、市場環境の大幅な変動時等の経営に重大な影響を与える事案が発生した場合には適時適切にＡＬＭ委員会等を開催し、代表取締役が出席しているか。

（ⅲ）リスク・コントロール

・　ＡＬＭ委員会等は、戦略目標、各リスク管理方針及び各リスク管理規程に基づき、政策投資やオフ・バランスも含めて、資産・負債の運営管理について、金利及び為替予測、リスク把握、ヘッジ取引、資金繰り等の関連部門の分析・検討データを有効に利用し、流動性の観点も含め、議論しているか。特に、金利リスクについては、多面的で適切なリスク分析・計測を行った評価結果等に基づき、資産・負債運営に関して十分に議論しているか。また、リスク・カテゴリーの異なる資産間の相関関係、異なる商品及び保険種目間の相関関係等についても、その影響等について検討しているか。

・　ＡＬＭ委員会等は、戦略目標等、各リスク管理方針及び各リスク管理規程に基づき、自己資本等の経営体力対比でリスクをコントロールしているか。

・　資産・負債の総合的な管理において保有する資産・負債に係るリスクの側面からの限度枠管理を行うこととしている場合、限度枠の設定は、自己資本等を考慮し、経営体力と比較して過大な設定となっていないか。また、政策投資やオフ・バランスも含めて設定されているか。さらに、限度枠の設定は、定期的に又は必要に応じて随時、見直しているか。

（ⅳ）ＡＬＭ委員会等での検討結果の経営戦略への活用

・　取締役会における戦略目標及び各リスク管理方針の策定に際して、ＡＬＭ委員会等の分析結果を勘案しているか。

④【ＡＬＭシステム整備】

ＡＬＭ運営を行うためのシステムを確保しているか。例えば、当該保険会社が保有するイールドカーブ・リスク、ベーシス・リスク等の金利リスク、為替リスク、

[17] ＡＬＭ委員会等を設置しない場合は、それに代替するリスク管理プロセスにおいて機能しているかを検証する。

価格変動リスク等の市場リスクをカバーし、かつ業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った多面的なリスク・リターン分析手法を備えたシステムを確保しているか。

２．統合リスク計測手法を用いている場合の検証項目

①【統合リスク計測態勢の確立】

（ⅰ）統合リスク計測態勢に概念上の問題がなく、かつ、遺漏のない形で運営されているか。

（ⅱ）統合的リスク管理方針のもとで、統合リスク計測手法（モデル）の位置づけを明確に定め、例えば、以下の項目について把握した上で運営しているか。また、重要なグループ会社に対しても問題がないか確認しているか。

イ．当該保険会社の戦略目標や業務の規模・特性及びリスク・プロファイル

ロ．イ．を踏まえた統合リスク計測手法の基本設計思想

ハ．ロ．に基づいたリスクの特定及び計測（範囲、手法、前提条件等）

ニ．ハ．から生じる統合リスク計測手法の特性（限界及び弱点）及び当該手法の妥当性

ホ．ニ．を検証するための検証方法の内容

（ⅲ）資本配賦運営を行っている場合、統合リスク計測手法で算出された結果を踏まえ、資本配賦運営の方針を策定しているか。計測対象外のリスクがある場合には、計測対象外としたことについて合理的な理由があるか。また、当該対象外のリスクを十分に考慮してリスク資本を配賦しているか。

②【取締役及び監査役の適切な関与】

（ⅰ）統合リスク計測手法への理解

イ．取締役は、統合リスク計測手法及びリスク限度枠又はリスク資本枠（資本配賦運営を行っている場合）の決定が、経営や財務内容に重大な影響を及ぼすことを理解しているか。

ロ．担当取締役は、当該保険会社の業務に必要とされる統合リスク計測手法を理解し、その特性（限界及び弱点）を把握しているか。

ハ．取締役及び監査役は、研修を受けるなどして、統合リスク計測手法について理解を深めているか。

（ⅱ）統合リスク管理[18]への取組

取締役は、必要に応じ、統合リスク計測手法による統合リスク管理に積極的に関与しているか。

③【統合リスク計測】

---

[18] 本検証項目において、「統合リスク管理」とは、統合的リスク管理方法のうち各種リスクをＶａＲ等の統一的な尺度で計り、各種リスクを統合（合算）して、保険会社の自己資本等と対比することによって管理するものをいう。

（ｉ）計測手法の適切性

イ．統合的リスク管理部門が用いる各リスク計測手法については、それぞれ妥当性を確保することに加え、適切に統合リスク計測を行う観点から、各リスク計測手法間の整合性も確保しているか。

ロ．統合的リスク管理部門が用いるリスク計測における前提条件等については、戦略目標及びリスク・プロファイルを踏まえた妥当性を確保しているか。

ハ．統合的リスク管理部門が用いるリスク特性や損失分布の異なる各種リスクを合算する手法は、妥当なものとなっているか。さらに、各種リスクの相関（分散効果）を考慮する場合、その妥当性を定期的に検証しているか。

（ⅱ）継続的な検証、ストレス・テスト

イ．統合的リスク管理部門は、継続的な検証（バック・テスティング等）により、計測手法の妥当性を定期的に分析しているか。また、計測手法の見直しは内部規程等に基づいて行われているか。

ロ．統合的リスク管理部門は、統合リスク計測手法の限界及び弱点を踏まえ、包括的で適切なストレス・シナリオに基づくストレス・テストにより、各種リスク及びリスク全体のストレス状況を把握し、適切に活用しているか。また、リバース・ストレス・テストについても、定期的に実施しているか。

（ⅲ）統合リスク計測手法等の検証態勢及び管理態勢

統合リスク計測手法の開発から独立し、かつ十分な能力を有する者（外部の専門家を含む。）により、開発時点及びその後定期的に、統合リスク計測手法、前提条件等の妥当性について検証されているか。仮に、統合リスク計測手法、前提条件等に不備が認められた場合には、適切に修正を行っているか。

また、統合リスク計測手法、前提条件等について、合理的な理由によらずに改変することができないような体制、内部規程等を整備し、その定められた内部規程等に従って適切に統合リスク計測手法等の管理を行っているか。

④【統合リスク計測手法に関する記録】

統合リスク計測手法、前提条件等を選択する際の検討過程及び決定根拠について、事後の検証や計測の精緻化・高度化のために必要な記録等を保存し、継承できる態勢を整備しているか。

⑤【監査】

（ｉ）監査プログラムの整備

統合リスク計測手法の監査を網羅的にカバーする監査プログラムが整備されているか。

（ⅱ）内部監査の監査範囲

以下の項目について、内部監査を行っているか。

・　統合リスク計測手法と、戦略目標、業務の規模・特性及びリスク・プロファ

イルとの整合性

- 統合リスク計測手法の特性（限界及び弱点）を考慮した運営の適切性
- 統合リスク計測手法に関する記録は適切に文書化され、遅滞なく更新されていること
- 統合リスク管理プロセスにおける変更内容の計測手法への適切な反映
- 統合リスク計測手法によって捉えられる計測対象範囲の妥当性
- 経営陣向けの情報システムに遺漏がないこと
- 統合リスク計測手法、前提条件等の妥当性
- 各種リスクの合算方法の妥当性
- 統合リスク計測に利用されるデータの正確性及び完全性
- 継続的な検証（バック・テスティング等）のプロセス及び結果の適正性

（ⅲ）監査結果の活用

統合的リスク管理部門は、監査の結果を踏まえて、統合リスク計測手法を適切に見直しているか。

⑥**【リスクを考慮した経営指標の活用】**

統合的リスク管理部門は、資本対比収益（率）等の経営指標を、事後的な実績の把握にとどまることなく、リスク管理の向上のために活用しているか。[19]その際、例えば、リスク・リターン戦略等の妥当性を検証しているか。

３．ストレス・テスト

①**【ストレス・シナリオの設定】**

ストレス・シナリオについては、過去に発生したストレス・シナリオ（ヒストリカル・シナリオ）のみならず、蓋然性のあるストレス・シナリオ（仮想のストレス・シナリオ）が用いられているか。

仮想のストレス・シナリオの設定に当たっては、以下の点に留意しているか。

- 複数の要素が同時に変動するシナリオについて、前提となっている保有資産間の価格の相関関係が崩れるような事態も含めて検討を行っているか。また、保有する資産の市場流動性が低下する状況を勘案しているか。
- 変額年金保険の様なオプション・保証性の高い要素については、その特性を考慮しているか。
- 再保険やデリバティブ等によるリスクのヘッジを行っている場合には、カウンターパーティ・リスクを考慮しているか。

②**【情報開示】**

規則第 59 条の２第１項第４号イに掲げるリスク管理の体制を開示する際には、ス

[19] 経営方針、戦略目標等によって、資本対比収益（率）等の経営指標の活用度合いが異なることに留意する。

トレス・テストの概要及び結果の活用方法について適切に開示されているか。

また、損害保険会社は、規則別表に掲げる「損害率の上昇に対する経常利益又は経常損失の額の変動」（損害率感応度）の開示に当たって、以下の点に留意しているか。

・　感応度分析の概要（分析手法、シナリオ等）についても分かりやすく開示されているか。

・　感応度分析に用いるシナリオは、例えば、各保険種目の損害率が均一に 1%上昇した場合等標準的なものが用いられているか。

・　異常危険準備金の取崩額を注記しているか。

４．財務の健全性・保険計理に関する管理態勢

財務の健全性・保険計理に関する管理態勢については、別紙を参照。

（別紙）

Ｉ．経営陣による財務の健全性・保険計理に関する管理態勢の整備・確立状況

【検証ポイント】

・ 責任準備金等は、保険会社が保険契約者等へ支払う保険金等の原資となるものであり、保険会社が保険契約上の責務を確実に履行するためには適切な積立てが重要である。また、責任準備金等の積立てが適切に行われることは、正確な財務諸表を作成する前提となる。
・ ソルベンシー・マージン比率は、保険会社の経営の健全性を確保するために、必要な是正措置命令を迅速かつ適切に発動することにより保険会社の経営の早期是正を促していくための客観的な基準である。このため、ソルベンシー・マージン比率は、「保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件（平成８年大蔵省告示第 50 号）」（以下「告示第 50 号」という。）等に定めるところにより、正確に算定する必要がある。
・ 保険会社は、将来の不利益が財務の健全性に与える影響を把握し、必要に応じて、追加的に経営上又は財務上の対応をとっていく必要がある。そのため、法令等で求められている経営分析や区分経理等を適切に行う必要がある。
・ 検査官は、①方針の策定、②内部規程・組織体制の整備、③評価・改善態勢の整備がそれぞれ適切に経営陣によってなされているかといった観点から、財務の健全性・保険計理に関する管理態勢が有効に機能しているか否か、経営陣の役割と責任が適切に果たされているかをＩ．のチェック項目を活用して具体的に確認する。
・ Ⅱ．以降のチェック項目の検証において問題点の発生が認められた場合、当該問題点がＩ．のいずれの要素の欠如又は不十分に起因して発生したものであるかを漏れなく検証し、双方向の議論を通じて確認する。
・ 検査官が認識した弱点・問題点を経営陣が認識していない場合には、特に、態勢が有効に機能していない可能性も含めて検証し、双方向の議論を通じて確認する。
・ 検査官は、前回検査における指摘事項のうち、軽微でない事項の改善状況について検証し、実効性ある改善策が策定され実行されているか否か確認する。
・ 検査官は、本別紙により具体的事例を検証する際には、保険業法等の関係法令及び監督指針等の規定とその趣旨を踏まえる必要があることに留意する。

１．方針の策定

①【取締役の役割・責任】

取締役は、財務の健全性・保険計理に関する管理を軽視することが保険会社の財務の健全性確保等に重大な影響を与えることを十分に認識し、財務の健全性・保険計理に関する管理を重視しているか。特に担当取締役は、財務の健全性・保険計理に関する管理の重要性を十分に理解し、この理解に基づき適正な財務の健全性・保

険計理に関する管理態勢の整備・確立に向けて、方針及び具体的な方策を検討しているか。

②【財務の健全性・保険計理管理方針の整備・周知】

取締役会は、法令等に則り、責任準備金等の積立方法及び積立水準等に関する方針（以下「財務の健全性・保険計理管理方針」という。）を定め、組織全体に周知させているか。例えば、以下の項目について明確に記載される等、適切なものとなっているか。[1]

・ 財務の健全性・保険計理の管理に関する担当取締役及び取締役会等の役割・責任
・ 財務の健全性・保険計理の管理に関する部門（以下「財務の健全性・保険計理管理部門」という。）の設置、権限の付与等の組織体制に関する方針
・ 責任準備金等の積立額の算定に関する方針

③【方針策定プロセスの見直し】

取締役会は、定期的に又は必要に応じて随時、財務の健全性・保険計理の管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、方針策定のプロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

２．内部規程・組織体制の整備

①【内部規程の整備・周知】

取締役会等は、財務の健全性・保険計理管理方針に則り、財務の健全性・保険計理の管理に関する取決めを明確に定めた内部規程（以下「財務の健全性・保険計理管理規程」という。）を財務の健全性・保険計理管理部門の管理者（以下本別紙において単に「管理者」という。）に策定させ、関係する職員に周知させているか。取締役会等は、財務の健全性・保険計理管理規程についてリーガル・チェック等を経て、財務の健全性・保険計理管理方針に合致することを確認した上で承認しているか。

②【財務の健全性・保険計理管理部門の態勢整備】

（ｉ）取締役会等は、財務の健全性・保険計理管理方針及び財務の健全性・保険計理管理規程に則り、財務の健全性・保険計理管理部門を設置し、適切な役割を担わせる態勢を整備しているか。[2]

（ii）取締役会は、財務の健全性・保険計理管理部門に、当該部門を統括するのに必要

[1] 明確に記載されるべき項目を全て包含する統一的な財務の健全性・保険計理管理方針を策定する必要はなく、財務の健全性･保険計理に関する管理を行う複数の部門等において定められる複数の方針において、明確に記載されるべき項目が網羅的に定められていればよい。

[2] 財務の健全性・保険計理管理部門を独立した態様で設置しない場合（例えば、財務の健全性・保険計理の管理に関する諸機能が複数の異なる管理部門で分担されている場合のほか、他の業務と兼担する部署（統合的リスク管理部門等）が財務の健全性・保険計理に関する管理を担当する場合や、部門や部署ではなくある責任者が財務の健全性・保険計理に関する管理を担当する場合等）には、その態勢のあり方が十分に合理的で、かつ、機能的な側面から見て部門を設置する場合と同様の機能を備えているかを検証する。

な知識と経験を有する管理者を配置し、当該管理者に対し管理業務の遂行に必要な権限を与えて管理させているか。

（ⅲ）取締役会等は、財務の健全性・保険計理管理部門に、その業務の遂行に必要な知識と経験を有する人員を適切な規模で配置し、当該人員に対し業務の遂行に必要な権限を与えているか。[3]

③【取締役会及び取締役会等への報告・承認態勢の整備】

取締役会は、報告事項及び承認事項を適切に設定した上で、管理者に、定期的に又は必要に応じて随時、取締役会及び取締役会等に対し状況を報告させ、又は承認を求めさせる態勢を整備しているか。特に、経営に重大な影響を与える事案については、取締役会に対し速やかに報告させる態勢を整備しているか。

④【監査役への報告態勢の整備】

取締役会は、監査役へ直接報告されるべき事項を特定した場合には、報告事項を適切に設定した上で管理者から直接報告を行わせる態勢を整備しているか。[4]

⑤【内部監査実施要領及び内部監査計画の策定】

取締役会等は、内部監査部門又は内部監査部門長に、財務の健全性・保険計理に関する管理について監査すべき事項を適切に特定させ、内部監査の実施対象となる項目及び実施手順を定めた要領（以下「内部監査実施要領」という。）並びに内部監査計画を策定させた上で承認しているか。[5]例えば、以下の項目については、内部監査実施要領又は内部監査計画に明確に記載し、適切な監査を実施する態勢を整備しているか。

・　財務の健全性・保険計理に関する管理態勢の整備状況
・　財務の健全性・保険計理管理方針、財務の健全性・保険計理管理規程等の遵守状況
・　責任準備金等の積立額の算定プロセスの適切性
・　ソルベンシー・マージン比率の算定プロセスの適切性
・　内部監査及び前回検査における指摘事項に関わる改善状況

⑥【内部規程・組織体制の整備プロセスの見直し】

取締役会等は、定期的に又は必要に応じて随時、財務の健全性・保険計理の管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、内部規程・組織体制の整備プロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

---

[3] 人員の配置及び権限の付与についての権限が取締役会等以外の部署・役職にある場合には、その部署・役職の性質に照らし、牽制機能が働く等合理的なものとなっているか否かを検証する。
[4] このことは、監査役が自ら報告を求めることを妨げるものではなく、監査役の権限及び活動を何ら制限するものではないことに留意する。
[5] 内部監査計画についてはその基本的事項について承認すれば足りる。

Ⅱ．管理者による財務の健全性・保険計理に関する管理態勢の整備・確立状況

【検証ポイント】
- 本章においては、管理者が果たすべき役割と負うべき責任について検査官が検証するためのチェック項目を記載している。
- Ⅱ．の各チェック項目の検証において問題点の発生が認められた場合、当該問題点がⅠ．のいずれの要素の欠如又は不十分に起因して発生したものであるかをⅠ．の本別紙において漏れなく検証し、双方向の議論を通じて確認する。
- 検査官が発見した問題点を経営陣が認識していない場合には、特に上記Ⅰ．の各態勢及びその過程が適切に機能していない可能性も含め、厳格に検証し、双方向の議論を通じて確認する。
- 検査官は、前回検査における指摘事項のうち、軽微でない事項の改善状況について検証し、実効性ある改善策が策定され実行されているか否か確認する。

１．管理者の役割・責任

①【財務の健全性・保険計理管理規程の整備・周知】

管理者は、財務の健全性・保険計理に関する管理手法を十分に理解し、財務の健全性・保険計理管理方針に沿って、財務の健全性・保険計理管理規程を策定しているか。財務の健全性・保険計理管理規程は、取締役会等の承認を受けた上で、関係する職員に周知されているか。

②【財務の健全性・保険計理管理規程の内容】

財務の健全性・保険計理管理規程の内容は、財務の健全性・保険計理管理に必要な取決めを網羅し、適切に規定されているか。例えば、以下の項目について明確に記載される等、適切なものとなっているか。[6]

- 財務の健全性・保険計理管理部門の役割・責任及び組織に関する取決め
- 責任準備金等の積立額の算定プロセスに関する取決め
- ソルベンシー・マージン比率の算定プロセスに関する取決め
- 経営分析に関する取決め
- 取締役会及び取締役会等に報告する態勢に関する取決め

③【管理者による組織体制の整備】

（ｉ）管理者は、財務の健全性・保険計理管理方針及び財務の健全性・保険計理管理規程に基づき、適切な財務の健全性・保険計理に関する管理を行うため、財務の健全性・保険計理管理部門の態勢を整備し、牽制機能を発揮させるための施策を実施しているか。

[6] 明確に記載されるべき項目を全て包含する統一的な財務の健全性・保険計理管理規程を策定する必要はなく、財務の健全性・保険計理に関する管理を行う複数の部門等において定められる複数の内部規程において、明確に記載されるべき項目が網羅的に定められていればよい。

（ⅱ）管理者は、責任準備金等の積立額及びソルベンシー・マージン比率を正確に算定する上で、プロセスを明確化した手順書等を定め、正確な元データを入手し、算定する態勢を整備しているか。

（ⅲ）管理者は、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った信頼度の高い責任準備金等算定システム及びソルベンシー・マージン比率算定システム[7]を整備しているか。

（ⅳ）管理者は、財務の健全性・保険計理に関する管理を実効的に行う能力を向上させるための研修・教育態勢を整備し、専門性を持った人材の育成を行っているか。

（ⅴ）管理者は、定期的に又は必要に応じて随時、取締役会が設定した報告事項を報告する態勢を整備しているか。特に、経営に重大な影響を与える事案については、取締役会に対し速やかに報告する態勢を整備しているか。

④【財務の健全性・保険計理管理規程及び組織体制の見直し】

管理者は、継続的に財務の健全性・保険計理管理部門の職務の執行状況に関するモニタリングを実施しているか。また、定期的に又は必要に応じて随時、財務の健全性・保険計理に関する管理態勢の実効性を検証し、必要に応じて財務の健全性・保険計理管理規程及び組織体制の見直しを行い、又は取締役会等に対し改善のための提言を行っているか。

[7] システムには、中央集中型の汎用機システムや分散系システムのほか、EUC（エンド・ユーザー・コンピューティング）によるものも含まれることに留意する。

Ⅲ．個別の問題点

【検証ポイント】
・　本章においては、財務の健全性・保険計理に関する管理の実態に即した個別具体的な問題点について検査官が検証するためのチェック項目を記載している。なお、責任準備金等の積立額、ソルベンシー・マージン比率について、告示第 50 号等の定めるところにより、正確に算出されているかを検査官が検証するためのチェック項目を記載しているが、本チェック項目により具体的事例を検証する際には、関係法令、監督指針等を踏まえる必要があることに留意する。
・　Ⅲ．の各チェック項目の検証において問題点の発生が認められた場合、当該問題点がⅠ．又はⅡ．のいずれの要素の欠如又は不十分に起因して発生したものであるかをⅠ．又はⅡ．の本別紙において漏れなく検証し、双方向の議論を通じて確認する。
・　検査官が発見した問題点を経営陣が認識していない場合には、特に上記Ⅰ．の各態勢及びその過程が適切に機能していない可能性も含め、厳格に検証し、双方向の議論を通じて確認する。
・　検査官は、前回検査における指摘事項のうち、軽微でない事項の改善状況について検証し、実効性ある改善策が策定され実行されているか否か確認する。

１．責任準備金等積立額の適切性

⑴　取締役会の役割

①【積立内容の確認】

（ⅰ）取締役会は、責任準備金等の実際の積立てが法令等及び積立方針に則っていることを確認しているか。

（ⅱ）生命保険会社の取締役会は、責任準備金の評価方法が経営実態との関係で適切か否かを確認するため、将来収支分析（法第 121 条第 1 項第 1 号に基づく生命保険会社の保険計理人の確認業務。以下「1 号収支分析」という。）について、そのシナリオ等が適切であることを検証しているか。その際に、過去に行われた予測のシナリオが実現したかどうかについても考慮しているか。

②【保険計理人意見の検討】

（ⅰ）取締役会は、保険計理人から提出を受けた規則第 82 条に定める意見書、附属報告書及びその他の参考資料（以下「意見書等」という。）について、意見等の根拠が妥当であるか等の内容を検証しているか。

（ⅱ）取締役会は、意見書等に責任準備金の積立てが適正に行われていない旨の記載がある場合、当該意見に従い是正しているか。従っていない場合、当該意見が実務基準に反するなどの合理的理由によっているか。

（ⅲ）生命保険会社の取締役会は、保険計理人が経営政策の変更により責任準備金不足相当額（実務基準に定めるもの。以下同じ。）の一部又は全部を積立てなくてもよいことを意見書において示し、取締役会が当該意見を根拠に追加積立てを行わないこ

とした場合、当該経営政策の変更が実現できるよう、実際に措置を講じているか。

⑵　責任準備金等の積立額の算定

（ⅰ）財務の健全性・保険計理管理部門は、責任準備金等の積立額を財務の健全性・保険計理管理方針及び法令等に則って適切に算定しているか。その際に、過去からの残高推移等及びサンプリングによる検証を行っているか。

（ⅱ）財務の健全性・保険計理管理部門は、手順書等に基づき適切にスケジュールを管理しているか。

（ⅲ）財務の健全性・保険計理管理部門は、保険計理人に対し、1 号収支分析に用いるシナリオの策定に必要となる情報等保険計理人の業務執行に必要な情報を適時適切に提供しているか。

⑶　生命保険会社の責任準備金等

①【責任準備金】

（ⅰ）決算期における有効中の保険契約を適正に認識した上で、規則第 69 条に掲げる保険料積立金、未経過保険料、払戻積立金及び危険準備金に区分し、保険料及び責任準備金の算出方法書（以下「算出方法書」という。）に従って計算・積立てを行っているか。

（ⅱ）保険料積立金・未経過保険料について、以下の項目に留意しているか。

イ．標準責任準備金の対象契約か否かについては、保険契約の契約締結時期及び契約種類により法令等に則り適正に取扱っているか。

ロ．責任準備金の積立方式がチルメル方式の場合、チルメル歩合及びチルメル期間は妥当なものであり、その水準は解約返戻金相当額を上回っているか。

ハ．責任準備金の積立方式がチルメル方式の場合には、平準純保険料式の責任準備金の積立てに向けて計画的な積増しを行うこととしているか。

ニ．責任準備金の各計算項目について、適切に集計しているか。前年度に比べ大きく変動しているものについて、その理由を確認しているか。

（ⅲ）危険準備金について、以下の項目に留意しているか。

イ．危険準備金の積立てに際し、規則第 69 条第 6 項に基づき、保険リスクに備える危険準備金（危険準備金Ⅰ）、第三分野保険の保険引受リスクに備える危険準備金（危険準備金Ⅳ）、予定利率リスクに備える危険準備金（危険準備金Ⅱ）及び最低保証リスクに備える危険準備金（危険準備金Ⅲ）に区分して管理しているか。

ロ．危険準備金Ⅰ、危険準備金Ⅳ、危険準備金Ⅱ及び危険準備金Ⅲの積立てについて、「保険業法施行規則第 69 条第 7 項等の規定に基づき、金融庁長官が定める積立て及び取崩しに関する基準を定める件（平成 10 年大蔵省告示第 231 号）」

（以下「告示第 231 号」という。）第２条、第３条及び第３条の２に基づき各々算出される積立基準額以上となっているか。また、同告示に定める積立限度額を上回るものとなっていないか。

ハ．危険準備金の取崩しを行っている場合、告示第 231 号第６条の取崩基準に基づいたものとなっているか。

ニ．告示第 231 号に規定された普通死亡リスク、災害死亡リスク、生存保障リスク、災害入院リスク、疾病入院リスク以外のリスク（例えば３大疾病等）について、同告示に基づき算出方法書に定める方法により、危険準備金を適正に積立てているか。

（ⅳ）特別勘定に属する財産の価格により保険金額等が変動する保険契約に係る責任準備金について、以下の項目に留意しているか。

イ．特別勘定における収支の残高を、特別勘定の責任準備金として積立てているか。

ロ．保険金額等について最低保証している保険契約の場合、「標準責任準備金の積み立て方式及び計算基礎率を定める件（平成８年大蔵省告示第 48 号）」第５項第１号に規定する金額を、一般勘定の責任準備金として積立てているか。

ハ．危険準備金の積立てに関し、平成 17 年３月 31 日以前に締結した変額年金保険契約等のうち保険金等の額を最低保証しているものについても、危険準備金Ⅲの積立てを行っているか。

②【支払備金】

（ｉ）普通支払備金について、以下の項目に留意しているか。

イ．規則第 73 条第１項第１号に基づき、支払事由発生の報告を受けて支払義務が発生しているものの支出として計上していない保険金等（以下「普通支払備金」という。）を適正に積立てているか。積立てに当たっては、保険契約者等からの保険事故に関する情報を適切に管理し、支払見込額の推計を合理的に行っているか。

ロ．普通支払備金の積立額の算出基準については、保険金支払基準に照らし適切に定めているか。また、当該算出基準を変更している場合、その理由・要件は合理的なものとなっているか。

ハ．計算部門においては、支払額確定までの間、自社で把握している支払事由発生状況を洗替作業に的確に反映させているか。

ニ．外国からの受再保険に係る支払備金（以下「外国受再保険推計支払備金」という。）について、当該出再国等の会計制度との相違その他の事情により、出再保険者等から事故報告が得られない場合にあっても、最近の実績値を勘案し合理的な方法により算出することが可能な場合には、その算出金額を普通支払備金として積立てているか。

（ⅱ）ＩＢＮＲ備金について、以下の項目に留意しているか。

イ．規則第 73 条第１項第２号に基づき、保険種類の区分に応じ、支払事由発生の報告を受けていないが支払義務が既に発生したと認める保険金等（既発生未報告支払備金。以下「ＩＢＮＲ備金」という。）を「保険業法施行規則第 73 条第１項第２号の規定に基づき、支払備金として積み立てる金額を定める件（平成 10 年大蔵省告示第 234 号)」(以下「告示第 234 号」という。）第 1 条に則って適正に積立てているか。

ロ．告示第 234 号によらず、規則第 73 条第２項に則っている場合は、算出方法書に規定する方法により計算した金額をＩＢＮＲ備金として積立てているか。

③【配当準備金】

相互会社においては、社員配当準備金を規則第 30 条の５第２項に基づいて負債の部に積立てているか。さらに、任意積立金としての社員配当平衡準備金については純資産の部に積立てるものとしているか。また、株式会社においては、契約者配当準備金として規則第 64 条に基づいて積立てているか。

⑷　損害保険会社の責任準備金等

①【責任準備金】

（ⅰ）決算期における有効中の保険契約を適正に認識した上で、規則第 70 条に掲げる普通責任準備金、異常危険準備金、払戻積立金及び契約者配当準備金等に区分し、算出方法書及び「保険業法施行規則第 70 条第４項等の規定に基づき、損害保険会社等の責任準備金の額の計算に用いる金額等を定める件（平成 10 年大蔵省告示第 232 号)」(以下「告示第 232 号」という。）に従って計算・積立てを行っているか。

（ⅱ）普通責任準備金について、告示第 232 号及び算出方法書に従って算出した、保険料積立金及び未経過保険料の合計額と初年度収支残高（当該事業年度における収入保険料から当該事業年度に保険料を収入した契約のために支出した保険金、返戻金、支払備金及び当該事業年度の事業費を控除したもの）のうち、いずれか大きい方を普通責任準備金として積立てているか。

（ⅲ）標準責任準備金について、平成 13 年４月１日以降に開始する保険契約のうち、法第３条第５項第２号に定める保険契約（第三分野の保険）であって、保険期間が 1 年以下の契約（ただし、積立勘定を設けている保険契約については、保険期間が 10 年以下の保険契約）を除いたものについて、規則第 70 条第２項第１号に準じて保険料積立金又は払戻積立金を適正に積立てているか。

（ⅳ）異常危険準備金について、以下の項目に留意しているか。

イ．異常危険準備金の繰入額について、告示第 232 号第２条第２号に基づき、算出方法書に定める最低限度額又は税法で容認される算入限度額のいずれか大きい額を積立てることとしているか。また、同告示に従い、必要に応じて届け出

ているか。

ロ．イ．の方法によらず限度額を超えて繰り入れる場合、その理由は合理的なものとなっているか。

ハ．異常危険準備金の取崩しを行っている場合、告示第 232 号第２条第１号に基づいたものとなっているか。

ニ．繰入れ水準・方法を変更している場合、その理由は合理的・妥当なものとなっているか。

（ｖ）払戻積立金について、以下の項目に留意しているか。

イ．払戻積立金の積立てについて、規則第 70 条第２項第１号に則り算出方法書に基づいて適正に積立てているか。

ロ．特別勘定を設けた保険契約に係る払戻積立金については、規則第 70 条第２項第３号に則り当該特別勘定における収支の残高を積立てているか。

（ⅵ）契約者配当準備金について、以下の項目に留意しているか。

イ．契約者配当準備金（割当済）と契約者配当準備金（未割当）の各々を算出方法書に従って計算し積立てているか。また、契約者配当準備金（未割当）の積立てについては、限度額以内、かつ、定められた額以上を積立てているか。

ロ．契約者配当準備金（未割当）の積立て及び取崩しの計上基準を変更している場合、合理的な理由を伴うものとなっているか。

（ⅶ）自賠責保険・地震保険に係る責任準備金について、「自動車損害賠償保障法第 28 条の３第１項に規定する準備金の積立て等に関する命令（平成９年大蔵省、厚生省、農林水産省、通産省、運輸省令第１号)」で定める準備金（義務積立金、調整準備金、運用益積立金及び付加率積立金をいう。）及び地震保険に関する法律施行規則第７条に定める責任準備金について、算出方法書に記載された方法に従って計算した額をそれぞれ適正に積立てているか。

②【支払備金】

（ｉ）普通支払備金について、以下の項目に留意しているか。

イ．規則第 73 条第 1 項第 1 号に基づき、普通支払備金を適正に積立てているか。積立てに当たっては、保険契約者等からの事故情報を適切に管理し、支払見込額の推計を合理的に行っているか。

ロ．普通支払備金の積立額の算出基準については、保険金支払基準に照らし適切に定めているか。また、当該算出基準を変更している場合、その理由・要件は合理的なものとなっているか。

ハ．計算担当部門においては、損害額確定までの間、自社で把握している支払事由発生状況を洗替作業に的確に反映させているか。

ニ．外国受再保険推計支払備金について、当該出再国等の会計制度との相違その他の事情により、出再保険者等から事故報告が得られない場合にあっても、最

近の実績値を勘案し合理的な方法により算出することが可能な場合には、その算出金額を普通支払備金として積立てているか。

（ⅱ）ＩＢＮＲ備金について、以下の項目に留意しているか。

イ．規則第 73 条第１項第２号に基づき、保険種類の区分に応じ、ＩＢＮＲ備金を告示第 234 号第２条に則って適正に積立てているか。

ロ．告示第 234 号によらず、規則第 73 条第２項に則っている場合は、算出方法書に規定する方法により計算した金額をＩＢＮＲ備金として積立てているか。

⑸　保険計理人の役割

（ⅰ）保険計理人は、責任準備金が健全な保険数理に基づいて積立てられているかについて、法令等に則り適切に確認しているか。

（ⅱ）保険計理人は、支払備金の算出について法令等に則り適切に関与しているか。

（ⅲ）生命保険会社の保険計理人は、責任準備金が健全な保険数理に基づいて積立てられていることを確認するため、法令等に則り１号収支分析を行っているか。特に、新契約伸展率や事業費、資産運用状況等について過去の実績や妥当な将来見込みに基づいているか。さらに、原則、区分経理の商品区分ごとに、分析期間を少なくとも将来 10 年間として収支分析を行っているか。

（ⅳ）保険計理人は、保険料及び責任準備金の算出方法その他の保険数理に関する事項に関与し、それらのシステム変更についても、関連部門と連携し、必要な場合には取締役会等に対して、問題点等を的確に報告しているか。

（ⅴ）保険計理人は、取締役会へ意見書を提出しているか。意見書には法令等に定められた事項を記載しているか。

⑹　再保険

（ⅰ）再保険に付したために責任準備金等を積み立てていない場合について、出再先が規則第 71 条第１項各号に定める要件に該当し、再保険金等の回収の蓋然性が高いかについて出再保険のリスク管理部門と連携するなどして確認しているか。その際、少なくとも出再先の財務の状況等について把握しているか。

（ⅱ）「保険業法施行規則第 71 条第２項の規定に基づき、金融庁長官が定める再保険を定める件（平成 10 年大蔵省告示第 233 号）」第 1 条に定める財務再保険に付したためにあらかじめ収受した手数料（再保険に付した部分に係る保険契約から当該再保険に付した後に発生することが見込まれる収益を基に計算した手数料）について、当該収受した金額を責任準備金として適切に積立てていることを確認しているか。また、財務再保険以外の再保険に付した場合において、再保険に付した部分に係る保険契約から再保険に付した後に発生することが見込まれる収益を基に計算した手数料を収受したときは、当該受入手数料を預り金として適切に計上していることを

確認しているか。

（ⅲ）再保険料又は再保険金の額が事後的に調整される再保険については、再保険料の追加支払又は再保険金の返戻に相当する額を責任準備金等の負債として、当該決算期において適切に計上していることを確認しているか。（当該再保険契約において、事後的な調整が重要な要素でない場合を除く。）

（ⅳ）再保険に付している場合の責任準備金等の積立てに当たって、控除する額が出再によるリスクの実質移転に相当する部分を超えていないことを確認しているか。

（ⅴ）他の保険会社から再保険を引き受けた場合、再保険の引受リスクについては、契約内容やその実態が複雑であるなど通常の保険引受リスクと同等の取扱いが必ずしも妥当でないことを踏まえて、当該再保険に係るリスクを把握することにより適切に責任準備金又は支払備金を積立てていることを確認しているか。

⑺ 責任準備金不足相当額への対応

１号収支分析における保険計理人の確認の結果、責任準備金不足相当額が発生すると見込まれる場合又は将来の債務の履行に支障を来たすおそれがあると認められる（規則第 69 条第５項又は第 70 条第３項）場合には、以下の方法等により適切に対応しているか。

（ⅰ）生命保険会社において、１号収支分析により、今後５年以内に責任準備金不足相当額が発生すると見込まれる場合であって、経営政策の変更により当該責任準備金不足相当額の一部又は全部を積立てなくともよい旨記載されている場合、当該経営政策の変更が直ちに行われるものであるかどうかの根拠（計画等）を具体的に示しているか。

（ⅱ）生命保険会社において、１号収支分析により､今後５年以内に責任準備金不足相当額が発生すると見込まれる場合であって、経営政策の変更によっても当該責任準備金不足額が解消できず、規則第 69 条第５項の規定に基づき追加して責任準備金を積立てる必要がある場合には、保険会社の経営実態を踏まえた合理的な責任準備金の積立計画を策定し、算出方法書を変更することにより責任準備金を直ちに追加して積立てるなど適切な措置を講じているか。また、この場合における不足相当額の積立ては、原則、区分経理の商品区分ごとに行うこととしているか。

（ⅲ）損害保険会社において、将来の債務の履行に支障を来たすおそれがあると認められる場合、保険会社の経営実態を踏まえた合理的な責任準備金の積立計画を策定し、算出方法書を変更することにより普通責任準備金又は払戻積立金を追加して積立てるなど適切な措置を講じているか。

⑻ 責任準備金等の外部監査等

責任準備金等の積立てについては、適切に会計監査人の監査を受けているか。また、

生命保険会社の１号収支分析について、保険計理人は意見書の写し及び附属報告書の写しを会計監査人に提出しているか。さらに、保険計理人は監査役及び会計監査人と協力し、双方の職務の遂行のために必要な情報の交換に努めているか。

２．ソルベンシー・マージン比率の算定の適切性

①【ソルベンシー・マージン比率の算式】

ソルベンシー・マージン比率は、「保険業法第130条、第202条及び第228条の規定に基づき、保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準を定める件（平成11年金融監督庁・大蔵省告示第３号)」の算式に従って算出されているか。

②【保険計理人の役割】

保険計理人は、保険金等の支払能力の充実の状況が保険数理に基づき適当であるかどうかを、法令等に則り適切に確認しているか。

③【資本金、基金、準備金等の額】

（ⅰ）資本金、基金、準備金等の額は、告示第50号第１条及び１条の２の定めに従って算出しているか。

（ⅱ）純資産の部に算入される税効果相当額（繰延税金資産見合い額）は、「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」（平成 11 年 11 月９日日本公認会計士協会監査委員会報告第 66 号）等、税効果会計に関する会計基準・実務指針の趣旨を踏まえ適正に算定されているか。

また、税効果相当額は告示第 50 号の趣旨を踏まえ適正に計上されているか。

（ⅲ）退職給付引当金は、「退職給付に係る会計基準」（平成 10 年６月 16 日企業会計審議会）及び「退職給付会計に関する実務指針」（平成 11 年９月 14 日日本公認会計士協会会計制度委員会報告第 13 号）に基づき、適切に負債の部（前払年金費用となる場合は資産の部）に計上しているか。

（ⅳ）不動産を一旦売却し、時価が下落している状況で、売却価格と同額あるいは同額程度で買い戻した結果、多額の含み損を抱えているにもかかわらず、当該買戻価格を評価額としていないか。

（ⅴ）劣後ローンによる借入れ又は劣後債の発行を行っている場合は、当該劣後ローンによる借入れ等は、告示第 50 号第１条第３項第６号、同条第４項から第７項により、保険金等の支払能力の充実に資するものとして適格であるか。

（ⅵ）資本等の調達を行った保険会社が、劣後ローン等の貸手等に対して迂回融資等により、その原資となる貸付を行っていないか。

（ⅶ）告示第 50 号第１条の２においてソルベンシー・マージン総額から「控除項目」として控除しなければならないと規定されている他の保険会社又は子会社等の株式その他の資本調達手段の「意図的な保有」については、監督指針の趣旨を踏まえて該当するかどうか確認しているか。

また、「意図的な保有」に該当する場合には、貸手保険会社のソルベンシー・マージン総額から当該保有相当額を控除することとなるが、適正な控除が行われているか。

④【通常の予測を超える危険に相当する額】

（ｉ）通常の予測を超える危険に相当する額は、告示第50号の定めに従って算出しているか。

（ⅱ）最低保証リスク相当額の算出に当たっては、以下の項目に留意しているか。

イ．標準的方式又は代替的方式に基づき適正に算出されているか。また、平成17年３月31日以前に締結した変額保険契約等のうち保険金等の額を最低保証している保険契約についても、最低保証リスク相当額を算出するものとなっているか。

ロ．最低保証リスクに対するリスク減殺等を目的としてヘッジを行う場合は、告示第50号別表第６の２Ⅱ．３．の規定により取り扱われているか。

ハ．再保険を付している場合は、出再により移転する部分を超えない範囲で控除することになっているか。

（ⅲ）信用リスク相当額の算出に当たっては、以下の項目に留意しているか。

イ．本来リスク管理債権として計上すべき債権について、意図的にリスク管理債権から除外し、ソルベンシー・マージン比率算定上の信用リスクを削減していないか。

ロ．決算期を跨いで又は決算期末日に保有債権に保証等を付している場合は、保証等の残存期間が1年未満であるにもかかわらずソルベンシー・マージン比率算定上の信用リスクを削減していないか。ただし、当該保証等につき正当な理由があり、かつ、継続して信用リスクの削減が期待できる場合を除く。

（ⅳ）デリバティブ取引リスク相当額の算出に当たっては、リスク係数がマイナスのデリバティブ取引（外国通貨や株式に係るプットオプションの買いなど）について、以下のような取引が告示第50号第２条第８項第１号及び第２号に規定されている「意図的に取引を行っていると認められる場合」に該当するか検証し、該当する場合は適正に控除されているか。

・　年度末時点におけるデリバティブ取引残高が、当該年度の各月末時点での取引残高の平均値を大きく上回っている場合

・　年度末時点での現物資産の保有残高に対するデリバティブ取引残高の割合が当該年度の各月末時点での当該割合の平均値を大きく上回っている場合

（ｖ）その他通常の予測を超える危険に相当する額の算出に当たっては、以下の項目に留意しているか。

イ．資産の流動化が行われた場合には、法形式上の譲渡に該当する場合であっても、リスクの移転が譲受者に完全に行われている等、実質的な譲渡が行われて

いるか。

ロ．その他、ソルベンシー・マージン基準の趣旨に反するマージンの嵩上げ、リスクの削減が行われていないか。

３．経営分析

⑴　将来収支分析（３号収支分析）

（ｉ）取締役会等は、保険計理人が行う保険業の継続が困難であるかどうかについての確認業務（法第 121 条第 1 項第３号に基づく保険計理人の確認業務。以下「３号収支分析」という。）への協力及び対応を的確に行う態勢を整備しているか。また、３号収支分析の結果に対し、適切な対応を行っているか。

（ⅱ）生命保険会社の保険計理人は、実務基準に則って、３号収支分析による事業継続基準の確認を、少なくとも将来 10 年間について行っているか。また、分析期間中の最初の５年間の事業年度末において、「将来の時点における資産の額として合理的な予測に基づき算定される額」が「将来の時点における負債の額として合理的な予測に基づき算定される額」を上回ることを確認しているか。

また、損害保険会社の保険計理人は、実務基準に則って、「基準日の実質純資産の額と基準年度の翌年度の収支の額の合計額」が「リスク相当額」を下回らないことを確認しているか。

（ⅲ）生命保険会社において、実務基準に定める３号任意シナリオを使用する場合、合理的で客観性のあるシナリオとなっているか。例えば、

イ．３号任意シナリオ各要素の将来への推移は、現在の保険会社の経営実態を踏まえ、合理的なものとなっているか。

ロ．３号任意シナリオの各要素間（例えば、新契約高と事業費、債券価格と金利の変動、保有契約の成熟度と保険事故発生率等）は、整合性の取れたものとなっているか。

ハ．附属報告書には、３号任意シナリオが正当であることを示しているか。

ニ．以前に策定した３号任意シナリオについて、その後に実現した実際の結果との比較を行い、差異がある場合はその原因を確認しているか。

（ⅳ）生命保険会社において、３号収支分析に用いたシナリオは、実務基準に則ったものとなっているか。

また、損害保険会社において、基準年度の翌年度の収支の額は、実務基準に則って算定されているか。

（ｖ）生命保険会社において、３号収支分析により、今後５年間に事業継続基準不足相当額が発生すると見込まれる場合であって、経営政策の変更により当該事業継続基準不足相当額を解消することができる旨意見書に記載されている場合、その経営政策の変更には根拠（計画等）が示されており、かつ、実現可能性が高いものとなっ

ているか。

また、翌年度以降の意見書において、その経営政策の変更が実現されている旨示されているか。実現されなかった場合、その原因及び今後の対応策が示されているか。

（vi）損害保険会社において、３号収支分析により、事業継続基準不足相当額が発生すると見込まれる場合であって、経営政策の変更により当該事業継続基準不足額を解消することができる旨意見書に記載されている場合、その経営政策の変更には根拠（計画等）が示されており、かつ、実現可能性が高いものとなっているか。

また、翌年度以降の意見書において、その経営政策の変更が実現されている旨示されているか。実現されなかった場合、その原因及び今後の対応策が示されているか。

（vii）３号収支分析の結果が、過去の分析の結果と著しく相違する場合は、その原因を附属報告書に記載しているか。

⑵ 利源分析

（ｉ）保険会社が採用している利源分析の方式は、会社の業容（規模、成長性、販売チャネル等）や商品構成との関係から、妥当なものとなっているか。[8]

（ii）取締役会等は、利源分析の結果について報告を受け、毎年の契約者配当をはじめ商品開発等、経費削減及び販売計画等の経営全般における意思決定の参考とし、活用しているか。[9]

（iii）利源分析を用いて経営実態を把握するに当たっては、以下の点に留意する必要がある。

イ．死差（又は危険差）損益は保険会社の利益の基本部分であり、通常は安定的な推移を示すことから、死差（又は危険差）損益に関して以下のような状況が見られる場合には、他の利源からの収支の付替え等を行い、見かけ上の死差（又は危険差）益を計上していないか。[10]

・ 死差（又は危険差）損益が大きく変動している場合（大事故の発生等、変

---

[8] 保険料の計算においては、いくつかの前提（計算基礎率）が用いられており、保険会社の利益の大宗は、この前提と実際の経営における実績が異なることにより生じる。したがって、経営の実態を把握して当期及び将来の利益を見通すには、計算基礎率その他に対応する部分（３利源や責任準備金関係損益等）に分けて分析し、把握することが重要である。このような利源分析の方式の１つには、生命保険会社に当局への報告を義務付けている一般的な分析方式（収支残式）がある。しかし、今日の経営環境、低解約返戻金商品、変額年金（最低保証付き）、第三分野の商品などもある中にあって、この方式が妥当であるか、状況に応じて個別に判断する必要がある。また、損害保険会社においても同様の視点から、個別に判断する必要がある。

[9] 利源分析は生命保険会社において根付いている経営分析手法である。損害保険会社においても、第三分野など長期の保険商品の存在感が高まっていることもあり、利源分析の有効性が増してきている。

[10] 一般的な利源分析手法（収支残式）には、計算要素として責任準備金が用いられることから、責任準備金の計算に異常値があれば、それが死差（危険差）益の結果にも異常値として現れる。この仕組みは責任準備金の評価計算のチェックにも利用される。

動の要因が明らかな場合を除く。）
・　予定利息の計算値が、予定利率別の責任準備金の増減と比べて不自然な動きを示している場合（利差損益でも同様）
・　予定事業費の計算値が、保険種類ごとの保険料収入の増減と比べて不自然な動きを示している場合（費差損益でも同様）
・　解約失効契約に対する消滅時責任準備金の計算値が、解約返戻金の支払額等と比べて不自然な動きを示している場合（責任準備金関係損益でも同様）
・　責任準備金の増減が、保有契約の内容と比べて不自然な動きを示している場合

ロ．利差損益は、金融市場等の外部環境から大きな影響を受ける資産運用の成果を表すものであり、利差損益に関して以下のような状況が見られる場合には、他の利源からの収支の付替え等を行い、見かけ上の利差益を計上していないか。[11]
・　利差損益が大きく変動している場合
・　予定利息の計算値が、予定利率別の責任準備金の増減と比べて不自然な動きを示している場合
・　キャピタル・ゲインとインカム・ゲインの区別が適切に行われていない場合

ハ．費差損益は保険会社の経営の効率性を表す側面があることから、費差損益に関して以下のような状況が見られる場合には、他の利源からの収支の付替え等を行い、見かけ上の費差益を計上していないか。
・　費差損益が大きく変動している場合
・　予定事業費の計算値が、保険種類ごとの保険料収入の増減と比べて不自然な動きを示している場合
・　新設会社等、販売経費の負担が大きい時期であるにも関わらず、費差益の水準が高い場合

ニ．責任準備金関係損益については、その損益の発生要因（例えば、低解約返戻金商品の解約から生じる利益、失効契約に伴う利益、諸積増の移動内容）を分析して、保険契約者等保護の視点で問題がないことを確認する必要がある。このことから責任準備金関係損益に関して以下のような状況が見られる場合には、他の利源からの収支の付替え等を行い、見かけ上の責任準備金関係益を計上していないか。
・　責任準備金関係損益が大きく変動している場合
・　解約失効契約に対する消滅時責任準備金の計算値が、解約返戻金の支払額等と比べて不自然な動きを示している場合

[11] 利差損益に関しては、これまでの逆ざや問題の発生の経緯等を勘案すれば、運用収益成果の利回りによる一面的な追求が、必ずしも本当の資産運用効率の向上に資する訳ではないことに注意が必要である。

ホ．その他の損益について、例えば、その他の経常収益、法人税及び住民税等の各項目は適切に計上されているか。

（ⅳ）分析の結果、必要となる保険計理（例えば、危険準備金の繰入れや取崩し）は、適切に実行されているか。

⑶　生命保険会社の区分経理

①【区分経理に関する内部規程又は業務細則の策定】

取締役会等は、区分経理に関する内部規程（以下「区分経理規程」という。）又は業務細則を策定させているか。区分経理規程は、リーガル・チェック等を経て、取締役会等の承認を受けているか。区分経理規程においては、例えば、商品区分、全社区分、資産区分等の設定に関する取決めや資産・負債・純資産及び損益に関する配賦基準（以下「配賦基準」という。）が明確化されているか。

②【区分経理に関する態勢の整備】

（ⅰ）取締役会等は、区分経理に関する責任者又は担当部署を設置しているか。

（ⅱ）取締役会等は、区分経理に関する事項で、経営に重大な影響を与えるものについては、速やかに統合的リスク管理部門や内部監査部門へ報告されるとともに、取締役会等に報告される態勢を整備しているか。

③【区分経理に関する留意点】

（ⅰ）商品区分の設定

イ．商品区分は、損益及び負債の管理を行うためのものであるが、商品の特性や契約の保有状況に照らして、損益を把握する単位として適切なものとなっているか。

例えば、「掛捨型の短期保険と貯蓄型の長期保険」、「無配当保険と有配当保険」、「予定利率固定型保険と予定利率変動型保険」、「個人保険と企業保険」などが、原則として、別区分で管理されているか。

なお、主契約に付加された特約等は、原則として、主契約と同じ商品区分に帰属させているか。

ロ．新規商品の発売による当該保有契約の増大や、ある商品区分の中の一部の保険種類の契約の増大などにより、保険会社全体や商品区分の収支に重大な影響を与えるような場合に、新たな商品区分又は同種の細分化した商品区分を設定する際に、契約者間の公平性等に留意し、合理的な方法で行っているか。

ハ．設定した商品区分について、合理的な理由（保有契約が減少し、商品区分の存在意義がなくなった場合等）がないにもかかわらず、その変更（他の商品区分に統合することを含む。）を行っていないか。

（ⅱ）全社区分の設定

イ．どの商品区分にも該当しない損益及び負債を管理する区分で、各商品区分を円滑に運営させるために全社区分を設定しているか。

ロ．全社区分の具体的な機能としては、原則として、以下のようなものがあるが、この機能を逸脱して運営していないか。

- 死亡保障リスク、価格変動リスク、経営管理リスク等に対応するためのリスクバッファー機能
- 商品開発に係る事業運営資金提供機能
- 保険会社全体で共有する資産、共通する経費等の管理機能
- 現預金等の管理機能

（ⅲ）資産区分の設定

イ．資産運用収益等を公正かつ衡平に配賦するために設定する資産区分は、保険契約の特性や保険会社全体の収支等への影響を勘案し、各商品区分の特性等に留意しているか。

ロ．あらかじめ設定されている資産区分について、規模の拡大等により分割する場合は、契約者間の公平性等に留意し、合理的な方法で行っているか。

ハ．資産区分の資産が減少し、資産区分の存在意義がなくなった場合は、当該資産区分は廃止し、他の資産区分に統合しているか。この場合、いずれの契約にも属しない残余財産は全社区分の資産区分に統合しているか。

（ⅳ）負債・純資産の商品区分等への配賦方法

イ．商品区分への配賦

保険契約準備金（危険準備金を除く。）や再保険借等、保険商品に直結する負債等は各商品区分に直課し、未払法人税や退職給付引当金等の直課できないものは、「配賦基準」に基づき配賦しているか。

ロ．全社区分への配賦

純資産の部（繰延利益剰余金・未処分剰余金、評価・換算差額等を除く。）、価格変動準備金、危険準備金、その他いずれの商品区分にも帰属しない負債は、全社区分に配賦しているか。

ハ．全社区分に帰属する負債・純資産の源泉管理

全社区分に帰属する純資産のうち、例えば、配当平衡積立金等や、リスクバッファー機能を果たすために帰属している負債については、いずれの商品区分からの拠出により形成されたものであるか、その源泉を管理しているか。

（ｖ）資産の資産区分への配賦方法及び管理基準

イ．運用資産の配賦方法

運用資産は、原則として、商品の特性に応じた運用を目的として取得した資産について、その商品が属する商品区分に対応する資産区分に配賦しているか。

ロ．運用資産の管理

運用資産は、資産区分ごとに、商品区分の特徴や資産規模等を勘案して、次に掲げる方式の中からもっとも適切な方式を選択して管理しているか。

・　資産分別管理方式：個々の資産を銘柄ごとに、資産区分に直接帰属させ管理する方式

・　資産単位別持分管理方式：取引単位ごと（例えば、不動産では物件毎、融資では貸付毎）に、資産区分の持分を決定し、その持分で管理する方式

・　資産持分管理方式：投資対象資産ごとのマザーファンドを設定し、各資産のマザーファンドに対する持分で管理する方式[12]

ハ．運用資産以外の配賦方法

(ｲ) 再保険貸等、直課することが可能な資産は、それぞれ該当する資産区分へ直課しているか。

(ﾛ) 繰延資産（システム関係）や雑資産のような直課することが不可能な資産は、「配賦基準」に基づき配賦しているか。

ニ．全社区分の資産

営業用不動産、子会社・関連会社株式、現預金（現預金等の管理機能を持つ場合）、その他全社区分に配賦することが相応しい資産の全部又は一部の配賦は、「配賦基準」に基づき配賦しているか。

なお、営業用不動産又は投資用不動産において、用途変更があった場合には区分経理の趣旨に沿って適切に処理しているか。

④【損益の配賦】

イ．保険関係損益

保険料等収入、保険金等支払金、支払備金繰入額、責任準備金繰入額等は各商品区分に直課しているか。

ロ．運用資産関係損益

資産が帰属する資産区分に配賦し、さらに対応する商品区分・全社区分に直課又は持分に応じて配賦しているか。

また、一つの資産区分で複数の商品区分を管理している場合は、「配賦基準」に基づき配賦しているか。

ハ．上記以外の商品区分等へ直課できない損益の配賦方法

商品区分や全社区分に直課できない役職員給与や税金等の事業費等については、「配賦基準」に基づき配賦しているか。

⑤【資産区分間の取引】

資産区分の間での取引は、資金移動（流入・流出）管理、流動性確保及びポートフォリオの改善等、資産区分相互間の経理の透明性を図る観点からの取引に限定しているか。

また、取引に当たっては、市場価格等の適正な価格をもって行っているか。

---

[12] 資産持分管理方式を用いる場合は、商品、一般勘定資産（無配当保険に対応する資産を除く。）全体を一個のマザーファンドとして扱わない。

⑥【商品区分と全社区分との間の取引】

資金の流動性の確保又は保険金等の円滑な支払いのために、やむを得ず行われる商品区分と全社区分との間の貸借、出資、その他の取引は、以下の考え方となっているか。

イ．現預金等の貸借

(ｲ) 貸借ごとに他の商品区分又は全社区分と区別して管理しているか。

(ﾛ) それぞれの商品区分において、借越しが継続しないよう限度額等を設けているか。

ロ．現預金等以外の貸借

(ｲ) 全社区分から商品区分への貸付は、特定の商品区分に保険金支払いが集中する等、異常危険等による損失が発生した場合、新規商品の販売に伴う事業運営資金が不足する場合、その他やむを得ない事情がある場合に限られているか。

(ﾛ) 商品区分から全社区分への貸付は、全社区分の規模が小さいために、その機能を十分に果たすことができない場合に限られているか。

(ﾊ) 上記(ｲ)及び(ﾛ)の貸借は、金額、利率（貸付期間に応じた市中金利等を基に設定すること）、期限その他の返済条件をあらかじめ定めているか。

(ﾆ) 貸付条件の緩和や債務免除は、回収が不可能な損失が発生している場合等、やむを得ない事情がある場合に限定しているか。

ただし、債務免除を受けた場合は、その商品区分に係る商品についての新規募集停止や保険料の適正化等所要の措置を講じているか検証する。

なお、金利減免や元本返済猶予等の元本に影響を与えない貸付条件の緩和等を行った後に利益が生じた場合は、当該利益を条件緩和の是正に充てているか。

ハ．出資

(ｲ) 全社区分から商品区分への出資は、特定の商品区分に保険金支払いが集中する等、異常危険等による損失が発生した場合、新規商品の販売に伴う事業運営資金が不足する場合、その他やむを得ない事情がある場合に限られているか。

(ﾛ) 商品区分から全社区分への出資は、全社区分の規模が小さいために、その機能を十分に果たすことができない場合に限られているか。

(ﾊ) 出資を受けた商品区分又は全社区分において、剰余金が発生した場合は、出資に対応する金額を出資した商品区分又は全社区分に配分しているか。

(ﾆ) 機能を果たした出資は返済を受けているか。

ニ．その他の取引

上記イ．からハ．に係わらず、危険準備金等の積立て及び取崩しに係る商品区分と全社区分との取引、全社区分に帰属する共有資産（営業用不動産等）や全社区分の負担する共通経費（総務部門人件費等）に対する商品区分の利用料及び手数料の支払い、及びこれらに準じる以下に掲げる取引は、あくまでも保険契約者への利益

還元の公平性・透明性の確保、保険種類相互間の内部補助の遮断、区分経理の適切な運営などに資する観点から極めて限定的に行われるべきものである。従って、この趣旨を十分認識し、適切に行う態勢となっているか。

(イ) 全社区分に帰属する資本又は危険準備金等を積増す場合に、それぞれの商品区分が全社区分に対して、必要な積増し額を負担する取引は適切に行われているか。

(ロ) 全社区分に帰属する資本又は危険準備金等を取崩す場合に、全社区分がその取崩事由の発生した各商品区分に対して、それぞれに対応する取崩相当額を支払う取引は適切に行われているか。

この場合において、持分管理を行っている配当平衡積立金等の任意積立金又は負債を、当該商品区分の持分を超えて取崩す時は、当該超える部分は、全社区分から当該商品区分へ貸付を行ったものと見做して適切に処理しているか。

(ハ) 転換等により保険種類が変更される場合等、その帰属する商品区分が変更となる契約について、当該契約に係る責任準備金及び積立配当金の元利合計額等を、当該契約が変更前に帰属していた商品区分から変更後に帰属する商品区分へ支払う取引は適切に行われているか。

(ニ) 新契約に係る費用を全社区分が立替える場合に、各商品区分から全社区分へ、収入保険料等のうち新契約費相当分を支払う取引は適切に行われているか。

(ホ) 全社区分が、共有資産・共通経費等の管理の対価として、「資産管理運営要領」により、利用料、手数料その他の金額を受け入れる取引は適切に行われているか。

(ヘ) 各商品区分において、特定のリスク発生による損失実現時に、全社区分から当該リスクの発生した商品区分へ、当該リスクによる損失実現額の範囲内の金額を支払う取引は、各商品区分が全社区分に対し、保険数理的に定められた金額をあらかじめ対価として支払っている場合に限定されているか。

(ト) 各商品区分は、上記(イ)から(ヘ)に加えて、以下の場合において、他の商品区分から他の商品区分等の保険金支払能力等に影響を及ぼさない範囲において、資金を受け入れる場合は、その趣旨に沿って適切に運営されているか。

・　各商品区分において、将来とも回復が困難と見込まれる重大な損害が発生した場合であって、全社区分から、その損害のてん補を受ける場合（全社区分が他の商品区分から当該損害のてん補のためにてん補を受ける場合を含む。）

　ただし、この取引によりてん補を受けた場合は、受け入れた商品区分に係る商品についての新規募集停止や保険料の適正化等所要の措置を講じているか検証する。

・　全社区分において、将来とも回復が困難と見込まれる重大な損害が発生し

た場合であって、各商品区分からその損害のてん補を受ける場合

⑦【区分経理の開始に際しての含み損益等の配分】

取締役は、保険契約者間の公平性確保等の観点から、区分経理の開始に際して各種資産及び当該資産に係る含み損益の配賦方法等について、アセット・シェア等に基づき適切に配賦する方法を定めているか。

⑧【区分経理上の各種取引等の明細の記録・整理】

区分経理を運営する上での各種取引等は、その明細を記録・整理しているか。

⑨【年度途中の資金移動の区分経理への反映】

年度途中の資金移動の都度、区分経理に反映することが困難な場合や、資金移動に対応する商品区分が直ちに判明しない場合には、一時的に仮払い又は仮受けの勘定処理を行うが、これらの資金移動だけを管理する区分を設けることが望ましい。その上で、後日、速やかに正規の処理を行っているか。

⑩【区分経理に係る利源分析】

区分経理を適切に運営する観点や経営の健全性確保の観点から、例えば、区分した経理ごとに死差（又は危険差）損益、利差損益、費差損益、責任準備金関係損益、価格変動損益、その他の損益等について、分析・検討を実施しているか。

⑪【区分経理の結果の活用】

（ⅰ）保険計理人は、業務執行に必要な区分経理に関する情報提供を受けるとともに、運営上、問題がある場合には、取締役会等に報告するとともに、その改善指導に取組んでいるか。

（ⅱ）取締役会等は、区分経理の結果について報告を受け、契約者配当等の経営における意思決定に活用しているか。

⑷　契約者配当

（ⅰ）取締役会等は、法令、約款、社内規則、保険計理人の意見書を踏まえて、保険契約者間の公正・衡平を考慮した配当を決定しているか。

（ⅱ）配当の必要財源は正確に計算されており、その財源は法令の制限に関して問題がないか。配当の必要財源を捻出するために経理操作を行っていないか。

（ⅲ）個々の保険契約の配当金は、規則第 30 条の２各号、第 62 条各号に規定された計算方法となっているか。

（ⅳ）保険計理人は、契約者配当に関する確認業務を法令等に則り適切に行っているか。

保険引受リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

Ⅰ．経営陣による保険引受リスク管理態勢の整備・確立状況

【検証ポイント】

・　保険引受リスクとは、経済情勢や保険事故の発生率等が保険料設定時の予測に反して変動することにより、保険会社が損失を被るリスクをいう。

・　保険会社における保険引受リスク管理態勢の整備・確立は、保険会社の業務の健全性及び適切性の観点から極めて重要であり、経営陣には、これらの態勢の整備・確立を自ら率先して行う役割と責任がある。

・　検査官は、保険会社の戦略目標、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った適切な保険引受リスク管理態勢が整備されているかを検証することが重要である。

　なお、保険会社が採用すべき保険引受リスク評価方法の種類や水準は、保険会社の戦略目標、業務の多様性及び直面するリスクの複雑さによって決められるべきものであり、複雑又は高度な保険引受リスク評価方法が、全ての保険会社にとって適切な方法であるとは限らないことに留意する。

・　検査官は、①方針の策定、②内部規程・組織体制の整備、③評価・改善態勢の整備がそれぞれ適切に経営陣によってなされているかといった観点から、保険引受リスク管理態勢が有効に機能しているか否か、経営陣の役割と責任が適切に果たされているかをⅠ．のチェック項目を活用して具体的に確認する。

・　Ⅱ．以降のチェック項目の検証において問題点の発生が認められた場合、当該問題点がⅠ．のいずれの要素の欠如又は不十分に起因して発生したものであるかを漏れなく検証し、双方向の議論を通じて確認する。

・　検査官が認識した弱点・問題点を経営陣が認識していない場合には、特に、態勢が有効に機能していない可能性も含めて検証し、双方向の議論を通じて確認する。

・　検査官は、前回検査における指摘事項のうち、軽微でない事項の改善状況について検証し、実効性ある改善策が策定され実行されているか否か確認する。

・　検査官は、本チェックリストにより具体的事例を検証する際には、保険業法等の関係法令及び監督指針等の規定とその趣旨を踏まえる必要があることに留意する。

１．方針の策定

①【取締役の役割・責任】

　取締役は、保険の引受（受再を含む。）が長期にわたって会社の経営に重大な影響を与えることを十分認識し、保険引受リスク管理を重視しているか。特に担当取締役は、統合的リスク管理部門と保険引受リスク管理部門が適切に連携を図ることができるよう、方針及び具体的な方策を検討しているか。また、保険引受リスクの所在、種類・特性及びリスクの特定・評価・モニタリング・コントロール等の手法

並びに管理の重要性を十分に理解し、この理解に基づき当該保険会社の保険引受リスク管理の状況を的確に認識し、適正な保険引受リスク管理態勢の整備・確立に向けて、方針及び具体的な方策を検討しているか。例えば、担当取締役は保険引受リスク計測・分析方法（手法、前提条件等を含む。）の限界及び弱点を理解し、それを補う方策を検討しているか。

②【営業推進部門等の戦略目標の整備・周知】

取締役会は、負債特性を戦略目標の設定における重要な要素として位置づけているか。また、取締役会は、保険引受リスクを踏まえた上で、保険会社全体の戦略目標及び統合的リスク管理方針と整合的な営業推進部門等の戦略目標を策定し、組織内に周知させているか。営業推進部門等の戦略目標の策定に当たっては、自己資本等[1]の状況を踏まえ、例えば、以下の項目について留意しているか。

・　収益確保を優先するあまり保険引受リスク管理を軽視したものになっていないか。特に、長期的な保険引受リスクを軽視し、短期的な収益確保を優先した目標の設定や当該目標を反映した業績評価の設定を行っていないか。

③【保険引受リスク管理方針の整備・周知】

取締役会は、保険引受リスク管理に関する方針（以下「保険引受リスク管理方針」という。）を定め、組織全体に周知させているか。例えば、以下の項目について明確に記載される等、適切なものとなっているか。

・　保険引受リスク管理に関する担当取締役及び取締役会等の役割・責任
・　保険引受リスク管理に関する部門（以下「保険引受リスク管理部門」という。）の設置、権限の付与等の組織体制に関する方針
・　保険引受リスクの特定、評価、モニタリング及びコントロールに関する方針
・　保険契約が持つ解約や更新等のオプションに起因するリスク等、負債特性の分析・評価を行うための方針
・　損害保険会社における自由料率、標準料率、範囲料率及び幅料率商品の取扱いに関する基本方針
・　保険会社の業容（規模・成長性・保有する保険引受リスクの集中度合い等）及び自己資本等の額と照らし合わせて合理的な再保険に係るリスク管理に関する方針（保有・出再方針及び受再方針）[2]
・　特別勘定の管理に関する方針
・　新規商品等に関する方針（新規商品の負債特性の分析・評価に関する方針を含む。）

[1] ここでいう「自己資本等」は、会計上の純資産や現行ソルベンシー・マージン規制に基づく資本に限った概念ではなく、トータルバランスシートの経済価値評価（市場価格に整合的な評価、又は、市場に整合的な原則・手法・パラメーターを用いる方法により導かれる将来キャッシュフローの現在価値に基づく評価）により認識される資本を含め、リスク管理の観点から、各保険会社が自らのリスクと対比するものとして定義するものを想定している。
[2] 保有するリスクに対する出再・受再の割合が軽微な場合を除く。

・　リスクに応じ合理的かつ妥当な保険料を算定するための方針

④【方針策定プロセスの見直し】

取締役会は、定期的に又は必要に応じて随時、保険引受リスク管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、方針策定のプロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

２．内部規程・組織体制の整備

①【内部規程の整備・周知】

取締役会等は、保険引受リスク管理方針に則り、保険引受リスク管理に関する取決めを明確に定めた内部規程（以下「保険引受リスク管理規程」という。）を保険引受リスク管理部門の管理者（以下本チェックリストにおいて単に「管理者」という。）に策定させ、組織内に周知させているか。取締役会等は、保険引受リスク管理規程についてリーガル・チェック等を経て、保険引受リスク管理方針に合致することを確認した上で承認しているか。

②【保険引受リスク管理部門の態勢整備】

（ｉ）取締役会等は、保険引受リスク管理方針及び保険引受リスク管理規程に則り、保険引受リスク管理部門を設置し、適切な役割を担わせる態勢を整備しているか。[3]

（ⅱ）取締役会は、保険引受リスク管理部門に、当該部門を統括するのに必要な知識と経験を有する管理者を配置し、当該管理者に対し管理業務の遂行に必要な権限を与えて管理させているか。

（ⅲ）取締役会は、新規商品等に関連する部門の重要な情報が保険引受リスク管理部門へ報告される体制を整備しているか。また、重要な情報の定義は、規程により明確にされているか。

（ⅳ）取締役会等は、保険引受リスク管理部門に、その業務の遂行に必要な知識と経験を有する人員を適切な規模で配置し、当該人員に対し業務の遂行に必要な権限を与えているか。[4]

（ｖ）取締役会等は、保険引受リスク管理部門について資産運用部門、営業推進部門等からの独立性を確保することなどにより、牽制機能が発揮される態勢を整備しているか。

③【営業推進部門等における保険引受リスク管理態勢の整備】

（ｉ）取締役会等は、管理者又は保険引受リスク管理部門を通じ、管理すべき保険引受

---

[3] 保険引受リスク管理部門を独立した態様で設置しない場合（例えば、他のリスク管理部門と統合した一つのリスク管理部門を構成する場合のほか、他の業務と兼担する部署が保険引受リスク管理を担当する場合や、部門や部署ではなく責任者が保険引受リスク管理を担当する場合等）には、当該保険会社の規模・特性及びリスク・プロファイルに応じ、その態勢のあり方が十分に合理的で、かつ、機能的な側面から見て部門を設置する場合と同様の機能を備えているかを検証する。

[4] 人員の配置及び権限の付与についての権限が取締役会等以外の部署・役職にある場合には、その部署・役職の性質に照らし、牽制機能が働く等合理的なものとなっているか否かを検証する。

リスクの関係する部門（例えば、営業推進部門等）に対し、遵守すべき内部規程・業務細則等を周知させ、遵守させる態勢を整備するなど、保険引受リスク管理の実効性を確保する態勢を整備しているか。例えば、管理者に営業推進部門等が遵守すべき内部規程・業務細則等を特定させ、効果的な研修を定期的に行わせる等の具体的な施策を行うよう指示しているか。

（ⅱ）取締役会等は、保険引受リスク管理部門が資産側の必要な情報を把握できるよう、資産運用リスク管理部門との適切な連携を図る態勢を整備しているか。また、統合的リスク管理部門と適切な連携を図る態勢を整備しているか。

④【取締役会等への報告・承認態勢の整備】

取締役会等は、報告事項及び承認事項を適切に設定した上で、管理者に、定期的に又は必要に応じて随時、取締役会等に対し状況を報告させ、又は承認を求めさせる態勢を整備しているか。特に、経営に重大な影響を与える事案については、取締役会等に対し速やかに報告させる態勢を整備しているか。

⑤【監査役への報告態勢の整備】

取締役会は、監査役へ直接報告されるべき事項を特定した場合には、報告事項を適切に設定した上で管理者から直接報告を行わせる態勢を整備しているか。[5]

⑥【内部監査実施要領及び内部監査計画の策定】

取締役会等は、内部監査部門又は内部監査部門長に、保険引受リスク管理について監査すべき事項を適切に特定させ、内部監査の実施対象となる項目及び実施手順を定めた要領（以下「内部監査実施要領」という。）並びに内部監査計画を策定させた上で承認しているか。[6]例えば、以下の項目については、内部監査実施要領又は内部監査計画に明確に記載し、適切な監査を実施する態勢を整備しているか。

・　保険引受リスク管理態勢の整備状況
・　保険引受リスク管理方針、保険引受リスク管理規程等の遵守状況
・　負債特性の分析・評価方法の妥当性
・　業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った保険引受リスク管理プロセスの適切性
・　保険引受リスク評価方法（手法、前提条件等を含む。）の妥当性
・　保険引受リスク評価で利用されるデータの正確性及び完全性
・　保険引受リスク評価の限界・弱点を踏まえた運営の適切性
・　ストレス・テストにおけるシナリオ等の妥当性
・　内部監査及び前回検査における指摘事項に関する改善状況

⑦【内部規程・組織体制の整備プロセスの見直し】

取締役会等は、定期的に又は必要に応じて随時、保険引受リスク管理の状況に関

[5] このことは、監査役が自ら報告を求めることを妨げるものではなく、監査役の権限及び活動を何ら制限するものではないことに留意する。
[6] 内部監査計画についてはその基本的事項について承認すれば足りる。

する報告・調査結果等を踏まえ、内部規程・組織体制の整備プロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

３．評価・改善活動

⑴　分析・評価

①【保険引受リスク管理の分析・評価】

取締役会等は、監査役監査、内部監査及び外部監査[7]の結果、各種調査結果並びに各部門からの報告等全ての保険引受リスク管理の状況に関する情報に基づき、保険引受リスク管理の状況を的確に分析し、保険引受リスク管理の実効性の評価を行った上で、態勢上の弱点、問題点等改善すべき点の有無及びその内容を適切に検討するとともに、その原因を適切に検証しているか。また、必要な場合には、利害関係者以外の者によって構成された調査委員会等を設置する等、その原因究明については万全を期しているか。

②【分析・評価プロセスの見直し】

取締役会等は、定期的に又は必要に応じて随時、保険引受リスク管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、分析・評価のプロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

⑵　改善活動

①【改善の実施】

取締役会等は、上記３．⑴の分析・評価及び検証の結果に基づき、必要に応じて改善計画を策定しこれを実施する等の方法により、適時適切に当該問題点及び態勢上の弱点の改善を実施する態勢を整備しているか。

②【改善活動の進捗状況】

取締役会等は、改善の実施について、その進捗状況を定期的に又は必要に応じて随時、検証し、適時適切にフォローアップを図る態勢を整備しているか。

③【改善プロセスの見直し】

取締役会等は、定期的に又は必要に応じて随時、保険引受リスク管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、改善プロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

---

[7] ここに言う外部監査は、会計監査人による財務諸表監査に限定するものではないが、現状では、制度上義務付けられている財務諸表監査及び同監査手続の一環として実施される内部管理態勢の有効性等の検証以外の外部監査を義務付けるものではないことに留意する必要がある。

ただし、保険会社が、内部管理態勢の有効性等を確保するため、財務諸表監査と別に外部監査を受けている場合は、財務諸表監査の結果と併せて、内部管理態勢の有効性等を総合的に検証することとなる。

Ⅱ．管理者による保険引受リスク管理態勢の整備・確立状況

【検証ポイント】

・　本章においては、管理者及び保険引受リスク管理部門が果たすべき役割と負うべき責任について検査官が検証するためのチェック項目を記載している。

・　Ⅱ．の各チェック項目の検証において問題点の発生が認められた場合、当該問題点がⅠ．のいずれの要素の欠如又は不十分に起因して発生したものであるかをⅠ．のチェックリストにおいて漏れなく検証し、双方向の議論を通じて確認する。

・　検査官が発見した問題点を経営陣が認識していない場合には、特に上記Ⅰ．の各態勢及びその過程が適切に機能していない可能性も含め、厳格に検証し、双方向の議論を通じて確認する。

・　検査官は、前回検査における指摘事項のうち、軽微でない事項の改善状況について検証し、実効性ある改善策が策定され実行されているか否か確認する。

１．管理者の役割・責任

①【保険引受リスク管理規程の整備・周知】

管理者は、保険引受リスクの所在、種類・特性及び管理手法を十分に理解し、保険引受リスク管理方針に沿って、リスクの特定、評価及びモニタリングの方法を決定し、これに基づいたリスクのコントロールに関する取決めを明確に定めた、統合的リスク管理態勢と整合的な保険引受リスク管理規程を策定しているか。また、保険引受リスク管理規程は、取締役会等の承認を受けた上で、組織内に周知されているか。

②【保険引受リスク管理規程の内容】

保険引受リスク管理規程の内容は、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに応じ、保険引受リスクの管理に必要な取決めを網羅し、適切に規定されているか。例えば、以下の項目について明確に記載される等、適切なものとなっているか。

・　保険引受リスク管理部門の役割・責任及び組織に関する取決め

・　保険引受リスクの特定、評価、モニタリング及びコントロールに関する取決め

・　資産と負債の総合的な管理に関する取決め

・　保険契約が持つ解約や更新等のオプションに起因するリスク等、負債特性の分析・評価を行うための取決め

・　保険引受基準（販売条件）

・　新規商品等の承認・審査に関する取決め（新規商品の負債特性の分析・評価に関する取決めを含む。）

・　統合的リスク管理部門との連携に関する取決め

・　再保険に係るリスク管理に関する取決め[8]（保有する引受リスクの特性に応じた一危険単位及び集積危険単位の保有限度額、出再先の健全性・一再保険者への集中の管理に関する基準、受再を行う種目・地域等に関する基準、を含む。）

・　特別勘定の管理に関する取決め（保険契約者に対する運用方針、運用内容等の説明に関する取決め、保険契約者に対する運用結果の報告に関する取決め、市場において遵守すべき原則及び取引執行能力、法令等遵守、信用リスク、運用実績等を総合的に勘案した発注先及び一任先・助言者の選定に係る基準を含む。）

・　取締役会等に報告する態勢に関する取決め

③【管理者による保険引受リスク管理態勢の整備】

（ⅰ）管理者は、保険引受リスク管理方針及び保険引受リスク管理規程に基づき、適切な保険引受リスク管理を行うため、保険引受リスク管理部門の態勢を整備し、牽制機能を発揮させるための施策を実施しているか。

（ⅱ）管理者は、統合的リスク管理に影響を与える態勢上の弱点・問題点等を把握した場合、統合的リスク管理部門へ速やかに報告する態勢を整備しているか。

（ⅲ）管理者は、新規商品等に関し、統合的リスク管理部門の要請を受けた場合、新規商品等管理方針等に基づき、事前に内在する保険引受リスクを特定し、統合的リスク管理部門に報告する態勢を整備しているか。[9]

（ⅳ）管理者は、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った信頼度の高い保険引受リスク管理システム[10]を整備しているか。

（ⅴ）管理者は、保険引受リスク管理を実効的に行う能力を向上させるための研修・教育態勢を整備し、専門性を持った人材の育成を行っているか。

（ⅵ）管理者は、定期的に又は必要に応じて随時、取締役会等が設定した報告事項を報告する態勢を整備しているか。特に、経営に重大な影響を与える事案については、取締役会等に対し速やかに報告する態勢を整備しているか。また、保険数理に関する事項については、保険計理人に報告する態勢を整備しているか。

④【管理者による保険引受審査態勢の整備】

（ⅰ）管理者は、保険引受リスク管理の観点から、引受に関する適切な審査態勢を整備しているか。

（ⅱ）管理者は、リスク細分型商品（保険契約者あるいは被保険者のリスクをより細分化して保険料に反映する商品）等の保険料率体系について、その妥当性を自主点検・管理する態勢を整備しているか。

---

[8] 保有するリスクに対する出再・受再の割合が軽微な場合を除く。

[9] 経営管理（ガバナンス）態勢－基本的要素－の確認検査用チェックリストⅠ．３．④を参照。

[10] システムには、中央集中型の汎用機システムや分散系システムのほか、EUC（エンド・ユーザー・コンピューティング）によるものも含まれることに留意する。

（ⅲ）管理者は、引受基準に比し保険金額（会社が知り得た他の保険契約に係る保険金額を含む。）が過大である場合には、より慎重な引受判断を行うなどモラルリスク排除のための態勢を整備しているか。

（ⅳ）管理者は、被保険者の健康状態等に係る身体的危険及び被保険者の職業等に係る環境的危険を適切に選択し、かつモラルリスクを排除する方策を適切に講じるための態勢を整備しているか。

⑤【保険引受リスク管理規程及び組織体制の見直し】

管理者は、継続的に保険引受リスク管理部門の職務の執行状況に関するモニタリングを実施しているか。また、定期的に又は必要に応じて随時、保険引受リスク管理態勢の実効性を検証し、必要に応じて保険引受リスク管理規程及び組織体制の見直しを行い、又は取締役会等に対し改善のための提言を行っているか。

２．保険引受リスク管理部門の役割・責任

⑴　リスクの特定・評価

①【保険引受基準への関与】

保険引受リスク管理部門は、保険引受基準が商品開発等の時に前提とした募集条件と同じ又はリスクが少ないことを確認する方策を講じているか。

②【保険引受リスクの特定・評価】

（ⅰ）保険引受リスク管理部門は、保険種類別などの適切な単位毎に、現在の収支状況の把握・分析及び将来の収支予測などの方法により、定期的に（少なくとも半年に一度）又は随時にリスクを特定・評価しているか。また、将来の収支予測は、現在の金利動向や経済情勢、保険事故の発生状況等から見て妥当なシナリオによっているか。

（ⅱ）保険引受リスク管理部門は、保有契約の保障内容毎のポートフォリオを管理（保険契約種類毎の保有契約限度額設定等）すること等によりリスクの分散状況を把握しているか。

（ⅲ）保険引受リスク管理部門は、変額保険や変額年金で保険金等の額を最低保証している商品においては最低保証に係るリスクについて把握しているか。

（ⅳ）保険引受リスク管理部門は、地震、台風等の自然災害による集積リスクや大規模事故による巨大リスクについて、適切な手法によるリスク計量化を行い予想最大損害額を把握しているか（損害保険会社の場合）。

（ⅴ）保険引受リスク管理部門は、リスク細分型商品についてリスクを的確に把握しているか。

（ⅵ）保険引受リスク管理部門は、第三分野保険商品についてリスクを的確に把握しているか。

（ⅶ）保険引受リスク管理部門は、資産と負債の総合的な管理を行うため、統合的リス

ク管理部門、資産運用リスク管理部門と密接に連携し、資産側の必要な情報について把握しているか。

(viii) 保険引受リスク管理部門は、新規商品等の取扱いを行う場合に、事前に内在する保険引受リスクを洗い出し、保険引受リスク管理の管理対象とすべきリスクを特定しているか。リスクの特定に当たっては、例えば、商品開発等に関し、以下の事項について検討を行っているか。これらの検討に当たっては、営業推進部門から不当な影響を受けることなく行っているか。[11]

- 顧客ニーズや収益改善面からの妥当性
- 収支予測、販売計画の妥当性
- モラルリスクの有無
- 使用データの適正性

(ix) 保険引受リスク管理部門は、保険引受リスクを計量している場合については、計量方法（手法、前提条件等）と各種保険引受リスクに関するモニタリング方法及び自己資本等の充実度の評価方法との整合性を確保しているか。

③【再保険に関するリスク管理】[12]

(i) 保険引受リスク管理部門は、再保険の市場参加者が限られたものであるなど、再保険市場の特性を理解した上で、出再と受再の業務が連携よく会社全体として機能していることを確認しているか。

(ii) 保険引受リスク管理部門は、再保険（出再、受再）を行う各部門において、自律的に保有・出再方針及び受再方針の遵守状況を確認する体制を整備するとともに、各部門とは独立に会社全体で保有・出再方針及び受再方針の遵守状況を確認する体制を整備しているか。

(iii) 保険引受リスク管理部門は、再保険（出再、受再）を行う各部門において、報告方法や決裁方法等の規程の遵守状況を確認しているか。

④【関連部門との連携】

保険引受リスク管理部門は、関連部門と連携して、商品開発等、保険事故の発生予測、金利・為替予測、リスク把握、出再保険の締結、責任準備金等の積立て、保険商品の販売、保険契約の引受審査等を実施する関連部門での取引内容、分析結果、保険計理人の意見書等[13]を検討データとして有効に活用しているか。

⑵ モニタリング

(i) 保険引受リスク管理部門は、保険引受リスク管理方針及び保険引受リスク管理規程に基づき、当該保険会社の内部環境（リスク・プロファイル、リスク限度枠等の使用状況等）や外部環境（経済循環、市場等）の状況に照らし、特定・評価された

---

[11] 経営管理（ガバナンス）態勢－基本的要素－の確認検査用チェックリストⅠ．３．④を参照。

[12] 保有するリスクに対する出再・受再の割合が軽微な場合を除く。

[13] 「意見書等」とは、規則第 82 条に定める意見書、附属報告書及びその他の参考資料をいう。

リスクの状況を適切な頻度でモニタリングしているか。また、内部環境及び外部環境の状況並びに前提条件等の妥当性のモニタリングも行っているか。

（ⅱ）保険引受リスク管理部門は、保険引受リスク管理方針及び保険引受リスク管理規程に基づき、保険引受リスク管理の状況等に関して、取締役会等が適切に評価及び判断できる情報を、定期的に又は必要に応じて随時、報告しているか。

⑶ コントロール

（ⅰ）保険引受リスク管理部門は、把握したリスクを分析し、リスクの顕在化がみられるとき又は将来のリスクに変化があるとき等においては、引受基準の変更、責任準備金の追加積立てを行う等関連部門が連携して保険引受リスク管理方針に則った適切なリスク・コントロールを行っているか。

（ⅱ）保険引受リスク管理部門は、保険募集に際し、引受基準等を遵守するよう営業拠点及び保険募集人を指導・管理しているか。また、実際に遵守していることを確認する方策を講じているか。なお、募集状況の管理に際しては、引受基準に反した保険契約を締結できないようなシステムを構築することが望ましい。

⑷ 検証・見直し

（ⅰ）保険引受リスク管理部門は、保険引受リスク評価方法の限界及び弱点を把握するための検証を実施し、それを補うための方策を検討しているか。また、限界及び弱点を踏まえ、リスク・プロファイルに見合ったリスク管理の高度化に向けた、調査・分析及び検討を実施しているか。

（ⅱ）保険引受リスク管理部門は、内部環境及び外部環境の変化並びに保険引受リスク評価方法の限界及び弱点を把握し、保険会社全体の戦略目標、統合的リスク管理方針、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った適切な保険引受リスク管理方法であるかを定期的に検証し、見直しているか。

Ⅲ．個別の問題点

【検証ポイント】
- 本章においては、保険引受リスク管理の実態に即した個別具体的な問題点について検査官が検証するためのチェック項目を記載している。
- Ⅲ．の各チェック項目の検証において問題点の発生が認められた場合、当該問題点がⅠ．又はⅡ．のいずれの要素の欠如又は不十分に起因して発生したものであるかをⅠ．又はⅡ．のチェックリストにおいて漏れなく検証し、双方向の議論を通じて確認する。
- 検査官が発見した問題点を経営陣が認識していない場合には、特に上記Ⅰ．の各態勢及びその過程が適切に機能していない可能性も含め、厳格に検証し、双方向の議論を通じて確認する。
- 検査官は、前回検査における指摘事項のうち、軽微でない事項の改善状況について検証し、実効性ある改善策が策定され実行されているか否か確認する。

１．商品開発等

①【商品の開発・改廃】

（ⅰ）新規商品の販売及び既存商品の改廃に際し、例えば、当該商品の保険料が金利水準等の資産運用環境、当該保険内容に係る保険事故発生率、事業費支出の実態、保険契約の継続率の状況、当該保険契約に係る危険選択の方法、責任準備金の状況、ソルベンシー・マージン比率の状況等から適切なものであるか検討しているか。

（ⅱ）付加保険料について、算出方法が合理的かつ妥当なものであり、かつ、その算出された付加保険料が不当に差別的なものとなっていないことが確保されているか。特に、付加保険料の割増引きを設定する場合には、契約方法、保険料の払込方法等に基づいたものとなっているか。

（ⅲ）保険料の割引制度については、当該割引制度が数理的にみて合理的であるとともに、他の割増引制度との整合性、割引導入後の収支均衡等に照らして問題がないものとなっているか。

②【商品販売開始後のフォローアップ】

商品の販売実績・事故発生率等が開発時に想定した水準とどの程度相違しているか確認・分析し、その結果を活用するなど、商品販売開始後のフォローアップを適切に実施しているか。当該フォローアップの実施に当たっては、例えば、以下の点に留意しているか。

（ⅰ）リスク管理を適切に行うために、商品開発プロセスの中にフォローアップを組み込んでいるか。

（ⅱ）販売後のフォローアップについて、その視点、担当部署、時期、手法、結果の活用方法を明確に定めて、実施しているか。

（ⅲ）保険種類別などの適切な単位毎に収支分析や保険料及び責任準備金の計算基礎率

の妥当性の検証を行っているか。

（ⅳ）想定外の収支の変化やリスクの増減に備えて、定期的にモニタリングを行い、販売方針や商品内容の変更等の対応を適時に検討するための基準を設定しているか。

（ⅴ）商品の内容が社会経済における保障ニーズに合致しているか、苦情やモラルリスク等を惹起していないかなどについて、定期的にモニタリングを行っているか。

（ⅵ）商品販売開始後のフォローアップ結果は取締役会等に対して直接、必要に応じ随時報告されているか。報告の内容は正確なものとなっているか。

（ⅶ）商品に対する顧客、代理店等からの意見収集などによるフォローアップの結果を、今後の商品開発等に反映させるための体制を整備しているか。

（ⅷ）フォローアップ結果等を踏まえ必要に応じて保険料及び商品内容の見直しを行っているか。

③【損害保険会社における自由料率商品等】

（ⅰ）自由料率、標準料率、範囲料率及び幅料率商品について、個別の料率設定が保険引受リスク管理方針等に則っていることを確認する方策を講じているか。

（ⅱ）標準料率商品の保険料の割引を行う場合、適切な関与を行っているか。

２．再保険に関するリスク管理[14]

①【出再保険のリスク管理】

（ⅰ）出再先の選定に当たり、先方の財務内容等について保有・出再方針等に則り検討を行っていることを確認しているか。また、保険商品毎の出再保険額について保有・出再方針に則っていることを定期的に確認しているか。

（ⅱ）保有・出再方針上の保有限度額を超える引受リスクが、手配された再保険によって適切にカバーされていることを確認しているか。

（ⅲ）再保険金の回収状況及び将来の回収可能性並びに出再保険の成績を確認しているか。

（ⅳ）再保険料又は再保険金の額が事後的に調整される再保険については、これによるリスク移転の実体を正確に認識して、リスク管理を行っているか。

（ⅴ）出再保険の契約実態及び再保険の市場動向から判断して、出再保険料が妥当な水準であることを確認しているか。

②【受再保険のリスク管理】

（ⅰ）受再契約の締結に当たって、出再保険者に関する情報及び受再契約に関する情報を入手して、当該受再契約に関する収益性やリスクについて十分な検討を行っているか。

（ⅱ）主要な集積危険に関し予想最大損害額を把握した上で保有限度額を超過しないよう適切な管理を行っているか。（損害保険会社の場合）

[14] 保有するリスクに対する出再・受再の割合が軽微な場合を除く。

（ⅲ）受再契約の締結後も、例えば他国で生じた保険事故に起因する出再保険者の支払責任の発生状況について情報を入手し、適切な管理を行っているか。

（ⅳ）出再によって他に移転したはずのリスクが、受再を通じて還流するケースがあることに十分留意し、管理しているか。

（ⅴ）受再保険の契約実態及び再保険の市場動向から判断して、受再保険料が妥当な水準であることを確認しているか。

３．特別勘定の管理

（ⅰ）特別勘定の運用に当たっては、特別勘定に属する財産は損失も含めて運用実績が全て保険契約者等に帰属するという性格を的確に理解し、保険契約者等の取扱いを公正・衡平に行い、その利益を図るために誠実かつ注意深く運用しているか。

（ⅱ）特別勘定に属する財産を適正に区別して経理しているか。また、法令に定める場合を除いて一般勘定や他の特別勘定に振替えを行っていないか。

（ⅲ）保険契約者に対して、運用方針、運用内容等を適切に説明しているか。

（ⅳ）運用結果について、定期的に保険契約者に報告しているか。

（ⅴ）運用実績連動型保険契約に係る特別勘定（特定特別勘定）については、規則第 75 条の 2 及び第 154 条の 2 の規定に基づく管理を行っているか。

資産運用リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

Ⅰ．経営陣による資産運用リスク管理態勢の整備・確立状況

【検証ポイント】

・　資産運用リスクとは、保有する資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、保険会社が損失を被るリスクをいう。なお、資産運用リスクは以下の３つのリスクからなる。

①　市場リスク　～　金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクをいう。

②　信用リスク　～　信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む。）の価値が減少ないし消失し、保険会社が損失を被るリスク。このうち、特に、海外向け信用供与について、与信先の属する国の外貨事情や政治・経済情勢等により保険会社が損失を被るリスクを、カントリー・リスクという。

③　不動産投資リスク　～　賃貸料等の変動等を要因として不動産に係る収益が減少する、又は市況の変化等を要因として不動産価格自体が減少し、保険会社が損失を被るリスク。

・　保険会社の資産と投資行動は、その負債特性やリスク特性及び自己資本等の経営体力に応じたものであることが必要である。特に、保険会社の運用戦略の設定における重要な要素は負債特性である。自らの将来の債務の履行が可能となるように、適切な特性（残存期間・流動性等）を持つ資産を十分確保することが重要である。

・　保険会社における資産運用リスク管理態勢の整備・確立は、保険会社の業務の健全性及び適切性の観点から極めて重要であり、経営陣には、これらの態勢の整備・確立を自ら率先して行う役割と責任がある。

・　検査官は、保険会社の戦略目標、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った適切な資産運用リスク管理態勢が整備されているかを検証することが重要である。

　なお、保険会社が採用すべき資産運用リスク評価方法の種類や水準は、保険会社の戦略目標、業務の多様性及び直面するリスクの複雑さによって決められるべきものであり、複雑又は高度なリスク評価方法が、全ての保険会社にとって適切な方法であるとは限らないことに留意する。

・　検査官は、①方針の策定、②内部規程・組織体制の整備、③評価・改善態勢の整備がそれぞれ適切に経営陣によってなされているかといった観点から、資産運用リスク管理態勢が有効に機能しているか否か、経営陣の役割と責任が適切に果たされているかをⅠ．のチェック項目を活用して具体的に確認する。

・　Ⅱ．以降のチェック項目の検証において問題点の発生が認められた場合、当該問題点がⅠ．のいずれの要素の欠如又は不十分に起因して発生したものであるかを漏れなく検証し、双方向の議論を通じて確認する。

・　検査官が認識した弱点・問題点を経営陣が認識していない場合には、特に、態勢が有効に機能して

いない可能性も含めて検証し、双方向の議論を通じて確認する。

・ 検査官は、前回検査における指摘事項のうち、軽微でない事項の改善状況について検証し、実効性ある改善策が策定され実行されているか否か確認する。

１．方針の策定

①【取締役の役割・責任】

取締役は、資産運用リスク管理を軽視することが戦略目標の達成に重大な影響を与えることを十分に認識し、資産運用リスク管理を重視しているか。特に担当取締役は、統合的リスク管理部門と資産運用リスク管理部門が適切に連携を図ることができるよう、方針及び具体的な方策を検討しているか。また、負債特性が戦略目標の設定における重要な要素であることを十分認識し、将来の債務の履行が可能となるように、適切な特性（残存期間・流動性等）を持つ資産を十分確保するための方針及び具体的な方策を検討しているか。さらに、資産運用リスクの所在、種類・特性及びリスクの特定・評価・モニタリング・コントロール等の手法並びに管理の重要性を十分に理解し、この理解に基づき当該保険会社の資産運用リスク管理の状況を的確に認識し、適正な資産運用リスク管理態勢の整備・確立に向けて、方針及び具体的な方策を検討しているか。例えば、担当取締役は各種資産運用リスクを包括的に評価する方法（評価・計測手法、前提条件等を含む。以下「資産運用リスク評価方法」という。）の限界及び弱点を理解し、それを補う方策を検討しているか。

②【運用部門の戦略目標の整備・周知】

取締役会は、資産運用リスクを踏まえた上で、保険会社全体の戦略目標や統合的リスク管理方針と整合的な運用部門の戦略目標を策定し、組織内に周知させているか。運用部門の戦略目標の策定に当たっては、各業務分野の戦略目標との整合性も確保し、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の構成、市場性及び流動性を勘案し、かつ自己資本等[1]の状況を踏まえ検討しているか。また、例えば、以下の項目について留意しているか。

・ 負債特性を運用部門の戦略目標の設定における重要な要素として位置付け、将来の債務の履行が可能となるように、適切な特性（残存期間・流動性等）を持つ資産を十分確保することとしているか。

・ どの程度の資産運用リスクを取り、どの程度の収益を目標とするのかを定めるに当たり、資産運用リスクを最小限度に抑えることを目標とするのか、能動的に一定の資産運用リスクを引き受け、これを管理する中で収益を上げることを目標とするのか等を明確にしているか。

[1] ここでいう「自己資本等」は、会計上の純資産や現行ソルベンシー・マージン規制に基づく資本に限った概念ではなく、トータルバランスシートの経済価値評価（市場価格に整合的な評価、又は、市場に整合的な原則・手法・パラメーターを用いる方法により導かれる将来キャッシュフローの現在価値に基づく評価）により認識される資本を含め、リスク管理の観点から、各保険会社が自らのリスクと対比するものとして定義するものを想定している。

・　運用部門の戦略目標は、収益確保を優先するあまり、資産運用リスク管理を軽視したものになっていないか。特に、長期的な資産運用リスクを軽視し、短期的な収益確保を優先した目標の設定や当該目標を反映した業績評価の設定を行っていないか。

③【資産運用リスク管理方針の整備・周知】

取締役会は、資産運用リスク管理に関する方針（以下「資産運用リスク管理方針」という。）を定め、組織全体に周知させているか。例えば、以下の項目について明確に記載される等、適切なものとなっているか。また、資産運用リスクの限度枠に関する方針は、負債特性及び保険会社全体として許容できるリスクを考慮したものとなっているか。

・　資産運用リスク管理に関する担当取締役及び取締役会等の役割・責任
・　資産運用リスク管理に関する部門（以下「資産運用リスク管理部門」という。）の設置、権限の付与等の組織体制に関する方針
・　負債側の必要な情報の把握等、負債特性の分析・評価に関する方針
・　負債特性を踏まえた資産運用リスクの限度枠の設定に関する方針（負債特性に応じてグループ分けを行っている場合には、それぞれのグループの負債特性に見合った資産運用リスクの限度枠の設定に関する方針を含む。）
・　保険会社の戦略目標及び経営方針による中長期的な負債特性の見通しを踏まえた中長期での資産運用リスク管理に関する方針
・　デリバティブ取引、外部への資産運用の委託等、特に留意を要する資産運用に係るリスク管理方針
・　管理対象とするリスクの特定に関する方針
・　資産運用リスクの特定・評価、評価されたリスクのモニタリング及びコントロールに関する方針
・　新規商品等[2]に関する方針（新規商品の負債特性を踏まえた資産運用リスク管理に関する方針を含む。）

④【方針策定プロセスの見直し】

取締役会は、定期的に又は必要に応じて随時、資産運用リスク管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、方針策定のプロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

２．内部規程・組織体制の整備

①【内部規程の整備・周知】

取締役会等は、資産運用リスク管理方針に則り、資産運用リスク管理に関する取決めを明確に定めた内部規程（以下「資産運用リスク管理規程」という。）を資産運

[2] 経営管理（ガバナンス）態勢－基本的要素－の確認検査用チェックリストⅠ．３．④を参照。

用リスク管理部門の管理者（以下本チェックリストにおいて「管理者」という。）に策定させ、組織内に周知させているか。取締役会等は、資産運用リスク管理規程についてリーガル・チェック等を経て、資産運用リスク管理方針に合致することを確認した上で承認しているか。

②【新たな資産運用手段の導入】

取締役会等は、新たな資産運用手段のうち経営への影響が大きいものを導入するに当たって、負債特性及びリスク許容度、リスク管理手法に留意し、資産運用手段の導入の適切性を検討しているか。

③【資産運用リスク管理部門の態勢整備】

（ｉ）取締役会等は、資産運用リスク管理方針及び資産運用リスク管理規程に則り、資産運用リスク管理部門を設置し、適切な役割を担わせる態勢を整備しているか。[3]

（ⅱ）取締役会は、資産運用リスク管理部門に、当該部門を統括するのに必要な知識と経験を有する管理者を配置し、当該管理者に対し管理業務の遂行に必要な権限を与えて管理させているか。

（ⅲ）取締役会等は、資産運用リスク管理部門に、その業務の遂行に必要な知識と経験を有する人員を適切な規模で配置し、当該人員に対し業務の遂行に必要な権限を与えているか。[4]

（ⅳ）取締役会等は、資産運用リスク管理部門について、資産運用部門等からの独立性を確保することなどにより、牽制機能が発揮される態勢を整備しているか。

④【資産運用部門等における資産運用リスク管理態勢の整備】

（ｉ）取締役会等は、管理者又は資産運用リスク管理部門を通じ、管理すべき資産運用リスクの関係する部門（例えば、資産運用部門等）に対し、遵守すべき内部規程・業務細則等を周知させ、遵守させる態勢を整備するなど、資産運用リスク管理の実効性を確保する態勢を整備しているか。例えば、管理者に、資産運用部門等が遵守すべき内部規程・業務細則等を特定させ、効果的な研修を定期的に行わせる等の具体的な施策を行うよう指示しているか。

（ⅱ）取締役会等は、資産運用リスク管理部門が負債側の必要な情報を把握できるよう、保険引受リスク管理部門との適切な連携を図る態勢を整備しているか。また、統合的リスク管理部門と適切な連携を図る態勢を整備しているか。

⑤【取締役会等への報告・承認態勢の整備】

取締役会等は、報告事項及び承認事項を適切に設定した上で、管理者に、定期的

[3] 資産運用リスク管理部門を独立した態様で設置しない場合（例えば、他のリスク管理部門と統合した一つのリスク管理部門を構成する場合のほか、他の業務と兼担する部署が資産運用リスク管理を担当する場合や、部門や部署ではなく責任者が資産運用リスク管理を担当する場合等）には、当該保険会社の規模・特性及びリスク・プロファイルに応じ、その態勢のあり方が十分に合理的で、かつ、機能的な側面から見て部門を設置する場合と同様の機能を備えているかを検証する。

[4] 人員の配置及び権限の付与についての権限が取締役会等以外の部署・役職にある場合には、その部署・役職の性質に照らし、牽制機能が働く等合理的なものとなっているか否かを検証する。

に又は必要に応じて随時、取締役会等に対し状況を報告させ、又は承認を求めさせる態勢を整備しているか。特に、経営に重大な影響を与える事案については、取締役会等に対し速やかに報告させる態勢を整備しているか。

⑥【監査役への報告態勢の整備】

取締役会は、監査役へ直接報告されるべき事項を特定した場合には、報告事項を適切に設定した上で管理者から直接報告を行わせる態勢を整備しているか。[5]

⑦【内部監査実施要領及び内部監査計画の策定】

取締役会等は、内部監査部門又は内部監査部門長に、資産運用リスク管理について監査すべき事項を適切に特定させ、内部監査の実施対象となる項目及び実施手順を定めた要領（以下「内部監査実施要領」という。）並びに内部監査計画を策定させた上で承認しているか。[6]例えば、以下の項目については、内部監査実施要領又は内部監査計画に明確に記載し、適切な監査を実施する態勢を整備しているか。

・　資産運用リスク管理態勢の整備状況
・　資産運用リスク管理方針、資産運用リスク管理規程等の遵守状況
・　負債側の必要な情報の把握等、負債特性の分析・評価の妥当性
・　保有する負債の状況に応じた適切な特性（残存期間・流動性等）を持つ資産の保有を行うための資産運用リスク管理プロセスの適切性
・　負債特性を踏まえた資産運用リスクの限度枠の遵守状況
・　業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った資産運用リスク管理プロセスの適切性
・　資産運用リスク評価方法の妥当性
・　資産運用リスク評価で利用されるデータの正確性及び完全性
・　資産運用リスク評価方法の限界及び弱点を踏まえた運営の適切性
・　ストレス・テストにおけるシナリオ等の妥当性
・　内部監査及び前回検査における指摘事項に関する改善状況

⑧【内部規程・組織体制の整備プロセスの見直し】

取締役会等は、定期的に又は必要に応じて随時、資産運用リスク管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、内部規程・組織体制の整備プロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

３．評価・改善活動

⑴　分析・評価

①【資産運用リスク管理の分析・評価】

[5] このことは、監査役が自ら報告を求めることを妨げるものではなく、監査役の権限及び活動を何ら制限するものではないことに留意する。
[6] 内部監査計画についてはその基本的事項について承認すれば足りる。

取締役会等は、監査役監査、内部監査及び外部監査[7]の結果、各種調査結果並びに各部門からの報告等全ての資産運用リスク管理の状況に関する情報に基づき、資産運用リスク管理の状況を的確に分析し、資産運用リスク管理の実効性の評価を行った上で、態勢上の弱点、問題点等改善すべき点の有無及びその内容を適切に検討するとともに、その原因を適切に検証しているか。また、必要な場合には、利害関係者以外の者によって構成された調査委員会等を設置する等、その原因究明については万全を期しているか。

②【分析・評価プロセスの見直し】

取締役会等は、定期的に又は必要に応じて随時、資産運用リスク管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、分析・評価プロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

⑵　改善活動

①【改善の実施】

取締役会等は、上記３．⑴の分析・評価及び検証の結果に基づき、必要に応じて改善計画を策定しこれを実施する等の方法により、適時適切に当該問題点及び態勢上の弱点の改善を実施する態勢を整備しているか。

②【改善活動の進捗状況】

取締役会等は、改善の実施について、その進捗状況を定期的に又は必要に応じて随時、検証し、適時適切にフォローアップを図る態勢を整備しているか。

③【改善プロセスの見直し】

取締役会等は、定期的に又は必要に応じて随時、資産運用リスク管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、改善プロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

---

[7] ここに言う外部監査は、会計監査人による財務諸表監査に限定するものではないが、現状では、制度上義務付けられている財務諸表監査及び同監査手続の一環として実施される内部管理態勢の有効性等の検証以外の外部監査を義務付けるものではないことに留意する必要がある。

ただし、保険会社が、内部管理態勢の有効性等を確保するため、財務諸表監査と別に外部監査を受けている場合は、財務諸表監査の結果と併せて、内部管理態勢の有効性等を総合的に検証することとなる。

Ⅱ．管理者による資産運用リスク管理態勢の整備・確立状況

【検証ポイント】

・　本章においては、管理者及び資産運用リスク管理部門が果たすべき役割と負うべき責任について検査官が検証するためのチェック項目を記載している。

・　Ⅱ．の各チェック項目の検証において問題点の発生が認められた場合、当該問題点がⅠ．のいずれの要素の欠如又は不十分に起因して発生したものであるかをⅠ．のチェックリストにおいて漏れなく検証し、双方向の議論を通じて確認する。

・　検査官が発見した問題点を経営陣が認識していない場合には、特に上記Ⅰ．の各態勢及びその過程が適切に機能していない可能性も含め、厳格に検証し、双方向の議論を通じて確認する。

・　検査官は、前回検査における指摘事項のうち、軽微でない事項の改善状況について検証し、実効性ある改善策が策定され実行されているか否か確認する。

１．管理者の役割・責任

①【資産運用リスク管理規程の整備・周知】

管理者は、資産運用リスクの所在、種類・特性及び管理手法を十分に理解し、資産運用リスク管理方針に沿って、リスクの特定・評価及びモニタリングの方法を決定し、これに基づいたリスクのコントロールの取決めを明確に定めた、統合的リスク管理態勢と整合的な資産運用リスク管理規程を策定しているか。資産運用リスク管理規程は、取締役会等の承認を受けた上で、組織内に周知されているか。

②【資産運用リスク管理規程の内容】

資産運用リスク管理規程の内容は、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに応じ、資産運用リスクの管理に必要な取決めを網羅し、適切に規定されているか。例えば、以下の項目について明確に記載される等、適切なものとなっているか。

・　資産運用リスク管理部門の役割・責任並びに組織に関する取決め

・　負債側の必要な情報の把握等、負債特性の分析・評価に関する取決め

・　負債特性を踏まえた資産運用リスクの限度枠の設定に関する取決め（負債特性に応じてグループ分けを行っている場合には、それぞれのグループの負債特性に見合った資産運用リスクの限度枠の設定に関する取決めを含む。）

・　保険会社の戦略目標及び統合的リスク管理方針と整合的な、かつ、経営方針による中長期的な負債特性の見通しを踏まえた、中長期での資産運用リスク管理手法に関する取決め

・　デリバティブ取引等に係るリスク管理手法に関する取決め（ヘッジ取引に関する取決めを含む。）

・　流動性の低い資産や客観的に時価を算出できない資産に係るリスク管理手法に関する取決め

・　外部に資産の運用を委託する場合のリスク管理手法に関する取決め

・　資産運用リスク管理の管理対象とすべきリスクの特定に関する取決め
・　資産運用リスク評価方法に関する取決め
・　資産運用リスクをモニタリングする方法に関する取決め
・　資産運用リスク評価方法の定期的な検証に関する取決め
・　新規商品等に関する取決め（新規商品の負債特性を踏まえた資産運用リスク管理に関する取決めを含む。）
・　資産と負債の総合的な管理に関する取決め
・　統合的リスク管理部門との連携に関する取決め
・　取締役会等に報告する態勢に関する取決め

③【管理者による組織体制の整備】

（ｉ）管理者は、資産運用リスク管理方針及び資産運用リスク管理規程に基づき、適切な資産運用リスク管理を行うため、資産運用リスク管理部門の態勢を整備し、牽制機能を発揮させるための施策を実施しているか。

（ⅱ）管理者は、保険会社が保有する負債特性や市場環境等の変化を資産配分、リスク管理手法に適切に反映させるため、常に分析を行う態勢を整備しているか。また、市場リスク管理部門、信用リスク管理部門、不動産投資リスク管理部門等の管理者に、当該各リスク管理部門において資産運用リスク管理に影響を与える態勢上の弱点、問題点等を把握した場合、資産運用リスク管理部門へ速やかに報告させる態勢を整備しているか。

（ⅲ）管理者は、新規商品等に関し、統合的リスク管理部門の要請を受けた場合、新規商品等管理方針等に基づき、事前に内在する資産運用リスクを特定し、統合的リスク管理部門に報告する態勢を整備しているか。[8]例えば、新規商品等の有する負債特性が資産運用に与える影響について報告を行っているか。

（ⅳ）管理者は、資産運用リスク評価方法の限界及び弱点を理解し、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合ったリスク管理の高度化に向けた態勢を整備しているか。[9]

（ｖ）管理者は、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った信頼度の高い資産運用リスク管理システム[10]を整備しているか。

（ⅵ）管理者は、資産運用リスク管理を実効的に行う能力を向上させるための研修・教育態勢を整備し、専門性を持った人材の育成を行っているか。

（ⅶ）管理者は、定期的に又は必要に応じて随時、取締役会等が設定した報告事項を報告する態勢を整備しているか。特に、経営に重大な影響を与える事案については、取締役会等に対し速やかに報告する態勢を整備しているか。

---

[8] 経営管理（ガバナンス）態勢－基本的要素－の確認検査用チェックリストⅠ．３．④を参照。
[9] リスク管理の高度化とは、リスク計測の範囲拡大、精緻化、高度化等だけでなく、限界・弱点を補う方策、計測結果の活用方法等についての高度化も含むことに留意する。
[10] システムには、中央集中型の汎用機システムや分散系システムのほか、EUC（エンド・ユーザー・コンピューティング）によるものも含まれることに留意する。以下同じ。

④【資産運用リスク管理規程及び組織体制の見直し】

管理者は、継続的に資産運用リスク管理部門の職務の執行状況に関するモニタリングを実施しているか。また、定期的に又は必要に応じて随時、資産運用リスク管理態勢の実効性を検証し、必要に応じて資産運用リスク管理規程及び組織体制の見直しを行い、又は取締役会等に対し改善のための提言を行っているか。

２．資産運用リスク管理部門の役割・責任

⑴　資産運用リスクの特定・評価

（ⅰ）資産運用リスク管理部門は、全ての資産について、それぞれが持つ市場リスク、信用リスク、不動産投資リスク、流動性リスクを数値あるいは具体的に検証可能な形で、かつ重要なグループ会社を含めて（法令等に抵触しない範囲で）特定・評価しているか。リスク量や時価が客観的に把握できない資産についても評価しているか。資産運用を外部委託する場合、受託者の資産運用に係るリスクを特定・評価しているか。各リスクの特定・評価に当たっては、以下の点に留意する必要がある。

イ．市場リスク

・　資産運用リスク管理部門は、市場のない、もしくは非常に流動性が低い資産について、客観的な方法で算出された時価等、リスク管理のために必要な数値を把握しているか。また、時価の算出方法について、当該算出方法を採用している部門以外の第三者がその妥当性を検証しているか。

・　資産運用リスク管理部門は、客観的な方法で時価を算出できない資産について、資産運用に関する戦略目標及び関連の規程を踏まえて、その資産を保有することに係るリスクを十分に検討しているか。

ロ．信用リスク

・　資産運用リスク管理部門は、有価証券等の信用リスクを評価するに当たっては、格付等の外形的基準のみではなく、実質的なリスクについても検討しているか。

ハ．不動産投資リスク

・　資産運用リスク管理部門は、リスクについて、それを評価するための客観的基準に基づいて把握しているか。また、当該基準を採用している部門以外の第三者が当該基準の妥当性を検証しているか。

ニ．流動性リスク

・　資産運用リスク管理部門は、流動性リスク管理部門と連携し、資産全体の流動性を把握しているか。

（ⅱ）資産運用リスク管理部門は、保険引受リスク管理部門と密接に連携を図り、負債側の必要な情報を把握し、保険会社が、保有する負債の適切な支払いが可能となるように、適切な特性（残存期間・流動性等）を持つ資産を十分に確保していることを確認しているか。

（ⅲ）資産運用リスク管理部門は、資産運用リスク管理の管理対象としないリスクが存在する場合は、その影響が軽微であることを確認しているか。

（ⅳ）資産運用リスク管理部門は、新規商品等の取扱い、新規の商品の購入、海外拠点・子会社での業務の開始等を行う場合に、事前に内在する資産運用リスクを洗い出し、資産運用リスク管理の管理対象とすべきリスクを特定しているか。[11]例えば、商品開発等に関し、新規商品等の有する負債特性が資産運用に与える影響について検討を行っているか。

（ⅴ）資産運用リスク管理部門は、各リスク評価・計測手法、前提条件等の妥当性について検討しているか。または、各リスク管理部門がそれらの妥当性について検討していることを確認しているか。例えば、以下の項目について検討しているか。

・　リスク量をシナリオ法で計測している場合、採用するシナリオは適切なものとなっているか。

・　リスク量を経済価値評価で計測している場合、経済価値の評価方法は適切なものとなっているか。

・　リスク量を統一的な尺度の１つである VaR で計測している場合、計測手法・保有期間・信頼水準等は戦略目標やリスク・プロファイルに応じて適切なものとなっているか。

（ⅵ）資産運用リスク管理部門は、リスクを計量化できない場合に、重要なグループ会社を含めて（法令等に抵触しない範囲で）影響度の段階的評価や管理・制御水準の自己評価等を行う等、資産運用リスク管理の管理対象とする各種リスクを適切に評価しているか。又は、資産運用リスク管理の管理対象とする各種リスクに関する必要な情報を各リスク管理部門から適時適切に報告させているか。

⑵　モニタリング

①【資産運用リスクのモニタリング】

資産運用リスク管理部門は、資産運用リスク管理方針及び資産運用リスク管理規程に基づき、当該保険会社の内部環境（保有する負債特性、リスク・プロファイル、限度枠の使用状況等）や外部環境（経済、市場等）の状況に照らし、当該保険会社の資産運用リスクの状況を適切な頻度で重要なグループ会社を含めて（法令等に抵触しない範囲で）モニタリングしているか。また、内部環境及び外部環境の状況並びに前提条件等の妥当性のモニタリングも行っているか。

②【限度枠の遵守状況等のモニタリング】

資産運用リスク管理部門は、適切に限度枠の遵守状況と使用状況をモニタリングしているか。

③【取締役会等への報告】

[11] 経営管理（ガバナンス）態勢－基本的要素－の確認検査用チェックリストⅠ．３．④を参照。

資産運用リスク管理部門は、資産運用リスク管理方針及び資産運用リスク管理規程に基づき、資産運用リスク管理の状況及び資産運用リスクの状況に関して、取締役会等が適切に評価・判断できる情報を、定期的に又は必要に応じて随時、直接、報告しているか。例えば、以下の項目について報告しているか。

・ 資産運用リスク・プロファイル及びその傾向
・ 負債特性を踏まえた資産運用リスクの限度枠の遵守状況及び使用状況
・ 資産運用リスク評価方法の限界及び弱点並びに妥当性
・ 市場リスク、信用リスク及び不動産投資リスク毎の計測・分析方法（手法、前提条件）の限界、弱点並びに妥当性

④【各リスク管理部門への還元】

資産運用リスク管理部門は、必要に応じて、市場リスク管理部門、信用リスク管理部門、不動産投資リスク管理部門等に対し、資産運用リスクの状況について評価し、検討した結果等を還元しているか。

⑶ コントロール

①【管理不可能な資産運用リスクが存在する場合の対応】

資産運用リスク管理部門は、資産運用リスク管理の管理対象外とするリスクの影響が軽微でない場合や適切な管理が行えない管理対象リスクがある場合、当該リスクに関連する業務等の撤退・縮小等の是非について意思決定できる情報を取締役会等に報告しているか。

②【限度枠を超過した場合の対応】

資産運用リスク管理部門は、限度枠を超過した場合、速やかに、ポジション、リスク等の削減等の是非について意思決定できる情報を取締役会等に報告しているか。

⑷ 検証・見直し

①【リスク管理の高度化】

資産運用リスク管理部門は、資産運用リスク評価方法の限界及び弱点を把握するための検証を実施し、それを補うための方策を検討しているか。また、限界及び弱点を踏まえ、リスク・プロファイルに見合ったリスク管理の高度化に向けた調査・分析及び検討を実施しているか。

②【資産運用リスク管理方法の検証・見直し】

資産運用リスク管理部門は、保険会社の資産と投資行動がその負債特性やリスク特性及びソルベンシーの状況に適合していることを確保するため、内部環境及び外部環境の変化並びに資産運用リスク評価方法の限界及び弱点を把握し、保険会社全体の戦略目標、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った適切な資産運用リスク管理方法であるかを定期的に検証し、見直しているか。例えば、以下の項目について検証し、見直しているか。

・　資産運用リスク管理の管理対象とするリスクの特定の妥当性

・　資産運用リスク評価方法の妥当性（負債特性の分析・評価方法、負債特性を踏まえた資産運用リスクの限度枠の設定方法及び負債特性を考慮した資産配分の決定方法の妥当性を含む。）

・　資産運用リスク評価方法の限界及び弱点を踏まえた運営の適切性

③【戦略目標等の妥当性の検証】

資産運用リスク管理部門は、保険会社の資産と投資行動がその負債特性やリスク特性及びソルベンシーの状況に適合していることを確保するため、戦略目標等の妥当性について検証しているか。また、資産運用リスクの状況と実際の損益動向とを比較することによって、リスク・リターン戦略等の妥当性について検証しているか。資産運用リスク管理部門は取締役会等が戦略目標等を見直すに当たり必要となる情報を報告しているか。

Ⅲ．個別の問題点

【検証ポイント】
- 本章においては、資産運用リスク管理の実態に即した個別具体的な問題点について検査官が検証するためのチェック項目を記載している。
- Ⅲ．の各チェック項目の検証において問題点の発生が認められた場合、当該問題点がⅠ．又はⅡ．のいずれの要素の欠如又は不十分に起因して発生したものであるかをⅠ．又はⅡ．のチェックリストにおいて漏れなく検証し、双方向の議論を通じて確認する。
- 検査官が発見した問題点を経営陣が認識していない場合には、特に上記Ⅰ．の各態勢及びその過程が適切に機能していない可能性も含め、厳格に検証し、双方向の議論を通じて確認する。
- 検査官は、前回検査における指摘事項のうち、軽微でない事項の改善状況について検証し、実効性ある改善策が策定され実行されているか否か確認することとする。

１．市場リスク管理態勢

市場リスク管理態勢については、別紙１を参照。

２．信用リスク管理態勢

信用リスク管理態勢については、別紙２を参照。

３．不動産投資リスク管理態勢

①【不動産投資リスク管理に関する取締役会の役割、方針・内部規程等の策定】

（ⅰ）取締役は、不動産投資に当たって、賃貸料の変動等を要因として不動産に係る収益が減少する、又は市況の変化等を要因として不動産価格自体が減少するリスクがあることを十分に認識しているか。特に、担当取締役は、不動産に対する投資は一般的に投資金額が巨額で、かつ流動性が非常に低く、収益が不確実で代替がきかない等の特性があることを認識し、この理解に基づき当該保険会社の不動産投資リスク管理の状況を的確に認識し、適切な不動産投資リスク管理態勢の整備・確立に向けて、方針及び具体的な方策を検討しているか。

（ⅱ）取締役会等は、不動産投資リスク管理に関する方針（以下「不動産投資リスク管理方針」という。）を定め、組織全体に周知させているか。

（ⅲ）取締役会等は、不動産投資リスク管理部門の管理者に不動産投資リスク管理に関する規程（以下「不動産投資リスク管理規程」という。）を策定させているか。不動産投資リスク管理規程には、例えば、以下の項目について明確に記載される等、適切なものとなっているか。

- 不動産投資リスク管理部門の役割・責任並びに組織に関する取決め
- 不動産投資リスクの特定・把握、モニタリング及びコントロールに関する取決め

・　採算性（投資利回り等）、投資の適格性（コンプライアンス等）等を勘案した投資基準及び審査手続

・　投資用不動産の範囲に関する取決め

（ⅳ）取締役会等は、不動産投資への適切な資産配分を行っているか。資産配分に当たっては、負債特性を踏まえた上で、有価証券、貸付金等の投資に対するリスクと比較検討しているか。また、地価動向、災害等を踏まえ一極集中を避けるなどの分散投資について考慮、検討しているか。

（ⅴ）取締役会等は、不動産の含み損について、自己資本等の経営体力を踏まえてアラーム・ポイントを設定しているか。また、アラーム・ポイントは、定期的又は必要に応じて随時、見直しを行っているか。

（ⅵ）取締役会等は、不動産投資（特に新規投資）を行うに当たって、保険商品の予定利率等を勘案した最低投資利回りを設定しているか。また、最低投資利回りは、定期的又は必要に応じて随時、見直しを行っているか。

②【不動産投資リスク管理態勢の整備・確立】

（ⅰ）取締役会等は、投資案件の審査、モニタリング、分析等の管理を適切に行う不動産投資リスク管理部門を設置し、適切な役割を担わせる態勢を整備しているか。また、不動産投資部門からの独立性を確保することなどにより、牽制機能が発揮される態勢を整備しているか。例えば、不動産投資リスク管理部門の担当取締役は不動産投資部門の取締役が兼務していないなど、不動産投資部門の影響を受けない体制となっているか。なお、不動産投資リスク管理部門が不動産投資部門から独立していない場合及び不動産投資リスク管理部門の担当取締役が不動産投資部門の取締役と兼務している場合には、適切な審査管理を行うための牽制機能が確保されているか。

（ⅱ）取締役会等は、報告事項を適切に設定した上で、不動産投資リスク管理部門の管理者に定期的又は必要に応じて随時、資産運用リスク管理部門等及び取締役会等に対し不動産投資リスク管理の状況を報告させる態勢を整備しているか。取締役会等は、不動産投資リスク管理部門の管理者に対して、最低投資利回りを下回った、又は不動産の含み損がアラーム・ポイントを超過した不動産（以下「要管理不動産」という。）及び不動産物件の含み損がアラーム・ポイントを超過し、かつ一定期間にわたり利用実態がなく、利用計画のない不動産（以下「遊休不動産」という。）の状況や一定規模以上の投資用不動産を営業用不動産に区分変更する旨の報告を適切に行わせているか。

（ⅲ）不動産投資リスク管理部門の管理者は、不動産投資リスク管理を行うためのシステム[12]を整備しているか。

---

[12] システムには、中央集中型の汎用機システムや分散系システムのほか、EUC （エンド・ユーザー・コンピューティング）によるものも含まれることに留意する。

（ⅳ）不動産投資リスク管理部門の管理者は、不動産投資リスク管理を適切に実施できるよう、不動産投資リスク管理規程及び業務細則等について定期的に指導・研修を実施する等の方法により、関連する職員等に対し周知徹底しているか。

③【不動産投資リスク管理に係る留意点】

（ⅰ）不動産投資リスク管理部門は、当該保険会社が抱えるリスク要素（収益が変動する要因及び不動産価格が変動する要因）を適切に認識・把握し、かつ、適切に管理を行っているか。

（ⅱ）不動産投資リスク管理部門は、投資用不動産への区分が不動産投資リスク管理規程に則り行われていることを定期的又は必要に応じて随時確認しているか。

（ⅲ）不動産投資リスク管理部門は、賃料相場、テナント需給、地価の動向、土地利用規制・税制の変更や、対象先の立地条件、競合状況、環境（土壌汚染、液状化、沈下等）等に関する情報（当該保険会社において売却・処分を検討している不動産の情報を含む。）を的確に収集し、分析・検討しているか。[13]

（ⅳ）不動産投資リスク管理部門は、不動産投資の審査に当たって、投資基準への準拠性、事業計画の妥当性、ポートフォリオ（分散投資への配慮）等を勘案しているか。

（ⅴ）不動産投資リスク管理部門は、投資不動産に関し、例えば、テナント募集、空室率等稼働率、業務委託先、メンテナンス、進行中のプロジェクト、海外不動産の為替リスク等について適切に管理しているか。

さらに、最低投資利回りを下回った物件については、資産運用リスク管理部門に随時報告しているか。[14]

（ⅵ）不動産投資リスク管理部門は、定期的又は必要に応じて随時、不動産の含み損益を算定しているか。また、不動産の評価は合理的な方法で適切に行われているか。[15]

（ⅶ）不動産投資リスク管理部門は、要管理不動産について、不動産投資部門に対し収益を確保する方策を検討させる等、特に厳重な管理を行っているか。

また、要管理不動産について、事業計画の見直しを行い再投資等を行う場合は、不動産投資リスク管理部門による審査を経た上で実行しているか。

なお、要管理不動産の管理状況（指定・解除、売却・処分可能性を含む。）について、資産運用リスク管理部門へ報告し、妥当性について確認を受けているか。

（ⅷ）不動産投資リスク管理部門は、遊休不動産について、売却・処分の可能性につい

---

[13] 当該情報収集、分析・検討を不動産投資部門が行っている場合は、不動産投資部門が行った情報収集、分析・検討結果について、不動産投資リスク管理部門がその適切性・妥当性を定期的又は必要に応じて随時、確認しているかを検証する。

[14] 投資不動産に関する管理を不動産投資部門が行っている場合は、不動産投資部門が行った投資不動産の管理状況等について、不動産投資リスク管理部門がその適切性・妥当性を定期的又は必要に応じて随時、確認しているかを検証する。

[15] 不動産の含み損益の算定を不動産投資部門が行っている場合は、不動産投資部門が算定した不動産の含み損益について、不動産投資リスク管理部門がその適切性・妥当性を定期的又は必要に応じて随時、確認しているかを検証する。

て検討しているか。[16]

なお、遊休不動産の管理状況（売却・処分等の検討状況を含む。）について、資産運用リスク管理部門へ報告し、妥当性について確認を受けているか。

４．資産査定及び償却・引当

付属資料（資産査定及び償却・引当の確認検査用チェックリスト）を参照。

[16] 遊休不動産の売却・処分の可能性についての検討を不動産投資部門が行っている場合は、不動産投資部門が作成した売却・処分・保有方針について、不動産投資リスク管理部門がその適切性・妥当性を定期的又は必要に応じて随時、確認しているかを検証する。

（別紙１）

Ｉ．経営陣による市場リスク管理態勢の整備・確立状況

【検証ポイント】

・　市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクをいう。なお、主な市場リスクは以下の３つのリスクからなる。

①　金利リスク　～　金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスク。

②　為替リスク　～　外貨建資産・負債についてネット・ベースで資産超又は負債超ポジションが造成されていた場合に、為替の価格が当初予定されていた価格と相違することによって損失が発生するリスク。

③　価格変動リスク　～　有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスク。

・　保険会社における市場リスク管理態勢の整備・確立は、保険会社の業務の健全性及び適切性の観点から極めて重要であり、経営陣には、これらの態勢の整備・確立を自ら率先して行う役割と責任がある。

・　検査官は、保険会社の戦略目標、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った適切な市場リスク管理態勢が整備されているかを検証することが重要である。

　なお、保険会社には、資産運用の対象を国債等の安全資産に限定する戦略をとるところから、主要な金融市場で有価証券の短期売買を行う、又は複雑なデリバティブ取引を行うなど積極的な市場取引を経営戦略とするところまで、様々なものがある。市場リスク管理態勢の項目の適用に当たっては、当該保険会社の経営戦略や実際の取引態様に十分配慮して、機械的・画一的な運用とならないように留意する。

　また、保険会社が採用すべき市場リスク計測・分析方法の種類や水準は、保険会社の戦略目標、業務の多様性及び直面するリスクの複雑さによって決められるべきものであり、複雑又は高度なリスク計測・分析方法が、全ての保険会社にとって適切な方法であるとは限らないことに留意する。

・　本別紙で多岐にわたる検証項目を記載しているが、検証に当たって、検査官は、保険会社の運用戦略、投資スタイル、取引規模、リスク・プロファイル、リスク管理方法、リスク計測手法等に応じて検証すべき項目を決定する必要がある。「例えば～」として記載している検証項目はあくまでも例示であり、検査官は、業務の規模・特性、リスク・プロファイル等に応じて必要性を判断すべきである。「～している場合は」とあるのは、検査官が、保険会社がその管理方法や計測手法を使用している、又は使用する必要があると判断される場合において検証すべき項目である。

・　検査官は、①方針の策定、②内部規程・組織体制の整備、③評価・改善態勢の整備がそれぞれ適切に経営陣によってなされているかといった観点から、市場リスク管理態勢が有効に機能しているか否か、経営陣の役割と責任が適切に果たされているかをＩ．のチェック項目を活用して具体的に確認す

る。

- Ⅱ．以降のチェック項目の検証において問題点の発生が認められた場合、当該問題点がⅠ．のいずれの要素の欠如又は不十分に起因して発生したものであるかを漏れなく検証し、双方向の議論を通じて確認する。
- 検査官が認識した弱点・問題点を経営陣が認識していない場合には、特に、態勢が有効に機能していない可能性も含めて検証し、双方向の議論を通じて確認する。
- 検査官は、前回検査における指摘事項のうち、軽微でない事項の改善状況について検証し、実効性ある改善策が策定され実行されているか否か確認する。

１．方針の策定

①【取締役の役割・責任】

取締役は、市場リスク管理を軽視することが戦略目標の達成に重大な影響を与えることを十分に認識し、市場リスク管理を重視しているか。特に担当取締役は、市場リスクの所在、種類・特性及びリスクの特定・評価・モニタリング・コントロール等の手法並びに管理の重要性を十分に理解し、この理解に基づき当該保険会社の市場リスク管理の状況を的確に認識し、適正な市場リスク管理態勢の整備・確立に向けて、方針及び具体的な方策を検討しているか。例えば、担当取締役は市場リスク計測・分析方法（手法、前提条件等）の限界及び弱点を理解し、それを補う方策を検討しているか。

②【市場部門[1]の戦略目標の整備・周知】

取締役会は、市場リスクを踏まえた上で、保険会社全体の戦略目標や統合的リスク管理方針と整合的な市場部門の戦略目標を策定し、組織内に周知させているか。市場部門の戦略目標の策定に当たっては、各業務分野の戦略目標との整合性も確保し、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の構成、市場性及び流動性を勘案し、かつ自己資本等の状況を踏まえ検討しているか。また、例えば、以下の項目について留意しているか。

- どの程度の市場リスクを取り、どの程度の収益を目標とするのかを定めるに当たり、市場リスクを最小限度に抑えることを目標とするのか、能動的に一定の市場リスクを引き受け、これを管理する中で収益を上げることを目標とするのか等を明確にしているか。
- 市場部門の戦略目標は、収益確保を優先するあまり、市場リスク管理を軽視したものになっていないか。特に、長期的な市場リスクを軽視し、短期的な収益確保を優先した目標の設定や当該目標を反映した業績評価の設定を行っていないか。
- 法令に定める資産の運用額の制限及び負債特性を踏まえた上で、適切なポー

[1] 市場部門とは、資産運用部門のうち、市場リスクを取扱う部門の総称であり、必ずしも特定の部門を想定しているわけではないことに留意する。

トフォリオの構築そのものがリスク・コントロールであることを認識し、ポートフォリオについての基本的な考え方を明確にしているか。

③【市場リスク管理方針の整備・周知】

取締役会は、市場リスク管理に関する方針（以下「市場リスク管理方針」という。）を定め、組織全体に周知させているか。例えば、以下の項目について明確に記載される等、適切なものとなっているか。

・　市場リスク管理に関する担当取締役及び取締役会等の役割・責任
・　市場リスク管理に関する部門（以下「市場リスク管理部門」という。）、市場部門及び市場取引等に関する事務管理を行う部門（以下「事務管理部門」という。）の設置、権限の付与等の組織体制に関する方針
・　市場リスクの限度枠の設定に関する方針
・　市場リスクの特定、評価、モニタリング及びコントロールに関する方針

④【方針策定プロセスの見直し】

取締役会は、定期的に又は必要に応じて随時、市場リスク管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、方針策定のプロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

２．内部規程・組織体制の整備

①【内部規程の整備・周知】

取締役会等は、市場リスク管理方針に則り、市場リスク管理に関する取決めを明確に定めた内部規程（以下「市場リスク管理規程」という。）を市場リスク管理部門の管理者（以下本別紙において単に「管理者」という。）に策定させ、組織内に周知させているか。取締役会等は、市場リスク管理規程についてリーガル・チェック等を経て、市場リスク管理方針に合致することを確認した上で承認しているか。

②【限度枠の適切な設定】

取締役会等は、市場リスク管理方針及び市場リスク管理規程に基づき、各部門の業務の内容を検討し、各部門の経営上の位置付け、自己資本等や収益力、リスク管理能力、人的能力、保険金等の支払能力等を勘案し、取り扱う業務や商品の種類、リスク・カテゴリー等毎に、それぞれに見合った適切な限度枠（リスク枠、ポジション枠、資産運用枠、損失限度枠等）を設定しているか。[2]また、自己資本等の経営体力と市場リスク量とを比較し、経営体力から見て過大な市場リスク量となっていないかを確認しているか。例えば、限度枠の設定において、以下の項目について考慮されているか。

・　複雑なリスクを保有する場合、複雑なリスクを考慮した限度枠管理となって

[2] 限度枠には、枠を超過した場合、強制的にポジションやリスクを削減するもの（ハード・リミット）と、必ずしも強制的なポジションやリスクの削減を求めず、その後の対応について取締役会等が協議・判断するもの（ソフト・リミット）があるが、取引の実態に合わせて適切な設定が行われているかを検証する。

いるか。

・　市場流動性を考慮しているか。

③**【市場リスク管理部門の態勢整備】**

（ⅰ）取締役会等は、市場リスク管理方針及び市場リスク管理規程に則り、市場リスク管理部門を設置し、適切な役割を担わせる態勢を整備しているか。[3]

（ⅱ）取締役会は、市場リスク管理部門に、当該部門を統括するのに必要な知識と経験を有する管理者を配置し、当該管理者に対し管理業務の遂行に必要な権限を与えて管理させているか。

（ⅲ）取締役会等は、市場リスク管理部門に、その業務の遂行に必要な知識と経験を有する人員を適切な規模で配置し、当該人員に対し業務の遂行に必要な権限を与えているか。[4]

（ⅳ）取締役会等は、市場リスク管理部門について、資産運用部門、保険引受部門等からの独立性を確保することなどにより、牽制機能が発揮される態勢を整備しているか。

④**【資産運用部門、保険引受部門等における市場リスク管理態勢の整備】**

取締役会等は、管理者又は市場リスク管理部門を通じ、管理すべき市場リスクの関係する部門（例えば、資産運用部門、保険引受部門等）に対し、遵守すべき内部規程・業務細則等を周知させ、遵守させる態勢を整備するなど、市場リスク管理の実効性を確保する態勢を整備しているか。例えば、管理者に、資産運用部門、保険引受部門等が遵守すべき内部規程・業務細則等を特定させ、効果的な研修を定期的に行わせる等の具体的な施策を行うよう指示しているか。

⑤**【取締役会等への報告・承認態勢の整備】**

取締役会等は、報告事項及び承認事項を適切に設定した上で、管理者に、定期的に又は必要に応じて随時、取締役会等に対し状況を報告させ、又は承認を求めさせる態勢を整備しているか。特に、経営に重大な影響を与える事案については、取締役会等に対し速やかに報告させる態勢を整備しているか。

⑥**【監査役への報告態勢の整備】**

取締役会は、監査役へ直接報告されるべき事項を特定した場合には、報告事項を適切に設定した上で管理者から直接報告を行わせる態勢を整備しているか。[5]

⑦**【内部監査実施要領及び内部監査計画の策定】**

---

[3] 市場リスク管理部門を独立した態様で設置しない場合（例えば、他のリスク管理部門と統合した一つのリスク管理部門を構成する場合のほか、他の業務と兼担する部署が市場リスク管理を担当する場合や、部門や部署ではなく責任者が市場リスク管理を担当する場合等）には、当該保険会社の規模・特性及びリスク・プロファイルに応じ、その態勢のあり方が十分に合理的で、かつ、機能的な側面から見て部門を設置する場合と同様の機能を備えているかを検証する。

[4] 人員の配置及び権限の付与についての権限が取締役会等以外の部署・役職にある場合には、その部署・役職の性質に照らし、牽制機能が働く等合理的なものとなっているか否かを検証する。

[5] このことは、監査役が自ら報告を求めることを妨げるものではなく、監査役の権限及び活動を何ら制限するものではないことに留意する。

取締役会等は、内部監査部門又は内部監査部門長に、市場リスク管理について監査すべき事項を適切に特定させ、内部監査の実施対象となる項目及び実施手順を定めた要領（以下「内部監査実施要領」という。）並びに内部監査計画を策定させた上で承認しているか。[6]例えば、以下の項目については、内部監査実施要領又は内部監査計画に明確に記載し、適切な監査を実施する態勢を整備しているか。

- ・ 市場リスク管理態勢の整備状況
- ・ 市場リスク管理方針、市場リスク管理規程等の遵守状況
- ・ 市場リスク管理システム[7]の適切性
- ・ 業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った市場リスク管理プロセスの適切性
- ・ 市場リスク計測・分析方法（手法、前提条件等）の妥当性
- ・ 市場リスク計測・分析で利用されるデータの正確性及び完全性
- ・ 市場リスク計測・分析方法（手法、前提条件等）の限界及び弱点を踏まえた運営の適切性
- ・ ストレス・テストにおけるシナリオ等の妥当性
- ・ 内部監査及び前回検査における指摘事項に関する改善状況

⑧【内部規程・組織体制の整備プロセスの見直し】

取締役会等は、定期的に又は必要に応じて随時、市場リスク管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、内部規程・組織体制の整備プロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

３．評価・改善活動

⑴　分析・評価

①【市場リスク管理の分析・評価】

取締役会等は、監査役監査、内部監査及び外部監査の結果、各種調査結果並びに各部門からの報告等全ての市場リスク管理の状況に関する情報に基づき、市場リスク管理の状況を的確に分析し、市場リスク管理の実効性の評価を行った上で、態勢上の弱点、問題点等改善すべき点の有無及びその内容を適切に検討するとともに、その原因を適切に検証しているか。また、必要な場合には、利害関係者以外の者によって構成された調査委員会等を設置する等、その原因究明については万全を期しているか。

②【分析・評価プロセスの見直し】

取締役会等は、定期的に又は必要に応じて随時、市場リスク管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、分析・評価プロセスの有効性を検証し、適時に見直し

[6] 内部監査計画についてはその基本的事項について承認すれば足りる。
[7] システムには、中央集中型の汎用機システムや分散系システムのほか、EUC（エンド・ユーザー・コンピューティング）によるものも含まれることに留意する。以下同じ。

ているか。

⑵　改善活動

①【改善の実施】

取締役会等は、上記３．⑴の分析・評価及び検証の結果に基づき、必要に応じて改善計画を策定しこれを実施する等の方法により、適時適切に当該問題点及び態勢上の弱点の改善を実施する態勢を整備しているか。

②【改善活動の進捗状況】

取締役会等は、改善の実施について、その進捗状況を定期的に又は必要に応じて随時、検証し、適時適切にフォローアップを図る態勢を整備しているか。

③【改善プロセスの見直し】

取締役会等は、定期的に又は必要に応じて随時、市場リスク管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、改善プロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

Ⅱ．管理者による市場リスク管理態勢の整備・確立状況

【検証ポイント】

・　本章においては、管理者及び市場リスク管理部門が果たすべき役割と負うべき責任について検査官が検証するためのチェック項目を記載している。

・　Ⅱ．の各チェック項目の検証において問題点の発生が認められた場合、当該問題点がⅠ．のいずれの要素の欠如又は不十分に起因して発生したものであるかをⅠ．の本別紙において漏れなく検証し、双方向の議論を通じて確認する。

・　検査官が発見した問題点を経営陣が認識していない場合には、特に上記Ⅰ．の各態勢及びその過程が適切に機能していない可能性も含め、厳格に検証し、双方向の議論を通じて確認する。

・　検査官は、前回検査における指摘事項のうち、軽微でない事項の改善状況について検証し、実効性ある改善策が策定され実行されているか否か確認する。

1．管理者の役割・責任

①【市場リスク管理規程の整備・周知】

管理者は、市場リスクの所在、種類・特性及び管理手法を十分に理解し、市場リスク管理方針に沿って、リスクの特定・評価及びモニタリングの方法を決定し、これに基づいたリスクのコントロールの取決めを明確に定めた、統合的リスク管理態勢と整合的な市場リスク管理規程を策定しているか。市場リスク管理規程は、取締役会等の承認を受けた上で、組織内に周知されているか。

②【市場リスク管理規程の内容】

市場リスク管理規程の内容は、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに応じ、市場リスクの管理に必要な取決めを網羅し、適切に規定されているか。例えば、以下の項目について明確に記載される等、適切なものとなっているか。また、市場リスク管理規程は、取り扱う業務や商品の種類、リスク・カテゴリー等毎にそれぞれに見合った適切な管理規程となっているか。

・　市場リスク管理部門、市場部門及び事務管理部門の役割・責任並びに組織に関する取決め
・　市場リスク管理の管理対象とすべきリスクの特定に関する取決め
・　市場リスク計測・分析方法（手法、前提条件等）に関する取決め
・　市場リスクのモニタリング方法に関する取決め
・　市場リスクの限度枠の設定に関する取決め
・　市場リスク計測・分析方法（手法、前提条件等）に関する定期的な検証に関する取決め
・　時価算定に関する取決め
・　特定取引（トレーディング）に関する取決め（特定取引勘定設置保険会社の場合）

・　取締役会等に報告する態勢に関する取決め

③【管理者による組織体制の整備】

（ⅰ）管理者は、市場リスク管理方針及び市場リスク管理規程に基づき、適切な市場リスク管理を行うため、市場リスク管理部門の態勢を整備し、牽制機能を発揮させるための施策を実施しているか。

（ⅱ）管理者は、統合的リスク管理に影響を与える態勢上の弱点、問題点等を把握した場合、統合的リスク管理部門又は資産運用リスク管理部門へ速やかに報告する態勢を整備しているか。

（ⅲ）管理者は、市場リスク計測・分析方法（手法、前提条件等）の限界及び弱点を理解し、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った市場リスク計測の範囲拡大、精緻化等の市場リスク管理の高度化に向けた態勢を整備しているか。

（ⅳ）管理者は、市場リスク管理部門が市場部門から必要な取引情報等の内部データ及び市場データを直接、適切に入手できる態勢を整備しているか。また、市場リスク管理部門がミドル・オフィス等に対し直接、指揮・監督を行うことができる態勢を整備しているか。

（ⅴ）管理者は、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った当該保険会社の重要な市場リスクを全て把握できる信頼度の高い、市場リスク管理システムを整備しているか。

（ⅵ）管理者は、市場リスク管理を実効的に行う能力を向上させるための研修・教育態勢を整備し、専門性を持った人材の育成を行っているか。

（ⅶ）管理者は、定期的に又は必要に応じて随時、取締役会等が設定した報告事項を報告する態勢を整備しているか。特に、経営に重大な影響を与える事案については、取締役会等に対し速やかに報告する態勢を整備しているか。

④【市場リスク管理規程及び組織体制の見直し】

管理者は、継続的に市場リスク管理部門の職務の執行状況に関するモニタリングを実施しているか。また、定期的に又は必要に応じて随時、市場リスク管理態勢の実効性を検証し、必要に応じて市場リスク管理規程及び組織体制の見直しを行い、又は取締役会等に対し改善のための提言を行っているか。

２．市場リスク管理部門の役割・責任

⑴　市場リスクの特定・評価

①【市場リスクの特定】

（ⅰ）市場リスク管理部門は、当該保険会社の直面する市場リスクを洗い出し、洗い出した市場リスクの規模・特性を踏まえ、市場リスク管理の管理対象とすべきリスクを特定しているか。洗出しの際、資産・負債（オフ・バランスを含む。）に対する金利リスク、為替リスク、価格変動リスクのリスク・カテゴリー（又はリスク・ファクター）の網羅性に加え、海外拠点、重要なグループ会社等の業務範囲の網羅性も

確保しているか。

（ⅱ）当該保険会社が保有するリスクについて、例えば、以下のリスクを洗い出し、これらの市場リスクを管理対象とすべきか検討しているか。

イ．金利リスク

金利が変動することによって、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の現在価値（又は期間収益）に影響を与えるリスク。金利リスクの発生源として、イールドカーブ・リスク、ベーシス・リスク、オプション性リスクを考慮する必要がある。例えば、資産については、以下のものが金利リスクを保有する。

・　債券
・　金融派生商品
・　貸付金

ロ．為替リスク

為替レートが変動することによって、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の現在価値（又は期間収益）に影響を与えるリスク。例えば、以下のものが為替リスクを保有する。

・　外貨建ての資産・負債
・　外国為替取引
・　上記の派生商品（先渡、先物、スワップ、オプション等）
・　為替レートを参照してキャッシュ・フロー（償還金額、クーポン・レート等）が定まる資産・負債

ハ．価格変動リスク

・株式リスク

株価、株価指数等が変動することによって、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の現在価値（又は期間収益）に影響を与えるリスク。例えば、以下のものが株式リスクを保有する。

・　株式
・　新株予約権付社債
・　上記の派生商品（先渡、先物、スワップ、オプション等）
・　株価、株式指数等を参照してキャッシュ・フロー（償還金額、クーポン・レート等）が定まる資産・負債

・コモディティ・リスク

商品価格、商品指数等が変動することによって、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の現在価値（又は期間収益）に影響を与えるリスク。例えば、以下のものがコモディティ・リスクを保有する。

・　商品の派生商品（先渡、先物、スワップ、オプション等）
・　商品価格、商品指数等を参照してキャッシュ・フロー（償還金額、ク

ーポン・レート等）が定まる資産・負債

ニ．その他の市場リスク

現在価値を決定するイ～ハ以外のリスク・ファクターとして、例えば、キャッシュ・フローが複数の指標を参照して定まる資産・負債（オフ・バランスを含む。）における複数の指標間の相関等がある。

（ⅲ）社債、クレジット・デリバティブ等については、例えば、信用スプレッドが変動することによって、現在価値（又は期間収益）に影響を与えるリスクなどを洗い出し、管理対象とすべきか検討しているか。[8]

（ⅳ）オプション等については、例えば、以下のリスクを洗い出し、これらの市場リスクを管理対象とすべきか検討しているか。

・　ボラティリティが変動することによって、現在価値（又は期間収益）に影響を与えるリスク（ベガ・リスク）[9]

・　原資産価格の変動が現在価値に影響を与えるリスクのうち非線形の部分（ガンマ・リスク）[10]

（ⅴ）市場リスク管理の管理対象外とする市場リスクが存在する場合、その影響度が軽微であることを確認しているか。

②【市場リスクの計測・分析】

（ⅰ）市場リスク管理部門は、市場リスク管理の管理対象とする全てのリスクについて計測・分析を行っているか。また、保険会社の組織体系、委譲された役割・責任等と整合的な範囲毎に収益目標を設定している場合には、市場リスクは当該範囲毎に計測・分析されているか。

（ⅱ）市場リスク管理部門は、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った頻度で、ポジションの現在価値（時価）を計測しているか。また、貸付金等、時価把握の技術が確立していないものも、可能な限り把握しているか。

（ⅲ）市場リスク管理部門は、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った適切な市場リスク計測・分析方法（手法、前提条件等）を用い、市場リスクを適切に計測・分析しているか。また、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の現在価値に影響を与える要因及び期間収益に影響を与える要因の双方を踏まえ、市場リスクの計測・分析を行っているか。

（注）以下に、市場リスクの計測・分析手法の一例を記載する。

・　ポジション残高、評価損益、実現損益

・　資金満期ラダー等に基づいた、ギャップ分析や静態的シミュレーション分析及び動態的シミュレーション分析

---

[8] 市場リスクとして特定せず、市場取引に係る信用リスクとして特定する場合もある。

[9] ベガ・リスクは、原資産の内容により、金利リスク、為替リスク、株式リスク、コモディティ・リスク等の分類で特定される場合が多い。

[10] ガンマ・リスクは、原資産の内容により、金利リスク、為替リスク、株式リスク、コモディティ・リスク等の分類で特定される場合が多い。

・　感応度分析（デュレーション、BPV（ベーシス・ポイント・バリュー）、GPS（グリッド・ポイント・センシティビティ）等）

・　静態的シミュレーション及び動態的シミュレーションを用いたシナリオ分析

・　VaR（バリュー・アット・リスク）

・　EaR（アーニング・アット・リスク）

（ⅳ）市場リスク管理部門は、プライシング・モデル、リスク計測・分析手法（又は計測モデル）、前提条件等について、妥当性を確保しているか。プライシング・モデルやリスク計測手法は、金融界で一般に受け入れられている概念やリスク計測技術を活用しているか。

③【統一的な尺度によるリスク量の計測】

市場リスク量を統一的な尺度で定量的に計測している場合、市場リスク管理部門は、市場リスク管理の管理対象として特定した全てのリスクについて、統一的な尺度で計測しているか。統一的な尺度で十分に把握できない又は計測を行っていないリスクが存在する場合には、補完的情報を用いることにより、市場リスク管理の管理対象として特定した全てのリスクを勘案しているか。

④【ストレス・テスト】

市場リスク管理部門は、定期的に又は必要に応じて随時、市場等のストレス時における資産・負債（オフ・バランスを含む。）の現在価値の変動額等について計測しているか。過去に発生した外部環境（経済、市場等）の大幅な変化並びに現在の外部環境、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルの状況を踏まえた適切なストレス・シナリオを想定し、ストレス・テストを実施しているか。

⑵　モニタリング

①【市場リスクのモニタリング】

市場リスク管理部門は、市場リスク管理方針及び市場リスク管理規程に基づき、当該保険会社の内部環境（リスク・プロファイル、限度枠の使用状況等）や外部環境（経済、市場等）の状況に照らし、当該保険会社の市場リスクの状況を適切な頻度でモニタリングしているか。例えば、積極的な市場取引を行う戦略をとる保険会社にあっては、市場リスク管理部門が日中において必要に応じ主要商品（特定取引勘定の主要商品を含む。）のポジション、損失額をモニターしているか。また、定期的又は必要に応じ随時ポートフォリオの状況を把握しているか。内部環境及び外部環境の状況並びに前提条件等の妥当性のモニタリングも行っているか。

②【限度枠の遵守状況等のモニタリング】

市場リスク管理部門は、適切に限度枠の遵守状況と使用状況をモニタリングしているか。例えば、積極的な市場取引を行う戦略をとる保険会社にあっては、市場リスク管理部門が日中において必要に応じ主要商品の限度枠の遵守状況をモニターしているか。運用担当者別又はポートフォリオ別のポジション収益管理システムを整

備し、適切に運用しているか。

③【取締役会等への報告】

市場リスク管理部門は、市場リスク管理方針及び市場リスク管理規程に基づき、市場リスク管理の状況及び市場リスクの状況に関して、取締役会等が適切に評価・判断できる情報を、定期的に又は必要に応じて随時、直接、報告しているか。例えば、以下の項目について報告しているか。

- 市場リスク・プロファイル及びその傾向
- 限度枠の遵守状況及び使用状況
- ポートフォリオの状況
- 市場リスク計測・分析方法（手法、前提条件等）の特性（限界及び弱点）及び妥当性

④【市場部門等への還元】

市場リスク管理部門は、市場部門等に対し、市場リスクの状況について計測・分析し、検討した結果等を還元しているか。

⑶ コントロール

①【管理不可能な市場リスクが存在する場合の対応】

市場リスク管理部門は、市場リスク管理の管理対象外とするリスクの影響が軽微でない場合や適切な管理が行えない管理対象リスクがある場合、当該リスクに関連する業務等の撤退・縮小等の是非について意思決定できる情報を取締役会等に報告しているか。

②【限度枠を超過した場合の対応】

市場リスク管理部門は、限度枠を超過した場合、速やかに、ポジション、リスク等の削減等の是非について意思決定できる情報を取締役会等に報告しているか。

③【ポートフォリオの見直し】

市場リスク管理部門は、流動性、配当確保又は損切りのために有価証券の売却を行った場合には、適時・適切にポートフォリオを見直すための態勢を整備しているか。

⑷ 検証・見直し

①【市場リスク管理の高度化[11]】

市場リスク管理部門は、市場リスク計測・分析方法（手法、前提条件等）の限界及び弱点を把握するための検証を実施し、それを補うための方策を検討しているか。また、把握した限界及び弱点を踏まえ、リスク・プロファイルに見合った市場リスク管理の高度化に向けた、調査・分析及び検討を実施しているか。

---

[11] リスク管理の高度化とは、リスク計測の範囲拡大、精緻化、高度化等だけでなく、限界・弱点を補う定性的な方策、計測結果の活用方法等についての高度化も含むことに留意する。

②【市場リスクの特定に関する見直し】

市場リスク管理部門は、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルの変化や外部環境（経済、市場等）の変化等によって、市場リスク管理の管理対象外とするリスクの影響度が大きなものになっていないか、定期的に又は必要に応じて随時、確認しているか。また、その影響度が大きいと判断された場合、適切に対応しているか。

③【市場リスクの評価方法の見直し】

（ⅰ）市場リスク管理部門は、市場リスクの計測・分析の範囲、頻度、手法等が、戦略目標、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合ったものかを、定期的に又は必要に応じて随時、検証しているか。見直しの必要がある場合には、内部規程等に基づき、適切な手続を経た上で修正を行っているか。

（ⅱ）市場リスク管理部門は、プライシング・モデル、市場リスク計測・分析手法、前提条件等の妥当性について、定期的に又は必要に応じて随時、理論的及び実証的に検証し、見直しているか。また、市場リスク管理部門は、市場リスク計測結果と実際の損益動向とを比較することによって、市場リスク計測方法の有効性を検証し、見直しているか。

④【限度枠の設定方法及び設定枠の見直し】

市場リスク管理部門は、限度枠の設定方法及び設定枠が、戦略目標、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合ったものかどうかを、定期的に又は必要に応じて随時、検証しているか。見直しの必要性が認められる場合には、速やかに、取締役会等が適切に評価及び判断できる情報を報告しているか。

⑤【戦略目標等の見直し】

市場リスク管理部門は、市場リスク計測結果と実際の損益動向とを比較することによって、リスク・リターン戦略等の妥当性について検証しているか。市場リスク管理部門は取締役会等が戦略目標等を見直すに当たり必要となる情報を報告しているか。

Ⅲ．個別の問題点

【検証ポイント】

・ 本章においては、市場リスク管理の実態に即した個別具体的な問題点について検査官が検証するためのチェック項目を記載している。

・ Ⅲ．の各チェック項目の検証において問題点の発生が認められた場合、当該問題点がⅠ．又はⅡ．のいずれの要素の欠如又は不十分に起因して発生したものであるかをⅠ．又はⅡ．の本別紙において漏れなく検証し、双方向の議論を通じて確認する。

・ 検査官が発見した問題点を経営陣が認識していない場合には、特に上記Ⅰ．の各態勢及びその過程が適切に機能していない可能性も含め、厳格に検証し、双方向の議論を通じて確認する。

・ 検査官は、前回検査における指摘事項のうち、軽微でない事項の改善状況について検証し、実効性ある改善策が策定され実行されているか否か確認することとする。

１．市場業務運営

①【適切な市場業務運営】

市場部門は、戦略目標、市場リスク管理方針、市場リスク管理規程等に基づき、適切な市場業務運営を行っているか。市場リスク管理部門は、市場部門においてリスク・コントロール等の適切な市場業務運営が行われているかどうかをモニタリングし、定期的に又は必要に応じて随時、取締役会等に報告しているか。なお、戦略目標、市場リスク管理方針、市場リスク管理規程等に基づいた市場業務運営が行われていない場合には、速やかに改善措置をとっているか。

②【適正価格による取引】

市場部門は、適正な価格で取引を行っているか。市場リスク管理部門は、市場実勢からの乖離度を基準にして、市場部門が適正な価格で取引を行っているかを確認しているか。

③【限度枠管理】

（ⅰ）限度枠（リスク枠、ポジション枠、損失限度枠等）を超過した場合、又は超過するおそれがある場合における管理者への速やかな報告体制、権限及び対応を内部規程等に明確に定めているか。また、当該内部規程等において、限度枠（ハード・リミットの場合）を超えたままポジションを持ち続けることができないものとしているか。

（ⅱ）各部門に設定された限度枠については、定期的（最低限半期に１回）に見直しを行っているか。また、積極的な市場取引を行う戦略をとる保険会社にあっては、運用担当者等に対して責任の領域を明確に指示しているか。

（ⅲ）限度枠に関する内部規程等の適用について厳正に行っているか。また、内部規程等又は運用に問題があると認められる場合には、適切な改善策をとっているか。

④【損益状況等の分析及び不適切な取扱いのチェック】

決算操作等のために、経済的合理性のない、仕組債の購入等を含めたデリバティブ取引等を利用した不健全な取扱いを行っていないか。また、市場部門等が過大な収益を挙げている場合には、市場リスク管理部門において、その要因が分析され、それが内部規程等の逸脱等の不適切な取扱いなどによるものでないかを確認しているか。

市場リスク管理部門は、損益を契約額・想定元本、取引量等との関係で査閲することも行っているか。

⑤【市場リスク管理部門への伝達・報告】

市場部門は、市場リスクに関する全ての情報を、迅速かつ正確に市場リスク管理部門に伝達しているか。市場リスク管理上、問題が発生した場合には、担当者又は市場部門内で処理せず、市場リスク管理部門へ迅速かつ正確に報告されているか。

⑥【相互牽制体制の整備】

（ⅰ）市場部門、市場リスク管理部門及び事務管理部門のシステムが一体で運営されていない場合、市場リスク管理部門は、ポジション情報等を市場部門と事務管理部門の双方から取り、ポジション情報等に齟齬が無いことを確認しているか。

（ⅱ）市場リスク管理部門において取引のモニターに必要な人員は確保されているか。

（ⅲ）市場リスク管理部門は、期中損益（評価損益を含む。）の出方に異常がないかどうか定期的に精査・分析を行っているか。精査・分析に当たっては、例えば、リスク量と対比して検証しているか。

（ⅳ）相互牽制機能の発揮のために以下の項目について留意しているか。

・　運用担当者と事務管理部門担当者との馴れ合い等により、運用担当者が直接勘定系システムの操作をしたり、指示したりしうる立場になっていないか。

・　ベテラン運用担当者であることから、上司（担当取締役等）から個人的にも信頼が厚く、他の職員から聖域化されていないか。特定の人材に依存する場合には、人的リスクが高くなることを認識し、注意深く管理しているか。

・　市場部門の管理者の下にコンファメーション班を設置したり、同一人が市場部門と事務管理部門の管理者を兼務するなど、牽制機能が働かないような運用になっていないか。

・　運用担当者の取引状況については、24 時間録音され、定期的に抽出等の方法により録音内容と取引記録の照合等を行っているか。

記録された録音内容は一定期間保管されているか。録音内容の保管・管理は、市場部門及び事務管理部門から分離されたセクション（市場リスク管理部門等）、又は職責が分離された事務管理部門の他のセクションが担当しているか。なお、事務管理部門の電話も後日の確認のために、録音していることが望ましい。

なお、運用担当者の取引状況の録音内容と取引記録との照合を行う際には、取引記録を録音内容によりチェックしていくのではなく、録音内容に該当する取引記録が全てあるかどうかチェックしているか。

・　運用担当者の取引状況の録音内容は、定期的に取引記録と照合していることを運用担当者に周知徹底しているか。

⑦【市場取引の事務管理態勢】

（ⅰ）厳正な事務処理

為替、資金、証券取引等及びこれらの派生商品取引については、例えば、以下のとおり各市場取引の内部規程・業務細則等に沿った厳正な取扱いを行っているか。

イ．市場取引の事務管理部門が、全ての取引を漏れなく把握しているか。（例えば、システム入力の最終確認、取引記録の打刻や連続番号による確認等）

ロ．取引内容の入力は遅滞なく行われているか。

ハ．確認・調整段階で検出された取引記録の誤りの修正は市場取引の事務管理部門の管理者によって承認されているか。

ニ．処理が将来行われるため未完扱いとされている取引記録は適切に管理・記録されているか。

ホ．市場取引担当者以外の者がコンファメーションを送受しているか。

ヘ．コンファメーションと取引記録の照合は適切に行われているか。

ト．取引記録、コンファメーション等の保存・保管状況は適切か。

チ．市場部門及び市場取引の事務管理部門の個々の取引記録等の証拠書類については、内部監査部門のチェックを受けることとし、内部規程・業務細則等に定められている保存年限（最低１年以上）に基づいて保存しているか。

（ⅱ）取引内容、残高等の照合

市場部門と市場取引の事務管理部門における取引データの突合を行うとともに、誤差等がある場合には、速やかにその原因究明を行い、予め定められた方法に基づき補完しているか。

例えば、証券取引においては、市場部門での運用システムによるポジションと事務管理部門での金融商品取引業者及びカストディ部門等に確認後の勘定系の証券保有残高との照合を定期的（最低限月１回）に行っているか。

２．ファンド

⑴　審査管理

①【意思決定プロセス】

購入時に当たっては、ファンド特性及びそれに対するリスクを認識・理解した上で、内部規程等に基づく意思決定プロセスを経ているか。例えば、ファンドのストラクチャー、運用者リスク、流動性リスク、当該保険会社の管理方法の限界等について、適切に確認しているか。

②【購入時審査】

購入時に当たっては、選定基準に基づき、例えば、以下の項目について、適切に確認しているか。

・　投資戦略
・　リスク管理方針・方法
・　ボラティリティ
・　収益の安定性
・　レバレッジの特徴及び方針

③【情報の取得】

適切な頻度で情報開示される契約となっているか。また、情報開示内容が、リスク管理上、十分なものとなっているか。

⑵　継続的なリスク管理

①【適切なリスク管理の実施】

監査の有無や解約期間の長短等、ファンドの実態及び商品特性を十分に把握した上でのリスク管理が行われているか。

②【運用状況の把握】

事前に説明した投資戦略や投資ガイドライン等に従って運用されているかどうかについて、運用報告書等により検証・確認しているか。また、運用スタイルの変化等についても、適切に確認しているか。さらに、保有額だけでなくコミットメント額についても、適切に確認しているか。

③【情報の取得】

適切な頻度で、リスク管理上、十分な情報開示がなされる契約が維持され、遵守されているか。

⑶　その他

①【時価評価】

ファンドの投資資産の評価方法その他の基本的事項等、時価を決定する上での各要素について、その妥当性を検証・確認しているか。

②【リスク量の計測等】

ファンド特性に応じて、リスク量を適切に計測しているか。また、リスク量による投資枠を設定している場合には、計測されたリスク量が、自己資本等の経営体力を踏まえた上で適切に設定した投資枠の範囲内となっているか。

３．証券化商品等

①【審査管理】

購入時に当たっては、証券化商品等の特性及びそれに対するリスクを認識・理解した上で、内部規程等に基づく意思決定プロセスを経ているか。例えば、以下の点について、適切に把握・検討しているか。また、外部格付を利用する場合、格付業者の格付手法や格付の意味を予め的確に理解する等、外部格付に過度に依存しない

ような態勢となっているか。

- 裏付資産の内容
- 優先劣後構造や流動性補完、信用補完の状況
- クレジットイベントの内容
- 原資産ポートフォリオの運営・管理を行うオリジネーター等の関係者の当該運営・管理に係る能力・体制

②【適切なリスク管理の実施】

証券化商品等のリスク管理については、上記３．①の審査管理に関する着眼点に加え、以下の事項について検証するものとする。

（ⅰ）証券化商品等の市場流動性を適切に把握しているか。例えば、以下の点について、適切に把握しているか。

- 市場規模と投資額の比較
- 市場の売手と買手の価格差や実際に売却可能な価格水準
- 各種指数等（証券化商品等のインデックス等）の分析による市場環境の変化
- 市場流動性枯渇に関するストレスシナリオを用いた証券化ポートフォリオの損益等

（ⅱ）証券化商品等の市場流動性について懸念が認められた場合、適時に対応を検討する態勢となっているか。

（ⅲ）ＣＤＳ取引を行うに当たっては、取引の安全性を向上させる観点から、適切な取引実務を採用しているか。

③【時価評価】

（ⅰ）時価評価に当たっては、頻繁に取引されている価格が存在する場合は当該価格で評価し、このような価格が存在しない場合でも、売買頻度や売手と買手の価格差に留意しつつ、合理的な評価を行っているか。また、時価評価モデルを用いる場合には、モデルが一定の前提の上に作られていることを理解し、定期的にモデルの前提やロジックを見直し、商品内容、市場の実勢や信用リスクの状況を適切に反映しているかどうかを含め、適切性を検証しているか。（信用リスクを保証する保険の場合には、例えば、引受時点における評価をもとに、その後の信用リスクの変化等を把握し、必要に応じ負債価値の再評価を行っているか。）

（ⅱ）第三者から時価情報を取得する場合は、可能な限り評価手法に係る情報の提供を求め、当該評価の妥当性の検証に努めているか。また、第三者が提供する時価評価モデルを用いる場合は、可能な限り詳細な情報の提供を当該第三者に求め、モデルの前提・特性や限界の把握に努めているか。

④【カウンターパーティの信用リスク】

デリバティブ取引等においては、主なカウンターパーティの信用リスクについて、例えば、以下の点も含めて適切に管理しているか。

- カウンターパーティ別及びカウンターパーティの類型別のエクスポージャー

の管理

- デリバティブ取引の参照資産の時価の変化等によりエクスポージャーが拡大することによるリスクの把握
- 担保その他の信用補完措置の有効性の確認

４．市場リスク計測手法[12]

⑴ 【市場リスク計測態勢の確立】

（ⅰ）市場リスク計測態勢に概念上の問題がなく、かつ、遺漏のない形で運営されているか。

（ⅱ）市場リスク管理方針のもとで、市場リスク計測手法の位置づけを明確に定め、例えば、以下の項目について把握した上で運営しているか。また、重要なグループ会社に対しても問題がないか確認しているか。

イ．当該保険会社の戦略目標や業務の規模・特性及びリスク・プロファイル

ロ．イ．を踏まえた市場リスク計測手法の基本設計思想

ハ．ロ．に基づいた市場リスクの特定及び計測（範囲、手法、前提条件等）

ニ．ハ．から生じる市場リスク計測手法の特性（限界及び弱点）及び当該手法の妥当性

ホ．ニ．を検証するためのバック・テスティングの内容（統計的手法でリスク量を計測している場合）

ヘ．ニ．を補完するためのストレス・テストの実施の内容（統計的手法でリスク量を計測している場合）

（ⅲ）資本配賦運営[13]を行っている場合、市場リスク計測手法で算出された結果を踏まえ、資本配賦運営の方針を策定しているか。計測対象外の市場リスクがある場合には、計測対象外としたことについて合理的な理由があるか。また、当該対象外のリスクを十分に考慮してリスク資本を配賦しているか。

⑵ 取締役、監査役及び取締役会等の適切な関与

①【市場リスク計測手法への理解】

（ⅰ）取締役は、市場リスク計測手法及びリスク限度枠の決定が、経営や財務内容に重大な影響を及ぼすことを理解しているか。

（ⅱ）担当取締役は、当該保険会社の業務について必要とされる市場リスク計測手法を理解し、その特性（限界及び弱点）を把握しているか。

（ⅲ）取締役及び監査役は、研修を受けるなどして、市場リスク計測手法について理解を深めているか。

---

[12] リスク計測手法については、統計的手法でリスク量を計測している場合だけでなく、ＢＰＶ（ベーシス・ポイント・バリュー）、ＧＰＳ（グリッド・ポイント・センシティビティ）等の手法も含む。

[13] 統合的リスク管理態勢の確認検査用チェックリストを参照。

②【市場リスク管理への取組】

（ｉ）取締役は、必要に応じ、市場リスク計測手法による市場リスク管理に積極的に関与しているか。

（ⅱ）取締役会は、当該保険会社の業務内容に必要とされる市場リスク計測手法の基本的な考え方を明確に定めているか。

（ⅲ）取締役会等は、市場リスク管理方針、市場リスク管理規程等の策定に当たって、ストレス・テストの結果を考慮しているか。

⑶　独立した市場リスク管理部門の設置

①【市場リスク管理部門の独立性の確保】

　市場リスク管理態勢の設計・運営に責任を負う市場リスク管理部門を、市場部門から独立して設置しているか。

②【市場リスク管理部門の役割・責任の明確化】

　市場リスク管理部門の役割・責任について、市場リスク管理規程に明確に定めているか。

③【市場リスク管理部門の役割・責任】

（ｉ）市場リスク管理部門は、市場リスク計測手法の算出結果を担当取締役及び取締役会等に直接、報告しているか。

（ⅱ）市場リスク管理部門は、遵守すべき内部規程・業務細則等を関連部門全てに周知徹底しているか。

（ⅲ）市場リスク管理部門は、市場リスク計測手法から得られた結果を適切に分析し、検討しているか。

⑷　市場リスク管理のための人員の配置

（ｉ）各部門（市場部門、市場リスク管理部門、事務管理部門、内部監査部門等）の業務に応じて、市場リスク計測手法及びプライシング・モデルの使用に習熟した人員が確保されているか。

（ⅱ）管理者は、市場リスク計測手法及びプライシング・モデルに関し十分な知識と経験を有しているか。

⑸　市場リスク計測手法の研究体制

　市場リスク計測手法の研究を行う体制が整備されているか。例えば、以下の項目について研究しているか。

・　市場リスク計測手法の限界及び弱点への対応
・　市場リスク計測手法の陳腐化の防止
・　ポートフォリオの市場リスク構成変化への対応
・　市場リスク計測手法の高度化及び精緻化

⑹　市場リスク計測手法に関する内部規程等の整備

①【内部規程等の整備】

市場リスク計測手法の運営に関する方針、管理及び手続を記載した内部規程・業務細則等を整備し、定期的に見直しているか。また、市場リスク管理態勢に関する他の内部規程・業務細則等との整合性を確保しているか。

②【内部規程等の遵守】

内部規程・業務細則等を遵守するための態勢を整備しているか。

⑺　市場リスク計測手法の通常の市場リスク管理手続における取組

①【市場リスク計測結果レポートの作成・報告】

（ⅰ）市場リスク計測結果を迅速にリスク・レポートに反映し、管理者に報告しているか。

（ⅱ）市場リスク計測手法の算出結果が限度枠を超過した場合、適切な対応をとっているか。

（ⅲ）管理者へのコメントを含み、主要な市場リスクの状況を要約した報告書を定期的に作成し、管理者に報告しているか。

②【市場リスク計測結果の分析・活用】

（ⅰ）市場リスク計測手法の算出結果を適切に分析し、市場リスク管理に活用しているか。

（ⅱ）各関連部門は、リスク・レポートを日々の市場リスク管理に活用しているか。

（ⅲ）市場リスク計測結果は、戦略目標、市場リスク管理方針及び市場リスク管理規程の策定並びにモニタリング等に十分に活用されているか。また、運用方針や限度枠の策定に反映しているか。

（ⅳ）市場リスク計測手法により算出した市場リスク量と、限度枠及び収益目標との関係について分析しているか。

（ⅴ）市場リスク計測手法の算出結果（例えば、VaR（バリュー・アット・リスク））を業績評価のために活用しているか。内部管理と整合的な収益ユニット毎に、市場リスク計測手法の算出結果を活用したリスク・リターン分析に基づく業績評価を行っているか。

③【市場リスク計測手法の適切な運営】

（ⅰ）市場リスク計測手法を変更する場合の手続は適切に行われているか。

（ⅱ）市場リスク計測手法の変更に当たっては、市場リスク管理方針と整合的であることを確認した上で、関連する部門や重要なグループ会社等に対して伝達しているか。

（ⅲ）市場部門と市場リスク管理部門は、同一の市場リスク計測手法の算出結果を使用して市場リスク管理を行うことが望ましいが、同一でない場合には、その差異を把握しているか。

⑻　市場リスク計測

①【市場リスク計測手法の適切性の確保】

（ⅰ）保険会社の保有する重要な市場リスクを全て反映する市場リスク計測手法を採用しているか。計測対象外とする市場リスクが存在する場合、重要でないことの妥当性を確保しているか。

（ⅱ）市場リスク計測手法を採用するに当たっては、テスト・データにより他の計測手法で算出した結果と比較・検討した上で、採用を決定しているか。

②【市場リスク計測手法のシステムへの反映】

（ⅰ）市場リスク計測手法（計測手法、前提条件等）及びその変更は、市場リスク計測システムに正しく反映されているか。

（ⅱ）市場部門、市場リスク管理部門及び事務管理部門のシステムの整合性を確保しているか。例えば、市場部門と市場リスク管理部門は同一のモデル（市場リスク計測モデル、プライシング・モデル、リスク・ファクター算出方法等）を使用することが望ましいが、同一でない場合には、その差異を把握しているか。

③【データのシステムへの取込み】

（ⅰ）データを適切なタイミングで取得し、異常データの発見と対処のための具体的運用基準を定め、運営しているか。

（ⅱ）データのエラー・チェックを行っているか。

（ⅲ）外部データは適正なソースのものを使用しているか。異なったソースを使用している場合には、合理的理由及び整合性があるか。データ・ソースの整合性、適時性、信頼性及び独立性に問題はないか。

（ⅳ）ポジション・データの正確性及び完全性を確保しているか。例えば、取引データの入力プロセスは、ダイレクト・リンクにより行われているか。手入力となっている部分については、データの正確性の確認のためのレビューが行われているか。

④【新規商品等への対応】

　新規商品等については、取組前に確実に市場リスクの特性を理解し、市場リスク計測手法に組み込んでいるか。市場リスク計測手法対象外とする場合、計測対象外とする理由は妥当であるか。

⑼　バック・テスティング（統計的手法でリスク量を計測している場合）

①【バック・テスティングの実施】

（ⅰ）バック・テスティングの目的、実施方法、頻度、分析手続及び報告手続について文書化しているか。

（ⅱ）実際に発生した損益又はポートフォリオを固定した場合において発生したと想定される損益のいずれかを使用したバック・テスティングを定期的に実施しているか。市場リスク計測手法の適切性を検証するためには、統計的な検証を行うのに相応の損益を使用しているか。

（ⅲ）各ブロード・リスク・カテゴリー（金利、為替、株式及びコモディティ・リスク。ただし、オプションのボラティリティは関連するリスク・カテゴリーに含む。）内で、過去のデータから計測される相関を考慮している場合には、必要に応じて、ブロード・リスク・カテゴリー別のバック・テスティングを業務内容等に応じて実施しているか。

②【バック・テスティングの結果の分析】

（ⅰ）損益が市場リスク計測手法の算出結果を超過した際の原因を分析・検討し、その原因に応じてモデルの見直しを行っているか。

（ⅱ）損益が市場リスク計測手法の算出結果を超過した回数に応じて適切な対応を行っているか。

（ⅲ）バック・テスティングの結果に基づき、市場リスク計測手法の特性（限界及び弱点）や捕捉していないリスクについて把握し、必要な対応を行うことにより市場リスク計測手法の信頼性や適切性を確保しているか。

（ⅳ）バック・テスティングの結果、その分析及び検討内容は、担当取締役及び取締役会等に報告しているか。バック・テスティングの結果及び分析より、市場リスク計測手法の適切性に問題が発見された場合、速やかな取締役会等への報告及び対応策の策定のための態勢を確保しているか。

⑽　ストレス・テスト（統計的手法でリスク量を計測している場合）

①【ストレス･テストの実施】

（ⅰ）ストレス・テストの目的、実施方法、頻度、分析手続及び報告手続について文書化しているか。

（ⅱ）ストレス・テストを定期的又は必要に応じ随時、適切に実施しているか。

（ⅲ）ストレス・テストの対象となっているリスク・ファクターは、主要な取引をカバーしているか。また、ストレス・テストの対象となっていないリスク・ファクターについては、随時、見直しているか。

②【ストレス・シナリオの設定】

保険会社に重大な影響を及ぼしうる事象や市場リスク計測手法の限界及び弱点を補うシナリオを設定しているか。

・　大きな価格変動と流動性の急激な低下を併せ持った過去の大きな混乱時の市況変動を、現在のポートフォリオに対して適用するストレス・シナリオを設定しているか。

・　当該保険会社のポートフォリオに対して、最悪事態を想定したストレス・シナリオを設定しているか。

・　ストレス・シナリオには、当該保険会社のリスク特性を反映しているか。例えば、オプションやオプションに類似した性質を有する商品の価格特性を考慮しているか。

・　市場リスク計測手法の前提条件等が崩れた場合についてのストレス・シナリオを設定しているか。

③【ストレス・テスト結果の活用】

ストレス・テストの結果、その分析及び検討内容は、担当取締役及び取締役会等に報告しているか。ストレス・テストにおいて多額の損失が予想される場合、速やかな取締役会等への報告及び対応策の策定のための態勢を確保しているか。また、ストレス・テストの結果に応じた対応が策定され、運用方針、限度枠の設定に反映するよう活用しているか。

⑾　市場リスク計測手法の正確性や適切性の検証（統計的手法でリスク量を計測している場合）

（ⅰ）市場リスク計測手法の開発から独立し、かつ十分な能力を有する者により、開発時点及びその後定期的に、市場リスク計測手法の正確性や適切性について検証されているか。また、市場リスク計測手法への重要な変更、市場の構造的な変化又はポートフォリオ構成の大きさの変化によって市場リスク計測手法の正確性や適切性が失われるおそれが生じた場合も検証されているか。

（ⅱ）市場リスク計測手法において、前提条件等が不適切であることによりリスクを過小に評価していないか。

（ⅲ）市場リスク計測手法の正確性や適切性を検証するためにバック・テスティングを行っているか。例えば、中長期的な分析をするなど検証を向上させているか。

（ⅳ）保険会社のポートフォリオと市場リスク計測手法の構造に照らして適切な手法でモデルを検証することにより、妥当な検証結果が得られているか。

（ⅴ）仮想的なポートフォリオを使用した検証により、市場リスク計測手法がポートフォリオの構造的な特性から生じうる影響を適切に把握していると評価できているか。

⑿　市場リスク計測手法に関する記録（統計的手法でリスク量を計測している場合）

市場リスク計測手法、前提条件等を選択する際の検討過程及び決定根拠について、事後の検証や計測の精緻化・高度化のために詳細な記録等を保存し、継承できる体制を整備しているか。例えば、以下の記録を保存しているか。

・　基本設計思想
・　市場リスク計測手法の概要及び詳細説明書（計測手法、前提条件等）
・　市場リスク計測手法選択の検討結果及び決定根拠
・　市場リスク計測手法の正確性・適切性の検証についての実施内容、検討結果及び判断根拠
・　バック・テスティング、ストレス・テストの実施内容、検討結果及び判断根拠
・　各商品のプライシング・モデル

⒀　監査（統計的手法でリスク量を計測している場合）

①【監査プログラムの整備】

市場リスク計測手法の監査を網羅的にカバーする監査プログラムが整備されているか。

- 内部監査の担当者は、市場リスク管理手法に習熟しているか。
- 内部監査は、１年に１回以上の頻度で行っているか。

②【内部監査の監査範囲】

以下の項目について、内部監査を行っているか。

- 市場リスク計測手法と、戦略目標、業務規模・特性及びリスク・プロファイルとの整合性
- 市場リスク計測手法の特性（限界及び弱点）を考慮した運営の適切性
- 市場リスク計測手法に関する記録が適切に文書化され、遅滞なく更新されていること
- 市場リスク計測手法及びプライシング・モデルの使用に習熟した人員の配置の適切性
- 市場リスク計測手法の算出結果が日々の市場リスク管理に統合されていること
- プライシング・モデル及び市場リスク計測手法を含む新しいモデルの承認プロセスの適切性
- 市場リスク管理プロセスにおける変更内容の計測手法への適切な反映
- 市場リスク計測手法によって捉えられる計測対象範囲の妥当性
- 経営陣向けの情報システムに遺漏がないこと
- プライシング・モデルのロジックの合理性
- 市場リスク計測手法、前提条件等の妥当性
- 市場リスク計測に利用されるデータの正確性及び完全性
- 市場リスク計測手法を稼働させる際に使用するデータ・ソースの整合性、適時性、信頼性及び独立性
- バック・テスティングのプロセス及び結果の適正性
- ストレス・テストのプロセス及び結果の適正性
- 定期的な市場リスク計測手法の検証の適切性

③【内部監査の結果の活用】

市場リスク管理部門は、内部監査の結果を踏まえて、市場リスク計測手法を適切に見直しているか。

④【外部監査の結果の活用】

外部監査は、業務内容や内部監査の実施状況を勘案して、適切に実施（範囲、頻度及び深度）しているか。また、市場リスク管理部門は、外部監査の結果を踏まえ

て、市場リスク計測手法を適切に見直しているか。

5．外部業者が開発した市場リスク計測モデルを用いている場合[14]

①【市場リスク計測態勢の適切性】

（ｉ）保険会社の担当者は、計測手法に関する知識を十分持ち、市場リスク計測のモデル化の過程について理解しているか。

（ii）保険会社の市場リスク管理部門及び内部監査部門は、計測手法の理論的及び実証的な妥当性の検証を行っているか。

②【市場リスク計測モデルの適正性】

（ｉ）計測モデルに関してブラックボックスの部分はないか。仮に、ブラックボックスの部分がある場合には、計量モデルの妥当性について検証しているか。

（ii）計測に使用するデータの整合性、正確性は確保されているか。

（iii）保険会社の業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った計測モデルが選択されているか。

③【市場リスク計測モデルの開発業者の管理】

（ｉ）継続的なモデル運用ができ、モデルの精緻化・高度化に向けた取組が可能なモデルの開発業者と委託契約をし、定期的に、開発業者の評価を行っているか。

（ii）市場リスク計測のユーザーに対するサポート体制（研修、コンサルティング及び保守）が十分な開発業者を選定しているか。

（iii）モデルの開発業者における計測モデルの妥当性の検証状況について、定期的に又は必要に応じて随時、報告を受けられる態勢となっているか。

6．システム整備

①【運用サポートシステムの整備】

携わっている全ての主要商品について、運用担当者（又はユニット）毎、拠点毎のポジションがリアルタイム又は少なくとも日次ベースで時価評価できる運用サポートシステムを確保しているか。

また、積極的な市場取引を行う戦略をとる保険会社にあっては、運用担当者毎又はポジション毎のポジション収益管理システムを確保しているか。

②【事務処理等に対応したコンピュータ・システムの整備】

携わっている全ての取引に係る基本的な事務処理、決済及び管理に十分対応できる勘定系・情報系のコンピュータ・システムを確保し管理しているか。

7．時価算定

①【内部規程等の整備】

---

[14] 市場リスクの計測を外部委託している場合は、当検証項目を準用して検証を行う。

会計処理の恣意性を排除し透明性を確保する観点から、取締役会等において明確な内部規程等を制定し、継続的に使用することが必要であり、少なくとも以下の項目について定めているか。また、当該内部規程等は、重要な規程として取り扱い、その変更に際しても制定の際に準じた手続をとっているか。

イ．時価を算定する部門の管理者の権限及び義務

ロ．内部規程等の遵守義務及び変更手続

ハ．時価の算定方法に係る基本的考え方

・　特定取引及び非特定取引を行う組織から独立した他の組織による時価の算定

・　時価の算定方法（時価の算定方法を別の書類に定める場合はその旨の規定）

・　時価の算定にフロント機能を有する組織が関与する必要がある場合は、その関与の方法

②【時価算定部門の独立性】

時価算定の方法の公正性を確保する観点から、市場部門と時価算定を担当する部門が異なっているか。時価算定を担当する部門が、市場部門から算定の客観性を損なうような関与を受けていないか。

③【時価算定の客観性の確保】

（ⅰ）内部規程等に基づき時価算定要領等を定め、継続的に使用しているか。また、制度改正、評価手法の開発等により、算定方法を変更する必要が生じた場合には、内部規程等に基づき速やかに改正しているか。なお、算定方法の変更状況を明確にしているか。

（ⅱ）時価算定要領等については、内容の公正性・妥当性の確保のため、市場部門（いわゆるフロント機能を有する部門）及び保険商品を開発する部門から独立した他の部門（例えば、リスク管理部門や内部監査部門等）のチェックを受けた上で、承認権限を有するものが適切に承認しているか。また、当該要領等の運用状況についても定期的に、市場部門、保険商品を開発する部門及び時価算定を担当する部門から独立した他の部門のチェックを受けているか。

（ⅲ）「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準委員会）等に基づき、適正に時価が算定されているか。また、時価の算定については、自らの責任で行っているか。特に、第三者から時価情報を入手する場合には、定期的に入手した上で、時価の妥当性につき自ら検証しているか。

（ⅳ）時価算定の客観性確保の状況に関して、内部監査の重点項目に含まれているか。

８．特定取引関連（特定取引勘定設置保険会社の場合）

①【内部規程等の整備】

区分経理において恣意性を排除し透明性を確保する観点から、取締役会等において明確な内部規程等を制定し、継続的に使用することが必要であり、上記Ⅲ．７．

①に加え、少なくとも以下の項目について定めているか。また、当該内部規程等は、重要な規程として取り扱い、その変更に際しても制定の際に準じた手続をとっているか。

イ．規則上の「特定取引目的」の定義に基づく、区分経理に係る明確な運用ルール

- 特定取引目的の定義
- 取引目的による明確な組織区分（ユニット単位による人的な区分）と独立した意思決定権限
- 特定取引を行う組織とそれ以外の組織との間の運用担当者の兼務の制限
- 勘定間の振替の禁止（ただし、法令に基づき当局に届出した範囲内で行う場合を除く。）
- 特定取引有価証券の取引相手のマーケットへの限定やヘッジ目的の認識

ロ．特定取引を行う部門の管理者の権限及び義務

ハ．内部規程等の遵守義務及び変更手続

ニ．内部取引を行う場合のルールと管理の方法

- 内部取引の定義及び対象
- 内部取引を行う場合の基本方針
- フロント組織から独立した他の組織による内部取引の承認
- 内部取引を行う場合の承認手続及び保存書類

ホ．委託取引を行う場合のルール

②【組織及び人員の分離】

特定取引勘定に係る取引を行う組織（少なくともいわゆるフロント機能を有する組織）は、ユニット（例えば、室、課、グループ等）単位以上の組織として、同様の取引を行うが取引目的が異なる非特定取引勘定に係る取引を行う組織とは組織的にも、また、人的にも別に構成していることが望ましい。

なお、特定取引及びその対象となる財産がその他の取引及び財産と客観的かつ明確に区別されており、経理操作のおそれがないと認められる場合には、必ずしもこの組織区分は求めない。

③【帳簿の管理】

特定取引勘定に係る帳簿は、特定取引及びその対象財産とその他の取引及び財産を明確に区別して管理することができるものとなっているか。

④【特定取引勘定に係る取引を行う組織における非特定取引勘定に係る取引の禁止】

特定取引勘定に係る取引を行っている組織において、非特定取引勘定に係る取引を行っていないか（その逆も）。（ただし、特定取引及びその対象となる財産がその他の取引及び財産と客観的かつ明確に区別されており、経理操作のおそれがないと認められる場合を除く。）

⑤【恣意的な勘定選択の禁止】

本来、非特定取引勘定で処理すべき取引について、マーケット・リスク対策等の理由により特定取引勘定における取引として処理するなど、恣意的に勘定を決定していないか。

⑥【内部取引の適正性】

同一保険会社内における内部取引については、会計制度の違いを利用した損益の計上がなされ得るため、恣意的取引を排除する観点から、内部取引は、特定取引勘定設置の届出をした際の「内部取引を行う場合の取扱いに関する事項を記載した書類」（又は特定取引勘定に関する内部規程）等に沿って適正に行っているか。

⑦【時価算定の客観性の確保】

特定取引勘定における時価算定の客観性を確保するため、内部管理の際の留意点として特に以下の項目が含まれているか。

イ．規則で限定された取引範囲に違反していないか。（取引所取引、有価証券関連取引、金銭債権の取得及び譲渡は、勘定間取引ができない。）

ロ．内部取引が時価により行われるなど、内部規程等に基づき適切に行われ、内部牽制が効果的に発揮されているか。

ハ．内部取引であることが伝票上明示され、区分保管されているか。

ニ．意図的な損益調整が行われていないか。

⑧【情報開示】

ディスクロージャーの観点から、適切な区分経理、客観的な時価の把握・管理について以下の項目を開示しているか。

イ．特定取引勘定の枠組み（「特定取引目的の取引」の定義、具体的な対象商品、組織区分等）

ロ．時価の客観性確保手段等

ハ．特定取引勘定に係る財務情報

（別紙２）

Ⅰ．経営陣による信用リスク管理態勢の整備・確立状況

【検証ポイント】
- 信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む。）の価値が減少ないし消失し、保険会社が損失を被るリスクである。このうち、特に、海外向け信用供与について、与信先の属する国の外貨事情や政治・経済情勢等により保険会社が損失を被るリスクを、カントリー・リスクという。
- 保険会社における信用リスク管理態勢の整備・確立は、保険会社の業務の健全性及び適切性の観点から極めて重要であり、経営陣には、これらの態勢の整備・確立を自ら率先して行う役割と責任がある。
- 検査官は、保険会社の戦略目標、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った適切な信用リスク管理態勢が整備されているかを検証することが重要である。

  なお、保険会社が採用すべき信用リスク評価方法の種類や水準は、保険会社の戦略目標、業務の多様性及び直面するリスクの複雑さによって決められるべきものであり、複雑又は高度な信用リスク評価方法が、全ての保険会社にとって適切な方法であるとは限らないことに留意する。
- 検査官は、①方針の策定、②内部規程・組織体制の整備、③評価・改善態勢の整備がそれぞれ適切に経営陣によってなされているかといった観点から、信用リスク管理態勢が有効に機能しているか否か、経営陣の役割と責任が適切に果たされているかをⅠ．のチェック項目を活用して具体的に確認する。
- Ⅱ．以降のチェック項目の検証において問題点の発生が認められた場合、当該問題点がⅠ．のいずれの要素の欠如又は不十分に起因して発生したものであるかを漏れなく検証し、双方向の議論を通じて確認する。
- 検査官が認識した弱点・問題点を経営陣が認識していない場合には、特に、態勢が有効に機能していない可能性も含めて検証し、双方向の議論を通じて確認する。
- 検査官は、前回検査における指摘事項のうち、軽微でない事項の改善状況について検証し、実効性ある改善策が策定され実行されているか否か確認する。

１．方針の策定

①【取締役の役割・責任】

取締役は、信用リスク管理を軽視することが戦略目標の達成に重大な影響を与えることを十分に認識し、信用リスク管理を重視しているか。特に担当取締役は、貸付金のみならず信用リスクを有する資産及びオフバランス項目（市場取引に係る信用リスクを含む。）を統合した上で、保険会社と重要なグループ会社とを（法令等に抵触しない範囲で）一体として管理することの必要性について理解しているか。ま

た、信用リスクの所在、信用リスクの種類・特性及び信用リスクの特定・評価・モニタリング・コントロール等の手法並びに信用リスク管理の重要性を十分に理解し、この理解に基づき当該保険会社の信用リスク管理の状況を的確に認識し、適正な信用リスク管理態勢の整備・確立に向けて、方針及び具体的な方策を検討しているか。例えば、担当取締役は信用リスク計測・分析方法（手法、前提条件等を含む。）の限界及び弱点を理解し、それを補う方策を検討しているか。

②【融資部門等の戦略目標の整備・周知】

取締役会等は、信用リスクを踏まえた上で、保険会社全体の戦略目標と整合的な融資部門等の戦略目標を策定し、組織内に周知させているか。融資部門等の戦略目標の策定に当たっては、自己資本等の経営体力を踏まえ、例えば、以下の項目について留意しているか。

- 収益確保を優先するあまり信用リスク管理を軽視したものになっていないか。特に、長期的な信用リスクを軽視し、短期的な収益確保を優先した目標の設定や当該目標を反映した業績評価の設定を行っていないか。
- 特定の業種又は特定のグループなどに対する信用リスクの集中を排除するなど、信用リスク管理の観点から適切なものとなっているか。

③【信用リスク管理方針の整備・周知】

取締役会は、信用リスク管理に関する方針（以下「信用リスク管理方針」という。）を定め、組織全体に周知させているか。例えば、以下の項目について明確に記載される等、適切なものとなっているか。

- 信用リスク管理に関する担当取締役及び取締役会等の役割・責任
- 信用リスク管理に関する部門（以下「信用リスク管理部門」という。）の設置、権限の付与等の組織体制に関する方針
- 信用リスクの特定、評価、モニタリング及びコントロールに関する方針

④【方針策定プロセスの見直し】

取締役会は、定期的に又は必要に応じて随時、信用リスク管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、方針策定のプロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

２．内部規程・組織体制の整備

①【内部規程の整備・周知】

取締役会等は、信用リスク管理方針に則り、信用リスク管理に関する取決めを明確に定めた内部規程（以下「信用リスク管理規程」という。）を信用リスク管理部門の管理者（以下本別紙において単に「管理者」という。）に策定させ、組織内に周知させているか。取締役会等は、信用リスク管理規程についてリーガル・チェック等を経て、信用リスク管理方針に合致することを確認した上で承認しているか。

② 【信用リスク管理部門の態勢整備】

（ｉ）取締役会等は、信用リスク管理方針及び信用リスク管理規程に則り、信用リスク管理部門を設置し、適切な役割を担わせる態勢を整備しているか。[1]

（ⅱ）取締役会は、信用リスク管理部門に、当該部門を統括するのに必要な知識と経験を有する管理者を配置し、当該管理者に対し管理業務の遂行に必要な権限を与えて管理させているか。

（ⅲ）取締役会等は、信用リスク管理部門に、その業務の遂行に必要な知識と経験を有する人員を適切な規模で配置し、当該人員に対し業務の遂行に必要な権限を与えているか。[2]

（ⅳ）取締役会等は、信用リスク管理部門について融資部門等からの独立性を確保することなどにより、牽制機能が発揮される態勢を整備しているか。

③ 【融資部門等における信用リスク管理態勢の整備】

取締役会等は、管理者又は信用リスク管理部門を通じ、管理すべき信用リスクの関係する部門（例えば、融資部門）に対し、遵守すべき内部規程・業務細則等を周知させ、遵守させる態勢を整備するなど、信用リスク管理の実効性を確保する態勢を整備しているか。例えば、管理者に融資部門等が遵守すべき内部規程・業務細則等を特定させ、効果的な研修を定期的に行わせる等の具体的な施策を行うよう指示しているか。

④ 【取締役会等への報告・承認態勢の整備】

取締役会等は、報告事項及び承認事項を適切に設定した上で、管理者に、定期的に又は必要に応じて随時、取締役会等に対し信用リスク管理の状況（特定の業種又は特定のグループに対する与信集中の状況を含む。）を報告させ、又は承認を求めさせる態勢を整備しているか。特に、経営に重大な影響を与える事案については、取締役会等に対し速やかに報告させる態勢を整備しているか。

⑤ 【監査役への報告態勢の整備】

取締役会は、監査役へ直接報告されるべき事項を特定した場合には、報告事項を適切に設定した上で管理者から直接報告を行わせる態勢を整備しているか。[3]

⑥ 【内部監査実施要領及び内部監査計画の策定】

取締役会等は、内部監査部門又は内部監査部門長に、信用リスク管理について監査すべき事項を適切に特定させ、内部監査の実施対象となる項目及び実施手順を定

---

[1] 信用リスク管理部門を独立した態様で設置しない場合（例えば、他のリスク管理部門と統合した一つのリスク管理部門を構成する場合のほか、他の業務と兼担する部署が信用リスク管理を担当する場合や、部門や部署ではなく責任者が信用リスク管理を担当する場合等）には、当該保険会社の規模・特性及びリスク・プロファイルに応じ、その態勢のあり方が十分に合理的で、かつ、機能的な側面から見て部門を設置する場合と同様の機能を備えているかを検証する。

[2] 人員の配置及び権限の付与についての権限が取締役会等以外の部署・役職にある場合には、その部署・役職の性質に照らし、牽制機能が働く等合理的なものとなっているか否かを検証する。

[3] このことは、監査役が自ら報告を求めることを妨げるものではなく、監査役の権限及び活動を何ら制限するものではないことに留意する。

めた要領（以下「内部監査実施要領」という。）並びに内部監査計画を策定させた上で承認しているか。[4]例えば、以下の項目については、内部監査実施要領又は内部監査計画に明確に記載し、適切な監査を実施する態勢を整備しているか。

・　信用リスク管理態勢の整備状況
・　信用リスク管理方針、信用リスク管理規程等の遵守状況
・　業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った信用リスク管理プロセスの適切性
・　信用リスク評価方法（手法、前提条件等を含む。）の妥当性
・　信用リスク評価で利用されるデータの正確性及び完全性
・　信用リスク評価の限界・弱点を踏まえた運営の適切性
・　ストレス・テストにおけるシナリオ等の妥当性
・　内部監査及び前回検査における指摘事項に関する改善状況

⑦【内部規程・組織体制の整備プロセスの見直し】

取締役会等は、定期的に又は必要に応じて随時、信用リスク管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、内部規程・組織体制の整備プロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

３．評価・改善活動

⑴　分析・評価

①【信用リスク管理の分析・評価】

取締役会等は、監査役監査、内部監査及び外部監査の結果、各種調査結果並びに各部門からの報告等全ての信用リスク管理の状況に関する情報に基づき、信用リスク管理の状況を的確に分析し、信用リスク管理の実効性の評価を行った上で、態勢上の弱点、問題点等改善すべき点の有無及びその内容を適切に検討するとともに、その原因を適切に検証しているか。また、必要な場合には、利害関係者以外の者によって構成された調査委員会等を設置する等、その原因究明については万全を期しているか。

②【分析・評価プロセスの見直し】

取締役会等は、定期的に又は必要に応じて随時、信用リスク管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、分析・評価のプロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

⑵　改善活動

①【改善の実施】

取締役会等は、上記３．⑴の分析・評価及び検証の結果に基づき、必要に応じて

[4] 内部監査計画についてはその基本的事項について承認すれば足りる。

改善計画を策定しこれを実施する等の方法により、適時適切に当該問題点及び態勢上の弱点の改善を実施する態勢を整備しているか。

②【改善活動の進捗状況】

取締役会等は、改善の実施について、その進捗状況を定期的に又は必要に応じて随時、検証し、適時適切にフォローアップを図る態勢を整備しているか。

③【改善プロセスの見直し】

取締役会等は、定期的に又は必要に応じて随時、信用リスク管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、改善プロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

Ⅱ．管理者による信用リスク管理態勢の整備・確立状況

【検証ポイント】
- 本章においては、管理者及び信用リスク管理部門が果たすべき役割と負うべき責任について検査官が検証するためのチェック項目を記載している。
- Ⅱ．の各チェック項目の検証において問題点の発生が認められた場合、当該問題点がⅠ．のいずれの要素の欠如又は不十分に起因して発生したものであるかをⅠ．の本別紙において漏れなく検証し、双方向の議論を通じて確認する。
- 検査官が発見した問題点を経営陣が認識していない場合には、特に上記Ⅰ．の各態勢及びその過程が適切に機能していない可能性も含め、厳格に検証し、双方向の議論を通じて確認する。
- 検査官は、前回検査における指摘事項のうち、軽微でない事項の改善状況について検証し、実効性ある改善策が策定され実行されているか否か確認する。

１．管理者の役割・責任

①【信用リスク管理規程の整備・周知】

管理者は、信用リスクの所在、種類・特性及び管理手法を十分に理解し、信用リスク管理方針に沿って、リスクの特定、評価及びモニタリングの方法を決定し、これに基づいたリスクのコントロールに関する取決めを明確に定めた、統合的リスク管理態勢と整合的な信用リスク管理規程を策定しているか。信用リスク管理規程は、取締役会等の承認を受けた上で、組織内に周知されているか。

②【信用リスク管理規程の内容】

信用リスク管理規程の内容は、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに応じ、信用リスクの管理に必要な取決めを網羅し、適切に規定されているか。例えば、以下の項目について明確に記載される等、適切なものとなっているか。

- 信用リスク管理部門の役割・責任（問題債権として管理が必要な債権の範囲及び問題先に対する取組方針を含む。）及び組織に関する取決め
- 信用リスク管理の管理対象とするリスクの特定に関する取決め
- 信用リスク評価方法に関する取決め
- 信用リスクのモニタリング方法に関する取決め
- 取締役会等に報告する態勢に関する取決め

③【管理者による組織体制の整備】

（ⅰ）管理者は、信用リスク管理方針及び信用リスク管理規程に基づき、適切な信用リスク管理を行うため、信用リスク管理部門の態勢を整備し、牽制機能を発揮させるための施策を実施しているか。

（ⅱ）管理者は、統合的リスク管理に影響を与える態勢上の弱点・問題点等を把握した場合、統合的リスク管理部門又は資産運用リスク管理部門へ速やかに報告する態勢

を整備しているか。

（ⅲ）管理者は、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った信頼度の高い信用リスク管理システム[5]を整備しているか。

（ⅳ）管理者は、信用リスク管理を実効的に行う能力を向上させるための研修・教育態勢を整備し、専門性を持った人材の育成を行っているか。

（ⅴ）管理者は、定期的に又は必要に応じて随時、取締役会等が設定した報告事項を報告する態勢を整備しているか。特に、経営に重大な影響を与える事案については、取締役会等に対し速やかに報告する態勢を整備しているか。

④【信用リスク管理規程及び組織体制の見直し】

管理者は、継続的に信用リスク管理部門の職務の執行状況に関するモニタリングを実施しているか。また、定期的に又は必要に応じて随時、信用リスク管理態勢の実効性を検証し、必要に応じて信用リスク管理規程及び組織体制の見直しを行い、又は取締役会等に対し改善のための提言を行っているか。

２．信用リスク管理部門の役割・責任[6]

①【審査部門の役割・責任】

（ⅰ）審査部門は、例えば、融資部門等から独立し、審査部門の担当取締役は融資部門等の取締役が兼務していないなど、融資部門等の影響を受けない体制となっているか。なお、審査部門が融資部門等から独立していない場合及び審査部門の担当取締役が融資部門等の取締役と兼務している場合には、適切な審査を行うための牽制機能が確保されているか。

（ⅱ）審査部門は、与信先の財務状況、資金使途、返済財源等を的確に把握するとともに、与信案件のリスク特性を踏まえて適切な審査及び管理を行っているか。例えば、外部格付に過度に依存していないか。また、シンジケート・ローンに参加する場合、借入人について適切に実態を把握し融資判断を行っているか。さらに、シンジケート・ローンやプロジェクト・ファイナンスへの参加等において、いわゆるコベナンツを用いる場合には、これを適切に設定・管理を行う態勢となっているか。[7]

（ⅲ）審査部門は、融資部門において、審査部門の指示が適切に実行されているか検証しているか。

②【与信管理部門の役割・責任】

（ⅰ）与信管理部門は、与信先の業況推移等の状況等について、保険会社と重要なグループ会社とを（法令等に抵触しない範囲で）一体として管理する機能と権限を有し

[5] システムには、中央集中型の汎用機システムや分散系システムのほか、EUC（エンド・ユーザー・コンピューティング）によるものも含まれることに留意する。
[6] 信用リスク管理部門として以下に記載のある審査部門、与信管理部門及び問題債権の管理部門について、組織形態としてこれらの部門が設置されているかを検証するのではなく、これらの部門の役割・責任が機能として果たされているかを検証することに留意する。
[7] コベナンツについては、他の部門が継続管理する場合もあることに留意する。

ているか。また、貸付金のみならず信用リスクを有する資産及びオフ・バランス項目（市場取引に係る信用リスクを含む。）について、統合的に管理する態勢となっているか。

（ⅱ）与信管理部門は、直面する信用リスクを洗い出し、洗い出したリスク・プロファイルを踏まえ、管理対象とするリスクを特定しているか。また、当該保険会社の業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに応じ、信用格付等を用いて信用リスクの評価・計測を行っているか。

（信用格付についてはⅢ．①【信用格付】、信用リスクの計測手法については、Ⅲ．⑦【信用リスクの計測手法を用いている場合の検証項目】を参照）

（ⅲ）与信管理部門は、クレジット・リミットの設定や与信集中リスクの管理等を通じて、信用リスクを適切にコントロールしているか。

（クレジット・リミットについては、Ⅲ．②【クレジット・リミット】、信用集中リスクの管理についてはⅢ．③【信用集中リスクの管理】を参照）

（ⅳ）与信管理部門は、与信ポートフォリオの状況（特定の業種又は特定のグループに対する信用集中の状況等）を適切に把握・管理するとともに、ポートフォリオの状況を定期的に取締役会等に報告しているか。

（ⅴ）与信管理部門は、償却・引当額が信用リスクに見合ったものとなっているか、検証しているか。また、償却・引当額を正確に取締役会に報告しているか。

（ⅵ）与信管理部門は、信用格付の正確性や与信先の管理などの与信管理の適切性について検証するとともに、その検証結果を定期的に及び必要に応じて随時、取締役会等に報告しているか。

③【問題債権の管理部門の役割・責任】

（ⅰ）問題債権の管理部門は、問題債権が保険会社の経営の健全性に与える影響を認識し、信用リスク管理規程に基づき、問題債権として管理が必要な債権を早期に把握する態勢を整備しているか。

（ⅱ）問題債権の管理部門は、信用リスク管理規程に基づき、問題先の経営状況等を適切に把握・管理し、債務者等の要請に基づき、必要に応じて再建計画の策定の指導や整理・回収を行っているか。

（ⅲ）問題債権の管理部門は、問題債権の状況について取締役会等が定めた報告事項を報告するための態勢を整備しているか。

Ⅲ．個別の問題点

【検証ポイント】
・ 本章においては、信用リスク管理の実態に即した個別具体的な問題点について検査官が検証するためのチェック項目を記載している。これらの項目の検証に当たっては、商品特性を考慮しつつ、これらの項目の趣旨を踏まえて検証をする必要がある。
・ Ⅲ．の各チェック項目の検証において問題点の発生が認められた場合、当該問題点がⅠ．又はⅡ．のいずれの要素の欠如又は不十分に起因して発生したものであるかをⅠ．又はⅡ．の本別紙において漏れなく検証し、双方向の議論を通じて確認する。
・ 検査官が発見した問題点を経営陣が認識していない場合には、特に上記Ⅰ．の各態勢及びその過程が適切に機能していない可能性も含め、厳格に検証し、双方向の議論を通じて確認する。
・ 検査官は、前回検査における指摘事項のうち、軽微でない事項の改善状況について検証し、実効性ある改善策が策定され実行されているか否か確認する。

①【信用格付】

信用リスクを的確に評価・計測するため、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに照らして適切な信用格付制度を整備しているか。格付区分は信用リスク管理の観点から有意かつ整合的なものとなっているか。

（ⅰ）信用格付は、債務者の財務内容、信用格付業者による格付、信用調査機関の情報などに基づき、債務者の信用リスクの程度に応じて付与されているか。また、信用格付は債務者区分と整合的であるか。

（ⅱ）信用格付は、正確かつ検証可能な客観性のある形で付与されているか。また、適切な有効期限を設ける等により、適時に見直す態勢となっているか。さらに、延滞の発生、資金繰り悪化、業績の悪化、親会社支援の変化、大口販売先の倒産等の情報を適時適切に信用格付に反映する態勢となっているか。

②【クレジット・リミット】

（ⅰ）大口の与信や反復・継続的な与信を行う場合等においては、必要に応じて予めクレジット・リミット（与信額の上限、与信総額に占める比率の上限、与信方針の再検討を行う与信額等）を設定しているか。具体的な設定や見直し等の管理は、取締役会等の承認を受けて定められた基準に従い、営業推進部門等から独立した与信管理部門が行っているか。

（ⅱ）与信管理部門は、クレジット・リミットを超えた際の与信管理部門（必要に応じ取締役会等）への報告体制、権限、手続等を定めたクレジット・リミットに係る内部規程・業務細則等を策定しているか。また、当該規程等に従って適切にクレジット・リミットの管理を行っているか。

③【信用集中リスクの管理】

（ｉ）保険会社の経営に対して大きな影響を及ぼす可能性のある大口与信先については、合理的な基準により抽出・把握し、その信用状況や財務状況について個別かつ継続的にモニタリングを行い、個別に管理する態勢となっているか。大口先の抽出・把握は、関連企業も含めた企業グループを総体的に対象としたものとなっているか。

（ⅱ）取締役会等は、自ら大口与信先を的確に把握し、大口与信先の信用リスク管理を主体的に行っているか。

（ⅲ）特定の業種、地域、商品等のリスク特性が相似した対象への与信については、例えば、それぞれのポートフォリオのクレジット・リミットの設定や債権流動化等による信用リスクの分散化により、適切に管理する態勢が整備されているか。

④【個別案件審査・管理】

（ｉ）保険契約獲得のための融資や投機的不動産融資や過剰な財テク融資等の禁止、及び反社会的勢力に対する資金供給の拒絶など、健全な事業を営む融資先に対する円滑な資金供給を果たすための適切な審査態勢が整備されているか。

　また、当局が定める保険検査マニュアルや当局が行う金融検査を理由に、新規融資の謝絶や健全な事業を営む融資先に対する資金供給の拒否や資金回収を行うなどの不適切な取扱いを行っていないか。

（ⅱ）中小・零細企業等に対する与信に関しては、総じて景気の影響を受けやすく、一時的な要因により債務超過に陥りやすいといった中小・零細企業等の経営・財務面の特性を踏まえ、与信先の経営実態を総合的に勘案した信用格付等の与信管理を行っているか。

（ⅲ）有価証券の投資について、貸付等と合わせ、信用供与が特定業種、特定発行体（カントリー・リスクを含む。）に偏重しないような銘柄設定基準の設定を行うなど、信用リスクを踏まえた基準を設定しているか。また、特にハイリスク商品への投資については厳重に管理できる基準を設定しているか。

⑤【問題債権の管理】

（ｉ）問題債権の管理に当たっては、債務者の再生可能性を適切に見極め、再生可能な債務者については、極力、再生の方向で取り組むこととしているか。その際、債務者等の要請に基づき、必要に応じて会社分割、ＤＥＳ（デット・エクイティ・スワップ）、ＤＤＳ（デット・デット・スワップ）、企業再生ファンド等を活用した市場に評価される再建計画の策定に努め、私的整理ガイドラインに沿った整理や法的手続による速やかな対応を実施する態勢となっているか。

（ⅱ）延滞が発生した債務者について、延滞発生原因の把握・分析を行っているか。

（ⅲ）問題債権を売却・流動化（証券化）することによりオフ・バランス化する場合には、信用補完等により実質的に当該債権の信用リスクを負担し続けることなく、その信用リスクが明確に切り離されることを確認・検証できる態勢となっているか。

また、問題債権の売却・流動化に当たっては、原債務者の保護に配慮し、債務者等を圧迫し又はその生活や業務の平穏を害するような者に対して譲渡しない態勢を整備しているか。

⑥【償却・引当額の検証】

取締役会等は、償却・引当額の報告を受けた際、償却・引当額の水準が信用リスクに見合った十分なものとなっていることを検証しているか。

⑦【信用リスクの計測手法を用いている場合の検証項目】

（ｉ）信用リスク計測態勢の確立

イ．信用リスク計測態勢に概念上の問題がなく、かつ、遺漏のない形で運営されているか。

ロ．信用リスク管理方針のもとで、信用リスク計測手法（モデル）の位置づけを明確に定め、例えば、以下の項目について把握した上で運営しているか。また、重要なグループ会社に対しても問題がないか確認しているか。

ａ．当該保険会社の戦略目標や業務の規模・特性及びリスク・プロファィル

ｂ．ａ．を踏まえた信用リスク計測手法の基本設計思想

ｃ．ｂ．に基づいた信用リスクの特定及び計測（範囲、手法、前提条件等）

ｄ．ｃ．から生じる信用リスク計測手法の特性（限界及び弱点）及び当該手法の妥当性

ｅ．ｄ．を検証するための検証方法の内容

ハ. 資本配賦運営[8]を行っている場合、信用リスク計測手法で算出された結果を踏まえ、資本配賦運営の方針を策定しているか。計測対象外の信用リスクがある場合には、計測対象外としたことについて合理的な理由があるか。また、当該対象外リスクを十分に考慮してリスク資本を配賦しているか。

（ⅱ）取締役及び監査役の適切な関与

イ．信用リスク計測手法への理解

ａ．取締役は、信用リスク計測手法及びリスク限度枠又はリスク資本枠（資本配賦運営を行っている場合）の決定が、経営や財務内容に重大な影響を及ぼすことを理解しているか。

ｂ．担当取締役は、当該保険会社の業務について必要とされる信用リスク計測手法を理解し、その特性（限界及び弱点）を把握しているか。

ｃ．取締役及び監査役は、研修を受けるなどして、信用リスク計測手法について理解を深めているか。

ロ．信用リスク管理への取組み

取締役は、必要に応じ、信用リスク計測手法による信用リスク管理に積極的に関与しているか。

[8] 統合的リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト参照。

（ⅲ）信用リスクの計測

イ．統一的な尺度による信用リスク量の計測

信用リスク量を、統一的な尺度で定量的に把握しているか。統一的な尺度は、全ての必要な信用リスク要素を把握・計測していることが望ましいが、仮に、統一的な尺度で十分な把握・計測を行っていない信用リスクが存在している場合には、補完的な情報を用いることにより、経営上の意思決定に際して、必要な全ての要素を勘案していることを確保しているか。

信用リスク量の計測は、例えば、統計的手法を用いたVaR法等の、合理的、かつ、客観的で精緻な方式を採用して行っているか。

ロ．継続的な検証、ストレス・テスト

ａ．与信管理部門は、継続的な検証（バック・テスティング等）により、計測手法の妥当性を定期的に分析しているか。また、計測手法の見直しは内部規程等に基づいて行われているか。

ｂ．与信管理部門は、信用リスク計測手法の限界及び弱点を踏まえ、ストレス・シナリオに基づくストレス・テストにより、信用リスクのストレス状況を把握し、適切に活用しているか。

ハ．計測手法等の検証態勢及び管理態勢

信用リスク計測手法の開発から独立し、かつ十分な能力を有する者により、開発時点及びその後定期的に、信用リスク計測手法、前提条件等の妥当性について検証されているか。仮に、信用リスク計測手法、前提条件等に不備が認められた場合には、適切に修正を行っているか。

また、信用リスク計測手法、前提条件等について、合理的な理由によらずに改変することができないような体制、内部規程等を整備し、その定められた内部規程等に従って適切に信用リスク計測手法の管理を行っているか。

（ⅳ）信用リスク計測手法に関する記録

信用リスク計測手法、前提条件等を選択する際の検討過程及び決定根拠について、事後の検証や計測の精緻化・高度化のために必要な記録等を保存し、継承できる態勢を整備しているか。

（ｖ）監査

イ．監査プログラムの整備

信用リスク計測手法の監査を網羅的にカバーする監査プログラムが整備されているか。

ロ．内部監査の監査範囲

以下の項目について、内部監査を行っているか。

・　信用リスク計測手法と、戦略目標、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルとの整合性

・　信用リスク計測手法の特性（限界及び弱点）を考慮した運営の適切性
・　信用リスク計測手法に関する記録は適切に文書化され、遅滞なく更新されていること
・　信用リスク管理プロセスにおける変更内容の計測手法への適切な反映
・　信用リスク計測手法によって捉えられる計測対象範囲の妥当性
・　経営陣向けの情報システムに遺漏がないこと
・　信用リスク計測手法、前提条件等の妥当性
・　信用リスク計測に利用されるデータの正確性及び完全性
・　継続的な検証（バック・テスティング等）のプロセス及び結果の適正性

ハ．監査結果の活用

与信管理部門は、監査の結果を踏まえて、信用リスク計測手法を適切に見直しているか。

（vi）外部業者が開発した信用リスク計測モデル[9]

イ．信用リスク計測態勢の適切性

ａ．保険会社の担当者は、計測手法に関する知識を十分持ち、信用リスク計測のモデル化の過程について理解しているか。

ｂ．保険会社の与信管理部門及び内部監査部門は、計測手法の理論的及び実証的な妥当性検証を行っているか。

ロ．信用リスク計測モデルの適正性

ａ．計測モデルに関してブラックボックスの部分はないか。仮に、ブラックボックスの部分がある場合には、計測モデルの妥当性について検証しているか。

ｂ．計測に使用するデータの整合性、正確性は確保されているか。

ｃ．保険会社の業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った計測モデルが選択されているか。

ハ．信用リスク計測モデルの開発業者の管理

ａ．継続的なモデル運用ができ、モデルの精緻化・高度化に向けた取組が可能なモデルの開発業者と委託契約をし、定期的に、開発業者の評価を行っているか。

ｂ．信用リスク計測のユーザーに対するサポート体制（研修、コンサルティング及び保守）が十分な開発業者を選定しているか。

ｃ．モデルの開発業者における計測モデルの妥当性の検証状況について、定期的に又は必要に応じて随時、報告を受けられる態勢となっているか。

⑧【市場取引に係る信用リスク管理】

（ⅰ）市場取引に係る信用リスク量の計測

信用リスク量の計測は、最低限、想定元本方式又はオリジナル・エクスポージャー方式（想定・契約元本に商品・取引期間ごとの掛目を乗ずる方式）で把握してい

[9] 信用リスクの計測を外部委託している場合は、当検証項目を準用して検証を行う。

るか。

また、積極的な市場取引を行う戦略をとる場合や海外拠点を設置して市場取引を行う場合には、信用リスク量の計測は、カレント・エクスポージャー方式（再構築コストとポテンシャル・エクスポージャーの合計）で行っているか。

（ⅱ）ポジション、時価評価、信用リスク量のオンバランスとオフバランス一体管理

少なくとも月次で、また、新規与信や与信の更新時には、その時点（あるいは直近時点）での取引先ごとのオンバランスとオフバランス一体での信用リスク量を正確に把握しているか。

積極的な市場取引を行う戦略をとる保険会社にあっては、取引先ごとの個別取引状況を把握し、時価、信用リスク量をオンバランスとオフバランス一体で名寄せ管理し、信用リスクの管理者に対してエクスポージャーとクレジット・リミットの状況について適時かつ正確な情報提供を行っているか。

（ⅲ）与信の承認体制の明確化及び与信承認機能の独立

取引相手先の選択に当たっては、取引相手先の信用リスク等を十分検討しているか。

積極的な市場取引を行う戦略をとる保険会社にあっては､少なくとも年１回以上、取引先の信用リスクを分析しているか。また、頻繁・継続的に取引が行われている場合は、予めクレジット・リミットを設定しているか。

クレジット・リミットの設定、見直し等の管理は、市場部門等から独立した部門で行っているか。また、設定されたクレジット・リミットは、他の与信基準との整合性を図っていることが望ましい。

（ⅳ）クレジット・リミットに係る規程の整備及びクレジット・リミットの適切な管理

クレジット・リミットに接近した際の管理方針（信用リスク補完策等）やクレジット・リミットを超えた際の管理者への報告体制、権限、手続等の規程を明確に定めているか。

また、規程に従って適切にクレジット・リミットを管理しているか。

積極的な市場取引を行う戦略をとる保険会社にあっては、信用リスク額がクレジット･リミットに達した場合には､新たな信用の供与に繋がるような取引を停止し、規程に従い管理者（必要に応じて代表取締役及び取締役会）へ報告の上、クレジット・リミットの見直し等の対応方針を管理者（必要に応じて代表取締役及び取締役会）の承認を得た上で決定し、実施しているか。また、既存取引についても担保の追加徴求等のリスク軽減策を講じていることが望ましい。

なお、取引先に対する信用リスク額が上限に達する前の段階に適切なアラーム・ポイントを設け、アラーム・ポイントに達した場合に、取引先と信用リスクの補完策に対する協議を開始するなどの規程を設け、クレジット・リミットを管理することも有効である。

（ｖ）リスク軽減措置の活用

信用リスクの軽減のため、契約の法的有効性を確認した上で、ネッティング契約、担保徴求、保証等を活用していることが望ましい。

オペレーショナル・リスク等管理態勢の確認検査用チェックリスト

Ⅰ．経営陣によるオペレーショナル・リスク等管理態勢の整備・確立状況

【検証ポイント】

・　本チェックリストにおいて、「オペレーショナル・リスク等」とは、①～④をいい、「オペレーショナル・リスク等管理」とは、①～④をそれぞれ適切に管理することをいう。

①　役職員等が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより保険会社が損失を被るリスク（以下「事務リスク」という。）。

②　コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備等に伴い保険会社が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより保険会社が損失を被るリスク（以下「システムリスク」という。）。

③　保険会社の財務内容の悪化等による新契約の減少に伴う保険料収入の減少、大量ないし大口解約に伴う解約返戻金支出の増加、巨大災害での資金流出により資金繰りが悪化し、資金の確保に通常よりも著しく低い価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（以下「資金繰りリスク」という。）及び市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（以下「市場流動性リスク」という。）。なお、資金繰りリスクと市場流動性リスクをあわせて、以下「流動性リスク」という。

④　その他保険会社が「オペレーショナル・リスク」と定義したリスク（以下「その他オペレーショナル・リスク」という。）。

・　保険会社におけるオペレーショナル・リスク等管理態勢の整備・確立は、保険会社の業務の健全かつ適切な運営の観点から極めて重要であり、経営陣には、これらの態勢の整備・確立を自ら率先して行う役割と責任がある。

・　検査官は、オペレーショナル・リスク等管理態勢を検証するに当たっては、保険会社の業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った適切なオペレーショナル・リスク等管理態勢が整備されているかを検証することが重要である。なお、保険会社においては、事務リスク、システムリスク、流動性リスクの計量化については、まだ確立されたものはないため、本チェックリストで記載していないが、検査官は、保険会社がリスク管理の更なる高度化に向けた不断の取組みを行っているかについて検証することとする。

・　検査官は、システムリスク管理態勢の確認検査を行うに当たっては、個別システムの重要度（当該システムの顧客取引又は経営判断への影響の大きさ）及び性格（コンピュータセンターにおける中央集中型の汎用機システム、クライアントサーバーシステム等の分散系システム、ユーザー部門設置の単体システム等のそれぞれの特性を表し、それぞれに適した管理手法がある。）に十分留意する必要がある。また、本チェックリストによる検証の結果、システムリスク管理態勢に問題が見られ、さらに深く業務の具体的検証をすることが必要と認められる場合には、検査官は、「金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準・解説書」（公益財団法人金融情報システムセンター編）等に

基づき行うものとする。さらに、検査官は、保険会社が保持する保護すべき情報が役職員又は部外者等により、改ざん、削除又は外部に漏洩するリスクについても本チェックリストに基づき行うこととする。

- インターネットを利用したサービスの普及等に伴い顧客利便性が飛躍的に向上する一方で、サイバー攻撃の手口が巧妙化し影響も世界的規模で深刻化しており、金融機関においてはサイバーセキュリティを確保することが喫緊の課題となっている。

  また、経営陣においては、サイバー攻撃による顧客、取引先の被害を防止し、安定したサービスを提供するため、サイバーセキュリティ管理態勢を構築し、状況の変化に対応し継続的に改善していくことが求められている。
- 本チェックリストにおいては、流動性リスク管理部門を資金繰りに関する内部基準等の遵守状況等のモニターを行う部門と、資金繰り管理部門を資金繰りの管理・運営を行っている部門とそれぞれ位置付けた上で、流動性リスク管理態勢にかかる検証項目を記載している。検査官は、保険会社によって流動性リスク管理部門と資金繰り管理部門の果たすべき役割と負うべき責任の範囲が異なることに留意し、流動性リスク管理が全体として適切に機能しているかを検証する必要がある。
- 検査官は、①方針の策定、②内部規程・組織体制の整備、③評価・改善態勢の整備がそれぞれ適切に経営陣によってなされているかといった観点から、オペレーショナル・リスク等管理態勢が有効に機能しているか否か、経営陣の役割と責任が適切に果たされているかをⅠ．のチェック項目を活用して具体的に確認する。
- Ⅱ．以降のチェック項目の検証において問題点の発生が認められた場合、当該問題点がⅠ．のいずれの要素の欠如又は不十分に起因して発生したものであるかを漏れなく検証し、双方向の議論を通じて確認する。
- 検査官が認識した弱点・問題点を経営陣が認識していない場合には、特に、態勢が有効に機能していない可能性も含めて検証し、双方向の議論を通じて確認する。
- 検査官は、前回検査における指摘事項のうち、軽微でない事項の改善状況について検証し、実効性ある改善策が策定され実行されているか否か確認する。

１．方針の策定

①【取締役の役割・責任】

（ⅰ）取締役は、オペレーショナル・リスク等の管理を軽視することが、戦略目標の達成に重大な影響を与えることを十分に認識し、オペレーショナル・リスク等管理を重視しているか。特に担当取締役は、オペレーショナル・リスク等の所在、種類・特性及びオペレーショナル・リスク等の特定・評価・モニタリング・コントロール等の手法並びに管理の重要性を十分に理解し、この理解に基づき当該保険会社のオペレーショナル・リスク等の管理の状況を的確に認識し、適正なオペレーショナル・リスク等の管理態勢の整備・確立に向けて、方針及び具体的な方策を検討しているか。

（ⅱ）取締役は、システム障害等（システム障害やサイバーセキュリティ事案[1]をいう。以下同じ。）発生時において、自らの果たすべき責任やとるべき対応について具体的に定めているか。また、自らが指揮を執る訓練を行い、その実効性を確保しているか。

（ⅲ）取締役会等は、サイバー攻撃が高度化・巧妙化していることを踏まえ、サイバーセキュリティの重要性を認識し必要な態勢を整備しているか。

また、取締役会等は、サイバーセキュリティについて、例えば、以下のような態勢を整備しているか。

・　サイバー攻撃に対する監視体制
・　サイバー攻撃を受けた際の報告及び広報体制
・　組織内 CSIRT（Computer Security Incident Response Team）等の緊急時対応及び早期警戒のための体制
・　情報共有機関等を通じた情報収集・共有体制　等

（ⅳ）取締役会は、システムリスク管理（システム障害等の未然防止及び発生時の迅速な復旧対応を含む。以下同じ。）の重要性を十分に認識した上で、システムを統括管理する担当取締役（以下「システム担当取締役」という。）を定めているか。なお、システム担当取締役は、システムに関する十分な知識・経験を有し業務を適切に遂行できる者であることが望ましい。

②【戦略目標】

（ⅰ）取締役会は、情報技術革新を踏まえ、保険会社全体の経営方針に沿った戦略目標の中に、経営戦略の一環としてシステムを捉えるシステム戦略方針を盛り込んでいるか。例えば、以下の項目について、システム戦略方針に明確に記載しているか。

・　システム開発の優先順位
・　情報化推進計画
・　システムに対する投資計画

（ⅱ）取締役は、流動性に支障をきたせば、場合によっては経営破綻に直結するおそれがあることを理解し、取締役会において、戦略目標を定めるに当たり、流動性リスクを考慮しているか。

③【オペレーショナル・リスク等管理方針の整備・周知】

（ⅰ）取締役会は、オペレーショナル・リスク等の管理のために以下に掲げる方針（以下総称して「オペレーショナル・リスク等管理方針」という。）を定め、組織全体に周知させているか。

・　事務リスク管理に関する方針（以下「事務リスク管理方針」という。）

[1] サイバーセキュリティ事案とは、情報通信ネットワークや情報システム等の悪用により、サイバー空間を経由して行われる不正侵入、情報の窃取、改ざんや破壊、情報システムの作動停止や誤作動、不正プログラムの実行や DDoS 攻撃等の、いわゆる「サイバー攻撃」により、サイバーセキュリティが脅かされる事案をいう。

・　システムリスク管理に関する方針（以下「システムリスク管理方針」という。）

・　流動性リスク管理に関する方針（以下「流動性リスク管理方針」という。）

（ⅱ）事務リスク管理方針には、例えば、以下の項目が明確に記載される等、適切なものとなっているか。

・　事務リスク管理に関する担当取締役及び取締役会等の役割・責任

・　事務リスク管理に関する部門（以下「事務リスク管理部門」という。）の設置、権限の付与等の組織体制に関する方針

・　事務リスクの特定、評価、モニタリング及びコントロールに関する方針

（ⅲ）システムリスク管理方針には、例えば、以下の項目が明確に記載される等、適切なものとなっているか。

・　システムリスク管理に関する担当取締役及び取締役会等の役割・責任

・　システムリスク管理に関する部門（以下「システムリスク管理部門」という。）の設置、権限の付与等の組織体制に関する方針

・　システムリスクの特定、評価、モニタリング、コントロール及び削減に関する方針

・　セキュリティポリシー（組織の情報資産を適切に保護するための基本方針であり、①保護されるべき情報資産、②保護を行うべき理由、③それらについての責任の所在等の記載がなされたもの。）[2]

（ⅳ）流動性リスク管理方針には、例えば、以下の項目が明確に記載される等、適切なものとなっているか。

・　流動性リスク管理に関する担当取締役及び取締役会等の役割・責任

・　流動性リスク管理に関する部門（以下「流動性リスク管理部門」という。）及び資金繰り運営に関する部門（以下「資金繰り管理部門」という。）の設置、権限の付与等の組織体制に関する方針

・　流動性リスクの限度枠の設定に関する方針

・　流動性リスク管理部門と資金繰り管理部門の役割・責任の分担に関する方針

・　流動性リスクの特定、評価、モニタリング及びコントロールに関する方針

・　流動性危機管理に関する方針

④【方針策定のプロセスの見直し】

取締役会は、定期的に又は必要に応じて随時、オペレーショナル・リスク等の管理状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、方針策定のプロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

---

[2] ・「セキュリティポリシー」の対象範囲は、コンピュータシステムや記録媒体等に保存されている情報のみならず紙に印刷された情報等を含む。

・「金融機関等におけるセキュリティポリシー策定のための手引書」（公益財団法人金融情報システムセンター編）を参考。

また、取締役会等は他社における不正・不祥事件も参考に、情報セキュリティ管理態勢をPDCAサイクルにより継続的に改善しているか。

２．内部規程・組織体制の整備

⑴　事務リスク管理態勢の整備

①【内部規程の整備・周知】

取締役会等は、事務リスク管理方針に則り、事務リスク管理に関する取決めを明確に定めた内部規程（以下「事務リスク管理規程」という。）を事務リスク管理部門の管理者に策定させ、組織内に周知させているか。取締役会等は、事務リスク管理規程についてリーガル・チェック等を経て、事務リスク管理方針に合致することを確認した上で承認しているか。

②【事務リスク管理部門の態勢整備】

（ⅰ）取締役会等は、事務リスク管理方針及び事務リスク管理規程に則り、事務リスク管理部門を設置し、適切な役割を担わせる態勢を整備しているか。[3]

（ⅱ）取締役会は、事務リスク管理部門に、当該部門を統括するのに必要な知識と経験を有する事務リスク管理部門の管理者を配置し、当該管理者に対し管理業務の遂行に必要な権限を与えて管理させているか。

（ⅲ）取締役会等は、事務リスク管理部門に、その業務の遂行に必要な知識と経験を有する人員を適切な規模で配置し、当該人員に対し業務の遂行に必要な権限を与えているか。[4]

（ⅳ）取締役会等は、事務リスク管理部門から各業務部門に対する牽制機能が発揮される態勢を整備しているか。

③【各業務部門及び営業拠点等における事務リスク管理態勢の整備】

取締役会等は、事務リスク管理部門の管理者又は事務リスク管理部門を通じ、各業務部門及び営業拠点等に対し、遵守すべき内部規程・業務細則等を周知させ、遵守させる態勢を整備するなど、事務リスク管理の実効性を確保する態勢を整備しているか。例えば、事務リスク管理部門の管理者に各業務部門及び営業拠点等が遵守すべき内部規程・業務細則等を特定させ、効果的な研修を定期的に行わせる等の具体的な施策を行うよう指示しているか。

④【取締役会等への報告・承認態勢の整備】

取締役会等は、報告事項及び承認事項を適切に設定した上で、事務リスク管理部門の管理者に、定期的に又は必要に応じて随時、取締役会等に対し状況を報告させ、

[3] 事務リスク管理部門を独立した態様で設置しない場合（例えば、他のリスク管理部門と統合した一つのリスク管理部門を構成する場合のほか、他の業務と兼担する部署が事務リスク管理を担当する場合や、部門や部署でなく責任者が事務リスク管理を担当する場合等）には、当該保険会社の規模・特性及びリスク・プロファイルに応じ、その態勢のあり方が十分に合理的で、かつ、機能的な側面から見て部門を設置する場合と同様の機能を備えているかを検証する。

[4] 人員の配置及び権限の付与についての権限が取締役会等以外の部署・役職にある場合には、その部署・役職の性質に照らし、牽制機能が働く等合理的なものとなっているか否かを検証する。

又は承認を求めさせる態勢を整備しているか。特に、経営に重大な影響を与える、又は顧客の利益が著しく阻害される事案については、取締役会等に対し速やかに報告させる態勢を整備しているか。

⑤【監査役への報告態勢の整備】

取締役会は、監査役へ直接報告されるべき事項を特定した場合には、報告事項を適切に設定した上で事務リスク管理部門の管理者から直接報告を行わせる態勢を整備しているか。[5]

⑥【内部監査実施要領及び内部監査計画の策定】

取締役会等は、内部監査部門又は内部監査部門長に、事務リスク管理について監査すべき事項を適切に特定させ、内部監査の実施対象となる項目及び実施手順を定めた要領（以下「内部監査実施要領」という。）並びに内部監査計画を策定させた上で承認しているか。[6]例えば、以下の項目については、内部監査実施要領又は内部監査計画に明確に記載し、適切な監査を実施する態勢を整備しているか。

・　事務リスク管理態勢の整備状況
・　事務リスク管理方針、事務リスク管理規程等の遵守状況
・　業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った事務リスク管理プロセスの適切性
・　内部監査及び前回検査における指摘事項に関する改善状況

⑦【内部規程･組織体制の整備プロセスの見直し】

取締役会等は、定期的に又は必要に応じて随時、事務リスク管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、内部規程・組織体制の整備プロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

⑵　システムリスク管理態勢の整備

①【内部規程の整備・周知】

取締役会等は、システムリスク管理方針に則り、システムリスク管理に関する取決めを明確に定めた内部規程（以下「システムリスク管理規程」という。）をシステムリスク管理部門の管理者に策定させ、組織内に周知させているか。取締役会等は、システムリスク管理規程についてリーガル・チェック等を経て、システムリスク管理方針に合致することを確認した上で承認しているか。

②【システムリスク管理部門の態勢整備】

（ⅰ）取締役会等は、システムリスク管理方針及びシステムリスク管理規程に則り、システムリスク管理部門を設置し、適切な役割を担わせる態勢を整備しているか。[7]

---

[5] このことは、監査役が自ら報告を求めることを妨げるものではなく、監査役の権限及び活動を何ら制限するものではないことに留意する。
[6] 内部監査計画についてはその基本的事項について承認すれば足りる。
[7] システムリスク管理部門を独立した態様で設置しない場合（例えば、他のリスク管理部門と統一した一つのリスク管理部門を構成する場合のほか、他の業務と兼担する部署がシステムリスク管理を担当する場

（ⅱ）取締役会は、システムリスク管理部門に、当該部門を統括するのに必要な知識と経験を有するシステムリスク管理部門の管理者を配置し、当該管理者に対し管理業務の遂行に必要な権限を与えて管理させているか。

（ⅲ）取締役会等は、システムリスク管理部門に、その業務の遂行に必要な知識と経験を有する人員を適切な規模で配置し、当該人員に対し業務の遂行に必要な権限を与えているか。[8]

（ⅳ）取締役会等は、システムリスク管理部門から各業務部門に対する牽制機能が発揮される態勢を整備しているか。

③【各業務部門及び営業拠点等におけるシステムリスク管理態勢の整備】

取締役会等は、システムリスク管理部門の管理者又はシステムリスク管理部門を通じ、各業務部門及び営業拠点等に対し、遵守すべき内部規程・業務細則等を周知させ、遵守させる態勢を整備するなど、システムリスク管理の実効性を確保する態勢を整備しているか。例えば、システムリスク管理部門の管理者に各業務部門及び営業拠点等が遵守すべき内部規程・業務細則等を特定させ、効果的な研修を定期的に行わせる等の具体的な施策を行うよう指示しているか。

④【取締役会等への報告・承認態勢の整備】

取締役会等は、報告事項及び承認事項を適切に設定した上で、システムリスク管理部門の管理者に、定期的に又は必要に応じて随時、取締役会等に対し状況を報告させ、又は承認を求めさせる態勢を整備しているか。特に、経営に重大な影響を与える、又は顧客の利益が著しく阻害される事案については、取締役会等に対し速やかに報告させる態勢を整備しているか。

⑤【監査役への報告態勢の整備】

取締役会は、監査役へ直接報告されるべき事項を特定した場合には、報告事項を適切に設定した上でシステムリスク管理部門の管理者から直接報告を行わせる態勢を整備しているか。[9]

⑥【内部監査実施要領及び内部監査計画の策定】

取締役会等は、内部監査部門又は内部監査部門長に、システムリスク管理について監査すべき事項を適切に特定させ、内部監査の実施対象となる項目及び実施手順を定めた要領（以下「内部監査実施要領」という。）並びに内部監査計画を策定させた上で承認しているか。[10]例えば、以下の項目については、内部監査実施要領又は内部監査計画に明確に記載し、適切な監査を実施する態勢を整備しているか。

合や、部門や部署でなく責任者がシステムリスク管理を担当する場合等）には、当該保険会社の規模・特性及びリスク・プロファイルに応じ、その態勢のあり方が十分に合理的で、かつ、機能的な側面から見て部門を設置する場合と同様の機能を備えているかを検証する。

[8] 人員の配置及び権限の付与についての権限が取締役会等以外の部署・役職にある場合には、その部署・役職の性質に照らし、利益相反等の問題を生じない合理的なものとなっているか否かを検証する。

[9] このことは、監査役が自ら報告を求めることを妨げるものではなく、監査役の権限及び活動を何ら制限するものではないことに留意する。

[10] 内部監査計画についてはその基本的事項について承認すれば足りる。

・　システムリスク管理態勢の整備状況
・　システムリスク管理方針、システムリスク管理規程等の遵守状況
・　業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合ったシステムリスク管理プロセスの適切性
・　内部監査及び前回検査における指摘事項に関する改善状況

⑦【内部規程･組織体制の整備プロセスの見直し】

取締役会等は、定期的に又は必要に応じて随時、システムリスク管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、内部規程・組織体制の整備プロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

⑶　流動性リスク管理態勢の整備

①【内部規程の整備・周知】

取締役会等は、流動性リスク管理方針に則り、流動性リスク管理に関する取決めを明確に定めた内部規程（以下「流動性リスク管理規程」という。）を流動性リスク管理部門の管理者に策定させ、組織内に周知させているか。取締役会等は、流動性リスク管理規程についてリーガル・チェック等を経て、流動性リスク管理方針に合致することを確認した上で承認しているか。

②【限度枠の設定及び見直し】

取締役会等は、適切な流動性リスク管理を行うため、資産運用の内容等により、必要に応じ、市場のない若しくは非常に流動性の低い資産の運用上の限度額等の限度枠の設定及び見直しを行っているか。また、一定の流動性資産の残高を確保するといった限度枠の設定及び見直しを行っているか。

③【流動性リスク管理部門及び資金繰り管理部門の態勢整備】

（ⅰ）取締役会等は、流動性リスク管理方針及び流動性リスク管理規程に則り、流動性リスク管理部門及び資金繰り管理部門を設置し、適切な役割を担わせる態勢を整備しているか。[11]

（ⅱ）取締役会は、流動性リスク管理部門及び資金繰り管理部門に、当該部門を統括するのに必要な知識と経験を有する流動性リスク管理部門の管理者及び資金繰り管理部門の管理者を配置し、当該管理者に対し管理業務の遂行に必要な権限を与えて管理させているか。

（ⅲ）取締役会等は、流動性リスク管理部門及び資金繰り管理部門に、その業務の遂行に必要な知識と経験を有する人員を適切な規模で配置し、当該人員に対し業務の遂行に必要な権限を与えているか。[12]

[11] 流動性リスク管理部門を独立した態様で設置しない場合（例えば、他の業務と兼担する部署が流動性リスク管理を担当する場合や、部門や部署でなく責任者が流動性リスク管理を担当する場合等）には、当該保険会社の規模･特性及びリスク･プロファイルに応じ、その態勢のあり方が十分に合理的で、かつ、機能的な側面から見て部門を設置する場合と同様の機能を備えているかを検証する。

[12] 人員の配置及び権限の付与についての権限が取締役会等以外の部署・役職にある場合には、その部署・

（ⅳ）取締役会等は、流動性リスク管理部門について、資金繰り管理部門、資産運用部門、保険引受部門等からの独立性を確保することなどにより、牽制機能が発揮される態勢を整備しているか。

④**【資金繰り管理部門、資産運用部門、保険引受部門等における流動性リスク管理態勢の整備】**

取締役会等は、流動性リスク管理部門の管理者又は流動性リスク管理部門を通じ、管理すべき流動性リスクの関係する部門（例えば、資金繰り管理部門、資産運用部門、保険引受部門等）に対し、遵守すべき内部規程・業務細則等を周知させ、遵守させる態勢を整備するなど、流動性リスク管理の実効性を確保する態勢を整備しているか。例えば、流動性リスク管理部門の管理者に、資金繰り管理部門、資産運用部門、保険引受部門等が遵守すべき内部規程・業務細則等を特定させ、具体的な施策を行うよう指示しているか。

⑤**【取締役会等への報告・承認態勢の整備】**

取締役会等は、報告事項及び承認事項を適切に設定した上で、流動性リスク管理部門の管理者及び資金繰り管理部門の管理者に、定期的に又は必要に応じて随時、取締役会等に対し状況を報告させ、又は承認を求めさせる態勢を整備しているか。特に、経営に重大な影響を与える事案については、取締役会等に対し速やかに報告させる態勢を整備しているか。

⑥**【監査役への報告態勢の整備】**

取締役会は、監査役へ直接報告されるべき事項を特定した場合には、報告事項を適切に設定した上で流動性リスク管理部門の管理者から直接報告を行わせる態勢を整備しているか。[13]

⑦**【内部監査実施要領及び内部監査計画の策定】**

取締役会等は、内部監査部門又は内部監査部門長に、流動性リスク管理について監査すべき事項を適切に特定させ、内部監査の実施対象となる項目及び実施手順を定めた要領（以下「内部監査実施要領」という。）並びに内部監査計画を策定させた上で承認しているか。[14]例えば、以下の項目については、内部監査実施要領又は内部監査計画に明確に記載し、適切な監査を実施する態勢を整備しているか。

・　流動性リスク管理態勢の整備状況
・　流動性リスク管理方針、流動性リスク管理規程等の遵守状況
・　流動性リスク管理システム[15]の適切性
・　業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った流動性リスク管理プ

役職の性質に照らし、牽制機能が働く等合理的なものとなっているか否かを検証する。

[13] このことは、監査役が自ら報告を求めることを妨げるものではなく、監査役の権限及び活動を何ら制限するものではないことに留意する。

[14] 内部監査計画についてはその基本的事項について承認すれば足りる。

[15] システムには、中央集中型の汎用機システムや分散系システムのほか、EUC（エンド・ユーザー・コンピューティング）によるものも含まれることに留意する。以下同じ。

ロセスの適切性

- 流動性リスク分析・評価方法、仮定等の妥当性
- 流動性危機管理の有効性
- 内部監査及び前回検査における指摘事項に関する改善状況

⑧【内部規程・組織体制の整備プロセスの見直し】

取締役会等は、定期的に又は必要に応じて随時、流動性リスク管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、内部規程・組織体制の整備プロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

３．評価・改善活動

⑴ 分析・評価

①【オペレーショナル・リスク等管理の分析・評価】

取締役会等は、監査役監査、内部監査及び外部監査[16]の結果、各種調査結果並びに各部門からの報告等全てのオペレーショナル・リスク等管理の状況に関する情報に基づき、オペレーショナル・リスク等管理の状況を的確に分析し、オペレーショナル・リスク等管理の実効性の評価を行った上で、態勢上の弱点、問題点等改善すべき点の有無及びその内容を適切に検討するとともに、その原因を適切に検証しているか。また、必要な場合には、利害関係者以外の者によって構成された調査委員会等を設置する等、その原因究明について万全を期しているか。

②【分析・評価のプロセスの見直し】

取締役会等は、定期的に又は必要に応じて随時、オペレーショナル・リスク等管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、分析・評価プロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

⑵ 改善活動

①【改善の実施】

取締役会等は、上記３．⑴の分析・評価及び検証の結果に基づき、必要に応じて改善計画を策定しこれを実施する等の方法により、適時適切に当該問題点及び態勢上の弱点の改善を実施する態勢を整備しているか。

②【改善活動の進捗状況】

取締役会等は、改善の実施について、その進捗状況を定期的に又は必要に応じて随時、検証し、適時適切にフォローアップを図る態勢を整備しているか。

③【改善プロセスの見直し】

---

[16] ここに言う外部監査は、会計監査人による財務諸表監査に限定するものではないが、現状では、制度上義務付けられている財務諸表監査及び同監査手続の一環として実施される内部管理態勢の有効性等の検証以外の外部監査を義務付けるものではないことに留意する必要がある。

ただし、保険会社が、内部管理態勢の有効性等を確保するため、財務諸表監査と別に外部監査を受けている場合は、財務諸表監査の結果と併せて、内部管理態勢の有効性等を総合的に検証することとなる。

取締役会等は、定期的に又は必要に応じて随時、オペレーショナル・リスク等管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、改善プロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

Ⅱ．管理者によるオペレーショナル・リスク等管理態勢の整備・確立状況

【検証ポイント】
・ 本章においては、
① 事務リスク管理部門の管理者及び事務リスク管理部門が果たすべき役割と負うべき責任について検査官が検証するためのチェック項目
② システムリスク管理部門の管理者及びシステムリスク管理部門が果たすべき役割と負うべき責任について検査官が検証するためのチェック項目
③ 流動性リスク管理部門の管理者及び資金繰り管理部門の管理者並びに流動性リスク管理部門及び資金繰り管理部門が果たすべき役割と負うべき責任について検査官が検証するためのチェック項目

について記載している。
・ なお、流動性リスクについては、保険会社の業務の規模・特性及びリスク・プロファイル等によって、流動性リスク管理部門と資金繰り管理部門の果たすべき役割と負うべき責任の範囲が異なることに留意し、流動性リスク管理が全体として適切に機能しているかを検証する必要がある。
・ Ⅱ．の各チェック項目の検証において問題点の発生が認められた場合、当該問題点がⅠ．のいずれの要素の欠如又は不十分に起因して発生したものであるかをⅠ．のチェックリストにおいて漏れなく検証し、双方向の議論を通じて確認する。
・ 検査官が発見した問題点を経営陣が認識していない場合には、特に上記Ⅰ．の各態勢及びその過程が適切に機能していない可能性も含め、厳格に検証し、双方向の議論を通じて確認する。
・ 検査官は、前回検査における指摘事項のうち、軽微でない事項の改善状況について検証し、実効性ある改善策が策定され実行されているか否か確認する。

１．事務リスク管理態勢

⑴ 事務リスク管理部門の管理者の役割・責任

①【事務リスク管理規程の整備・周知】

事務リスク管理部門の管理者は、事務リスクの所在、種類・特性及び管理手法を十分に理解し、事務リスク管理方針に沿って、リスクの特定、評価及びモニタリングの方法を決定し、これに基づいたリスクのコントロールに関する取決めを明確に定めた事務リスク管理規程を策定しているか。事務リスク管理規程は、取締役会等の承認を受けた上で、組織内に周知されているか。

②【事務リスク管理規程の内容】

事務リスク管理規程の内容は、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに応じ、事務リスクの管理に必要な取決めを網羅し、適切に規定されているか。例えば、以下の項目について明確に記載される等、適切なものとなっているか。

・ 事務リスク管理部門の役割・責任及び組織に関する取決め
・ 事務リスク管理の管理対象とするリスクの特定に関する取決め

・　事務リスク評価方法に関する取決め
・　事務リスクのモニタリング方法に関する取決め
・　取締役会等に報告する態勢に関する取決め

③【事務リスク管理部門の管理者による組織体制の整備】

（ⅰ）事務リスク管理部門の管理者は、事務リスク管理方針及び事務リスク管理規程に基づき、適切な事務リスク管理を行うため、事務リスク管理部門の態勢を整備し、牽制機能を発揮させるための施策を実施しているか。

（ⅱ）事務リスク管理部門の管理者は、事務リスク管理を実効的に行う能力を向上させるための研修・教育態勢を整備し、専門性を持った人材の育成を行っているか。

（ⅲ）事務リスク管理部門の管理者は、定期的に又は必要に応じて随時、取締役会等が設定した報告事項を取締役会等に報告する態勢を整備しているか。特に経営に重大な影響を与える事案については、取締役会等に対し速やかに報告する態勢を整備しているか。

（ⅳ）事務リスク管理部門の管理者は、事故防止の観点から、人事担当者等と連携し、連続休暇、研修、内部出向制度等により、最低限年一回一週間連続して、職員（事務リスク管理部門の管理者含む。）が職場を離れる方策をとっているか。事務リスク管理部門の管理者は、その状況を管理し、当該方策を確実に実施しているか。

（ⅴ）事務リスク管理部門の管理者は、事故防止の観点から、人事担当者等と連携し、特定の職員を長期間にわたり同一部署の同一業務に従事させないように、適切な人事ローテーションを確保しているか。やむを得ない理由により長期間にわたり同一部署の同一業務に従事している場合には、他の方策により事故防止等の実効性を確保しているか。事務リスク管理部門の管理者は、その状況を管理し、当該方策を確実に実施しているか。

（ⅵ）事務リスク管理部門の管理者は、派遣職員等についても、事故防止の観点から、以下の点に留意した人事管理を行っているか。

・　派遣職員等が行うことのできる業務の範囲を明確化しているか。
・　職員に比べて人事情報が少ない等の派遣職員等の特性を踏まえ人事・労務管理（研修の実施を含む。）を行うとともに、日常的な牽制が機能する態勢となっているか。

（ⅶ）事務リスク管理部門の管理者は、新規商品等に関し、統合的リスク管理部門の要請を受けた場合、新規商品等管理方針等に基づき、事前に内在する事務リスクを特定し、統合的リスク管理部門に報告する態勢を整備しているか。[17]

④【事務リスク管理規程及び組織体制の見直し】

事務リスク管理部門の管理者は、継続的に事務リスク管理部門の職務の執行状況に関するモニタリングを実施しているか。また、定期的に又は必要に応じて随時、

[17] 経営管理（ガバナンス）態勢－基本的要素－の確認検査用チェックリストⅠ．３．④を参照。

事務リスク管理態勢の実効性を検証し、必要に応じて事務リスク管理規程及び組織体制の見直しを行い、又は取締役会等に対し改善のための提言を行っているか。

⑵　事務リスク管理部門の役割・責任[18]

①【事務統括部門の役割・責任】

（ⅰ）事務統括部門は、事務規程を整備しているか。事務規程の内容は、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに応じ、網羅的でかつ法令等に則って、適切に規定されているか。また、事務規程は、営業拠点等の事務だけでなく、各業務部門の事務についても規定しているか。

　なお、以下の項目については、事務規程に明確に記載し、漏れのない適切な事務規程となっているか。

・　事務規程外の取扱い及び事務規程の解釈に意見の相違があった場合の処理手続
・　保険募集（禁止行為等）に関する手続
・　現金・現物・重要書類（保険料領収証）・便宜扱い等の異例扱いの手続
・　通信販売等の非対面募集に関する手続

（ⅱ）事務統括部門は、関係する他のリスク管理部門等と連携し、監査結果、不祥事件、業務上の事故・相談・苦情等で把握した問題点の発生原因分析・再発防止策の検討を講じているか。その結果、事務規程について、必要に応じて見直し、改善しているか。

（ⅲ）事務統括部門は、事務規程を法令等の外部環境が変化した場合等について、必要に応じて見直し、改善しているか。

（ⅳ）事務統括部門は、各業務部門及び営業拠点等の事務管理態勢を常時チェックする措置を講じているか。

（ⅴ）事務統括部門は、各業務部門の管理者及び営業拠点長が、不正なことを隠蔽しないような態勢を整備しているか。

（ⅵ）事務統括部門は、各業務部門、営業拠点等及び保険募集人による自主点検等の実施基準、実施要領について、内部監査部門の意見を踏まえた上で策定しているか。

（ⅶ）事務統括部門は、各業務部門、営業拠点等及び保険募集人において実施した自主点検結果の報告を受けているか。また、実効性のある自主点検となっているか検証を行っているか。

（ⅷ）事務統括部門は、新規商品等の取扱い、新システムの導入、海外拠点・子会社での業務開始を行う場合には、事務リスクを特定しているか。リスクの特定に当たっては、例えば、商品開発等に関し、既存の各種規程等との整合性について検討を行

---

[18] 事務リスク管理部門として以下に記載のある事務統括部門、事務指導部門について、組織形態としてこれらの部門が設置されているかを検証するのではなく、これらの部門の役割・責任が機能として果たされているかを検証する。

っているか。これらの検討に当たっては、営業推進部門から不当な影響を受けることなく行っているか。[19]

（ⅸ）事務統括部門は、事務規程の整備又は見直し及び改善、自主点検等の実施基準、実施要領の策定等にあたっては、保険募集管理部門及び他のリスク管理部門等との連携を適切に行っているか。

②【事務指導部門の役割・責任】

（ⅰ）事務指導部門は、各業務部門、営業拠点等及び保険募集人において事務処理が適切に行われるよう事務指導及び研修を行っているか。

（ⅱ）事務指導部門は、内部監査部門の監査結果等を活用して、内部監査部門及び保険募集管理部門等と連携して各業務部門、営業拠点等及び保険募集人の事務水準の向上を図っているか。

（ⅲ）事務指導部門は、事務処理に係る各業務部門、営業拠点等及び保険募集人からの問い合わせ等に迅速かつ正確に対応しているか。

[19] 経営管理（ガバナンス）態勢－基本的要素－の確認検査用チェックリストⅠ．３．④を参照。

２．システムリスク管理態勢

⑴　システムリスク管理部門の管理者の役割・責任

①【システムリスク管理規程の整備・周知】

　システムリスク管理部門の管理者は、システムリスクの所在、種類・特性及び管理手法を十分に理解し、システムリスク管理方針に沿って、リスクの特定、評価及びモニタリングの方法を決定し、これに基づいたリスクのコントロール及び削減に関する取決めを明確に定めたシステムリスク管理規程を策定しているか。システムリスク管理規程は、取締役会等の承認を受けた上で、組織内に周知されているか。

②【システムリスク管理規程の内容】

　システムリスク管理規程の内容は、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに応じ、システムリスクの管理に必要な取決めを網羅し、適切に規定されているか。例えば、以下の項目について、明確に記載される等、適切なものとなっているか。

・　システムリスク管理部門の役割・責任及び組織に関する取決め
・　システムリスク管理の管理対象とするリスクの特定に関する取決め
・　システムリスク評価方法に関する取決め
・　システムリスクのモニタリング方法に関する取決め
・　取締役会等に報告する態勢に関する取決め

③【システムリスク管理部門の管理者による組織体制の整備】

（ⅰ）システムリスク管理部門の管理者は、システムリスク管理方針及びシステムリスク管理規程に基づき、適切なシステムリスク管理を行うため、システムリスク管理部門の態勢を整備し、牽制機能を発揮させるための施策を実施しているか。

（ⅱ）システムリスク管理部門の管理者は、システムリスク管理を実効的に行う能力を向上させるための研修・教育態勢を整備し、専門性を持った人材の育成を行っているか。

（ⅲ）システムリスク管理部門の管理者は、定期的に又は必要に応じて随時、取締役会等が設定した報告事項を取締役会等に報告する態勢を整備しているか。特に、経営に重大な影響を与える事案については、取締役会等に対し速やかに報告する態勢を整備しているか。

（ⅳ）システムリスク管理部門の管理者は、定められた方針、基準及び手順に従ってセキュリティが守られているかを適正に管理するセキュリティ管理者を設置し、管理業務の遂行に必要な権限を与えて管理させているか。

（ⅴ）システムリスク管理部門の管理者は、システムの安全かつ円滑な運用と不正防止のため、システムの管理手順を定め、適正に管理するシステム管理者を設置し、管理業務の遂行に必要な権限を与えて管理させているか。

　また、EUC（エンド・ユーザー・コンピューティング）等ユーザー部門等が独自にシステムの企画、開発、運用を行うシステムについても、システム管理者を設置しているか。なお、システム管理者については、システム単位あるいは業務単位で

設置していることが望ましい。

（ⅵ）システムリスク管理部門の管理者は、データについて機密性、完全性、可用性の確保を行うためにデータ管理者を設置し、管理業務の遂行に必要な権限を与えて管理させているか。

（ⅶ）システムリスク管理部門の管理者は、ネットワーク稼働状況の管理、アクセスコントロール及びモニタリング等を適切に管理するために、ネットワーク管理者を設置し、管理業務の遂行に必要な権限を与えて管理させているか。

（ⅷ）システムリスク管理部門の管理者は、新規商品等に関し、統合的リスク管理部門の要請を受けた場合、新規商品等管理方針等に基づき、事前に内在するシステムリスクを特定し、統合的リスク管理部門に報告する態勢を整備しているか。[20]

④【システムリスク管理規程及び組織体制の見直し】

システムリスク管理部門の管理者は、継続的にシステムリスク管理部門の職務の執行状況に関するモニタリングを実施しているか。また、定期的に又は必要に応じて随時、システムリスク管理態勢の実効性を検証し、必要に応じてシステムリスク管理規程及び組織体制の見直しを行い、又は取締役会等に対し改善のための提言を行っているか。

⑵　システムリスク管理部門の役割・責任

①【システムリスクの認識・評価】

（ⅰ）システムリスク管理部門は、業務系、情報系、資産運用系といった業務機能別システムのリスクの評価を含め、システム全般に通じるリスクを認識・評価しているか。

（ⅱ）システムリスク管理部門は、EUC 等ユーザー部門等が独自にシステムを構築する場合においても当該システムのリスクを認識・評価しているか。

（ⅲ）システムリスク管理部門は、顧客チャネルの多様化による大量取引の発生や、ネットワークの拡充によるシステム障害の影響の複雑化・広範化など、外部環境の変化によりリスクが多様化していることを踏まえ、定期的に又は適時にリスクを認識・評価しているか。

（ⅳ）システムリスク管理部門は、例えば１日当たりの処理可能な契約件数などのシステムの制限値を把握するなど、システムの処理能力に関するリスクを認識・評価しているか。

（ⅴ）システムリスク管理部門は、新商品の導入時又は商品内容の変更時に、システム開発の有無にかかわらず、関連するシステムのリスクを認識・評価しているか。

（ⅵ）システムリスク管理部門は、インターネット等を利用した取引においては、非対面性、トラブル対応、第三者の関与等の問題が特に顕在化する可能性があるなど、

[20] 経営管理（ガバナンス）態勢－基本的要素－の確認検査用チェックリストⅠ．３．④を参照。

インターネット等を利用した取引のリスクの所在を理解し、当該リスクを認識・評価しているか。

（ⅶ）システムリスク管理部門は、新システムの導入、海外拠点・子会社での業務開始を行う場合には、システムリスクを特定しているか。[21]

②【システムリスクのモニタリング】

（ⅰ）システムリスク管理部門は、システムリスク管理方針及びシステムリスク管理規程等に基づき、当該保険会社の内部環境（リスク・プロファイル等）や外部環境の状況に照らし、当該保険会社のシステムリスクの状況を適切な頻度でモニタリングしているか。

（ⅱ）システムリスク管理部門は、システムリスク管理方針及びシステムリスク管理規程等に基づき、システムリスクの状況に関して、取締役会等が適切に評価及び判断できる情報を、定期的に又は必要に応じて随時、報告しているか。

③【システムリスクのコントロール及び削減】

（ⅰ）システムリスクのコントロール

システムリスク管理部門は、システムの制限値を超えた場合のシステム面・事務面の対応策を検討しているか。また、評価された重要なシステムリスクに係るコントロール方法について、取締役会等が意思決定できる情報を報告しているか。

（ⅱ）システムリスクの削減

システムリスク管理部門は、システムリスクを削減する方策を実施する場合、新たなリスクの発生に注意を払っているか。

④【検証・見直し】

システムリスク管理部門は、業務環境の変化、リスク・プロファイルの変化を把握し、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った適切なシステムリスク管理方法であるかを定期的に検証し、見直しているか。

---

[21] 経営管理（ガバナンス）態勢－基本的要素－の確認検査用チェックリストⅠ．３．④を参照。

３．流動性リスク管理態勢

⑴　流動性リスク管理部門の管理者及び資金繰り管理部門の管理者の役割・責任

①【流動性リスク管理規程の整備】

流動性リスク管理部門の管理者は、流動性リスクの所在、種類・特性及び管理手法を十分に理解し、流動性リスク管理方針に沿って、リスクの特定、評価及びモニタリングの方法を決定し、これに基づいたリスクのコントロールに関する取決めを明確に定めた、統合的リスク管理態勢と整合的な流動性リスク管理規程を策定しているか。流動性リスク管理規程は、取締役会等の承認を受けた上で、組織内に周知されているか。

②【流動性リスク管理規程の内容】

流動性リスク管理規程の内容は、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに応じ、流動性リスクの管理に必要な取決めを網羅し、適切に規定されているか。例えば、以下の項目について明確に記載される等、適切なものとなっているか。

- 流動性リスク管理部門及び資金繰り管理部門の役割・責任及び組織に関する取決め
- 流動性リスクに影響を与える要因の特定及び要因発生時の報告基準に関する取決め
- 流動性リスクの分析・評価方法に関する取決め
- 流動性リスクのモニタリング方法に関する取決め
- 流動性リスクの限度枠の設定に関する取決め
- 資産と負債の総合的な管理に関する取決め
- 統合的リスク管理部門との連携に関する取決め
- 資金繰りの逼迫度区分（例えば、平常時、懸念時、危機時、巨大災害時等）及び判定基準に関する取決め
- 資金繰りの各逼迫度区分における管理手法、報告方法、決裁方法及び対応策に関する取決め
- 流動性危機発生時の保険会社全体での対応策に関する取決め
- 取締役会等に報告する態勢に関する取決め

③【流動性危機時の対応策（コンティンジェンシー・プラン）の策定】

流動性リスク管理部門の管理者は、流動性リスク管理方針、流動性リスク管理規程に則り、流動性危機時の対応策（コンティンジェンシー・プラン）を策定しているか。当該対応策に、流動性危機の定義、流動性危機時の連絡・報告体制（直接代表取締役に報告される体制等）、対処方法（調達手段の確保）、決裁権限・命令系統等が明確に定められているか。流動性危機時の対応策（コンティンジェンシー・プラン）は、取締役会等の承認を受けた上で、周知されているか。

④【流動性リスク管理部門の管理者及び資金繰り管理部門の管理者による組織体制の整備】

（ⅰ）流動性リスク管理部門の管理者は、流動性リスク管理方針及び流動性リスク管理規程に基づき、適切な流動性リスク管理を行うため、流動性リスク管理部門の態勢を整備し、牽制機能を発揮させるための施策を実施しているか。

（ⅱ）流動性リスク管理部門の管理者は、統合的リスク管理に影響を与える態勢上の弱点、問題点等を把握した場合、統合的リスク管理部門へ速やかに報告する態勢を整備しているか。

（ⅲ）流動性リスク管理部門の管理者は、新規商品等に関し、統合的リスク管理部門の要請を受けた場合、新規商品等管理方針等に基づき、事前に内在する流動性リスクを特定し、統合的リスク管理部門に報告する態勢を整備しているか。[22]

（ⅳ）流動性リスク管理部門の管理者及び資金繰り管理部門の管理者は、リスク・プロファイルに見合った適切な流動性リスク管理を行う観点から、例えば大口取引動向など、取得すべき情報を特定し、当該情報を保有する部門から、定期的に又は必要に応じて随時、報告を受ける態勢を整備しているか。

（ⅴ）流動性リスク管理部門の管理者及び資金繰り管理部門の管理者は、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った信頼度の高い流動性リスク管理システムを整備しているか。

（ⅵ）流動性リスク管理部門の管理者及び資金繰り管理部門の管理者は、流動性リスク管理を実効的に行う能力を向上させるための研修・教育態勢を整備し、専門性を持った人材の育成を行っているか。

（ⅶ）流動性リスク管理部門の管理者及び資金繰り管理部門の管理者は、定期的に又は必要に応じて随時、取締役会等が設定した報告事項を報告する態勢を整備しているか。特に、経営に重大な影響を与える事案については、取締役会等に対し速やかに報告する態勢を整備しているか。

⑤【流動性リスク管理規程及び組織体制の見直し】

流動性リスク管理部門の管理者は、継続的に流動性リスク管理部門及び資金繰り管理部門の職務の執行状況に関するモニタリングを実施しているか。また、定期的に又は必要に応じて随時、流動性リスク管理態勢の実効性を検証し、必要に応じて流動性リスク管理規程等及び組織体制の見直しを行い、又は取締役会等に対し改善のための提言を行っているか。

⑵　流動性リスク管理部門の役割・責任

①【流動性リスクの特定・評価】

（ⅰ）流動性リスクに影響を与える要因の特定

イ．流動性リスク管理部門は、流動性リスクに影響を与える内生的要因及び外生的要因を特定しているか。また、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リ

[22] 経営管理（ガバナンス）態勢－基本的要素－の確認検査用チェックリストⅠ．３．④を参照。

スク等が流動性リスクに影響を与えることを理解し、例えば、大口の資金移動、決算状況の悪化、市場の大幅な下落、事務処理システムの障害等について流動性リスクに影響を与える要因として特定しているか。

ロ．流動性リスク管理部門は、新規商品等の取扱い、新規の商品の購入、新システムの導入、海外拠点・子会社での業務開始を行う場合に、事前に流動性リスクの所在及びその影響を把握しているか。[23]

（ⅱ）流動性リスクの統合的な管理

流動性リスク管理部門は、通貨毎に流動性リスクを管理するだけではなく、それぞれの流動性リスクを統合して管理しているか。また、当該保険会社の流動性リスクに影響を与える重要なグループ会社の資金繰りの状況も把握しているか。

（ⅲ）出再保険の管理

流動性リスク管理部門は、資金繰りリスクの管理に当たっては、出再先の保険会社の財務状況によっては、出再保険金を受領できなくなる恐れがあることを十分考慮しているか。

（ⅳ）流動性リスクの評価

イ．流動性リスク管理部門は、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った適切な流動性リスクの分析・評価を行っているか。例えば、以下の状況を把握して分析を行うことにより流動性リスクの状況を評価しているか。

- 国内外にて取扱う各国通貨の特性
- 金融商品毎の市場流動性の状況（市場規模・取引量等）
- 全体及び通貨毎の資金繰り状況
- 保険料収入及び保険金等支出の実績と計画
- 保有資産の通貨・商品・期間別の構成及び残高
- 流動性資産の残高
- 市場性資金調達状況及び調達可能性
- 契約上の受信枠及び与信枠の残高　　等

ロ．流動性リスク管理部門は、資産・負債の総合的な管理及び自己資本等の状況を踏まえた上で、内生的要因及び外生的要因の両面について考慮した複数のシナリオを用いて流動性リスクの分析・評価を行っているか。

（ⅴ）現状の資金繰りの逼迫度区分の判定

流動性リスク管理部門は、資金繰り管理部門と連携し、当該保険会社のリスク・プロファイル等の内部環境、経済や市場等の外部環境等の情報を収集・分析し、当該保険会社が現状においてどの資金繰りの逼迫度区分に該当するかを適切に判定しているか。

②【モニタリング】

[23] 経営管理（ガバナンス）態勢－基本的要素―の確認検査用チェックリストⅠ．３．④を参照。

（ⅰ）流動性リスクのモニタリング

流動性リスク管理部門は、流動性リスク管理方針及び流動性リスク管理規程に基づき、資金繰り管理部門からの報告、当該保険会社のリスク・プロファイル等の内部環境、経済や市場等の外部環境等の情報を収集・分析し、それらの動向について継続的にモニタリングしているか。また、モニタリングしている情報は流動性リスク管理のために有効なものとなっているか。

（ⅱ）限度枠の遵守状況等のモニタリング

流動性リスク管理部門は、限度枠を設定している場合には、適切にその遵守状況及び使用状況をモニタリングしているか。

（ⅲ）資金繰りの逼迫度区分の判定基準の適切性等のモニタリング

流動性リスク管理部門は、資金繰りの逼迫度区分の判定基準となる各種指標等の状況及び判定基準の適切性についてモニタリングしているか。

（ⅳ）取締役会等への報告

流動性リスク管理部門は、流動性リスク管理方針及び流動性リスク管理規程に基づき、流動性リスク管理の状況及び流動性リスクの状況に関して、取締役会等が適切に評価・判断できる情報を、定期的に又は必要に応じて随時、直接、報告しているか。例えば、以下の項目について報告しているか。

・　流動性リスクに大きな影響を与える要因
・　経済や市場等の外部環境の状況
・　資金繰りの逼迫度の状況
・　流動性リスクの水準及びその傾向
・　限度枠の遵守状況及び使用状況

（ⅴ）資金繰り管理部門、資産運用部門等への還元

流動性リスク管理部門は、資金繰り管理部門、資産運用部門等に対し、流動性リスクの状況について分析・評価し、検討した結果等を還元しているか。

③【コントロール】

（ⅰ）限度枠を超過した場合の対応

流動性リスク管理部門は、限度枠を設定している場合で、その限度枠を超過した場合には、速やかに、対応策を策定できる情報を取締役会等に報告しているか。

（ⅱ）資金繰りの逼迫度が変更される場合の対応

流動性リスク管理部門は、現状の資金繰りの逼迫度区分が変更される場合又はそのおそれがある場合、速やかに、資金繰りの逼迫度の状況及び今後の見通しなど対応策を策定できる情報を取締役会等に報告しているか。

（ⅲ）流動性危機時の調達手段の確保

流動性リスク管理部門は、国内外において即時売却可能な資産（国債等）の保有残高や調達可能時点・金額を常時把握するとともに、資金繰り管理部門に市中金融機関から調達が行えるよう借入枠を設定させるなど、危機時を想定した調達

手段を確保させているか。

④【検証・見直し】

（ⅰ）流動性リスクに影響を与える要因の特定の妥当性の検証及び要因発生時の報告基準の見直し

流動性リスク管理部門は、流動性リスクに影響を与える内生的及び外生的要因の特定の妥当性について、定期的に又は必要に応じて随時、検証し、見直しているか。

また、要因発生時の報告基準について、その基準が当該保険会社のリスク・プロファイル等の内部環境、経済や市場等の外部環境等に応じて適切であるかを定期的に又は必要に応じて随時、検証し、見直しているか。

（ⅱ）流動性リスクの分析・評価方法の見直し

流動性リスク管理部門は、流動性リスクの分析・評価方法が業務の規模・特性、リスク・プロファイル及び外部環境に見合ったものかを、定期的に又は必要に応じて随時、検証し、見直しているか。特に分析・評価における仮定は継続的に有効なものとなっているか。

（ⅲ）限度枠の設定方法及び水準の見直し

流動性リスク管理部門は、複数のストレス・シナリオ等による影響度評価及び流動性リスクに影響を与える内生的及び外生的要因について分析・評価を行うことで、必要に応じ設定した限度枠の設定方法及び水準が、業務の規模・特性、リスク・プロファイル、財務状況及び資金調達能力に見合ったものかを、定期的に又は必要に応じて随時、検証しているか。見直しの必要性が認められる場合には、速やかに、取締役会等が適切に評価及び判断できる情報を報告しているか。

（ⅳ）資金繰りの逼迫度区分、判定基準等の見直し

流動性リスク管理部門は、以下の観点から複数のストレス・シナリオ等による影響度評価及び対応策の実効性についての確認等を行うことにより、資金繰りの逼迫度区分、判定基準、管理手法、報告方法、決裁方法等が適切であるかを、定期的に又は必要に応じて随時、検証し、見直しているか。

・　具体的な資金繰り逼迫状況と資金繰り逼迫への対応策を念頭に置いた適切な逼迫度区分（例えば、平常時、懸念時、危機時等）となっているか。

・　適時適切な対応策が取れるよう、資金繰りの逼迫度区分の判定基準が可能な限り具体的で認識しやすい基準となっているか。例えば、流動性資産（有効性のある調達手段を含む。）、信用格付業者の格付、保険会社の株価、社債のスプレッドなどの複数の判定基準を設け、資金繰りの逼迫度の状況を適時適切に認識できるものとなっているか。

・　資産・負債両面にわたり幅広い対応策を考慮した、資金繰りの逼迫度に応じた実効性ある管理手法、報告方法、決裁方法等となっているか。

（ⅴ）流動性危機時の対応策（コンティンジェンシー・プラン）の見直し

流動性リスク管理部門は、資金繰り管理部門や営業推進部門等に想定訓練等を行わせることにより、流動性危機時の対応策（コンティンジェンシー・プラン）の実効性を定期的に確認しているか。情勢の変化等により当該対応策の見直しの必要性が認められる場合には、遅滞なく、取締役会等（重要な見直しの場合は、取締役会）の承認を受けて、当該対応策を見直しているか。

⑶ 資金繰り管理部門の役割・責任

①【適切な資金繰り運営・管理】

資金繰り管理部門は、流動性リスク管理方針、流動性リスク管理規程等に基づき、当該保険会社のリスク・プロファイル等の内部環境、経済や市場等の外部環境等の情報を収集・分析し、適切な資金繰り運営を行っているか。なお、この運営に当たっては、資産・負債の両面から流動性についての評価を行うとともに、保険金等に対する支払準備が可能となる時点と金額などの流動性の確保状況を把握しているか。

②【資金繰り表の作成】

資金繰り管理部門は、通貨毎の日次の資金繰り表並びに週次、月次及び四半期ベースの資金繰り見通しを作成しているか。

③【資金繰りへの影響の把握】

資金繰り管理部門は、必要に応じて以下の管理等を行うことにより、資金繰りへの影響を早期に把握しているか。

・ 保険料と保険金等の集中管理
・ 市場性資金の調達管理
・ 保有資産の通貨別・商品別・期間別の構成の管理
・ 新規契約及び解約見込みの計画と実績の管理
・ 契約上の受信枠及び与信枠の残高管理
・ キャッシュの管理（ＡＴＭ等を含む。）
・ 各国通貨毎の資金繰りの管理
・ 各国通貨間の融通も考慮した資金繰りの管理　　等

④【運用予定額の把握】

資金繰り管理部門は、各部門からの報告等を踏まえ、運用予定額（有価証券・貸付等の予定額）、調達可能額（インターバンク市場やオープン市場における調達可能額等）を把握しているか。運用予定額、調達可能額を的確に把握するため、保険引受部門等から必要な報告・情報を適時に受けているか。なお、運用予定額、調達可能額を把握するに当たっては、以下の項目について考慮しているか。

・ 保険料収入及び保険金等支出の実績と計画
・ 流動性資産
・ オフ・バランス取引
・ コミットメント・ライン

・　当座貸越契約
・　実態に応じた運用期間の把握（例えば、形式的には短期の運用となっているが、実態は長期の運用となっているものなど）
・　資金繰りの逼迫度（例えば、平常時、懸念時、危機時等）

⑤【流動性危機管理】

資金繰り管理部門は、流動性危機時において、有価証券の処分など資金調達のための資産の流動化が円滑に行えるよう、常時、取引環境を踏まえて適切に対応しているか。

⑥【流動性リスクのコントロール】

（ⅰ）資金繰り管理部門は、流動性リスク管理方針、流動性リスク管理規程等に基づき、流動性リスクをコントロールしているか。

（ⅱ）資金繰り管理部門は、限度枠を設定している場合には、その限度枠を遵守する運営を行っているか。

⑦【流動性危機時の調達手段の確保】

資金繰り管理部門は、国内外において即時売却可能な資産（国債など）の保有残高や調達可能時点・金額を常時把握するとともに、市中金融機関から調達が行えるよう借入枠を設定するなど、危機時を想定した調達手段を確保しているか。

⑧【流動性リスク管理部門への報告】

資金繰り管理部門は、当該保険会社のリスク・プロファイル等の内部環境、経済や市場等の外部環境等の情報を収集及び分析した結果並びに資金繰りの状況及び予測について、流動性リスク管理部門に対し、定期的に又は逼迫度の状況に応じて随時、報告しているか。

⑨【取締役会等への報告】

資金繰り管理部門は、資金繰りの状況及び予測について、代表取締役及び担当取締役に対し、定期的に又は逼迫度の状況に応じて随時、報告しているか。また、取締役会等に対しても定期的に又は必要に応じて随時、報告しているか。さらに、取締役会等は、報告を受けた内容が流動性リスク管理方針を遵守したものであることを検証しているか。

Ⅲ．個別の問題点

【検証ポイント】

・ 本章においては、オペレーショナル・リスク等の管理の実態に即した個別具体的な問題点について検査官が検証するためのチェック項目を記載している。

・ Ⅲ．の各チェック項目の検証において問題点の発生が認められた場合、当該問題点がⅠ．又はⅡ．のいずれの要素の欠如又は不十分に起因して発生したものであるかをⅠ．又はⅡ．のチェックリストにおいて漏れなく検証し、双方向の議論を通じて確認する。

・ 検査官が発見した問題点を経営陣が認識していない場合には、特に上記Ⅰ．の各態勢及びその過程が適切に機能していない可能性も含め、厳格に検証し、双方向の議論を通じて確認する。

・ 検査官は、前回検査における指摘事項のうち、軽微でない事項の改善状況について検証し、実効性ある改善策が策定され実行されているか否か確認する。

・ 検査官は、その他オペレーショナル・リスク管理態勢が有効に機能しているか否か、経営陣の役割と責任が適切に果たされているかを、必要に応じて、「事務リスク管理態勢」、「システムリスク管理態勢」等を参考にして、確認する。

１．事務リスク管理態勢

⑴ 各業務部門及び営業拠点等における事務処理態勢

①【各業務部門の管理者及び営業拠点長の役割】

（ⅰ）事務処理について生じる事務リスクを常に把握しているか。

（ⅱ）適正な事務処理・事務規程の遵守状況、各種リスクが内在する事項についてチェックを行っているか。

（ⅲ）精査・検印担当者自身が業務に追われ、精査・検印が本来の機能を発揮していないことがないように努めているか。

（ⅳ）担当する各業務部門又は営業拠点等の事務処理上の問題点を把握し、改善しているか。

（ⅴ）特に便宜扱い等の異例扱いについて、厳正に対処しているか。

（ⅵ）事務規程外の取扱いを行う場合については、事務統括部門及び関係業務部門と連携のうえ責任をもって処理をしているか。

（ⅶ）保険募集管理部門と連携し、保険募集人が禁止行為を行わないよう適切に指導・監督しているか。

②【厳正な事務管理】

（ⅰ）事務処理を、厳正に行っているか。

（ⅱ）精査・検印は、形式的、表面的であってはならず、実質的で厳正に行っているか。

（ⅲ）現金事故及び代理店事故（消費・流用）は、発生後直ちに各業務部門の管理者又は営業拠点長へ連絡し、かつ事務統括部門・内部監査部門等必要な部門に報告しているか。

（ⅳ）特に、保険契約申込書、第一回保険料充当金領収証の取扱いについて、事務規程に従い厳正なチェックを行っているか。

（ⅴ）便宜扱い等の異例扱いについては、必ず各業務部門の管理者、営業拠点長又は役席等の承認を受けた後に処理しているか。

（ⅵ）事務規程外の取扱いを行う場合には、事務統括部門及び関係業務部門と連携のうえ、必ず各業務部門の管理者又営業拠点長の指示に基づき処理をしているか。

③【自主点検の適切性】

（ⅰ）各業務部門、営業拠点等、保険募集人における事故、不正等の未然防止、顧客への被害拡大を防ぐため、保険募集管理部門及び他のリスク管理部門等と連携のうえ、実施基準、実施要領に基づき、定期的又は必要に応じて随時、実効性のある自主点検を実施しているか。

（ⅱ）自主点検の結果等について、自主点検の実施者から、定期的又は必要に応じて随時、事務統括部門及び内部監査部門に対して、報告しているか。

（ⅲ）自主点検の結果を事務の改善に活用しているか。

２．システムリスク管理態勢

⑴　情報セキュリティ管理

①【セキュリティ管理者等の役割・責任】

（ⅰ）セキュリティ管理者の役割・責任

イ．セキュリティ管理者は、システムの企画、開発、運用、保守等にわたるすべてのセキュリティの管理を行っているか。

ロ．セキュリティ管理者は、重大な障害・事故・犯罪等に関するセキュリティ上の問題について、システムリスク管理部門に報告しているか。

ハ．セキュリティ管理者は、セキュリティについて、例えば、以下の観点から確保しているか。

（イ）フィジカルセキュリティ

- 物理的侵入防止策・防犯設備
- コンピュータ稼働環境の整備
- 機器の保守・点検態勢　等

（ロ）ロジカルセキュリティ

- 開発・運用の各組織間・組織内の相互牽制態勢
- 開発管理態勢
- 電子的侵入防止策
- プログラムの管理
- 障害発生時の対応策
- 外部ソフトウェアパッケージ導入時の評価・管理
- オペレーション面の安全管理　等

ニ．セキュリティ管理者は、システム、データ、ネットワーク管理上のセキュリティに関することについて統括しているか。

ホ．セキュリティ管理者は、セキュリティ意識の向上を図るため、全役職員に対するセキュリティ教育（外部委託先におけるセキュリティ教育を含む）を行っているか。

（ⅱ）システム管理者の役割・責任

イ．システム管理者は、それぞれのシステムの資産調査を定期的に行い、適正なスクラップ・アンド・ビルドを行っているか。

ロ．システム管理者は、各業務部門、営業拠点等及びコンピュータセンターについて、それぞれの設備・機器も適切かつ十分な管理を行っているか。

ハ．システム管理者は、社外に持ち出すコンピュータに対する適切かつ十分な管理を行っているか。

（ⅲ）データ管理者の役割・責任

イ．データ管理者は、データの管理手順及び利用承認手順等を内部規程・業務細則等として定め、関係者に周知徹底させることにより、データの安全で円滑な運用を行っているか。

ロ．データ管理者は、データ保護、データ不正使用防止について適切かつ十分な管理を行っているか。

（ⅳ）ネットワーク管理者の役割・責任

イ．ネットワーク管理者は、ネットワークの管理手順及び利用承認手続等を内部規程・業務細則等として定め、関係者に周知徹底させることにより、ネットワークの適切かつ効率的で安全な運用を行っているか。

ロ．ネットワーク管理者は、ネットワークがダウンした際の代替手段を考慮しているか。

②【情報資産の保護】

（ⅰ）保険会社が責任を負うべき顧客の重要情報を網羅的に洗い出し、把握、管理しているか。

顧客の重要情報の洗い出しにあたっては、業務、システム、外部委託先を対象範囲とし、例えば、以下のようなデータを洗い出しの対象範囲としているか。

・　通常の業務では使用しないシステム領域に格納されたデータ
・　障害解析のためにシステムから出力された障害解析用データ
・　ＡＴＭ（店舗外含む）等に保存されている取引ログ　等

（ⅱ）洗い出した顧客の重要情報について、重要度判定やリスク評価を実施しているか。

また、それぞれの重要度やリスクに応じ、以下のような情報管理ルールを策定しているか。

・　情報の暗号化、マスキングのルール
・　情報を利用する際の利用ルール

・　記録媒体等の取扱いルール　等

（ⅲ）機密情報について、暗号化やマスキング等の管理ルールを定めているか。また、暗号化プログラム、暗号鍵、暗号化プログラムの設計書等の管理に関するルールを定めているか。

なお、「機密情報」とは、暗証番号、パスワード、クレジットカード情報等、顧客に損失が発生する可能性のある情報をいう。

（ⅳ）機密情報の保有・廃棄、アクセス制限、外部持ち出し等について、業務上の必要性を十分に検討し、より厳格な取扱いをしているか。

（ⅴ）情報資産について、管理ルール等に基づいて適切に管理されていることを定期的にモニタリングし、管理態勢を継続的に見直しているか。

③【不正使用防止】

（ⅰ）不正使用防止のため、業務内容や接続方法に応じ、接続相手先が本人若しくは正当な端末であることを確認する態勢を整備しているか。

（ⅱ）不正アクセス状況を管理するため、システムの操作履歴を監査証跡として取得し、事後の監査を可能とするとともに、定期的にチェックしているか。

（ⅲ）端末機の使用及びデータやファイルのアクセス等の権限については、その重要度に応じた設定・管理方法を明確にしているか。

（ⅳ）募集代理店が使用するシステムについては、廃業後にアクセスを行うことができないよう適正にアクセス権限の廃止を行っているか。

④【コンピュータウィルス等】

コンピュータウィルス等の不正なプログラムの侵入を防止する方策を取っているとともに、万が一侵入があった場合速やかに発見・除去する態勢を整備しているか。

・　コンピュータウィルスへの感染

・　正規の手続きを経てないプログラムの登録

・　正規プログラムの意図的な改ざん　等

⑤【インターネットを利用した取引の管理】

（ⅰ）インターネット等の通信手段を利用した非対面の取引を行う場合には、例えば、以下のような取引のリスクに見合った適切な認証方式を導入しているか。[24]

・　可変式パスワードや電子証明書などの、固定式の ID・パスワードのみに頼らない認証方式

・　取引に利用しているパソコンのブラウザとは別の携帯電話等の機器を用いるなど、複数経路による取引認証

・　ハードウェアトークン等でトランザクション署名を行うトランザクション認

[24] 不正アクセスによる顧客口座からの不正出金を防止するための措置を講じている場合（例えば、保険金振り込み金融機関口座（出金先口座）の指定・変更手続きにおいて、顧客口座と名義が異なる出金先口座への指定・変更を認めないこととし、更に転送不要郵便により顧客の住所地に口座指定・変更手続きのための書面を送付するなどにより、顧客口座と名義が異なる出金先口座への振込みを防止する措置を講じている場合）は、取引のリスクに見合った対応がなされているものと考えられる。

証　等

（ⅱ）インターネット等の通信手段を利用した非対面の取引を行う場合には、例えば、以下のような業務に応じた不正防止策を講じているか。

・　取引時においてウィルス等の検知・駆除が行えるセキュリティ対策ソフトの利用者への提供
・　利用者のパソコンのウィルス感染状況を保険会社側で検知し、警告を発するソフトの導入
・　電子証明書を IC カード等、取引に利用しているパソコンとは別の媒体・機器へ格納する方式の採用
・　不正なログイン・異常な取引等を検知し、速やかに利用者に連絡する体制の整備　等

（ⅲ）リンク等によって生じうるサービス提供主体についての誤認を防止するための対策を講じているか。

（ⅳ）システムのダウン又は不具合により、適正な処理がなされなかった場合、それを補完する態勢となっているか。また、システムダウン等が発生した場合の責任分担のあり方についても、明確に示しているか。

（ⅴ）顧客からの相談・苦情（不正取引の発生を含む）等を受け付ける態勢を整備しているか。

（ⅵ）モラルリスク回避、マネー・ローンダリング防止等の観点から取引時確認を行っているか。

（ⅶ）顧客情報の漏洩、外部侵入者及び内部の不正利用による顧客データの改ざん、書き換え等を防止する態勢を整備しているか。

（ⅷ）インターネットを利用した取引が非対面であるということに鑑み、顧客との取引履歴等について改ざん・削除等されることなく、必要に応じて一定期間保存されているか。

（ⅸ）利用者自身が使用状態を確認できる機能を設け、利用者を不正使用から守っているか。

⑵　サイバーセキュリティ管理

①【サイバーセキュリティ対策】

（ⅰ）サイバー攻撃に備え、入口対策、内部対策、出口対策といった多段階のサイバーセキュリティ対策を組み合わせた多層防御を講じているか。

・　入口対策（例えば、ファイアウォールの設置、抗ウィルスソフトの導入、不正侵入検知システム・不正侵入防止システムの導入　等）
・　内部対策（例えば、特権 ID・パスワードの適切な管理、不要な ID の削除、特定コマンドの実行監視　等）
・　出口対策（例えば、通信ログ・イベントログ等の取得と分析、不適切な通信

の検知・遮断　等）

（ⅱ）サイバー攻撃を受けた場合に被害の拡大を防止するために、以下のような措置を講じているか。

・　攻撃元の IP アドレスの特定と遮断
・　DDoS 攻撃に対して自動的にアクセスを分散させる機能
・　システムの全部又は一部の一時的停止　等

（ⅲ）システムの脆弱性について、OS の最新化やセキュリティパッチの適用など必要な対策を適時に講じているか。

（ⅳ）サイバーセキュリティについて、ネットワークへの侵入検査や脆弱性診断等を活用するなど、セキュリティ水準の定期的な評価を実施し、セキュリティ対策の向上を図っているか。

②【コンティンジェンシー・プランの策定】

サイバー攻撃を想定したコンティンジェンシー・プランを策定し、訓練や見直しを実施しているか。また、必要に応じて、業界横断的な演習に参加しているか。

③【人材育成】

サイバーセキュリティに係る人材について、育成、拡充するための計画を策定し、実施しているか。

⑶　システム企画・開発・運用管理等

①【システム開発・運用部門の相互牽制態勢】

個人のミス及び悪意を持った行為を排除するため、システム開発部門と運用部門の分離分担を行っているか。なお、要員数の制約から業務部門を開発部門と運用部門に明確に分離することが困難な場合には、開発担当と運用担当を定期的にローテーションすること等により相互牽制を図っているか。また、EUC 等開発と運用の組織的分離が困難なシステムについては、内部監査部門等により牽制を図っているか。

②【システム企画・開発態勢】

（ⅰ）企画・開発態勢

イ．信頼性が高くかつ効率的なシステム導入を図る企画・開発のための内部規程・業務細則等を整備しているか。

ロ．システム企画・開発を行うに当たり、例えば、機械化委員会等の横断的な審議機関を設置し検討しているか。

ハ．中長期の開発計画を策定しているか。

ニ．現行システムに内在するリスクを継続的に洗い出し、その維持・改善のための投資を計画的に行っているか。また、システム開発・運用管理に当たっては、十分な予算や人的資源を配分しているか。

ホ．システムへの投資効果を検討し、システムの重要度及び性格を踏まえ、必要に応じ（システム部門全体の投資効果については必ず）、取締役会に報告しているか。

ヘ．開発案件の企画・開発・移行の承認ルールが明確になっているか。

ト．本番システムの変更案件も承認のうえ実施しているか。

チ．保険商品の開発、改定時におけるプログラムミスの発生を防止するために、ユーザー部門及びシステム部門の連携が十分に図られる態勢となっているか。特に、保険料・配当金等の重要な事項に関する計算結果についてのシステムの機能の検証に、ユーザー部門が主体的に関与する態勢となっているか。

（ⅱ）開発管理

イ．開発に関わる書類やプログラムの作成方式は、標準化されているか。

ロ．開発プロジェクトごとに責任者を定めているか。また、プロジェクト計画（目的・概要、スケジュール、システム投資額、体制、報告ルール等）を策定し、関係者に周知しているか。

ハ．システムの重要度及び性格を踏まえ取締役会等が進捗状況をチェックしているか。

ニ．システム部門及びユーザー部門が連携して進捗状況を適切に管理しているか。

（ⅲ）内部規程・業務細則等の整備

イ．設計、開発、運用に関する内部規程・業務細則等を策定し、業務実態に即した見直しを実施しているか。

ロ．設計書等は開発に関わる書類作成の標準規約を制定し、それに準拠して作成しているか。

ハ．開発に当たっては、利用目的等に応じて監査証跡（処理内容の履歴を跡付けることができるジャーナル等の記録）を残すようなシステムとなっているか。

ニ．マニュアル及び開発に関わる書類等は、専門知識のある第三者に分かりやすいものとなっているか。

（ⅳ）テスト等

イ．テスト計画を作成し、適切かつ十分にテストを行っているか。また、テスト計画には、品質管理基準を設定し、テスト結果を検証しているか。

ロ．テストやレビュー不足が原因で、長期間顧客に影響が及ぶような障害や経営判断に利用されるリスク管理用資料等の重大な誤算が発生しないようなテスト実施態勢を整備しているか。

ハ．総合テストは、ユーザー部門も参加するなど適切に実施されているか。特に、保険料・配当金等の重要な事項に関するテストには、ユーザー部門が参加し、テスト結果の確認を行っているか。

ニ．検収に当たっては、内容を十分理解できる役職員により行われているか。

（ⅴ）システム移行の決定

イ．システム移行に係る責任者が明確になっているか。

ロ．システムの移行計画を策定し、システム開発部門、システム運用部門、ユーザー部門等の役割と責任を明確にしているか。

ハ．システムの移行判定基準等を策定し、当該基準等に基づきシステムの移行を決定しているか。

（ⅵ）システム移行後の検証

イ．システムの稼働後一定期間をおいて、移行後のレビューが実施されているか。

ロ．移行後のレビューは、ユーザー要件の充足及び費用対効果等が検討、評価されているか。

ハ．移行後のレビュー結果は、当該システムの今後の改善計画に反映されているか。

ニ．移行後のレビュー結果は、システム開発部門及びユーザー部門等の責任者へ報告されているか。

ホ．新しい商品や仕組みの導入後、ユーザー部門に対し、必要に応じてサンプルチェック等を実施させているか。

（ⅶ）人材の育成

現行システムの仕組み及び開発技術の継承並びに専門性を持った人材の育成のための具体的な計画を策定し、実施しているか。また、人材の育成に当たっては、開発技術の養成だけではなく、開発対象とする業務に精通した人材の養成を行っているか。例えば、デリバティブ業務、電子決済、電子取引等、専門性の高い業務分野や新技術についても、精通した開発要員を養成しているか。

③【システム運用態勢】

（ⅰ）職務分担の明確化

イ．データ受付、オペレーション、作業結果確認、データやプログラムの保管の職務分担は明確になっているか。

ロ．システム運用担当者が担当外のデータやプログラムにアクセスすることを禁じているか。

（ⅱ）システムオペレーション管理

イ．所定の作業は、スケジュール表、指示表などに基づいてオペレーションを実施しているか。

ロ．承認を受けた作業スケジュール表、作業指示書に基づいてオペレーションを実施しているか。

ハ．オペレーションは、全て記録され、かつシステム運用部門の管理者は、チェック項目を定め点検しているか。

ニ．重要なオペレーションについては、複数名により実施しているか。また、可能な限り自動化しているか。

ホ．オペレーションの処理結果をシステム運用部門の管理者がチェックするためのレポート出力機能や、作業履歴を取得し、保存する機能を備えているか。

ヘ．開発担当者によるオペレーションへのアクセスを原則として禁じているか。障害発生時等でやむを得ず開発担当者がアクセスする場合には、当該オペレーションの管理者による開発担当者の本人確認及びアクセス内容の事後点検を行ってい

るか。

（ⅲ）本番データ管理

イ．システム障害等対応やシステムテスト等において、本番データを使用する場合の当該データの貸与に係る方針、手続きを明確に定めているか。

ロ．本番データの貸与について、方針及び手続きに従った運用を行うなど、本番データの管理を適切に行っているか。

ハ．本番データへの不正アクセス又は本番データの紛失、破壊、改ざん、漏洩等の脅威に対して、適切な安全対策を講じているか。

（ⅳ）システム障害等の管理

イ．顧客や経営に重大な影響を与えるような重要なシステム障害等が発生した場合には、速やかにシステムリスク管理部門及び関係業務部門と連携し、問題の解決を図るとともに、取締役会等に速やかに報告が行われる態勢を整備しているか。なお、報告に当たっては、最大リスク等を報告する態勢（例えば、顧客に重大な影響を及ぼす可能性がある場合、報告者の判断で過小報告することなく、最大の可能性を速やかに報告すること）となっているか。

ロ．システム障害等の発生に備え、最悪のシナリオを想定した上で、必要な対応を行う態勢を整備しているか。

ハ．システム障害等の発生に備え、関係業務部門への情報提供方法、内容が明確になっているか。また、顧客に適切に対応する態勢を整備しているか。

ニ．システム障害等の発生に備え、外部委託先を含めた指揮・命令系統が明確になっているか。また、ノウハウ・経験を有する人材をシステム部門内、部門外及び外部委託先等から速やかに招集するために事前登録するなど、応援体制が明確になっているか。

ホ．システム障害等が発生した場合には、記録簿等に記入し、内部規程・業務細則等に基づき、システムリスク管理部門に報告が行われる態勢を整備しているか。また、システム障害等の影響の調査や原因の究明を行い、再発防止策を講じているか。

ヘ．システムの運用を外部委託している場合、委託先において発生したシステム障害等について、報告が行われる態勢を整備しているか。

ト．システム障害等の内容の定期的な分析（発生推移、発生原因の分類による傾向分析等）を行い、それに応じた対応策を講じることにより、システム障害等の未然防止を図っているか。

チ．システム障害等の影響を極小化するために、例えば障害箇所を迂回するなどのシステム的な仕組みを整備しているか。

④【システム監査】

（ⅰ）システム部門から独立した内部監査部門が、定期的にシステム監査を行っているか。また、必要に応じてシステム監査とシステム以外の監査を連携して行うことが

できる態勢となっているか。

（ⅱ）システム関係に精通した要員による内部監査の実施や、システム監査人等による外部監査の活用を行っているか。

（ⅲ）内部監査部門の監査の手法及び内容

イ．監査対象は、システムリスクに関する業務全体をカバーしているか。

ロ．システム部門及び独自にシステムを構築している部門におけるリスクの管理状況を把握した上、リスクの種類・程度に応じて、定期的に内部監査を行っているか。

ハ．営業拠点等システム部門以外でのコンピュータ機器（端末機・ＡＴＭ等）や電子媒体等の使用に関する手続について、システムリスクの観点からのチェックを行っているか。

ニ．内部監査を行うに当たっては、監査証跡（処理内容の履歴を跡付けることができるジャーナル等の記録）の確認等、システム稼働内容について裏付けをとっておくことが望ましい。

⑷　防犯・防災・バックアップ・不正利用防止

①【防犯対策】

（ⅰ）犯罪を防止するため、防犯組織を整備し、責任者を明確にしているか。

（ⅱ）コンピュータシステムの安全性を脅かす行為を防止するため、入退室管理・重要鍵管理等、適切かつ十分な管理を行っているか。

②【コンピュータ犯罪・事故等】

コンピュータ犯罪及びコンピュータ事故（ウィルス等不正プログラムの侵入、CD/ATM の破壊・現金の盗難、カード犯罪、外部者による情報の盗難、内部者による情報の漏洩、ハードウェアのトラブル、ソフトウェアのトラブル、オペレーションミス、通信回線の故障、停電、外部コンピュータの故障等）に対して、十分に留意した態勢を整備し、点検等の事後チェック態勢を整備しているか。

③【防災対策】

（ⅰ）災害時に備え、被災軽減及び業務の継続のための防災組織を整備し、責任者を明確にしているか。

（ⅱ）防災組織の整備に際しては、業務組織に即した組織とし、役割分担毎に責任者を明確にしているか。

（ⅲ）防火・地震・出水に対する対策を確保しているか。

（ⅳ）重要データ等の避難場所をあらかじめ確保しているか。

④【バックアップ】

（ⅰ）重要なデータファイル、プログラムの破損、障害等への対応のため、バックアップを取得し、管理方法を明確にしているか。

（ⅱ）バックアップを取得するに当たっては、分散保管、隔地保管等保管場所に留意し

ているか。

（ⅲ）バックアップ取得の周期を文書化しているか。

（ⅳ）業務への影響が大きい重要なシステムについては、オフサイトバックアップシステム等を事前に準備し、災害、システム障害が発生した場合等に、速やかに業務を継続できる態勢を整備しているか。

（ⅴ）バックアップデータを使用してデータ修復を行う際の手順が整備されているか。

⑤**【コンティンジェンシー・プランの策定】**

（ⅰ）災害等によりコンピュータシステムが正常に機能しなくなった場合に備えたコンティンジェンシー・プランを整備しているか。また、取締役の果たすべき役割・責任やとるべき対応について具体的に定めるとともに、取締役が自ら指揮を執る訓練を行い、その実効性を確保しているか。

（ⅱ）コンティンジェンシー・プランの策定及び重要な見直しを行うに当たっては、取締役会による承認を受けているか。（上記以外の見直しを行うに当たっては、取締役会等の承認を受けているか。）

（ⅲ）コンティンジェンシー・プランの策定に当たっては、「金融機関等におけるコンティンジェンシー・プラン（緊急時対応計画）策定のための手引書」（公益財団法人金融情報システムセンター編）を参照しているか。

（ⅳ）コンティンジェンシー・プランの策定に当たっては、災害による緊急事態を想定するだけではなく、保険会社の内部又は外部に起因するシステム障害等も想定しているか。また、バッチ処理が大幅に遅延した場合など、十分なリスクシナリオを想定しているか。

（ⅴ）コンティンジェンシー・プランの策定に当たっては、顧客に与える被害等を分析しているか。

（ⅵ）コンティンジェンシー・プランは、他の金融機関等におけるシステム障害事例や中央防災会議等の検討結果を踏まえるなど、想定シナリオの見直しを適宜行っているか。

（ⅶ）コンティンジェンシー・プランに基づく訓練は、全社レベルで行い、外部委託先等と合同で、定期的に実施しているか。

⑸　外部委託管理[25]

①**【外部委託業務の管理】**

（ⅰ）外部委託業務の計画・実行

　システムに係る外部委託業務（二段階以上の委託を含む。）の計画・実行に当たっては、当該外部委託業務に内在するシステムリスクを特定し、サービスの質や存続の確実性等のリスク管理上の問題点を認識した上で、外部委託を行う範囲の決定

[25] 外部委託の形態や委託される業務内容は多様であり、当該検証項目においては、外部委託された業務の内容及びその当該保険会社における重要度等を踏まえた検証が必要である。

及びリスク管理の具体策の策定を行っているか。

（ⅱ）外部委託先の選定

イ．システムリスク管理部門は、外部委託管理責任者と連携し、外部委託の実施前に当該外部委託業務に内在するシステムリスクを特定し、サービスの質や存続の確実性等のリスク管理上の問題点を認識した上で、外部委託業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる能力を有する者に委託するための措置を講じているか。外部委託先の選定に当たり、例えば、システムリスク管理の観点から、以下のような点に留意しているか。

・ 受託実績等による信用度や、委託業務の技術レベル・実施体制等、保険会社の合理性の観点からみて十分なレベルのサービスの提供を行い得るか。

・ 委託契約に沿ったサービス提供や損害負担が確保できる財務・経営内容か。

・ 保険会社のレピュテーション等の観点[26]から問題ないか。

ロ．外部委託した業務（二段階以上の委託を含む。）及び業者について定期的に評価を行っているか。

なお、外部委託した業務について、業務の内容等に応じ、第三者機関の評価を受けていることが望ましい。

（ⅲ）委託契約の内容

イ．システムリスク管理部門は、外部委託管理責任者と連携し、委託契約において、提供されるサービス水準、外部委託先との役割分担や責任分担（例えば、委託契約に沿ってサービスが提供されない場合における外部委託先の責務、又は委託に関連して発生するおそれのある損害の負担の関係）、監査権限及び再委託手続き等について定めていることを確認するための措置を講じているか。

ロ．委託先と守秘義務契約を締結しているか。

ハ．外部委託先が再委託を行う場合、外部委託先との委託契約書において再委託先に係る契約上の義務や責任等の条項を整備しているか。

ニ．外部委託先が遵守すべきルールやセキュリティ要件を外部委託先へ提示し、契約書等に明記しているか。

（ⅳ）外部委託先のモニタリング

イ．外部に委託しているシステム及び業務を適切に管理する管理者を設置し、委託契約に基づいて各種ルールの遵守状況や委託業務の遂行状況の管理、検証を行っているか。

ロ．システムリスク管理部門は、外部委託管理責任者と連携し、外部委託した業務について、委託元として委託業務が適切に行われていることを定期的にモニタリングするために、例えば要員を配置するなどの必要な措置を講じているか。また、外部委託先における顧客データの管理状況を、委託元が監視、追跡できる態勢を

[26] 例えば、外部委託先と反社会的勢力との関係の有無などを含む。

整備しているか。

ハ．委託先社員等に付与するシステムやデータへのアクセス権限は、委託業務を遂行するうえで必要最小限の範囲に限定しているか。

（ⅴ）外部委託先への監査

重要な外部委託先に対して、内部監査部門又はシステム監査人等による監査を実施しているか。

（ⅵ）問題点の是正

システムリスク管理部門は、問題点等を発見した場合には、外部委託管理責任者と連携して速やかに是正する措置を講じているか。

②【システム関係の業務委託先の検証】

（ⅰ）業務委託を受けたシステム全般について、システムリスクを認識・評価しているか。

（ⅱ）保険会社等から受託したシステム業務について、委託者による監査又は外部監査を定期的に受けているか。また、外部監査を実施した場合は、委託者に対して監査結果を報告しているか。

（ⅲ）保険会社等が求めるセキュリティレベルを設定し、その内容についてあらかじめ保険会社等と合意しているか。

（ⅳ）企画段階、設計・開発段階、テスト段階において、保険会社等によるユーザーレビューやユーザーテストが実施されているか。

（ⅴ）開発標準ルールの遵守状況や品質管理状況について、品質管理部署等により客観的に評価する態勢を整備しているか。

（ⅵ）システムの運用状況について、保険会社等に対して報告する事項を定め、定期的に報告しているか。

（ⅶ）システム障害等の発生時の連絡態勢を、あらかじめ定めているか。

（ⅷ）複数の保険会社の業務を受託するセンターの場合、他の保険会社への影響等を速やかに判断し、対応する態勢を整備しているか。

⑸　システム統合に係るリスク管理態勢

システム統合に係るリスク管理の検証については、「システム統合リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト」(平成 14 年 12 月 26 日付検第 567 号)に基づき行うものとする。

３．流動性リスク管理態勢

⑴　資産運用部門、保険引受部門等の役割・責任

資産運用部門、保険引受部門等は、流動性リスクに影響を与え、かつ報告基準を満たす要因が発生した場合、内部規程・業務細則等に基づいて、速やかに流動性リスク管理部門及び資金繰り管理部門に報告しているか。

⑵　市場流動性リスク管理

①【市場流動性の適切な把握】

流動性リスク管理部門は、市場流動性の状況を正確に把握しているか。

また、必要に応じ、市場流動性の状況を代表取締役及び取締役会等へ報告しているか。

②【限度枠の設定及び見直しの実施】

マーケットの状況により、市場において企図した時点価格での取引や企図した量の取引ができないこともあることを踏まえ、流動性リスク管理部門は、市場流動性の状況を勘案し、適切に取締役会等の承認を得た上で（緊急の場合には担当取締役が決定し、事後的に取締役会等に報告し検証を受ける。）、必要に応じ限度枠を設定しているか。

また、運用商品、市場環境の変化等により定期的に（最低限半年に 1 回）及び状況に応じて随時、限度枠を見直しているか。

③【市場流動性リスクを勘案した運用】

資産運用部門は、商品ごとに市場規模・取引量、流動性を勘案した運用を行っているか。また、一度に多量の商品を売買することは、その商品の売買自体によって市場流動性リスクが生じることがあることを認識し、その影響を勘案した上で運用を行っているか。

④【モニタリングの実施】

流動性リスク管理部門は、商品ごとの日々のポジションの状況を把握するとともに、市場規模の変化、信用状況の変化をモニタリングしているか。

⑤【報告の実施】

流動性リスク管理部門は、把握されたポジションの状況等について、規程に基づき正確に担当取締役（必要に応じ代表取締役及び取締役会）に報告しているか。また、商品の売買自体によって流動性リスクが生じる可能性がある場合、限度枠を超過した場合や、懸念時・危機時の場合には、極力、頻繁に代表取締役又は取締役会に報告を行うとともに、適切な対応策をとっているか。

４．その他オペレーショナル・リスク管理態勢

⑴　その他オペレーショナル・リスク管理部門のうち、主なリスク管理部門の役割・責任

①【法務リスクを管理する部門】

法務リスクを管理する部門は、顧客に対する過失による義務違反及び不適切なビジネス・マーケット慣行から生じる損失・損害（監督上の措置並びに和解等により生じる罰金、違約金及び損害賠償金等を含む。）など当該保険会社が法務リスクとして定義したものについて、当該保険会社が直面するリスクを認識し、適切に管理を行っているか。例えば、法務リスクを管理する部門は、「法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト」、「顧客保護等管理態勢の確認検査用チェックリスト」に記

載している点のうち、当該保険会社の定義に該当するものについて、法務リスクとして認識し、適切な管理を行っているか。

②【人的リスクを管理する部門】

人的リスクを管理する部門は、当該保険会社が、人事運営上の不公平・不公正（報酬・手当・解雇等の問題）・差別的行為（セクシュアルハラスメント等）から生じる損失・損害など人的リスクとして定義したものについて、当該保険会社が直面するリスクを認識し、適切な管理を行っているか。例えば、人的リスクを管理する部門は、各業務部門及び営業拠点等の人的リスクの管理能力を向上させるための研修・教育などの方策を実施し、適切な管理を行っているか。

③【有形資産リスクを管理する部門】

有形資産リスクを管理する部門は、当該保険会社が災害その他の事象から生じる有形資産の毀損・損害など有形資産リスクとして定義したものについて、当該保険会社が直面するリスクを認識し、適切な管理を行っているか。

④【風評リスクを管理する部門】

風評リスクを管理する部門は、当該保険会社が評判の悪化や風説の流布等により、信用が低下することから生じる損失・損害など風評リスクとして定義したものについて、当該保険会社が直面するリスクを認識し、適切な管理を行っているか。なお、他の保険会社や取引先等に関する風評が発生した場合の対応方法についても、検討しておくことが望ましい。例えば、以下の点のような方策を実施することにより、適切な管理を行っているか。

- 風評リスクを管理する部門は、風評発生時における各業務部門及び営業拠点等の対応方法を定めているか。特に、風評が保険契約の解約に結びついた場合の対応について、支社等の営業推進部門等の状況把握、顧客対応、対外説明等、初動対応に関する規程を設けているか。
- 風評リスクを管理する部門は、風評が伝達される媒体（例えば、インターネット、憶測記事等）に応じて、定期的に風評のチェックを行っているか。
- また、金融庁担当課室、提携先、警備会社等へ、速やかに連絡を行う体制になっているか。

⑵　危機管理態勢の整備・確立状況

①【平時における対応】

（ⅰ）何が危機であるかを認識し、可能な限りその回避に努める（不可避なものは予防策を講じる）よう、平時より、定期的な点検・訓練を行うなど未然防止に向けた取組みに努めているか。

（ⅱ）危機管理マニュアルを策定しているか。また、危機管理マニュアルは、自らの業務の実態やリスク管理の状況等に応じ、不断の見直しが行われているか。なお、危機管理マニュアルの策定に当たっては、客観的な水準が判定されるものを根拠とし

て設計されていることが望ましい。

【参考】想定される危機の事例

イ．自然災害（地震、風水害、異常気象、伝染病等）

ロ．テロ・戦争（国外において遭遇する場合も含む。）

ハ．事故（大規模停電、コンピュータ事故等）

ニ．風評（口コミ、インターネット、電子メール等）

ホ．対企業犯罪（脅迫、反社会的勢力の介入、データ盗難等）

ヘ．営業上のトラブル（相談・苦情対応、データ入力ミス等）

ト．人事上のトラブル（内紛、セクシャルハラスメント等）

チ．労務上のトラブル（内部告発、過労死、人材流出等）

（ⅲ）危機管理マニュアルには、危機発生の初期段階における的確な状況把握や客観的な状況判断を行うことの重要性や情報発信の重要性など、初期対応の重要性が盛り込まれているか。

（ⅳ）危機発生時における責任体制が明確化され、危機発生時の組織内及び関係者（関係当局を含む。）への連絡体制等が整備されているか。危機発生時の体制整備は、危機のレベル・類型に応じて、組織全体を統括する対策本部の下、部門別・支社等の営業拠点別に想定していることが望ましい。

（ⅴ）業務継続計画（ＢＣＰ）においては、大規模な災害・疫病やテロ等の事態においても早期に被害の復旧を図り、保険契約者等の保護上、必要最低限の業務の継続が可能となっているか。その際、必要に応じ、当該保険会社の所属する業界団体（㈳生命保険協会、㈳日本損害保険協会、㈳外国損害保険協会）及び他の保険会社と連携し対応する体制が整備されているか。また、業務の実態等に応じ、国際的な広がりを持つ業務中断に対応する計画となっているか。例えば、以下の項目について、明確に規定する等適切な内容となっているか。

・　災害等に備えたコンピュータシステム、顧客データ等の安全対策（紙情報の電子化、電子化されたデータファイルやプログラムのバックアップ等）は講じられているか。

・ これらのバックアップ体制は、地理的集中を避けているか。

・　保険契約に基づく保険金等の適切な支払いなど保険契約者等の保護の観点から重要な業務を、暫定的な手段（バックアップデータに基づく手作業等）で対応する準備が整っているか。

・　業務継続計画の策定及び重要な見直しを行うに当たっては、取締役会による承認を受けているか。また、業務継続体制が、内部監査、外部監査など独立した主体による検証を受けているか。

（ⅵ）大規模自然災害等の危機発生時において、保険金支払業務を継続・復旧させていくべき機能と明確に位置付けた上で、日頃から、災害発生時に支払業務の継続・復旧が図られるような態勢が整備されているか。また、保険契約者等に対して、保険

金等の支払等について便宜措置（監督指針「Ⅲ－1－6 災害における金融に関する措置」参照）が図られるような態勢が整備されているか。

（ⅶ）日頃からきめ細かな情報発信及び情報の収集に努めているか。また、危機発生時においては、危機のレベル・類型に応じて、情報発信体制・収集体制が十分なものとなっているか。

②【危機発生時における対応】

危機的状況の発生又はその可能性が認められる場合において、危機対応の状況（危機管理体制の整備状況、関係者への連絡状況、情報発信の状況等）が危機のレベル・類型に応じて十分なものになっているか。

③【事態沈静化後における対応】

危機的状況が沈静化した後、発生原因分析及び再発防止に向けた取組みを行っているか。

付属資料

実地調査用チェックリスト

⑴　本チェックリストは、保険会社の営業拠点等、生命保険募集人及び損害保険代理店について、検査官が実地調査を行う際に活用するための例示として掲げたものである。検査官が本チェックリストを利用する際には、単なる軽微な不備事項や事務ミスのみを指摘することが目的ではなく、適正な法令等遵守態勢、保険募集管理態勢、顧客保護等管理態勢等が確立されているかを確認することを目的としていることに留意する。

⑵　検査に当たっては、実際の事務管理態勢のチェックは、基本的に保険会社の内部監査部門が負っていることに留意する。内部監査部門等各部門が有効に機能していることが確認できれば、例示事項の全てについてまで、実地調査を行う必要はなく、逆に各部門が有効に機能していないようであれば、さらに深くチェックを行う必要がある。

⑶　本チェックリストの各項目はあくまで例示であり、ここに掲げられていない事項についても、実地調査の対象となし得ることに留意する。

1．共通

⑴　保険募集の適正

①　法第 300 条第 1 項各号に定める禁止行為又は法第 307 条第 1 項第 3 号の「保険募集に関し著しく不適当な行為」その他の不適切な行為が行われていないか。特に、以下の行為については、不適切な行為に該当する可能性が高いことに留意する。

イ．保険料の横領・流用

ロ．印鑑不正使用

ハ．無面接募集（面接が必要とされていない契約に関する募集を除く。）

ニ．作成契約（架空契約）・名義借契約・無断契約

ホ．付績行為（成績の計上操作）・不正な勤務実態の作出

②　顧客のニーズや知識、経験及び財産の状況を踏まえた上で契約の内容及びそのリスク等を顧客に対して適切かつ十分に説明しているか。特に、変額保険及び外貨建保険等、顧客がリスクを負う保険商品の募集を行うに当たっては、保険業法が特定保険契約に関して準用する金融商品取引法等の法令等に従って、顧客に対し適切かつ十分な説明を行い、かつ、必ず顧客から説明を受けた旨の確認を行っているか。

③　保険契約の内容のうち重要な事項について、当該事項を記載した書面を顧客に対して適切な時期に確実に交付するなど適切な方法で説明しているか。

④　予定解約率を用い、かつ解約返戻金を支払わない保険契約の募集に際して、解約返戻金が無いことを記載した書面を顧客に対して適切な時期に確実に交付するなど適切な方法で説明しているか。

⑤　契約のしおりなど契約内容の理解に資するための書面、約款等を、保険商品等に応じて、顧客に対して適切な時期に確実に交付しているか。

⑥　保険契約に関する表示を行う場合、顧客の十分な理解が得られるような措置が講じられているか。商品の特性に応じた表示となっているか。

⑦　比較表示を行う場合、適切かつ正確な表示となっているか。

⑧　予想配当についての表示を行う場合、表示された配当額等が確実であると顧客が誤解しないものとなっているか。

⑨　保護機構に加入していることに関して、規則第 53 条第 1 項第 8 号の説明を行うとともに、その際、同機構の資金援助が、一定の条件、限度において実施されるものであり、保険契約が完全に保証されるものではないことを表示しているか。

⑩　クーリング・オフ制度は顧客に周知徹底され、かつ適正に実施されているか。

⑵　適正な募集管理

①　保険募集人に対する教育、管理、指導は適切なものとなっているか。特に、乗換契約（他社からの乗換契約を含む）・転換契約、キャンペーン[1]、高齢者に対する募集など、通常の募集以上に注意を要する事項について、適切な募集が行われるための態勢が整備されているか。

また、損害保険代理店に関しては、収受した保険料を自己の財産と明確に区分し収支を明らかにする書類等を備え置かせるとともに、受領した保険料等を受領後遅滞なく保険会社に送金するか、又は別途専用の預貯金口座に保管し、遅くとも保険会社における保険契約の計上月の翌月までに精算するよう教育、管理、指導しているか。さらに、以下のような観点から、教育、管理、指導を行っているか。

イ．保険料の領収にあたって、

・　保険料の全部又は一部の支払いを受けずに保険料領収証を交付していないか。

・　領収は会社所定の領収証に限定されているか。

・　手形による保険料の領収が行われていないか。

・　保険料口座振替契約であるにも関わらず正当な理由なく、手集金がされていないか。

・　保険料の振替口座が正当な理由なく、保険契約者以外の名義の口座となっていないか。

ロ．保険証券が正当な理由なく、損害保険代理店を介して保険契約者へ交付されていないか。

ハ．保険金や満期返戻金が損害保険代理店を介して保険契約者等へ給付されていないか。

②　内部監査は十分な頻度で適切に実施されているか。

③　第一回保険料充当金領収証の交付、回収及び保管は適正に行われているか。

④　次回後保険料集金のための契約（集金）カード領収証、集金紙、領収証等の管理及び未入金契約の管理は適正に行われているか。

⑤　現金残高の不突合が生じないよう方策を講じているか。

---

[1] 保険会社が販売手数料の上乗せ等により、特定の商品を特定期間保険募集人対して販売推奨すること。

⑥　保険募集人に対する立替金、仮払金、貸付金の内容は適正なものとなっているか。

⑦　募集経費等の支出は適切なものとなっているか。

⑧　身分証明書の交付及び回収は適正に行われているか。

⑨　その他事務管理は適正に行われているか。例えば以下の点の回避、是正に努めているか。

イ．保険料領収証綴、自賠責証明書、自賠責収納済印、自賠責保険標章

・　残数不一致

・　交付管理簿の記載不備

・　預り証、要回収証明書の回収遅延及び未回収

・　保管方法不備

ロ．契約者貸付関係

・　契約者貸付申込書、借用書の徴求遅延及び未徴求

・　契約者貸付申込書、借用書、請求書類の記載不備

⑩イ．保険会社又は保険募集人が、募集関連行為を第三者に委託し、又はそれに準じる関係に基づいて行わせている場合には、保険会社又は保険募集人において、当該募集関連行為を受託した第三者（募集関連行為従事者）が不適切な行為を行わないよう、例えば、以下の点に留意して適切な委託先管理等を行っているか。

・　募集関連行為従事者において、保険募集行為又は特別利益の提供等の募集規制の潜脱につながる行為が行われていないか。

・　募集関連行為従事者が運営する比較サイト等の商品情報の提供を主たる目的としたサービスにおいて、誤った商品説明や特定商品の不適切な評価など、募集行為を行う際に顧客の正しい商品理解を妨げるおそれのある行為を行っていないか。

・　募集関連行為従事者において、個人情報の第三者への提供に係る顧客同意の取得などの手続が個人情報の保護に関する法律等に基づき、適切に行われているか。

ロ．保険会社は、保険募集人が、募集関連行為を第三者に委託し、又はこれに準じる関係に基づいて行わせている場合には、保険募集人がその規模や業務特性に応じた適切な委託先管理等を行うように指導しているか。

ハ．募集関連行為従事者への支払手数料の設定について、慎重な対応を行っているか。

⑶　保険募集人の採用・委託・登録（届出）

①　保険募集人の採用、委託は、その適格性を審査するための審査基準（保険募集に関する法令、保険契約に関する知識、保険募集の業務遂行能力、本来業務の事業内容、事業目的等）に従って適切に行われているか。

②　無登録募集、登録前募集が行われていないか。

③　必要届出事項を遅滞なく処理しているか。特に、保険募集人からの登録抹消届出書類の提出後、直ちに処理を行っているか。

⑷　苦情等への対応

①　顧客からの苦情等（不祥事件につながる恐れのある問合せ等も含む）の内容は、処

理結果を含めて、記録簿等により記録・保存しているか。

② 顧客からの苦情等のうち、本社へ報告すべきものを放置していないか。また、適切な再発防止策を講じているか。

③ 保険契約者等、事故の被害者、遺族等に対する不適切な対応を行っていないか。

⑸ 顧客情報管理

顧客情報は無施錠管理、机上放置などが行われないよう、適切に管理しているか。

⑹ 共同保険契約等

共同保険契約や保険商品の提携販売等の場合において、保険の種類や引受保険会社の誤認を保険契約者に生じさせないための方策を講じているか。

２．生命保険関係

⑴ 一社専属制の例外の適用

２以上の所属保険会社を有する生命保険募集人（法第 282 条第 3 項）については、所属保険会社間の不当な乗換募集の防止、顧客情報の管理が適切に行われているか。

⑵ 他人の生命の保険契約等

① 他人の生命の保険契約及び未成年者を被保険者とする生命保険契約に関し、保険契約の不正な利用の防止等による被保険者等の保護の観点から、目的・趣旨に沿った保険契約を確保するための取組みを行っているか。例えば、以下のような取組みを行っているか。

イ．規則第53条の７第２項に規定する「死亡保険」に関し、保険金の限度額その他引受けに関する規程の遵守

ロ．従業員等を被保険者とする他人の生命の保険契約の場合、従業員等あるいはその遺族に対する弔慰金等や代替雇用者採用等に関する財源確保などといった目的・趣旨に沿った契約の確保のための取組み

ハ．被保険者が未成年者である場合、当該保険契約の必要性の確認など、保険契約の不正利用を防止するための措置の適切な実施

② 他人の生命の保険契約における被保険者の同意の確認については、保険契約申込書等の被保険者同意欄に被保険者本人が署名又は記名押印するなど事業方法書に定められている方法により適切に行われているか。特に、従業員等を被保険者とする保険契約については、例えば、以下の方法により、被保険者が保険金受取人や保険金の額等の契約の内容を確実に認識できるような措置を適切に実施しているか。

イ．被保険者に対する契約の内容を記載した書面の交付

ロ．被保険者が契約内容を認識するための措置について、保険契約者から確認した事項の記録（個人保険契約を除く。）

⑶ 変額保険・変額年金

① 募集行為は適切に行われているか。例えば、以下のような行為が行われていないか。

イ．将来の運用実績について断定的判断を提供する行為。

ロ．特別勘定運用成績について、生命保険募集人が恣意に過去の特定期間をとりあげ、それによって将来を予測する行為。

ハ．契約上定めのない保険金額あるいは解約返戻金額を保証する行為。

② 資産の運用方針等を記載した書面を顧客に確実に交付しているか。

⑷ 外貨建保険

保険金額等を外貨建表示する保険契約に関して、募集行為は適切に行われているか。為替差損が生じる場合があることを記載した書面を顧客に確実に交付しているか。

⑸ 乗換契約・転換契約

① 乗換契約・転換契約に際して、顧客に不利益になる可能性があることを必ず説明しているか。

② 転換契約に際して、既契約と新契約を対比して記載した書面及び既契約を継続したまま保障内容を見直すことが可能である旨記載した書面を保険契約者に確実に交付しているか。

⑹ 構成員契約規制

法人である生命保険募集人が、その役員若しくは使用人又は資本関係等に照らし当該生命保険募集人と密接な関係を有する法人の役員若しくは使用人に対し、生命保険会社が引き受ける保険契約（平成10年大蔵省告示第238号第2条に掲げるものを除く。）の申込みをさせていないか。

⑺ 自己契約等

① 生命保険募集人は、保険料の割引、割戻し等を目的とした自己契約等の保険募集を行っていないか。

② 法人である生命保険募集人は、自己又は当該生命保険募集人と密接な関係を有する法人を保険契約者とする場合には、手数料支払等による保険料の割引、割戻し等を目的とした保険募集を行っていないか。

３．損害保険関係

⑴ 自己契約等

① 自己契約等の禁止（法第 295 条）違反を防止する適切な方策が講じられているか。

② 自己契約等に係る保険料の計算が適正に行われるように所属代理店の自己契約の状況を把握し、厳正に管理・指導しているか。

③ 自己契約等の禁止を逃れるために、他の代理店に契約を付け替えていないか。付け替えを防止する方策を講じているか。

⑵ 超過保険（保険価額を上回る保険金額の設定）

超過保険契約を防止するため、確認すべき項目の特定その他の手続や態勢の整備がなされているか。

⑶ アフロス契約（保険事故が発生した後に締結される保険契約）

アフロス契約を防止するため、確認すべき項目の特定その他の手続や態勢の整備が

なされているか。

⑷　乗換契約・転換契約

医療保険等の長期の保険契約については、２．⑸に準じた取扱いが行われているか。

⑸　他人の生命の保険契約等

①　他人の生命の保険契約及び未成年者を被保険者とする死亡給付のある保険契約に関し、保険契約の不正な利用の防止等による被保険者等の保護の観点から、目的・趣旨に沿った保険契約を確保するための取組みを行っているか。例えば、以下のような取組みを行っているか。

イ．規則第53条の７第２項に規定する「死亡保険」に関し、保険金の限度額その他引受けに関する規程の遵守

ロ．従業員等を被保険者とする他人の生命の保険契約の場合、従業員等あるいはその遺族に対する弔慰金等や代替雇用者採用等に関する財源確保などといった目的・趣旨に沿った契約の確保のための取組み

ハ．被保険者が未成年者である場合、当該保険契約の必要性の確認など、保険契約の不正利用を防止するための措置の適切な実施

②　他人の生命の保険契約における被保険者の同意の確認については、保険契約申込書等の被保険者同意欄に被保険者本人が署名又は記名押印するなど事業方法書に定められている方法により適切に行われているか。特に、従業員等を被保険者とする保険契約については、例えば、以下の方法により、被保険者が保険金受取人や保険金の額等の契約の内容を確実に認識できるような措置を適切に実施しているか。

イ．被保険者に対する契約の内容を記載した書面の交付

ロ．被保険者が契約内容を認識するための措置について、保険契約者から確認した事項の記録

資産査定及び償却・引当の確認検査用チェックリスト

信用リスクに関する検査について

早期是正措置制度の下においては、その基準となるソルベンシー・マージン比率は主として正確な財務諸表に基づき算定されなければならない。正確な財務諸表の作成のためには償却・引当が適切に行われ、その準備作業である自己査定が適切に行われなければならない。

したがって、検査官は、自己査定基準の適切性及び自己査定結果の正確性のみならず、償却・引当額の総額及びその水準の適切性を検証することが必要であり、特に、償却・引当額の総額が信用リスクに見合った十分な水準となっているかを重視して検証する必要がある。

○　自己査定に関する検査について

Ⅰ．自己査定に関する検査の目的

資産査定とは、保険会社の保有する資産を個別に検討して、回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合いに従って区分することであり、将来保険契約者に支払うために積立てられた保険契約準備金などがどの程度安全確実な資産に見合っているか、言い換えれば、資産の不良化によりどの程度の危険にさらされているかを判定するものであり、保険会社自らが行う資産査定を自己査定という。

自己査定は、保険会社が信用リスクを管理するための手段であるとともに、適正な償却・引当を行うための準備作業である。また、会計監査人は、財務諸表監査に際し、保険会社が行う自己査定等内部統制の状況についてもその有効性を評価することとされている。

したがって、検査官は、自己査定に関する検査において、保険会社の自己査定及び会計監査人による監査を前提として、自己査定を行うための体制整備等の状況等の検証を行い、自己査定基準の適切性及び自己査定結果の正確性を検証の上、償却・引当を行うための準備作業である自己査定が合理的なものであるか、また、自己査定結果が被検査保険会社の資産内容を適切に反映されたものとなっているかを検証する必要がある。

Ⅱ．自己査定体制の整備等の状況等の検証

検査官は、以下のチェック項目に従って、自己査定体制の整備等の状況等の検証を行うものとする。

1．自己査定基準の制定

自己査定基準は、関係法令及び本検査マニュアルに定める枠組みに沿ったものとなっており、明確かつ妥当なものとなっているか。

自己査定基準は、取締役会により正式の社内手続を経て決定され、明文化されているか。また、組織内に周知されているか。

自己査定基準には、自己査定の対象となる資産の範囲、自己査定体制が明記されるとともに、自己査定の基準及びその運用についての責任体制が明記されているか。

自己査定基準の制定及び改正に当たっては、自己査定の実施部門（各資産所管部門、本部貸付承認部門（与信管理部門又は審査部門）及び資産査定部門）のみならず、コンプライアンス統括部門及び内部監査部門の意見を踏まえた上で行われているか。

また、自己査定の実施部門における自己査定を適切に実施するために、自己査定マニュアルを制定し、明文化しているか。

2．自己査定体制の整備等の状況

自己査定は、①各資産所管部門において第一次の査定を実施し、本部貸付承認部門において第二次の査定を実施した上で、各資産所管部門及び本部貸付承認部門から独立した部

門がその適切性の検証を行う方法又は②各資産所管部門の協力の下に各資産所管部門及び本部貸付承認部門から独立した資産査定部門が自己査定を実施する方法など、各資産所管部門及び本部貸付承認部門に対して十分な牽制機能が発揮され、自己査定を正確に実施するための態勢となっているか。

また、実施部門及び検証部門に自己査定実務に精通した人材を配置しているか。

さらに、資産査定部門は、各資産所管部門及び本部貸付承認部門に対して、必要な教育・指導を行っているか。

内部監査部門は、自己査定体制の整備状況や自己査定プロセスの適切性、自己査定結果の正確性、内部監査及び前回検査における指摘事項に関する改善状況等について、適切に監査を実施しているか。

また、保険会社は、当局の検査、会計監査人の監査等において、自己査定の実施状況が事後的に検証できるよう、各部門における資料等の十分な記録を保存しているか。

３．自己査定結果の取締役会への報告

自己査定結果は、定期的に又は必要に応じて随時、取締役会に報告されているか。

また、自己査定体制の整備の状況についても、取締役会に適時適切に報告されているか。

４．自己査定体制の整備等の状況等の監査役及び会計監査人による監査の状況

上記１から３に掲げる自己査定体制の整備等の状況等について、取締役から何ら影響を受けない独立した監査役及び会計監査人による適正な監査を受けているか。

Ⅲ．自己査定基準の適切性の検証

検査官は、保険会社が定めた基準が明確かつ妥当かどうか、また、その枠組みが、別表１に掲げる枠組みに沿ったものであるかどうか等を把握し、保険会社の自己査定基準の枠組みが独自のものである場合には、上記の枠組みとの関係を明瞭に把握するとともに、保険会社の自己査定基準の中の個別のルール（例えば、担保評価ルールや有価証券の簡易な査定ルールなど）が合理的であるかを検証するものとする。

１．用語の定義

⑴　「信用格付」とは、債務者の信用リスクの程度に応じた格付をいい、信用リスク管理のために不可欠のものであるとともに、正確な自己査定及び適正な償却・引当の基礎となるものである。また、信用格付は、債務者区分と整合的でなければならない。

⑵　「債務者区分」とは、債務者の財務状況、資金繰り、収益力等により、返済能力を判定して、その状況等により債務者を正常先、要注意先、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に区分することをいう。

⑶　自己査定において、Ⅱ、Ⅲ及びⅣ分類に分けることを「分類」といい、Ⅱ、Ⅲ及びⅣ分類とした資産を「分類資産」という。

また、Ⅱ、Ⅲ及びⅣ分類としないことを「非分類」といい、分類資産以外の資産（Ⅰ分類資産）を「非分類資産」という。

⑷　「債権区分」とは、保険業法第 111 条第１項（同法第 199 条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により、同法施行規則第 59 条の２第１項第５号ニに定める基準に基づき、債権を債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として正常債権、要管理債権、危険債権、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に区分することをいう。

２．自己査定における分類区分

自己査定においては、回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合いに応じて資産をⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの４段階に分類する。

⑴　Ⅰ分類は、「Ⅱ分類、Ⅲ分類及びⅣ分類としない資産」であり、回収の危険性又は価値の毀損の危険性について、問題のない資産である。

⑵　Ⅱ分類とするものは、「債権確保上の諸条件が満足に充たされないため、あるいは、信用上疑義が存する等の理由により、その回収について通常の度合いを超える危険を含むと認められる債権等の資産」である。

なお、Ⅱ分類とするものには、一般担保・保証で保全されているものと保全されていないものとがある。

⑶　Ⅲ分類とするものは、「最終の回収又は価値について重大な懸念が存し、従って損失の発生の可能性が高いが、その損失額について合理的な推計が困難な資産」である。

ただし、Ⅲ分類については、保険会社にとって損失額の推計が全く不可能とするものではなく、個々の見積状況に精通している保険会社自らのルールと判断により損失額を見積ることが適当とされるものである。

⑷　Ⅳ分類とするものは、「回収不可能又は無価値と判定される資産」である。

なお、Ⅳ分類については、その資産が絶対的に回収不可能又は無価値であるとするものではなく、また、将来において部分的な回収があり得るとしても、基本的に、査定基準日において回収不可能又は無価値と判定できる資産である。

Ⅳ．自己査定結果の正確性の検証

検査官は、別表１に掲げる方法により、実際の自己査定が自己査定基準に則って正確に行われているかどうかを検証し、この検証過程において、自己査定体制の整備等の状況、自己査定結果の取締役会への報告の状況、自己査定体制の整備等の状況等の監査役及び会計監査人による監査の状況について、実際にどのように行われているかを的確に把握する。

なお、債権区分の結果は、保険業法第 111 条第１項の規定により公衆の縦覧に供しなければならないとされている。

したがって、自己査定結果が不正確であると認められる場合には、その原因（自己査定基準に起因するものか、自己査定の実施に起因するものかなど）及び被検査保険会社の今後の改善策について、十分な確認を行い的確な把握を行うものとする。

Ⅴ．自己査定における基準日

基準日は決算期末日である必要があるが、実務上、仮基準日を設けて自己査定を行っている場合には、仮基準日は原則として決算期末日の３カ月以内となっているかを検証する。なお、債務者の状況の変化に応じて、適宜、信用格付、債務者区分及び分類区分等の見直しを行っている場合は、信用格付等の見直しが適時適切に行われているかを検証する。

自己査定（別表１）

項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
１．債権の分類方法 ⑴　基本的な考え方	債権とは、貸付金及び貸付金に準ずる債権（貸付有価証券、未収利息、未収金、貸付金に準ずる仮払金、支払承諾見返）をいい、債権の分類は次に掲げる方法により行う。 なお、信用リスクの管理上は、上記に掲げる債権以外に信用リスクを有する資産及びオフバランス項目を含めて原則として自己査定を行うことが必要であり、その場合には、対象となる資産等の範囲が明確でなければならない。 債権の査定に当たっては、原則として、信用格付を行い、信用格付に基づき債務者区分を行った上で、債権の資金使途等の内容を個別に検討し、担保や保証等の状況を勘案の上、債権の回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合いに応じて、分類を行うものとする。 ただし、国、地方公共団体に対する債権については、回収の危険性又は価値の毀損の危険性がないものとして債務者区分は要しないものとし、非分類債権とする。	オフバランス項目については、原則として自己査定を行う必要があるが、被検査保険会社の規模等から判断し、必ずしも自己査定を行わなくとも差し支えない。その場合、自己査定を行わないことに合理的な理由があるか検証する。 債権の査定に当たっては、原則として信用格付を行う必要があるが、被検査保険会社の規模等から判断し、必ずしも信用格付を行わなくとも差し支えない。その場合、信用格付を行わないことに合理的な理由があるか検証する。 債権の分類方法の検証に当たっては、信用格付が合理的で債務者区分と整合的であるか（信用格付が行われている場合）、債務者区分が正確に行われているか、債権の資金使途等の内容を個別に検討しているか、担保や保証等の調整が正確に行われているかを検証し、自己査定基準に基づき分類が正確に行われているかを検証する。	（注）「貸付有価証券」とは、保険業法施行規則第59条の２第１項第５号ニに掲げる「貸借対照表に注記される有価証券の貸付け」をいう。
⑵　信用格付	債務者の財務内容、信用格付業者による格付、信用調査機関の情報などに基づき、債務者の信用リスクの程度に応じて信用格付を行う。また、信用格付は、次に定める債務者区分と整合的でなければならない。	信用格付が行われている場合には、信用格付が、債務者の財務内容、信用格付業者の格付、信用調査機関の情報などに基づき、合理的な格付となっているか、信用格付と債務者区分の概念とが整合性のとれたものとなっているかを検証する。 また、被検査保険会社内部のデータに基づき信用格付を行っている場合は、当該データの信頼性及び標本数が十分であるかを検証する。当該データが不十分と認められる場合には、外部の信用調査機関等のデータをもって補完されているかを検証する。 さらに、債務者の業況及び今後の見通し、信用格付業者によ	（注）「信用格付業者」とは、金融商品取引法第２条第36項に定める信用格付業者のことをいう。以下同じ。

項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
		る当該債務者の格付の見直し、市場等における当該債務者の評価などに基づき、必要な見直しが定期的にかつ必要に応じて行われるとともに、信用格付の正確性が監査部門により検証されているかを検証する。	
⑶　債務者区分	原則として信用格付に基づき、債務者の状況等により次のように区分する。	債務者区分の検証は、原則として信用格付に基づき、債務者の状況等により正確に債務者区分が行われているかを検証する。なお、プロジェクト・ファイナンスの債権については、回収の危険性の度合いに応じて、見做し債務者区分を付して分類を行うことに留意する。 債務者区分は、債務者の実態的な財務内容、資金繰り、収益力等により、その返済能力を検討し、債務者に対する貸付条件及びその履行状況を確認の上、業種等の特性を踏まえ、事業の継続性と収益性の見通し、キャッシュ・フローによる債務償還能力、経営改善計画等の妥当性、金融機関等（保険会社を含む。以下同じ。）の支援状況等を総合的に勘案し判断するものである。 特に、中小・零細企業等については、当該企業の財務状況のみならず、当該企業の技術力、販売力や成長性、代表者等の役員に対する報酬の支払状況、代表者等の収入状況や資産内容、保証状況と保証能力等を総合的に勘案し、当該企業の経営実態を踏まえて判断するものとする。 また、当該債務者の親会社等の状況を勘案する場合には、単に親会社の財務状況が良好であるとの理由だけで債務者区分を決定することは適当ではない。なお、当該債務者の親会社等の支援を勘案する場合には、親会社等の支援実績、今後の支援見込み等について十分検討する必要がある。 さらに、債務者が、法令等に基づき、国又は地方公共団体が民間金融機関等の貸出に対して利子補給等を行うなどの政策金融（以下「制度資金」という。）を利用している場合には、債務者の財務状況等の検討に加え、制度資金の内容をも踏まえた上	(注)「プロジェクト･ファイナンス」とは、例えば、ノン・リコース・ローンのように、特定のプロジェクト（事業）に対するファイナンスであって、そのファイナンスの利払い及び返済の原資を原則として当該プロジェクトから生み出されるキャッシュ・フロー（収益）に限定し、そのファイナンスの担保を当該プロジェクトの資産に依存して行う金融手法である。以下同じ。 (注)「債務者の実態的な財務内容」の把握にあたり、十分な資本的性質が認められる借入金は、新規融資の場合、既存の借入金を転換した場合のいずれであっても、負債ではなく資本とみなすことができることに留意する。 (注)「キャッシュ・フロー」とは、当期利益に減価償却費など非資金項目を調整した金額をいう。以下同じ。

項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
		で、債務者区分の検討を行うものとする。	（注）左記の適用に当たっては、「金融検査マニュアル別冊［中小企業融資編］」を参照。
①　正常先 ②　要注意先	正常先とは、業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者をいう。 要注意先とは、金利減免・棚上げを行っているなど貸付条件に問題のある債務者、元本返済若しくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者をいう。 また、要注意先となる債務者については、要管理先である債務者とそれ以外の債務者とを分けて管理することが望ましい。	左記に掲げる債務者が正常先とされているかを検証する。 左記に掲げる債務者が要注意先とされているかを検証する。 また、要注意先となる債務者について、要管理先である債務者とそれ以外の債務者を分けて管理している場合には、当該区分が適切かを検証する。 さらに、債務者の財務状況等により判断すれば、破綻懸念先と判断されるものが、単に当該債務者の親会社等の財務状況が良好であるとの理由で債務者区分を要注意先としていないかを検証する。 イ．創業赤字で当初事業計画と大幅な乖離がない債務者は、正常先と判断して差し支えないものとする。 創業赤字で当初事業計画と大幅な乖離がない債務者とは、当初事業計画が合理的なものであり、かつ、事業の進捗状況と当初事業計画を比較し、実績が概ね事業計画どおりであり、その実現可能性が高いと認められる債務者をいう。 具体的には、黒字化する期間が原則として概ね５年以内となっており、かつ、売上高等及び当期利益が事業計画に比して概ね７割以上確保されている債務者をいう。 なお、本基準は、あくまでも事業計画の合理性、実現可能性を検証するための目安であり、創業赤字となっている企業の債務者区分を検討するに当たっては、本基準を機械的・画一的に適用してはならない。 債務者区分の検討は、業種等の特性を踏まえ、事業内容、事業規模、キャッシュ・フローによる債務償還能力等のほか、債務者の技術力、販売力及び成長性等を総合的に勘案して行	（注）「要管理先である債務者」とは、要注意先の債務者のうち、当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権である債務者をいう。ただし、要管理債権が条件緩和貸付金のみであり、条件緩和貸付金の全てが、（別表１）１．（３）（注）又は「金融検査マニュアル別冊［中小企業融資編］７．資本的劣後ローンにおいて資本とみなすことのできるとされている債権である債務者は、「要管理先である債務者」に該当しない。以下同じ。

項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
		うものとし、本基準の要件を形式的に充たさない債務者を直ちに要注意先と判断してはならない。	
		ロ．赤字企業の場合、以下の債務者については、債務者区分を正常先と判断して差し支えないものとする。 なお、本基準は、あくまでも赤字企業の債務者区分を検証するための目安であり、本基準を機械的・画一的に適用してはならない。 債務者区分の検討は、業種等の特性を踏まえ、債務者の業況、赤字決算の原因、企業の内部留保の状況、今後の決算見込み等を総合的に勘案して行うものとし、本基準の要件を形式的に充たさない債務者を直ちに要注意先と判断してはならない。 (イ) 赤字の原因が固定資産の売却損など一過性のものであり、短期間に黒字化することが確実と見込まれる債務者。 (ロ) 中小・零細企業で赤字となっている債務者で、返済能力について特に問題がないと認められる債務者。 なお、上記のイ、ロに該当しない債務者については、左記に照らして要注意先に該当するかを検討するものとし、直ちに要注意先と判断してはならない。	（注）左記の適用に当たっては、「金融検査マニュアル別冊［中小企業融資編］」を参照。
③　破綻懸念先	破綻懸念先とは、現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（金融機関等の支援継続中の債務者を含む）をいう。 具体的には、現状、事業を継続しているが、実質債務超過の状態に陥っており、業況が著しく低調で貸付金が延滞状態にあるなど元本及び利息の最終の回収について重大な懸念があり、従って損失の発生の可能性が高い状況で、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者をいう。	左記に掲げる債務者が破綻懸念先とされているかを検証する。 ただし、金融機関等の支援を前提として経営改善計画等が策定されている債務者については、以下の全ての要件を充たしている場合には、経営改善計画等が合理的であり、その実現可能性が高いものと判断し、当該債務者は要注意先と判断して差し支えないものとする。 なお、本基準は、あくまでも経営改善計画等の合理性、実現可能性を検証するための目安であり、経営改善計画等が策定されている企業の債務者区分を検討するに当たっては、本基準を機械的・画一的に適用してはならない。	

項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
		債務者区分の検討は、業種等の特性を踏まえ、事業の継続性と収益性の見通し、キャッシュ・フローによる債務償還能力、経営改善計画等の妥当性、金融機関等の支援状況等を総合的に勘案して行うものとし、本基準の要件を形式的に充たさない債務者を直ちに破綻懸念先と判断してはならない。 特に、中小・零細企業等については、必ずしも経営改善計画等が策定されていない場合があり、この場合、当該企業の財務状況のみならず、当該企業の技術力、販売力や成長性、代表者等の役員に対する報酬の支払状況、代表者等の収入状況や資産内容、保証状況と保証能力等を総合的に勘案し、当該企業の経営実態を踏まえて検討するものとし、経営改善計画等が策定されていない債務者を直ちに破綻懸念先と判断してはならない。 さらに、債務者が制度資金を活用して経営改善計画等を策定しており、当該経営改善計画等が国又は都道府県の審査を経て策定されている場合には、債務者の実態を踏まえ、国又は都道府県の関与の状況等を総合的に勘案して検討するものとする。	（注）左記の適用に当たっては、「金融検査マニュアル別冊［中小企業融資編］」を参照。
		イ．経営改善計画等の計画期間が原則として概ね５年以内であり、かつ、計画の実現可能性が高いこと。 ただし、経営改善計画等の計画期間が５年を超え概ね 10 年以内となっている場合で、経営改善計画等の策定後、経営改善計画等の進捗状況が概ね計画どおり（売上高等及び当期利益が事業計画に比して概ね８割以上確保されていること）であり、今後も概ね計画どおりに推移すると認められる場合を含む。	
		ロ．計画期間終了後の当該債務者の債務者区分が原則として正常先となる計画であること。 ただし、計画期間終了後の当該債務者が金融機関の再建支援を要せず、自助努力により事業の継続性を確保することが可能な状態となる場合は、計画期間終了後の当該債務者の債務者区分が要注意先であっても差し支えない。	

項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
		ハ. 全ての取引金融機関等（被検査保険会社を含む）において、経営改善計画等に基づく支援を行うことについて、正式な内部手続を経て合意されていることが文書その他により確認できること。 ただし、被検査保険会社が単独で支援を行うことにより再建が可能な場合又は一部の取引金融機関等（被検査保険会社を含む）が支援を行うことにより再建が可能な場合は、当該支援金融機関等が経営改善計画等に基づく支援を行うことについて、正式な内部手続を経て合意されていることが文書その他により確認できれば足りるものとする。	
		ニ. 金融機関等の支援の内容が、金利減免、融資残高維持等に止まり、債権放棄、現金贈与などの債務者に対する資金提供を伴うものではないこと。 ただし、経営改善計画等の開始後、既に債権放棄、現金贈与などの債務者に対する資金提供を行い、今後はこれを行わないことが見込まれる場合及び経営改善計画等に基づき今後債権放棄、現金贈与などの債務者に対する資金提供を計画的に行う必要があるが、既に支援による損失見込額を全額引当金として計上済で、今後は損失の発生が見込まれない場合を含む。 なお、制度資金を利用している場合で、当該制度資金に基づく国が補助する都道府県の利子補給等は債権放棄等には含まれないことに留意する。	
④ 実質破綻先	実質破綻先とは、法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しがない状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者をいう。 具体的には、事業を形式的には継続しているが、財務内容において多額の不良資産を内包し、あるいは債務者の返済能力に比して明らかに過大な借入金が残存し、実質的に大幅な債務超	左記に掲げる債務者が実質破綻先とされているかを検証する。 法的・形式的には経営破綻の事実は発生していないが、自主廃業により営業所を廃止しているなど、実質的に営業を行っていないと認められる場合に、当該債務者を実質破綻先としているかを検証する。 イ.「金融機関等の支援を前提として経営改善計画等が策定され	

項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
	過の状態に相当期間陥っており、事業好転の見通しがない状況、天災、事故、経済情勢の急変等により多大な損失を被り（あるいは、これらに類する事由が生じており）、再建の見通しがない状況で、元金又は利息について実質的に長期間延滞している債務者などをいう。	ている債務者」のうち、経営改善計画等の進捗状況が計画を大幅に下回っており、今後も急激な業績の回復が見込めず、経営改善計画等の見直しが行われていない場合又は一部の取引金融機関において経営改善計画等に基づく支援を行うことについて合意が得られない場合で、今後、経営破綻に陥る可能性が確実と認められる債務者については、「深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しがない状況にある」ものとして、実質破綻先と判断して差し支えないものとする。 ロ.「実質的に長期間延滞している」とは、原則として実質的に６カ月以上延滞しており、一過性の延滞とは認められないものをいう。	
⑤　破綻先	破綻先とは、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者をいい、例えば、破産、清算、会社整理、会社更生、民事再生、手形交換所の取引停止処分等の事由により経営破綻に陥っている債務者をいう。	左記に掲げる債務者が破綻先とされているかを検証する。ただし、会社更生法、民事再生法等の規定による更生計画等の認可決定が行われた債務者については、破綻懸念先と判断して差し支えないものとする。さらに、更生計画等の認可決定が行われている債務者については、以下の要件を充たしている場合には、更生計画等が合理的であり、その実現可能性が高いものと判断し、当該債務者は要注意先と判断して差し支えないものとする。	
		更生計画等の認可決定後、当該債務者の債務者区分が原則として概ね５年以内に正常先（当該債務者が金融機関等の再建支援を要せず、自助努力により事業の継続性を確保することが可能な状態となる場合は、債務者区分が要注意先であっても差し支えない）となる計画であり、かつ、更生計画等が概ね計画どおりに推移すると認められること。 ただし、当該債務者の債務者区分が５年を超え概ね 10 年以内に正常先（当該債務者が金融機関等の再建支援を要せず、自助努力により事業の継続性を確保することが可能な状態となる場合は、債務者区分が要注意先であっても差し支えない）となる計画となっている場合で、更生計画等の認可決定後一定期間が	

項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
		経過し、更生計画等の進捗状況が概ね計画以上であり、今後も概ね計画どおりに推移すると認められる場合を含む。 　なお、特定調停法の規定による特定調停の申立が行われた債務者については、申立が行われたことをもって破綻先とはしないこととし、当該債務者の経営実態を踏まえて判断するものとする。	
⑷　担保による調整	担保により保全措置が講じられているものについて、以下のとおり区分し、優良担保の処分可能見込額により保全されているものについては、非分類とし、一般担保の処分可能見込額により保全されているものについては、Ⅱ分類とする。 　また、担保評価及びその処分可能見込額の算出は以下のとおりとする。	左記に掲げるとおり、担保により保全措置が講じられているものが区分され、担保評価及びその処分可能見込額の算出が合理的なものであるかを検証する。	
①　優良担保	国債等の信用度の高い有価証券、満期返戻金のある保険等（満期返戻金のある保険・共済、預金、貯金、掛け金、元本保証のある金銭の信託をいう。以下同じ。）、決済確実な商業手形及びこれに類する電子記録債権等をいう。	左記に掲げる担保が優良担保とされているかを検証する。 イ．「国債等の信用度の高い有価証券」とは、次に掲げる債券、株式、外国証券で安全性に特に問題のない有価証券をいう。 （債券） ⑴　国債、地方債 ⑵　政府保証債（公社・公団・公庫債等） ⑶　特殊債（政府保証債を除く公社・公団・公庫などの特殊法人、政府出資のある会社の発行する債券） ⑷　金融債 ⑸　信用格付業者による直近の格付符号が「ＢＢＢ（トリプルＢ）」相当以上の債券を発行している会社の発行する全ての債券 ⑹　金融商品取引所上場銘柄の事業債を発行している会社の発行する全ての事業債及び店頭基準気配銘柄に選定されている事業債	（注）「国債等の信用度の高い有価証券」、「満期返戻金のある保険等」、「決済確実な商業手形」及び「これに類する電子記録債権」等であっても、担保処分による回収に支障がある場合には、優良担保とはみなされない。

項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
		（株式） (ｲ) 金融商品取引所上場株式及び店頭公開株式、金融商品取引所上場会社の発行している非上場株式 (ﾛ) 政府出資のある会社（ただし、清算会社を除く）の発行する株式 (ﾊ) 信用格付業者による直近の格付符号が「ＢＢＢ（トリプルＢ）」相当以上の債券を発行する会社の株式	
		（外国証券） (ｲ) 外国金融商品取引所又は国内金融商品取引所の上場会社の発行する全ての株式及び上場債券発行会社の発行する全ての債券 (ﾛ) 外国又は国内のいずれかにおいて店頭気配銘柄に選定されている債券 (ﾊ) 日本国が加盟している条約に基づく国際機関、日本国と国交のある政府又はこれに準ずるもの（州政府等）及び地方公共団体の発行する債券 (ﾆ) 日本国と国交のある政府によって営業免許等を受けた金融機関の発行する株式及び債券 (ﾎ) 信用格付業者の格付符号が「ＢＢＢ（トリプルＢ）」相当以上の債券を発行している会社の発行する全ての債券及び同債券を発行する会社の発行する株式 なお、国債等の信用度の高い有価証券以外の有価証券を担保としている場合には、処分が容易で換金が可能であるなど、流動性及び換金性の要件を充たしたものでなければならない。	(注)「日本国が加盟している条約に基づく国際機関」とは、国際復興開発銀行（ＩＢＲＤ）、国際金融公社（ＩＦＣ）、米州開発銀行（ＩＤＢ）、欧州復興開発銀行（ＥＢＲＤ）、アフリカ開発銀行（ＡｆＤＢ）、アジア開発銀行（ＡＤＢ）である。
		ロ.「満期返戻金のある保険・共済」は、基準日時点での解約受取金額が処分可能見込額となることに留意する。 ハ.「決済確実な商業手形」とは、手形振出人の財務内容及び資金繰り等に問題がなく、かつ、手形期日の決済が確実な手形をいう。ただし、商品の売買など実質的な原因に基づかず、	

項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
		資金繰り等金融支援のために振り出された融通手形は除かれる。 ニ.「これに類する電子記録債権」とは、電子記録債権の債務者の財務内容及び資金繰り等に問題がなく、かつ、支払期日における支払いが確実な電子記録債権をいう。ただし、商品の売買など実質的な原因に基づかず、資金繰り等金融支援のために発生記録がなされた電子記録債権は除かれる。	
② 一般担保	優良担保以外の担保で客観的な処分可能性があるものをいう。 例えば、不動産担保、工場財団担保等がこれに該当する。 動産担保は、確実な換価のために、適切な管理及び評価の客観性・合理性が確保されているものがこれに該当する。 債権担保は、確実な回収のために、適切な債権管理が確保されているものがこれに該当する。	左記に掲げる担保が一般担保とされているかを検証する。なお、不動産担保等で抵当権設定登記を留保しているものについては、原則として一般担保とは取り扱わないこととするが、登記留保を行っていることに合理的な理由が存在し、登記に必要な書類が全て整っており、かつ、直ちに登記が可能な状態となっているものに限り、一般担保として取り扱って差し支えないものとする。 この場合においても、第三者に対抗するためには、確実に登記を行うことが適当であり、当該不動産担保の抵当権の設定状況について適切な管理が必要である。 また、動産を担保とする場合は、対抗要件が適切に具備されていることのほか、数量及び品質等が継続的にモニタリングされていること、客観性・合理性のある評価方法による評価が可能であり実際にもかかる評価を取得していること、当該動産につき適切な換価手段が確保されていること、担保権実行時の当該動産の適切な確保のための手続きが確立していることを含め、動産の性質に応じ、適切な管理及び評価の客観性・合理性が確保され、換価が確実であると客観的・合理的に見込まれるかを検証する。 また、債権を担保とする場合は、対抗要件が適切に具備されていることのほか、当該第三債務者（目的債権の債務者）について信用力を判断するために必要となる情報を随時入手できること、第三債務者の財務状況が継続的にモニタリングされていること、貸倒率を合理的に算定できること等、適切な債権管理	（注）なお、保安林、道路、沼などは抵当権設定があっても、原則として一般担保と見ることができないことに留意する。

項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
		が確保され、回収（第三者への譲渡による換価を含む）が確実であると客観的・合理的に見込まれるかを検証する。	
③　担保評価額	客観的・合理的な評価方法で算出した評価額（時価）をいう。	担保評価額が客観的・合理的な評価方法で算出されているかを検証する。 なお、担保評価額については、必要に応じ、評価額推移の比較分析、償却・引当などとの整合性のほか、処分価格の検証において、担保不動産の種類別・債務者区分別・処分態様別・実際の売買価額の傾向など、多面的な視点から検証を行う必要がある。 また、担保評価においては、現況に基づく評価が原則であり、現地を実地に確認するとともに権利関係の態様、法令上の制限（建築基準法、農地法など）を調査の上で適切に行う必要があり、また土壌汚染、アスベストなどの環境条件等にも留意する。 イ．債務者区分が破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先である債務者に対する債権の担保不動産の評価額の見直し（再評価又は時点修正。以下同じ。）は、個別貸倒引当金は毎期必要額の算定を行わなければならないこととされていることから、公示地価、基準地価、相続税路線価など決算期末日又は仮基準日において判明している直近のデータを利用して、少なくとも年１回は行わなければならず、半期に１回は見直しを行うことが望ましい。 また、債務者区分が要注意先である債務者に対する債権の担保不動産の評価額についても、年１回見直しを行うことが望ましい。 担保評価額が一定金額以上のものは必要に応じて不動産鑑定士の鑑定評価を実施していることが望ましい。 なお、賃貸ビル等の収益用不動産の担保評価に当たっては、原則、収益還元法による評価とし、必要に応じて、原価	

項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
		法による評価、取引事例による評価を加えて行っているかを検証する。この場合において、評価方法により大幅な乖離が生じる場合には、当該物件の特性や債権保全の観点からその妥当性を慎重に検討する必要がある。特に、特殊な不動産（ゴルフ場など）については、市場性を十分に考慮した評価となっているかどうかを検証する。 ロ．担保の評価の方法を変更した場合には（例えば、評価の基準を公示地価から相続税路線価に変更した場合など）、評価の方法を変更したことの合理的な理由があるかどうかを確認する。 ハ．動産・債権担保の担保評価については、実際に行っている管理手法等に照らして客観的・合理的なものとなっているかを検証する。	
④　処分可能見込額	上記③で算出した評価額（時価）を踏まえ、当該担保物件の処分により回収が確実と見込まれる額をいう。この場合、債権保全という性格を十分に考慮する必要がある。なお、評価額の精度が十分に高い場合には、評価額と処分可能見込額が等しくなる。	担保評価額に基づき、処分可能見込額が客観的・合理的な方法で算出されているかを検証する。 イ．担保評価額を処分可能見込額としている場合は、担保評価額の精度が高いことについて合理的な根拠があるかを検証する。具体的には、相当数の物件について、実際に処分が行われた担保の処分価格と担保評価額を比較し、処分価格が担保評価額を上回っているかどうかについての資料が存在し、これを確認できる場合は、合理的な根拠があるものとして取り扱うものとする。 ロ．直近の不動産鑑定士（不動産鑑定士補を含む。）による鑑定評価額又は競売における買受可能価額がある場合には、担保評価額の精度が十分に高いものとして当該担保評価額を処分可能見込額と取り扱って差し支えないが、債権保全という性格を十分考慮する観点から、鑑定評価の前提条件等や売買実例を検討するなどにより、必要な場合には、当該担保評価額に所要の修正を行っているかを検証する。鑑定評価については、依頼方法、依頼先との関係についても留意する。	（注）「資料」は、担保物件の種類別に区分されていることが望ましい。 （注）「鑑定評価額」とは、不動産鑑定評価基準（国土交通事務次官通知）に基づき評価を行ったものをいい、簡易な方法で評価を行ったものは含まない。 （注）「買受可能価額」とは、民事執行法第 60 条第３項に規定する買受可能価額をいう。

項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
		なお、不動産鑑定士（不動産鑑定士補を含む。）による鑑定評価額及び競売における買受可能価額以外の価格についても、担保評価額の精度が高いことについて合理的な根拠がある場合は、担保評価額を処分可能見込額とすることができることに留意する。	
		ハ．処分可能見込額の算出に当たって、掛け目を使用している場合は、その掛け目が合理的であるかを検証する。 (イ) 不動産、動産及び売掛金の処分可能見込額の算出に使用する掛け目について、処分実績等が少ないとの事由により、掛け目の合理性が確保されない場合は、次に掲げる値以下の掛け目を使用しているかを検証する。 なお、安易に次に掲げる値以下の掛け目に依存していないかに留意する。 （不動産担保） 土地　評価額の 70% 建物　評価額の 70% （動産担保） 在庫品　評価額の 70% 機械設備　評価額の 70% （売掛金担保） 売掛金　評価額の 80% (ロ) 有価証券の処分可能見込額が担保評価額に次に掲げる掛け目を乗じて得られた金額以下である場合は、妥当なものと判断して差し支えない。 （有価証券担保） 国債　評価額の 95% 政府保証債　評価額の 90% 上場株式　評価額の 70% その他の債券　評価額の 85%	（注）「その他の債券」とは、地方債（公募債及び縁故債）、公社債のうち政府保証のない債券、金

項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
			融債、金融商品取引所に上場している会社の発行する事業債、投資信託受益証券をいう。
⑸　保証等による調整	保証等により保全措置が講じられているものについて、以下のとおり区分し、優良保証等により保全されているものについては、非分類とし、一般保証により保全されているものについては、Ⅱ分類とする。	一般事業法人による保証については、例えば、当該会社の取締役会において当該保証の承認手続が行われていないなど、手続不備等がある場合は、保証とはみなされない。 なお、ソルベンシー・マージン基準上の信用リスクを意図的に削減するために行われる保証等及び決算期末日における不良債権額を意図的に減少するために行われる保証等で、当該保証等の期間が基準日から翌決算期末日を超える期間となっていない場合には、当該債権は保証等により保全されているとはみなされない。	
①　優良保証等	イ．公的信用保証機関の保証、金融機関等の保証、複数の金融機関等が共同して設立した保証機関の保証、地方公共団体と金融機関等が共同して設立した保証機関の保証、地方公共団体の損失補償契約等保証履行の確実性が極めて高い保証をいう。ただし、これらの保証であっても、保証機関等の状況、手続不備等の事情から代位弁済が疑問視される場合及び自社が履行請求の意思がない場合には、優良保証とはみなされない。	左記に掲げる保証が優良保証とされているかを検証する。 イ.「公的信用保証機関」とは、法律に基づき設立された保証業務を行うことができる機関であり、信用保証協会等である。 なお、公的信用保証機関の保証の種類によっては保証履行の範囲が 100%ではないものがあることに留意する。 以下の場合は、「保証機関等の状況、手続不備等の事情から代位弁済が疑問視される場合又は履行請求の意思がない場合」として、優良保証とはみなさないものとする。 (イ) 保証機関等の経営悪化等の理由から、代位弁済請求を行っていない場合又は代位弁済請求を行っているが代位弁済が受けられない場合（ただし、上記イの公的信用保証機関を除く。） (ロ) 保証を受けている保険会社が代位弁済手続を失念あるいは遅延する等の保証履行手続上の理由により、保証機関等から代位弁済を拒否されている場合 (ハ) その他保証を受けている保険会社が保証履行請求を行	

項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
		う意思がない場合	
	ロ．一般事業会社の保証については、原則として金融商品取引所上場の有配会社又は店頭公開の有配会社で、かつ保証者が十分な保証能力を有し、正式な保証契約によるものを優良保証とする。	ロ．一般事業会社の優良保証については、金融商品取引所上場の無配会社又は店頭公開の無配会社で無配の原因が一過性のものであり、かつ、当該会社の業況及び財務状況等からみて翌決算期には復配することが確実と見込まれる場合で、保証者が十分な保証能力を有し、正式な保証契約が締結されている場合は、優良保証と判断して差し支えない。	
	ハ．住宅金融支援機構の「住宅融資保険」などの公的保険のほか、民間保険会社の「住宅ローン保証保険」などの保険等をいう。	ハ．住宅融資保険以外の公的保険としては、貿易保険制度による「輸出手形保険」及び「海外投資保険」がある。	
②　一般保証 ③　保証予約及び経営指導念書	優良保証等以外の保証をいう。 例えば、十分な保証能力を有する一般事業会社（上記①のロを除く。）及び個人の保証をいう。	左記に掲げる保証が一般保証とされているかを検証する。 保証会社の保証能力の有無等の検証に当たっては、当該保証会社の財務内容、債務保証の特性、自己査定、償却・引当、保証料率等の適切性等を踏まえた十分な実態把握に基づいて行う。また、保証が当該保険会社の子会社によるものである場合において、例えば、当該子会社が親保険会社等から支援等を受けている場合には、経営改善計画の妥当性や、その支援等を控除した場合等の状況についても踏まえることに留意する。 一般事業会社の保証予約及び経営指導念書等で、当該保証を行っている会社の財務諸表上において債務者に対する保証予約等が債務保証及び保証類似行為として注記されている場合又はその内容が法的に保証と同等の効力を有することが明らかである場合で、当該会社の正式な内部手続を経ていることが文書その他により確認でき、当該会社が十分な保証能力を有するものについては、正式保証と同等に取り扱って差し支えないものと	

項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
		する。	
⑹　分類対象外債権	分類の対象としない債権は次のとおりとする。 ①　特定の返済財源により短時日のうちに回収が確実と認められる債権及び正常な運転資金と認められる債権。 ②　国債等の信用度の高い有価証券及び満期返戻金のある保険等の優良担保が付されている場合、その処分可能見込額に見合う債権。	左記に掲げる債権が分類対象外債権とされているかを検証する。 ①　「特定の返済財源により近く入金が確実な」場合とは、概ね１か月以内に貸付金が回収されることが関係書類で確認できる場合をいう。 ②　債務者区分が破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に対する運転資金は、自己査定上は正常な運転資金として取り扱わない。なお、要注意先に対する運転資金であっても、自己査定上は全ての要注意先に対して正常な運転資金が認められるものではなく、債務者の状況等により個別に判断する必要があることに留意する。 また、破綻懸念先に対する運転資金であっても、特定の返済財源による返済資金が確実に自社に入金され、回収が可能と見込まれる債権については、回収の危険性の度合いに応じて判断する。 一般的に、卸・小売業、製造業の場合の正常な運転資金の算定式は以下のとおりであるが、算出に当たっては、売掛金又は受取手形の中の回収不能額、棚卸資産の中の不良在庫に対する貸付金は正常な運転資金とは認められないことから、これらの金額に相当する額を控除の上、算出することとする。 正常な運転資金 ＝売上債権［売掛金＋受取手形（割引手形を除く）］ ＋棚卸資産（通常の在庫商品であって不良在庫は除く） －仕入債務［買掛金＋支払手形（設備支手は除く）］ 複数の金融機関が運転資金を融資している場合には、被検	（注）「特定の返済財源」とは、近く入金が確実な増資・社債発行代り金、不動産売却代金、代理受領契約に基づく受入金、あるいは、返済に充当されることが確実な他金融機関からの借入金等で、それぞれ増資、社債発行目論見書、売買契約書、代理受領委任状又は振込指定依頼書、その他の関係書類により入金の確実性を確認できるものをいう。 （注）「正常な運転資金」とは、正常な営業を行っていく上で恒常的に必要と認められる運転資金である。

項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
		査保険会社の融資シェアを乗じて算出する。	
	③　優良保証付債権及び保険金・共済金の支払いが確実と認められる保険・共済付債権。 ④　政府出資法人に対する債権。 ⑤　保険約款貸付。	③　優良保証付債権の資金使途が運転資金であり、当該運転資金とこれ以外の運転資金との合計額が正常運転資金相当額を超える場合は、分類対象外債権は正常運転資金相当額を限度とする。 ④　政府出資法人が出資又は融資している債務者及び地方公共団体が出資又は融資している債務者に対する債権は、分類対象外債権として取り扱わず、原則として一般事業法人に対する債権と同様の方法により分類されているかを検証する。 具体的には、政府出資法人からの支援又は地方公共団体からの支援が確実であることの合理的な根拠がある場合は、当該支援内容を踏まえ、債務者区分の検討を行うものとし、単に政府出資法人及び地方公共団体が出資又は融資を行っていることを理由として非分類としていないかを検証する。 ⑤　保険約款貸付であっても、当該約款における解約返戻金を超過しているものについて非分類としていないかを検証する。	
⑺　債権の分類基準	債務者区分に応じて、当該債務者に対する債権について次のとおり分類を行うものとする。また、プロジェクト・ファイナンスの債権については、回収の危険性の度合いに応じて見做し債務者区分を付して分類を行う。この場合、例えばスコアリングによる格付け及びＬＴＶ（ローン・トゥー・バリュー）やＤＳＣＲ（デット・サービス・カバレッジ・レシオ）等の指標を加味しながら総合的に回収の危険性を評価する等、合理的な手法で行うものとする。 資産等の流動化に係る債権については、当該スキームに内在	債権の分類は、債務者区分に従い、担保及び保証等による調整を行い、分類対象外債権の有無を検討の上、正確に分類されているかを検証する。なお、プロジェクト・ファイナンスの債権について、回収の危険性の度合いに応じて見做し債務者区分を付して分類されているかを検証する。 なお、簡易な基準により分類を行っている場合には基準及び基準を適用する対象が合理的なものとなっているかを検証する。	

項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
      ①　正常先に対する債権	するリスクを適切に勘案した上で、回収の危険性の度合いに応じて分類を行うものとする。 　なお、住宅ローンなどの個人向けの定型ローン等及び中小事業者向けの小口定型ローン等の貸付金については、延滞状況等の簡易な基準により分類を行うことができるものとする。 　正常先に対する債権については、非分類とする。	 　正常先に対する債権が非分類とされているかを検証する。	
②　要注意先に対する債権	要注意先に対する債権については、以下のイからニに該当する債権で、優良担保の処分可能見込額及び優良保証等により保全措置が講じられていない部分を原則としてⅡ分類とする。 イ．赤字・焦付債権等の補填資金、業況不良の関係会社に対する支援や旧債肩代わり資金等。 （注）繰越欠損や不良資産等を有する債務者に対する債権については、仮に他の名目で貸し付けられていても、実質的にこれら繰越欠損等の補填資金に充当されていると認められる場合は原則として当該債権を分類することとする。また、その分類額の算出に当たって、どの債権がこれら繰越欠損等の補填資金に該当するか明確でないときは、例外的な取扱いとして債務者の繰越欠損や不良資産等の額と融資金融機関中の自社の融資シェアを勘案して、これら繰越欠損等の補填に見合う債権金額を算出することができる。	要注意先に対する債権について、左記に掲げるとおり、分類されているかを検証する。 　なお、左記に掲げる分類対象となる債権の解釈は次のとおりとする。 イ．「自社の繰越欠損金等の見合い貸付金額」及び「自社の融資シェア」の算定式は以下のとおりである。 　自社の繰越欠損金等の見合い債権金額 　　＝繰越欠損金等の額×自社の融資シェア 　自社の融資シェア $$=\frac{\text{自社の貸付金総額}}{\text{当該債務者の借入金総額（割引手形を除く）}}$$	
	ロ．金利減免・棚上げ、あるいは、元本の返済猶予など貸付条件の大幅な軽減を行っている債権、極端に長期の返済契約がなされているもの等、貸付条件に問題のある債権。	ロ．「貸付条件の大幅な軽減を行っている債権」とは、債務者の業況等が悪化し、約定弁済が困難となり、債務者の支援のために金利減免・棚上げ、元本の返済猶予等を行っている貸付金及び本来、収益返済によるべき設備資金などを合理的な理由なく最終期日に一括返済としている債権である。 　「極端に長期の返済契約」とは、設備資金として融資している場合で、返済期間が当該設備の耐用年数を超えているものが該当するほか、資金使途等から判断して、一定期間内に	

項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
		返済を行うことが適当であるにもかかわらず、債務者の収益力、財務内容等に問題があり、通常の返済期間を超えた返済期間となっているものである。 なお、債務者が制度資金を利用している場合には、制度資金の内容、制度資金を融資するに至った要因等を総合的に勘案して、貸付条件の大幅な軽減を行っているかどうか、又は極端に長期の返済契約かどうかを検討するものとし、制度資金を直ちに貸付条件の大幅な軽減を行っている債権又は極端に長期の返済契約と判断してはならない。	
	ハ．元本の返済若しくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題のある債権及び今後問題を生ずる可能性が高いと認められる債権。 ニ．債務者の財務内容等の状況から回収について通常を上回る危険性があると認められる債権。		
③　破綻懸念先に対する債権	破綻懸念先に対する債権については、優良担保の処分可能見込額及び優良保証等により保全されている債権以外の全ての債権を分類することとし、一般担保の処分可能見込額、一般保証により回収が可能と認められる部分及び仮に経営破綻に陥った場合の清算配当等により回収が可能と認められる部分をⅡ分類とし、これ以外の部分をⅢ分類とする。 なお、一般担保の評価額の精度が十分に高い場合は、担保評価額をⅡ分類とすることができる。	破綻懸念先に対する債権について、左記に掲げるとおり、分類されているかを検証する。 なお、左記に掲げる回収可能見込額の解釈は次のとおりとする。 イ.「保証により回収が可能と認められる部分」とは、保証人の資産又は保証能力を勘案すれば回収が確実と見込まれる部分であり、保証人の資産又は保証能力の確認が未了で保証による回収が不確実な場合は、当該保証により保全されていないものとして、当該部分をⅢ分類としているかを検証する。 ロ.「清算配当等により回収が可能と認められる部分」とは、被検査保険会社が当該債務者の他の債権者に対する担保提供の状況が明確に把握できるなど、債務者の資産内容の正確な把握及び当該債務者の清算貸借対照表の作成が可能な場合で、清算配当等の見積りが合理的であり、かつ、回収が確実と見込まれる部分である。 なお、清算配当等により回収が可能と認められる部分をⅡ	

項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
		分類としている場合は、当該清算配当等の見積りが合理的であるかどうかを検証する。	
④　実質破綻先及び破綻先に対する債権	実質破綻先及び破綻先に対する債権については、優良担保の処分可能見込額及び優良保証等により保全されている債権以外の全ての債権を分類することとし、一般担保の処分可能見込額及び一般保証による回収が可能と認められる部分、清算配当等により回収が可能と認められる部分をⅡ分類、優良担保及び一般担保の担保評価額と処分可能見込額との差額をⅢ分類、これ以外の回収の見込がない部分をⅣ分類とする。 なお、一般担保の評価額の精度が十分に高い場合は、担保評価額をⅡ分類とすることができる。また、保証による回収の見込が不確実な部分はⅣ分類とし、当該保証による回収が可能と認められた段階でⅡ分類とする。	実質破綻先及び破綻先に対する債権について、左記に掲げるとおり、分類されているかを検証する。 また、実質破綻先及び破綻先に対する債権は、可能な限り、担保等による回収が可能と認められる部分であるⅡ分類と回収の見込みがない部分であるⅣ分類に分類するものとし、Ⅲ分類とされるものは、「優良担保及び一般担保の担保評価額と処分可能見込額との差額」以外にはないことに留意する。 なお、左記に掲げる回収可能見込額等の解釈は次のとおりとする。 イ.「保証により回収が可能と認められる部分」とは、保証人の資産又は保証能力を勘案すれば回収が確実と見込まれる部分であり、保証人の資産又は保証能力の確認が未了で保証による回収が不確実な場合は、当該保証により保全されていないものとして、当該部分をⅣ分類としているかを検証する。 ロ. 実質破綻先に対する債権における「清算配当等により回収が可能と認められる部分」とは、被検査保険会社が当該債務者の他の債権者に対する担保提供の状況が明確に把握できるなど、債務者の資産内容の正確な把握及び当該債務者の清算貸借対照表の作成が可能な場合で、清算配当等の見積りが合理的であり、かつ、回収が確実と見込まれる部分である。 破綻先に対する債権における「清算配当等により回収が可能と認められる部分」とは、①清算人等から清算配当等の通知があった場合の清算配当等の通知があった日から５年以内の返済見込部分、②被検査保険会社が当該会社の他の債権者に対する担保提供の状況が明確に把握できるなど、債務者の資産内容の正確な把握及び当該債務者の清算貸借対照表	

項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
		の作成が可能な場合で、清算配当等の見積りが合理的であり、かつ、回収が確実と見込まれる部分である。 なお、清算配当等により回収が可能と認められる部分をⅡ分類としている場合は、当該清算配当等の見積りが合理的であるかどうかを検証する。	
		ハ．会社更生法等の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法の規定による再生手続開始の申立て、破産法の規定による破産手続開始の申立て、商法の規定による整理開始又は特別清算開始の申立て等が行われた債務者については、原則として以下のとおり分類されているかを検証する。 (ｲ) 更生担保権を原則としてⅡ分類としているか。 (ﾛ) 一般更生債権のうち、原則として、更生計画の認可決定等が行われた日から５年以内の返済見込部分をⅡ分類、５年超の返済見込部分をⅣ分類としているか。 (ﾊ) 切捨債権をⅣ分類としているか。 なお、更生計画等の認可決定後、当該債務者の債務者区分及び分類の見直しを行っている場合は、回収の危険性の度合いに応じて分類されているかを検証する。 ニ．会社更生法の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法の規定による再生手続開始の申立て等が行われた債務者に対する共益債権については、回収の危険性の度合いを踏まえ、原則として、非分類ないしⅡ分類としているかを検証する。	
⑻　外国政府等に対する債権	外国政府、中央銀行、政府関係機関又は国営企業に対する債権については、その特殊性を勘案して、上記⑺によらず、客観的事実の発生に着目して分類するものとする。例えば、以下のような場合には、当該国の政治経済情勢等の状況を踏まえ、回収の危険性の度合いに応じて当該債権を分類することを検討する。 ①　元本又は利息の支払いが１カ月以上延滞していること。 ②　決算期末前５年以内に、債務返済の繰延べ、主要債権銀行	外国政府等に対する債権については、当該国の財政状況、経済状況、外貨繰りの状況等を踏まえ、回収の危険性の度合いに応じて分類されているかを検証するものとするが、少なくとも左記に掲げる債権について、原則として分類が検討されているかを検証する。	

項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
	間一律の方式による再融資、その他これらに準ずる措置（以下「債務返済の繰延べ等」という。）に関する契約が締結されていること。 ③　債務返済の繰延べ等の要請を受け、契約締結に至らないまま１カ月以上経過していること。 ④　上記①から③に掲げる事実が近い将来に発生することが見込まれること。		
(9)　外国の民間企業及び海外の日系企業等に対する債権	外国の民間企業及び海外の日系企業等に対する債権については、上記(7)により行うものとする。 ただし、延滞等の原因が当該国の外貨繰りによることが明らかである場合には、上記(8)に準じて分類するものとする。 なお、自己査定に当たっては、当該国での取引形態、マーケットの状況、担保の状況等を勘案して行うものとする。	上記(8)により分類対象とされた外国政府等が所在する国の民間企業及び海外の日系企業等に対する債権については、上記(7)による分類の検討とともに、上記(8)による分類の検討を行っているかを検証する。 なお、当該国での取引形態、マーケットの状況、担保の状況等をどのように把握しているかを検証する。	
(10)　未収利息		未収利息のうち、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に対する未収利息を原則として資産不計上としているか、特に実質破綻先及び破綻先に対する未収利息を資産計上していないかを検証する。 ただし、破綻懸念先で保全状況等による回収の可能性を勘案して、未収利息を資産計上している場合には、当該未収利息について回収の危険性の度合いに応じて分類が行われているかを検証する。 要注意先については、契約上の利払日を６カ月以上経過しても利息の支払を受けていない債権について未収利息を資産計上している場合、その合理性を検証する。 なお、破綻懸念先に対する未収利息が資産計上されている場合には、本来、資産不計上とすべき未収利息を資産計上し、当該未収利息に係る貸付金をリスク管理債権としての開示の対象外としていないかを確認する。	

項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
⑾　保険業法における債権区分との関係	保険業法施行規則第59条の２第１項第５号ニに定める債権区分と本検査マニュアルに定める債務者区分との対応関係は、次のとおりである。	保険業法施行規則第 59 条の２第１項第５号ニに定める基準に基づき、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として債務者区分等に応じて、左記に掲げるとおり区分されているかを検証する。 また、保険業法第317 条第１号の２及び第321 条第１項第２号の規定により、同法第111 条第１項の規定に基づき公衆の縦覧に供しなかった場合又は虚偽の記載をして公衆の縦覧に供した場合等には、罰則が適用されることとされている。 したがって、同法施行規則第59条の２第１項第５号ニに基づく債権区分の結果が不正確と認められる場合には、その原因（自己査定基準の適切性に起因するものか、自己査定作業の実施に起因するものか、その他の原因に起因するものかなど）及び被検査保険会社の今後の改善策について、十分な確認を行いその的確な把握に努めるものとする。	
①　正常債権	正常債権とは、「債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、要管理債権、危険債権、破産更生債権及びこれらに準ずる債権以外のものに区分される債権」であり、国、地方公共団体に対する債権、正常先に対する債権及び要注意先に対する債権のうち要管理債権に該当する債権以外の債権である。	左記に掲げる債権が正常債権とされているかを検証する。	
②　要管理債権	要管理債権とは、要注意先に対する債権のうち「３カ月以上延滞貸付金（元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から３カ月以上遅延している貸付金）及び条件緩和貸付金（債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免, 利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金）」をいう。 なお、要注意先に対する債権は、要管理債権とそれ以外の債権に分けて管理するものとする。	左記に掲げる債権が要管理債権とされているかを検証する。その際、保険業法施行規則第59条の２第１項第５号ロ⑷に定めるリスク管理債権に係る貸付条件緩和債権の定義及び当局の保険会社向けの総合的な監督指針Ⅲ－２－16－３の⑵の③の貸付条件緩和債権に係る留意事項をも参考として検証する。 なお、形式上は延滞は発生していないものの、実質的に３カ月以上延滞している債権を要管理債権としているかを検証する。 （注）実質的な延滞債権となっているかどうかは、返済期日近	（注）左記の適用に当たっては、「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」を参照。

項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
		くに実行された貸付金の資金使途が元本又は利息の返済原資となっていないかを稟議書の確認及び当該貸付金の資金トレースを行うなどの方法により確認する。	
③　危険債権	危険債権とは、「債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権」であり、破綻懸念先に対する債権である。	左記に掲げる債権が危険債権とされているかを検証する。	
④　破産更生債権及びこれらに準ずる債権	破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、「破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権」であり、実質破綻先に対する債権及び破綻先に対する債権である。	左記に掲げる債権が破産更生債権及びこれらに準ずる債権とされているかを検証する。	
⑿　連結対象子会社に対する債権		連結対象子会社（いわゆる関連ノンバンクを含む。）に対する債権については、原則として以下の方法により分類されているかを検証する。 ①　被検査保険会社の連結対象子会社に対する債権の場合 連結対象子会社の資産について、原則として被検査保険会社の自己査定の方法と同様の方法により資産査定を行い、連結対象子会社の財務状況等を的確に把握した上で、債務者区分を行い、分類を行う。 ただし、連結対象子会社の業種、所在国の現地法制等により、被検査保険会社の自己査定の方法と同様の方法により資産査定を行うことが困難な場合は、被検査保険会社の自己査定の方法に準じた方法により行った資産査定結果をもとに、債務者区分を行い、分類することができる。 ②　他の金融機関の連結対象子会社に対する債権の場合 一般事業法人に対する債権と同様の方法により分類を行う。	

項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
２．有価証券の分類方法 ⑴　基本的な考え方 ⑵　時価評価の対象となっている有価証券（売買目的有価証券及び時価が把握できるその他有価証券）	有価証券の査定に当たっては、その保有目的区分（売買目的有価証券、満期保有目的の債券、責任準備金対応債券、子会社・関連会社株式、その他有価証券）に応じ、適正な評価を行い、市場性・安全性に照らし、分類を行うものとする。 また、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券又は実質価額の把握できない有価証券の安全性の判断は、原則として債権と同様の考え方により発行主体の財務状況等に基づき行うものとする。 帳簿価額を非分類とする。	有価証券の保有目的区分及び評価については、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準委員会）等に基づいて適正に行われているか検証する。 帳簿価額が適正な時価で評価されているか検証する。	「金融商品に関する会計基準」等には、「金融商品会計に関する実務指針」及び「金融商品会計に関するＱ＆Ａ」を含む。 （注）「実質価額」とは、「金融商品会計に関する実務指針」第 92 項（時価を把握することが極めて困難と認められる株式の減損処理）による実質価額をいう。以下同じ。
⑶　時価評価の対象となっていない有価証券（満期保有目的の債券、責任準備金対応債券、子会社・関連会社株式及び時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券） ①　債券	債券については、原則として、以下のイ～ハの区分に応じて分類を行う。 イ．非分類債券	イ．債券について、左記に掲げるとおり、分類されているかを検証する。 債券について、適正な時価が把握されているか検証すると	

項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
	次の債券については、原則として、帳簿価額を非分類とする。 (イ) 国債、地方債 (ロ) 政府保証債（公社・公団・公庫債等） (ハ) 特殊債（政府保証債を除く公社・公団・公庫などの特殊法人、政府出資のある会社の発行する債券） (ニ) 金融債 (ホ) 信用格付業者による直近の格付符号が「ＢＢＢ（トリプルＢ）」相当以上の債券を発行している会社の発行するすべての債券	ともに、下記(4)により減損処理の対象となるものがないか検証する。 ロ．責任準備金対応債券については、リスク管理等が適切に行われているか検証する。	
	ロ．満期保有目的の債券及び責任準備金対応債券（上記イに該当する債券を除く。） (イ) 時価が把握できるもの ① 時価が帳簿価額を上回っている場合は、帳簿価額を非分類とする。 ② 時価が帳簿価額を下回っている場合は、時価相当額を非分類とし帳簿価額と時価の差額を、原則として、Ⅱ分類とする。 (ロ) 時価を把握することが極めて困難と認められるもの 原則として、債権と同様の方法により価値の毀損の危険性の度合いに応じて帳簿価額を分類する。 ハ．その他有価証券の債券（上記イに該当する債券を除く。） 原則として、債権と同様の方法により価値の毀損の危険性の度合いに応じて帳簿価額を分類する。	適正な時価が把握されているか検証する。 債権の分類と同様の方法により分類が行われているか検証する。 債権の分類と同様の方法により分類が行われているか検証する。	
② 株式	株式については、原則として、以下のイ～ハの区分に応じて分類を行う。 イ．非分類株式 次の株式については、原則として、帳簿価額を非分類とする。	株式について、左記に掲げるとおり、分類されているかを検証する。 適正な時価又は実質価額が把握されているか検証するとともに、下記(4)により減損処理の対象となるものがないか検証する。 なお、実質価額については、原則として、株式の発行主体の資産等の時価評価に基づく評価差額を加味して算出しているか	

項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
	(ｲ) 政府出資のある会社（ただし、清算会社を除く）の発行する株式 (ﾛ) 信用格付業者による直近の格付符号が「ＢＢＢ（トリプルＢ）」相当以上の債券を発行する会社の株式 ロ．子会社・関連会社株式（上記イに該当する株式を除く。） ① 時価又は実質価額が帳簿価額を上回っている場合は、帳簿価額を非分類とする。 ② 時価又は実質価額が帳簿価額を下回っている場合は、時価又は実質価額相当額を非分類とし、帳簿価額と時価又は実質価額相当額の差額について、原則として、Ⅱ分類とする。 ただし、この場合において、当該株式の時価の下落期間等又は実質価額の低下状況等に基づき、実質価額相当額を非分類とし、帳簿価額と時価又は実質価額相当額の差額に相当する額をⅢ分類とすることができるものとする。 ハ．その他有価証券の株式（上記イに該当する株式を除く。） ① 実質価額が帳簿価額を上回っている場合は、帳簿価額を非分類とする。 ② 実質価額が帳簿価額を下回っている場合は、実質価額相当額を非分類とし、帳簿価額と実質価額相当額の差額に相当する額をⅡ分類とする。 ただし、この場合において、当該株式の実質価額の低下状況等に基づき、実質価額相当額を非分類とし、帳簿価額と実質価額相当額の差額に相当する額をⅢ分類とすることができるものとする。	を検証する。 デット・エクイティ・スワップ（以下「ＤＥＳ」という。）により取得した株式の帳簿価額については、「デット・エクイティ・スワップの実行時における債権者側の会計処理に関する実務上の取扱い」（ 平成 14 年 10 月９日企業会計基準委員会）に基づいて適正に算定されているかを検証する。特に、真正なＤＥＳであるかどうかの検証項目等に留意する。 また、ＤＥＳにより取得した株式を含む種類株式の期末評価については、「種類株式の貸借対照表価額に関する実務上の取扱い」（平成 15 年３月 13 日企業会計基準委員会）に基づいて適正に評価されているかを検証する。特に評価モデルの仮定の適切性に留意する。	（注）いわゆる実質ＤＥＳ及びＤＥＳの取り扱いについては、「監査上の留意事項について」（平成 17 年 3 月 11 日日本公認会計士協会）を参照。 （注）帳簿価額と時価又は実質価額相当額の差額に相当する額をⅢ分類とする場合には、「子会社株式等に対する投資損失引当金に係る監査上の取扱い」（平成 13 年４月 17 日日本公認会計士協会）を参照。

項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
③　外国証券	外国証券については、原則として、以下のイ、ロの区分に応じて分類を行うものとする。 イ．非分類外国証券 次の外国証券については、原則として、帳簿価額を非分類とする。 (イ) 日本国が加盟している条約に基づく国際機関、日本国と国交のある政府又はこれに準ずるもの（州政府等）及び地方公共団体の発行する債券 (ロ) 日本国と国交のある政府によって営業免許等を受けた金融機関の発行する株式及び債券 (ハ) 信用格付業者の格付符号が「ＢＢＢ（トリプルＢ）」相当以上の債券を発行している会社の発行するすべての債券及び同債券を発行する会社の発行する株式 ロ．上記イ以外の外国証券 原則として、上記①債券ロ、ハ及び②株式ロ、ハの分類方法に準じて分類を行うものとする。	外国証券について、左記に掲げるとおり、分類されているかを検証する。 外国証券について、適正な時価又は実質価額が把握されているか検証するとともに、下記(4)により減損処理の対象となるものがないか検証する。	(注)「日本国が加盟している条約に基づく国際機関」とは、国際復興開発銀行（ＩＢＲＤ）、国際金融公社（ＩＦＣ）、米州開発銀行（ＩＤＢ）、欧州復興開発銀行（ＥＢＲＤ）、アフリカ開発銀行（ＡｆＤＢ）、アジア開発銀行（ＡＤＢ）である。
④　その他の有価証券	その他の有価証券は、上記(1)、(2)、(3)及び下記(4)に準じて分類する。ただし、貸付信託の受益証券及び投資信託等のうち預金と同様の性格を有するものは、非分類とする。	ファンドについては、その種類・内容・リスク特性等の特徴を踏まえて、必要に応じて購入先などから詳細な各種情報を入手し、保険会社が自ら適切にファンドの資産性や評価について、検討しているかを検証する。	
(4)　減損処理 ①　時価が把握できるもの	売買目的有価証券以外の有価証券のうち、時価が把握できるものについて時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、当該時価とその取得原価又は償却原価との差額をⅣ分類とする。	イ．時価が著しく下落しているものについて、回復可能性を検討しているかを検証する。 ロ．回復可能性を検討した結果、回復の可能性があると認められるものを除いて、減損処理の対象としているかを検証する。 ハ．上記イ、ロを踏まえて、減損処理が必要な場合、時価と	(注) 減損処理の具体的処理については、「金融商品会計に関する実務指針」第 91 項、第 92 項、第 283-2 項、第 284 項及び第 285 項を参照。

項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
		その取得原価又は償却原価との差額をⅣ分類としているか検証する。	
② 時価を把握することが極めて困難と認められる株式	時価を把握することが極めて困難と認められる株式について、当該株式の発行主体の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、当該実質価額とその取得原価との差額をⅣ分類とする。 ただし、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられるのであれば、当該差額をⅣ分類としないことができる。	株式の発行主体の財政状態の悪化により期末の株式の実質価額が取得時の実質価額に比べて相当程度低下し、かつ、当該実質価額が取得原価に比べて 50%程度以上低下している場合は、当該差額をⅣ分類としているか検証する。 Ⅳ分類としていない場合は、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられているか検証をする。	
3．デリバティブ取引の分類方法	デリバティブ取引の査定に当たっては、以下のイ、ロの区分に応じて分類を行うものとする。 イ．時価評価が行われているもの 帳簿価額を非分類とする。 ロ．時価評価が行われていないもの 原則として、債権と同様の方法により、価値の毀損の危険性の度合いに応じ分類する。	 帳簿価額が適正な時価で評価されているか検証する。	
4．その他の資産（債権、有価証券及びデリバティブ取引以外）の分類方法	その他の資産は適正な評価に基づき、以下のとおり分類するものとする。 なお、信用リスクを有する資産及びオフバランス項目について自己査定を行っている場合には、債権と同様の方法により分類するものとする。 特に、債権流動化等の方法によりオフバランス化を図っているもののうち、信用リスクが完全に第三者に転嫁されず、信用リスクの全部又は一部を被検査保険会社が抱えている場合には、債権流動化等の対象となった原債権を債権と同様の方法により分類した上で、被検査保険会社が抱えている信用リスク部分を価値の毀損の危険性の度合いに応じて分類するものとす	その他の資産のうち、金融商品の評価については、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準委員会）等に基づいて適切に行われているかを検証する。 また、その他の資産が左記に掲げる通り分類されているかを検証する。 なお、信用リスクを有する資産及びオフバランス項目については、債権と同様の方法により分類されているかを検証する。 特に、債権流動化等の方法によりオフバランス化を図っているもののうち、信用リスクの全部又は一部を被検査保険会社が抱えている場合には、当該部分が価値の毀損の危険性の度合いに応じて分類されているかを検証する。	「金融商品に関する会計基準」等には、「金融商品会計に関する実務指針」及び「金融商品会計に関するＱ＆Ａ」を含む。

項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
	る。		
⑴　仮払金 ⑵　動産・不動産 ①　営業用動産・不動産	貸付金に準ずる仮払金（支払承諾に基づき代位弁済を行ったことにより発生する求償権及び貸付金と関連のある仮払金）以外の仮払金については、回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合いに応じ、分類するものとする。 ①　営業用動産・不動産のうち、営業用として使用されていないものについてはⅡ分類とする。 また、営業用、非営業にかかわらず、減損会計を適用した場合に減損すべきとされた金額については、これをⅣ分類額とする。	貸付金に準ずる仮払金以外のものが、回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合いに応じ、分類されているかを検証する。 動産・不動産について、左記に掲げるとおり、分類されているかを検証する。 営業用動産・不動産のうち、営業用として使用されていないものを分類しているかを検証する。	 （注）動産・不動産のうち固定資産の減損については、「固定資産の減損に係る会計基準」（平成14年８月９日企業会計審議会）等を参照。
②　投資用不動産	②　投資用不動産のうち、一定期間にわたり利用実態がなく利用計画もないものについてはⅡ分類とする。 また、減損会計を適用した場合に減損すべきとされた金額については、これをⅣ分類額とする。	投資用不動産のうち、一定期間にわたり利用実態がなく利用計画もないものについて分類しているかを検証する。	（注）「一定期間」とは、概ね２年程度をいう。 「利用実態がなく」とは、原則、賃料収入がないものをいう。ただし、当初の事業計画が中断し、当面の措置として駐車場等で利用しているものは、賃料収入があるとしても、最終利用形態でないことから利用実態がないものとする。 「利用計画もない」とは、計画の具体性及び実現の可能性が

項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
			高い場合であっても、例えば社内予算書等において、計画に係る予算が計上されている等書面により確認できない場合は利用計画がないものとする。
⑶　ゴルフ会員権	イ．ゴルフ会員権については、有価証券の減損処理に準じて分類する。 ロ．また、福利厚生用として保有しているものを除き、原則として帳簿価額をⅡ分類とする。 　ただし、会員権の発行主体の財務状況に問題が認められる場合には、保有目的に関わらず債権と同様の考え方に基づき債務者区分を行い、要注意先及び破綻懸念先とされた者が発行するものは帳簿価額をⅡ分類、実質破綻先及び破綻先とされた者が発行するもので、施設の利用が可能なものは帳簿価額をⅡ分類、施設の利用が不可能なものは帳簿価額をⅣ分類に分類するものとする。 　なお、ゴルフ会員権をその他の資産ではなく、有価証券の勘定科目で保有している場合も、同様の方法により分類するものとする。 　また、会員権の発行主体に対する債権を有しない場合は、簡易な基準により分類を行うことができるものとする。	ゴルフ会員権について、左記に掲げるとおり、分類されているかを検証する。 　有価証券の勘定科目で保有している場合に、左記に掲げるとおり、分類されているかを検証する。	（注）ゴルフ会員権の減損処理等の具体的処理については、「金融商品会計に関する実務指針」第135項及び第311項を参照。
⑷　未収保険料	未収保険料とは、保険会社の役員又は使用人が直接取り扱った保険契約に係る保険料の未収入金であり、保険契約者に対する債権である。 　未収保険料については、以下の事項に留意して分類するものとする。 イ．原則として、回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合いに応じて分類する。なお、保険契約者の実態が不明な場合	未収保険料について、左記に掲げるとおり、分類されているかを検証する。簡易な基準により分類されている場合には、基準及び基準を適用する対象が合理的なものとなっているかを検証する。 （その他の留意事項） イ．未収保険料が以下のような保険会社の管理態勢等の問題により発生したものでないかを検証する。	

項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
	等については、延滞状況等の簡易な基準により分類することができるものとする。 ロ．職員等が収入保険料を費消・流用している場合は、延滞期間に左右されることなく職員等の信用状態等に基づき分類する。 ハ．既経過解約未収については、延滞基準等の簡易な基準による分類ではなく、実態判断により分類する。	⑴ 職員等の費消・流用 ⑵ 保険料の計算誤りによる保険契約者からの徴収不足 ⑶ システムトラブル（引落しミス等） ⑷ 不適切な募集等（立替、架空契約） ⑸ 保険契約者からの集金遅延 ロ．多額にⅢ、Ⅳ分類が発生している場合は、契約管理として問題がないかを検証する。	
⑸ 代理店貸	代理店貸とは、代理店が取り扱った新契約や継続契約に係る保険料の未収入金であり、代理店に対する債権である。 代理店貸については、未収保険料の分類基準に準じて分類するものとする。 また、代理店の倒産等が発生している場合は、財務状況等に基づき分類する。	代理店貸について、左記に掲げるとおり、分類されているかを検証する。 （その他の留意事項） 未収保険料の留意事項に準じて検証する。さらに、代理店貸が、一旦支払った手数料等の返還請求のような保険会社の管理態勢等の問題により発生したものでないかを検証する。	
⑹ 外国代理店貸	外国代理店貸とは、外国の代理店が取り扱った契約等に係る保険料の未収入金であり、外国代理店に対する債権である。 外国代理店貸については、代理店貸の分類基準に準じて分類するものとする。さらに、以下の事項にも留意して分類するものとする。 イ．外国の代理店に委託している業務に係る資産の状況並びに個々の取引先等の財務状況等に基づき分類する。 ロ．相手先が実質的にブローカー等となっている場合は、ブローカー等の財務状況や信用状況等に基づき分類する。	外国代理店貸について、左記に掲げるとおり、分類されているかを検証する。 （その他の留意事項） 代理店貸の留意事項に準じて検証し、さらに以下の事項にも留意して検証する。 イ．外国代理店貸が以下のような保険会社の管理態勢等の問題により発生したものでないかを検証する。 ⑴ 為替管理 ⑵ 代理店契約内容に関する訴訟 ロ．海外発生案件という理由で内容の確認が不十分となっているものがないかを検証する。 ハ．延滞が発生している理由がブローカーに起因するものとなっていないかを検証する。	
⑺ 再保険貸	再保険貸とは、再保険契約に基づき、国内再保険会社と授受される再保険料・再保険金の未収入金であり、再保険会社に対	再保険貸について、左記に掲げるとおり、分類されているかを検証する。	

項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
	する債権である。 　再保険貸については、以下の事項に留意して分類するものとする。 イ．原則として、再保険先の財務状況等に基づく回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合いに応じて分類する。 ロ．再保険契約の内容等について訴訟となっている場合等は回収見込の実態を把握した上で分類する。 ハ．再保険先の倒産等が発生している場合は、財務状況等に基づき分類する。	（その他の留意事項） イ．再保険契約内容に関する訴訟を原因として発生していないかを検証する。 ロ．長期に亘って計上されている場合は、契約書上の不備が原因となっていないかを検証する。また、合理的な理由のないまま長期に亘って計上されていないかを検証する。 ハ．同一の再保険貸先について、再保険借が計上されている場合に再保険借勘定の金額を控除している場合は相殺可能かどうかを検証する。 　なお、相殺処理が可能な場合であっても、相殺後の残存債権の分類のみに着目するのではなく、いつの時点で発生した債権が残存しているかを検証する。 ニ．再保険取引を利用した利益の付替えとなっていないかを検証する。 ホ．再保険料が事後的に調整される再保険契約の場合、追加受取再保険料等が確定した段階で、これに相当する金額を計上しているかを検証する。 ヘ．再保険貸の査定を行うに当たっては、保険引受リスク管理態勢の確認検査用チェックリストを踏まえて検証する。	
⑻　外国再保険貸	外国再保険貸とは、再保険契約に基づき、海外の再保険会社と授受される再保険料・再保険金等の未収入金であり、海外の再保険会社に対する債権である。 　外国再保険貸については、再保険貸の分類基準に準じて分類するものとする。さらに、以下の事項にも留意して分類するものとする。 イ．海外の保険会社との再保険取引により発生した保険料等の未収債権については、委託会社の財務状況等に基づき分類する。 ロ．相手先が実質的にブローカー等となっている場合は、ブローカー等の財務状況や信用状況等に基づき分類する。	外国再保険貸について、左記に掲げるとおり、分類されているかを検証する。 （その他の留意事項） 　再保険貸の留意事項に準じて検証し、さらに以下の事項にも留意して検証する。 イ．海外発生案件という理由で内容の確認が不十分となっているものがないかを検証する。 ロ．延滞が発生している理由がブローカーに起因するものとなっていないかを検証する。	

項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
⑼　共同保険貸	共同保険貸とは、複数の保険会社が同一の被保険利益について共同して危険負担責任を引き受けるに当たって、共同保険契約に基づき幹事保険会社及び非幹事保険会社との間で計上される未収債権である。 　共同保険貸については、再保険貸の分類基準に準じて分類するものとする。さらに、共同保険先の倒産等が発生している場合は、財務状況等に基づき分類するものとする。	共同保険貸について、左記に掲げるとおり、分類されているかを検証する。 （その他の留意事項） 　再保険貸の留意事項に準じて検証する。	
⑽　代理業務貸	代理業務貸とは、代理業務契約に基づき、他の保険会社の代理業務を行うことにより発生する委託先会社に対する債権である。 　代理業務貸については、再保険貸に準じて分類するものとする。なお、委託会社が外国保険会社の場合は、外国再保険貸に準じて分類するものとする。	代理業務貸について、左記に掲げるとおり、分類されているかを検証する。また、他の保険会社の代理業務を行うことにより発生する未収債権については、委託会社の財務状況等に基づき分類されているかを検証する。 （その他の留意事項） 　再保険貸の留意事項及び外国再保険貸の留意事項に準じて検証する。さらに、どのような代理業務による対価であるかに留意して検証する。	
⑾　その他の資産	上記以外のその他の資産については、その資産性を勘案し、回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合いに応じ、分類するものとする。 　なお、その他の資産のうち、金融商品取引法上の有価証券に該当するもの及び会計処理上有価証券に準じて取扱うものについては、有価証券の分類方法に準じて評価・分類を行うものとする。	その他の資産については、左記に掲げるとおり、分類されているかを検証する。 イ．一般事業会社が発行した買入金銭債権について、一定金額を継続的に買い入れ長期的に信用を供与していると認められる場合は、当該買入金銭債権が債権と同様の方法により分類されているかを検証する。 ロ．被検査保険会社の債権を信託方式により流動化した場合において、当該貸付債権信託受益権を被検査保険会社が保有している場合は、当該貸付債権信託受益権は債権と同様の方法により分類しているかを検証する。 ハ．資産勘定ではないものの、支払備金にマイナス計上している求償権及び残存物については信用リスクを有することから、回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合いに応じ、	

項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
		適切な経理処理が行われているか検証する。	

○　償却・引当に関する検査について

Ⅰ．償却・引当に関する検査の目的

償却・引当とは、自己査定結果に基づき、貸倒等の実態を踏まえ債権等の将来の予想損失額等を適時かつ適正に見積ることである。また、保険会社が、公共的、社会的役割を発揮するためには、その資産の健全性を確保することが強く期待されており、信用リスクの程度に応じて償却・引当を行うことは、資産の健全性を確保する上で、極めて重要である。このため、保険会社は自らが抱える信用リスクの程度に応じた十分な水準の償却・引当を行う必要がある。

また、保険会社が行う償却・引当は、商法及び企業会計原則等に従って行われる必要があり、会計監査人は、財務諸表監査に際し、償却・引当の内部統制の状況についてもその有効性を評価することとされている。

したがって、検査官は、会計監査人による財務諸表監査を前提として、償却・引当を行うための体制整備等の状況等の検証を行い、償却・引当基準の適切性及び償却・引当額の算定の合理性を検証の上、償却・引当の総額の水準が被検査保険会社の信用リスクの程度に応じた十分なものとなっているかを検証する必要がある。

（注）割引現在価値による債権の評価については、企業会計審議会等による議論及び保険会社における導入の実態等を踏まえ、今後、所要の見直しを行うこととする。

Ⅱ．償却・引当体制の整備等の状況等の検証

検査官は、以下のチェック項目に従って、償却・引当体制の整備等の状況等の検証を行うものとする。

1．償却・引当基準の制定

償却・引当基準は、関係法令、企業会計原則及び本検査マニュアルに定める枠組みに沿ったものとなっているか。

償却・引当基準は、取締役会により正式の社内手続を経て決定され、明文化されているか。

償却・引当基準には、償却・引当の対象となる資産の範囲、償却・引当体制を明記するとともに、償却・引当基準及びその運用についての責任体制を明記しているか。

償却・引当基準の制定及び改正に当たっては、自己査定の実施部門（各資産所管部門、本部貸付承認部門及び資産査定部門）のみならず、コンプライアンス統括部門及び内部監査部門等の意見を踏まえた上で行われているか。

また、償却・引当を適切に実施するために、償却・引当マニュアルを制定し、明文化しているか。

2．償却・引当体制の整備等の状況

償却・引当は、①自己査定の実施部門において個別貸倒引当金の算定を行い、決算関連部門において一般貸倒引当金の算定を行った上で、各資産所管部門、本部貸付承認部門及び決算関連部門から独立した部門がその適切性の検証を行う方法又は②各資産所管部門及び本部貸付承認部門の協力の下に各資産所管部門及び決算関連部門から独立した部門が個別貸倒引当金及び一般貸倒引当金の算定を行う方法など、自己査定の実施部門及び決算関連部門に対して十分な牽制機能が発揮され、償却・引当額を正確に算定するための体制となっているか。

また、実施部門及び検証部門には償却・引当実務に精通した人材を配置しているか。

さらに、実施部門等に対して、必要な教育・指導が行われているか。

内部監査部門は、自己査定を踏まえた償却・引当体制の整備状況、自己査定結果を踏まえた償却・引当計上プロセスの適切性、償却・引当結果の適切性（引当率の適切性、引当額等の総額の適切性、過年度における引当額等の適切性等の検証を含むことが望ましい）、内部監査及び前回検査における指摘事項に関する改善状況等について適切に監査を実施しているか。

また、保険会社は、当局の検査、会計監査人の監査等において、償却・引当の実施状況が事後的に検証できるよう、各部門における資料等の十分な記録を保存しているか。

３．償却・引当結果の取締役会への報告

償却・引当結果は、定期的に又は必要に応じて随時、取締役会に報告されているか。

また、償却・引当体制の整備の状況についても、適時適切に取締役会に報告されているか。

４．償却・引当体制の整備等の状況等の監査役及び会計監査人による監査の状況

上記１から３に掲げる償却・引当体制の整備等の状況等については、取締役から何ら影響を受けない独立した監査役及び会計監査人による適正な監査を受けているか。

Ⅲ．償却・引当基準の適切性の検証

検査官は、保険会社が定めた基準が明確かつ妥当かどうか、また、その枠組みが、商法及び企業会計原則等に準拠しているかどうか、自己査定結果を踏まえたものとなっているかどうかを把握し、保険会社の償却・引当基準の枠組みが独自のものである場合には、上記の枠組みとの関係を明瞭に把握するとともに、保険会社の償却・引当の個別のルール（例えば、信用格付に基づく引当率の算定ルール、業種別、地域別等の引当率の算定ルール等）が合理的に説明できるものであるか見積し、発生の可能性が高い将来の特定の費用又は損失が合理的に見積られているかを検証するものとする。

なお、償却・引当基準の基本的な考え方は、一貫し、かつ、継続的なものとなっており、償却・引当基準の基本的な考え方を変更した場合には、その理由が合理的であるかを検証するものとする。

Ⅳ．償却・引当結果の適切性の検証

検査官は、別表２に掲げる方法により、実際の償却・引当額の算定が償却・引当基準に則って適切に行われているかどうかを検証し、この検証過程において、償却・引当体制の整備等の状況、償却・引当結果の取締役会への報告の状況、償却・引当体制の整備等の状況等の監査役及び会計監査人による監査の状況について、実際にどのように行われているかを的確に把握する。

なお、償却・引当の結果は、ソルベンシー・マージン比率に影響を及ぼすことから、償却・引当額の算定結果が不適切であると認められる場合には、その原因（償却・引当基準によるものか、償却・引当額の算定の運用によるものか、業績不振によるものかなど）及び被検査保険会社の今後の改善策について、十分な確認を行い的確な把握に努めるものとする。

償却・引当（別表２）

項目	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の正確性の検証	備考
１．貸倒引当金	貸倒引当金は、少なくとも債権（貸付金及び貸付金に準ずる債権）を対象とし、発生の可能性が高い将来の損失額を合理的に見積り計上する。 ただし、国、地方公共団体に対する債権については、回収の危険性又は価値の毀損の危険性がないものとして貸倒引当金の対象とはしないこととする。 また、貸倒引当金の算定は、原則として債務者の信用リスクの程度等を勘案した信用格付に基づき自己査定を行い、自己査定結果に基づき償却・引当額の算定を行うなど、信用格付に基づく自己査定と償却・引当とを一貫性をもって連動して行うことが基本である。 プロジェクト・ファイナンスの債権は、当該債権の回収の危険性の度合いに応じて、予想損失額を合理的に見積り計上する。 資産等の流動化に係る債権については、当該スキームに内在するリスクを適切に勘案した上で、損失額を合理的に見積り計上する。	貸倒引当金の算定に関する検証に当たっては、原則として信用格付を踏まえ、自己査定と償却・引当が一貫性をもって連動し、かつ、償却・引当基準に則って行われているかどうかを検証する。 次に、被検査保険会社の信用リスクの程度に鑑み、貸倒引当金の総額が十分な水準となっているかを検証する。なお、合理的で適切な内部モデルにより信用リスクの計量化を行っている場合には、貸倒引当金の総額と信用リスクの計量化等によって導き出されたポートフォリオ全体の予想貸倒損失額を比較し、その特性を踏まえた上で貸倒引当金総額の水準の十分性を確認しているか検証する。 特に、プロジェクト・ファイナンスの債権に係る償却・引当の算定においては、貸倒実績がないことをもって、引当を行わない理由としていないかを検証する。	(注) 自己査定（別表１）１.（３）の（注）の十分な資本的性質が認められる借入金（「金融検査マニュアル別冊[中小企業融資編]」７.（３）の資本的劣後ローン（准資本型）を含む）及び「金融検査マニュアル別冊[中小企業融資編]」７.（１）の資本的劣後ローン（早期経営改善特例型）に対する貸倒引当金の算定方法については、「資本的劣後ローン等に対する貸倒見積高の算定及び銀行等金融機

項目	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の正確性の検証	備考
⑴　一般貸倒引当金	一般貸倒引当金については、正常先に対する債権及び要注意先に対する債権について、原則として信用格付の区分、少なくとも債務者区分毎に、以下に掲げる方法により算定された過去の貸倒実績率又は倒産確率に基づき、将来発生が見込まれる損失率（予想損失率）を求め、原則として信用格付の区分、少なくとも債務者区分の債権額に予想損失率を乗じて予想損失額を算定し、予想損失額に相当する額を貸倒引当金として計上する。 一般貸倒引当金の算定に当たっては、信用格付別又は債務者区分別に遷移分析を用いて予想損失額を算定する方法が基本である。 そのほか、被検査保険会社のポートフォリオの構成内容（債務者の業種別、債務者の地域別、債権の金額別、債務者の規模別、個人・法人別、商品の特性別、債権の保全状況別など）に応じて、一定のグループ別に予想損失額を算定する方法などにより、被検査保険会社の債権の信用リスクの実態を踏まえ、一般貸倒引当金を算定することが望ましい。 予想損失率は、経済状況の変化、融資方針の変更、ポートフォリオの構成の変化（信用格付別、債務者の業種別、債務者の地域別、債権の金額別、債務者の規模別、債務者の個人・法人の別、債権の保全状況別等の構成の変化）等を斟酌の上、過去の貸倒実績率又は倒産確率に将来の予測を踏まえた必要な修正を行い、決定する。 特に、経済状況が急激に悪化している場合には、貸倒実績率又は倒産確率の算定期間の採用に当たり、直近の算定期間のウェイトを高める方法、最近の期間における貸倒実績率又は倒産確率の増加率を考慮し予想損失率を調整するなどの方法によ	一般貸倒引当金については、正常先に対する債権及び要注意先に対する債権について、信用格付の区分又は債務者区分毎に、償却・引当基準に基づき、予想損失額が合理的に見積られているかを検証する。 具体的には、以下に掲げる項目について検証する。 ①　平均残存期間等の検証 平均残存期間に対する今後の一定期間における予想損失額を算定している場合には、平均残存期間が合理的なものであるかを検証する。 具体的には、約定期間が短期間ではあるものの、実質的には長期間固定化している債権をどのように平均残存期間に反映させているかなどを把握し、平均残存期間が合理的なものであるかを検証する。 また、要注意先に対する債権を信用リスクの程度に応じて区分し、当該区分毎に今後の一定期間における予想損失額を算定している場合には、信用リスクの程度に応じた区分毎の今後の一定期間が合理的なものであるかを検証する。 ②　貸倒実績率又は倒産確率の検証 貸倒実績率による方法を採用している場合は、貸倒損失額として、直接償却額、間接償却額、債権放棄額、債権売却損額等の全ての損失額が反映されているかを検証する。 倒産確率による方法を採用している場合は、倒産件数として、少なくとも実質破綻先及び破綻先となった全ての件数が反映されているかを検証する。 倒産件数には、何らかの形で破綻懸念先となった件数を反映することが適当であり、例えば、破綻懸念先となった件数	関が保有する貸出債権を資本的劣後ローン等に転換した場合の会計処理に関する監査上の取扱い」（平成16年11月2日日本公認会計士協会）を参照。

項目	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の正確性の検証	備考
	り、決定する。 （一般貸倒引当金の算定方法） 予想損失額を算定する方法 予想損失額　＝　債権額　×　予想損失率 「予想損失率を算定する具体的な算定式の例」 ①　貸倒実績率による方法 貸倒償却等毀損額　÷　債権額 ②　倒産確率（件数ベース）による方法 倒産確率　×（１－回収見込率） （注）「１－回収見込率」を無担保比率、平均毀損割合とする方法がある。	に倒産確率を乗じて算出した件数を倒産件数として反映させるなど、その方法が合理的なものであるかを検証する。なお、破綻懸念先となった件数を倒産件数に反映していない場合には、一般貸倒引当金の総額が被検査保険会社の信用リスクの程度に応じた十分な水準となっているか、前期以前の予想損失額の算定が十分な水準であったか、貸倒実績率に基づく予想損失額との比較が行われているかどうかについて十分に検証を行う。 また、倒産確率の算定に当たって、信用格付別又は債務者区分別に遷移分析を行っている場合には、当該分析に合理的な根拠があるかを検証する。 なお、倒産確率による方法を採用している場合において、大口の損失が発生したことにより、貸倒実績率による方法により算定した予想損失額が倒産確率による方法により算定した予想損失額を上回ると見込まれる場合には、貸倒実績率による方法により算定した予想損失額を貸倒引当金として計上することが望ましい。 ③　異常値控除の検証 特定先に対する損失額又は倒産件数を異常値として、貸倒実績率又は倒産確率の算定の際に控除している場合には、控除することに合理的な根拠があるかを検証する。 具体的には、貸倒実績率又は倒産確率の算定に当たっての債務者区分を正常先あるいは要注意先としていたものを、本来の債務者区分は破綻懸念先であったことを理由に、当該特定先に対する損失額又は倒産件数を異常値として控除している場合には、当該損失額又は倒産件数を破綻懸念先に対する債権の予想損失額の算定に反映するなど、何らかの方法により貸倒引当金の算定に反映しているかを検証する。 また、特定の業種又は地域に係る損失額又は倒産件数がその他の業種又は地域に係る損失額又は倒産件数に比べ、著しく相違していることを理由に、当該業種又は地域に係る損失	

項目	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の正確性の検証	備考
		額又は倒産件数を異常値として控除していないかを検証する。この場合は、特定の業種又は地域に対する損失額又は倒産件数を異常値として控除することは適当ではなく、当該特定の業種又は地域毎にグルーピングを行い、グループ毎の貸倒実績率又は倒産確率を算定し、これに基づき予想損失率を求め、グループ毎の債権額に予想損失率を乗じて予想損失額を算定することが望ましい。 ④　貸倒実績率又は倒産確率の算定期間の検証 　予想損失額の算定に当たって、その算定期間が少なくとも過去３算定期間の貸倒実績率又は倒産確率に基づき、算定されているかを検証する。 　ただし、算定期間が過去３期間となっていない場合は、十分なデータの蓄積等がないとの理由など合理的な理由が存在するかを検証する。なお、この場合においては、データの蓄積等により過去３算定期間の貸倒実績率又は倒産確率を利用することが可能となる時期を把握するとともに、その間の予想損失額の算定方法が合理的なものとなっているかを検証する。 ⑤　予想損失率の検証 　予想損失率を求めるに当たって、被検査保険会社が、経営環境を取り巻く経済状況の変化、融資方針の変更、ポートフォリオの構成の変化等をどのように把握しているかを検証する。また、経済状況の変化等による必要な修正を行っている場合は、被検査保険会社の経済状況の変化等の把握状況を踏まえ、修正を行うことについて合理的な根拠があるかを検証する。 　また、被検査保険会社が経済状況等の大きな変化を把握しているにも関わらず必要な修正を行っていない場合には、修正を行わないことについて合理的な根拠があるかを検証する。 ⑥　前期以前の予想損失額の検証	

項目	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の正確性の検証	備考
		前期以前の予想損失額について、その後の実際の貸倒実績又は倒産件数の実態と比較し、十分な水準であったかを検証する。検証の結果、予想損失額の水準が不十分であったと認められる場合には、前期以前の予想損失額の算定に当たり、前期以前の時点での将来の予測を踏まえた修正が適切であったかどうかなどその原因を検証するとともに、基準日時点での予想損失率の修正が適切かを検証する。	
①　正常先に対する債権に係る貸倒引当金	正常先に対する債権に係る貸倒引当金については、債権の平均残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を見積ることが基本である。ただし、今後１年間の予想損失額を見積っていれば妥当なものと認められる。 予想損失額の算定に当たっては、少なくとも過去３算定期間の貸倒実績率又は倒産確率の平均値（今後の一定期間に対応する過去の一定期間における累積の貸倒実績率又は倒産確率の３期間の平均値）に基づき、過去の損失率の実績を算出し、これに将来の損失発生見込に係る必要な修正を行い、予想損失率を求め、正常先に対する債権額に予想損失率を乗じて算定する（今後１年間の予想損失額を算定する場合には、１年間の貸倒実績率又は倒産確率の過去３算定期間の平均値に基づき算定することとなる。）。	正常先に対する債権に係る貸倒引当金について、償却・引当基準に基づき、正常先に対する債権に係る平均残存期間に対応する今後の一定期間又は今後１年間の予想損失額が合理的に見積られているかを検証する。 なお、今後１年間の予想損失額を見積っている場合には、平均残存期間に対応する今後の一定期間の合理性の検証を省略して差し支えない。	
②　要注意先に対する債権に係る貸倒引当金	要注意先に対する債権に係る貸倒引当金については、債権の平均残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を見積ることが基本である。ただし、要注意先に対する債権を信用リスクの程度に応じて区分し、当該区分毎に合理的と認められる今後の一定期間における予想損失額を見積もっていれば妥当なものと認められる。 例えば、要管理先に対する債権について平均残存期間又は今後３年間の予想損失額を見積り、それ以外の先に対する債権について平均残存期間又は今後１年間の予想損失額を見積ってい	要注意先に対する債権に係る貸倒引当金について、償却・引当基準に基づき、要注意先に対する債権に係る平均残存期間に対応する今後の一定期間又は要注意先に対する債権を信用リスクの程度に応じて区分し、当該区分毎に合理的と認められる今後の一定期間における予想損失額が合理的に見積られているかを検証する。 また、信用リスクの程度に応じた区分毎に今後の一定期間における予想損失額を算定している場合には、予想損失額の算定が合理的なものであるかを検証する。	（注）「要管理先に対する債権」とは、要管理先である債務者に対する全ての債権（要管理債権でない債権を含む）をいう。以下

項目	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の正確性の検証	備考
	る場合は、妥当なものと認められる。 予想損失額の算定に当たっては、少なくとも過去３算定期間の貸倒実績率又は倒産確率の平均値（今後の一定期間に対応する過去の一定期間における累積の貸倒実績率又は倒産確率の３期間の平均値）に基づき、過去の損失率の実績を算出し、これに将来の損失発生見込に係る必要な修正を行い、予想損失率を求め、要注意先に対する債権に予想損失率を乗じて算定する。	なお、要管理先に対する債権について今後３年間の予想損失額を、それ以外の先に対する債権について今後１年間の予想損失額を見積っている場合には、平均残存期間に対応する今後の一定期間の合理性の検証を省略して差し支えない。	同じ。
⑵　個別貸倒引当金及び直接償却	個別貸倒引当金及び直接償却については、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に対する債権について、原則として個別債務者毎に予想損失額を算定し、予想損失額に相当する額を貸倒引当金として計上するか、又は直接償却を行う。 なお、個別貸倒引当金は、毎期必要額の算定を行う。	個別貸倒引当金及び直接償却については、償却・引当基準に基づき、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に対する債権について、原則として個別債務者毎に予想損失額を算定し、予想損失額に相当する額を貸倒引当金として計上するか、又は直接償却を行っているかを検証する。	
①　破綻懸念先に対する債権に係る貸倒引当金	破綻懸念先に対する債権に係る引当金については、原則として個別債務者毎に破綻懸念先に対する債権の合理的と認められる今後の一定期間における予想損失額を見積り、予想損失額に相当する額を貸倒引当金として計上する。ただし、今後３年間の予想損失額を見積っていれば妥当なものと認められる。 「破綻綻懸念先に対する債権の予想損失額の算定方法の例」 イ．Ⅲ分類とされた債権額に予想損失率を乗じた額を予想損失額とする方法（合理的に見積られたキャッシュ・フローにより回収可能な部分を除いた残額を予想損失額とする方法を含む。） 上記イの方法により算定を行う場合においては、原則として信用格付の区分、少なくとも破綻懸念先とされた債務者の区分毎に、過去の貸倒実績率又は倒産確率に基づき、将来発生が見込まれる損失率（予想損失率）を求め、原則として個別債務者の債権のうちⅢ分類とされた額に予想損失率を乗じて予想損失額を算定し、予想損失額に相当する額を貸倒引当	破綻懸念先に対する債権に係る個別貸倒引当金については、破綻懸念先に対する債権の今後の一定期間における予想損失額が合理的に見積られているかを検証する。 具体的には、以下に掲げる項目について検証を行うとともに、一般担保の担保評価額と処分可能見込額との差額を含めⅢ分類とされた債権額全体を対象としているかを検証する。 イ．Ⅲ分類額に予想損失率を乗じた額を予想損失額として貸倒引当金として計上する方法の場合 ⑴　今後の一定期間の検証 予想損失額を見積る今後の一定期間が合理的なものであるかを検証する。ただし、今後３年間の損失見込額を見積っている場合には、検証を省略して差し支えないものとする。 ⑵　貸倒実績率又は倒産確率の検証 貸倒実績率による方法を採用している場合は、貸倒損失額として、直接償却額、間接償却額、債権放棄額、債権売却損額等の全ての損失額（破綻懸念先に対する債権に係る損失額	

項目	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の正確性の検証	備考
	金として計上する。 予想損失率は、原則として個別債務者毎に、経済状況の変化、当該債務者の業種等の今後の業況見込み、当該債務者の営業地区における地域経済の状況等を斟酌の上、過去の貸倒実績率又は倒産確率に将来の予測を踏まえた必要な修正を行い、決定する。 予想損失額の算定に当たっては、少なくとも過去３算定期間の貸倒実績率又は倒産確率の平均値（今後の一定期間に対応する過去の一定期間における累積の貸倒実績率又は倒産確率の３期間の平均値）に基づき、過去の損失率の実績を算出し、これに将来の損失発生見込に係る必要な修正を行い、予想損失率を求め、Ⅲ分類とされた債権に予想損失率を乗じて算定する。 なお、債務者区分が破綻懸念先とされた債務者数が相当数に上り、個別債務者毎に担保等による保全の状況等を勘案の上、償却・引当額を算定することが困難であると認められる保険会社にあっては、一定金額以下の破綻懸念先に対する債権について、グループ毎に同一の予想損失率を適用し、予想損失額に相当する額を貸倒引当金として計上することができるものとする。この場合、グループ毎に予想損失率を適用する一定金額以下の破綻懸念先に対する債権の範囲は、被検査保険会社の資産規模及び資産内容に応じた合理的な範囲に止め、予想損失率の算定は厳格かつ明確である必要がある。	を除く。）が反映されているかを検証する。 倒産確率による方法を採用している場合は、倒産件数として、実質破綻先及び破綻先となった全ての件数が反映されているかを検証する。 (ハ) 異常値控除の検証 特定先に対する損失額又は倒産件数を異常値として、貸倒実績率又は倒産確率の算定の際に控除している場合には、控除することに合理的な根拠があるかを検証する。 (ニ) 貸倒実績率又は倒産確率の算定期間の検証 予想損失額の算定に当たって、その算定期間が少なくとも過去３算定期間の貸倒実績率又は倒産確率に基づき、算定されているかを検証する。 ただし、算定期間が過去３期間となっていない場合は、十分なデータの蓄積等がないとの理由など合理的な理由が存在するかを検証する。なお、この場合においては、データの蓄積等により過去３算定期間の貸倒実績率又は倒産確率を利用することが可能となる時期を把握するとともに、その間の予想損失額の算定方法が合理的なものとなっているかを検証する。 (ホ) 予想損失率の検証 予想損失率を求めるに当たって、被検査保険会社が経済状況の変化、当該債務者の業種等の今後の見込み、当該債務者の営業地区における地域経済の状況等をどのように把握しているかを検証する。 なお、被検査保険会社が経済状況等の大きな変化を把握しているにも関わらず個別債務者毎に必要な修正を行っていない場合には、修正を行わないことについて合理的な根拠があるかを検証する。 (ヘ) 前期以前の予想損失額の検証 個別債務者毎の前期以前の予想損失額について、個別債務者に係るその後の実際の貸倒実績又は倒産の実態と比較し、	

項目	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の正確性の検証	備考
		十分な水準であったかを検証する。検証の結果、予想損失額の水準が不十分であったと認められる場合には、前期以前の予想損失額の算定に当たり、 前期以前の時点での将来の予測を踏まえた修正が適切であったかどうかなどその原因を検証するとともに、基準日時点での予想損失率の修正が適切かを検証する。 (ト) キャッシュ・フローによる回収額等の検証 個別債務者毎にⅢ分類額からキャッシュ・フローによる回収可能額を控除している場合には、キャッシュ・フローの見積りが合理的なものとなっているかを検証するとともに、Ⅲ分類額のうち当該回収可能額を除いた残額を予想損失額としているかを検証する。 なお、破綻懸念先とされた債務者数が多く、一定金額以下の破綻懸念先に対する債権について、個別債務者毎に担保等による保全の状況等を勘案することを省略し、グループ毎に予想損失率を求め、予想損失額を算定している場合には、グループ毎の予想損失額の算定が合理的であるかを検証する。この場合、一定金額以下の破綻懸念先に対する債権を一つのグループとして予想損失額を算定して差し支えないものとする。なお、一定金額以下の破綻懸念先に対する債権の範囲が合理的な範囲となっているかを検証する。	(注)「キャッシュ・フローによる回収額」とは、個別債務者毎に、当期利益に減価償却費など非資金項目を調整した金額により原則として今後３年間、経営改善計画等が策定されている場合は今後５年間で回収が確実と見込まれる部分をいう。
	ロ．売却可能な市場を有する債権について、合理的に算定された当該債権の売却可能額を回収見込額とし、債権額から回収見込額を控除した残額を予想損失額とする方法	ロ．Ⅲ分類額から売却可能額を控除した残額を予想損失額として貸倒引当金として計上する方法の場合 売却可能な市場を有する債権について、当該債権の売却可能額を回収見込額とし、債権額から回収見込額を控除した残額を予想損失額としている場合には、当該債権の売却可能額の算定が合理的なものであるかどうかを検証するとともに、Ⅲ分類額のうち当該回収可能額を除いた残額を予想損失額としているかを検証する。	
② 実質破綻先及び破綻先に対	実質破綻先及び破綻先に対する債権については、個別債務者	実質破綻先及び破綻先に対する債権について、償却・引当基	

項目	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の正確性の検証	備考
する債権に係る個別貸倒引当金及び直接償却	毎にⅢ分類及びⅣ分類とされた債権額全額を予想損失額として、予想損失額に相当する額を貸倒引当金として計上するか、直接償却する。	準に基づき、Ⅲ分類及びⅣ分類とされた債権額を予想損失額として、貸倒引当金として計上するか、又は直接償却しているかを検証する。 　なお、Ⅲ分類及びⅣ分類とされた債権額全額を予想損失額としているか、回収が確実と見込まれる部分を全てⅡ分類とし、Ⅲ分類とされた額からさらに回収見込額を控除していないかを検証する。	
③　特定海外債権引当勘定	特定海外債権引当勘定については、特定国の財政状況、経済状況、外貨繰りの状況等に応じて対象となる国が決定され、当該国の外国政府等、外国の民間企業及び海外の日系企業等に対する債権のうち特定海外債権引当勘定の対象となる債権が明確である必要がある。 　また、対象となる債権に、特定国の財政状況、経済状況、外貨繰り等を起因とする将来発生が見込まれる予想損失率を乗じた額を予想損失額とし、当該予想損失額に相当する額を特定海外債権引当勘定に計上する。	特定海外債権引当勘定については、対象国、対象債権、予想損失率及び予想損失額の算定方法が合理的なものであるかを検証する。特に予想損失率の算定方法は、債権売買市場における特定国の債権の売却可能額、信用格付業者による当該国の格付等を斟酌し、合理的なものとなっているかを検証する。 　特定海外債権引当勘定は、預金担保や対象国以外に居住する者による保証及び保険で保全されている等により回収が可能と見込まれる債権、現地通貨建債権、ストラクチャー上トランスファーリスクが回避されている債権を除いた債権に、特定国の財政状況、経済状況、外貨繰り等を起因とする将来発生が見込まれる予想損失率を乗じた予想損失額として計上しているかを検証する。 　具体的には、正常先に対する債権及び要注意先に対する債権のうち、特定海外債権引当勘定の対象となるものについて、一般貸倒引当金に加え、対象国の財政状況等による予想損失率を債権額に乗じた予想損失額を引当金として計上しているかを検証する。 　また、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に対する債権のうち、特定海外債権引当勘定の対象となるものについて、個別債務者毎の財務状況等による予想損失額に加え、当該債務者の債権のうち当該予想損失額を除いた部分に対象国の財政状況等による予想損失率を乗じた予想損失額を特定海外債権引当勘定又は個別貸倒引当金に計上しているかを検証する。	

329

項目	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の正確性の検証	備考
④　貸倒引当金の総額の適切性の検証		貸倒引当金の総額が被検査保険会社の信用リスクの程度に応じた十分な水準となっているかを検証する。	
2．貸倒引当金以外の引当金	貸倒引当金以外の引当金については、発生の可能性が高い将来の偶発損失等を合理的に見積り計上する。なお、以下に掲げる引当金の名称はあくまでも例示であり、これ以外の名称とすることを妨げない。	貸倒引当金以外の引当金については、発生の可能性が高い将来の偶発損失等について、合理的に見積られた額を引当金として計上しているかを検証する。 なお、発生の可能性が高い将来の偶発損失等が存在するにもかかわらず、貸倒引当金以外の引当金を計上していない場合には、引当金を計上しないことについての合理的な根拠があるかを検証する。	
⑴　特定債務者支援引当金	経済的困難に陥った債務者の再建・支援を図るため、債権放棄、現金贈与等の方法による支援を行っている場合は、原則として、当該支援に伴い発生が見込まれる損失見込額を算定し、当該損失見込額に相当する額を特定債務者支援引当金として計上する。 具体的には、被検査保険会社の連結対象子会社（いわゆる関連ノンバンクやグループ内保証会社を含む。）の支援に伴う損失見込額の算定に当たり、当該連結対象子会社の資産査定の結果を踏まえ、当該子会社の分類額から当該子会社からの回収見込額（純資産の部に計上されている額及び経営改善計画期間中のキャッシュ・フローによる回収見込額の合計額）を控除（Ⅳ分類から先に充当する）した後に残存するⅢ及びⅣ分類について、被検査保険会社の償却・引当額の算定と同様の方法又はこれに準じた方法により、当該子会社の所要償却・引当額の算定を行い、当該所要償却・引当額を支援に伴う損失見込額として特定債務者支援引当金に計上する。この場合、少なくともⅣ分類とされた部分は全額、Ⅲ分類とされた部分は被検査保険会社の償却・引当基準に基づく破綻懸念先に対する債権と同様の方法により予想損失額の算定を行い、当該予想損失額を損失見込額と	債権放棄及び債権放棄以外の現金贈与等の方法により支援を行う予定の債務者が網羅されているか、当該債務者の支援に伴う損失見込額の算定が合理的であるかを検証する。 なお、債権放棄の方法により支援を行っている場合において、当該支援に伴う損失見込額を個別貸倒引当金として計上している場合は、個別貸倒引当金として計上することに合理的な根拠があるか、当該損失見込額の算定が合理的であるかを検証する。	

項目	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の正確性の検証	備考
	して特定債務者支援引当金に計上する。 　なお、特定の債務者に対する債権放棄、現金贈与等の方法による支援に伴う損失見込額については、特定債務者支援引当金として計上することが基本であるが、債権放棄の方法により支援を行っている場合において、当該特定の債務者の債務者区分が破綻懸念先で支援に伴う損失見込額が債権の範囲内であり、かつ、当該損失見込額が少額で特定債務者支援引当金を設定する必要性に乏しい場合など合理的な根拠がある場合は、個別貸倒引当金として計上できる。		
⑵　その他の偶発損失引当金	上記⑴以外に発生の可能性が高い将来の偶発損失等を有する場合には、合理的に見積られた将来負担すると見込まれる額を損失見込額としてその他の偶発損失引当金に計上する。 　特に、債権流動化等の方法によりオフバランス化を図っているもののうち、信用リスクが完全に第三者に転嫁されず、信用リスクの全部又は一部を被検査保険会社が抱えている場合で、Ⅲ分類とされた部分のうち予想損失額に相当する額及びⅣ分類とされた部分を損失見込額としてその他の偶発損失引当金に計上する。	将来負担する損失見込額を合理的に見積り、その他の偶発損失引当金として計上しているかを検証する。 　特に、債権流動化等の方法によりオフバランス化を図っているものについて、左記に掲げるとおり、損失見込額を偶発損失引当金に計上しているかを検証する。	
３．有価証券の評価	有価証券の評価については、以下のイ～ハの区分に応じ評価する。 イ．債券の評価 　⑴ 時価が把握されている満期保有目的の債券、責任準備金対応債券及びその他有価証券の債券については、Ⅳ分類とされた部分を損失見込額として直接償却する。 　⑵ 時価を把握することが極めて困難と認められる満期保有目的の債券、責任準備金対応債券及びその他有価証券の債券については、債権に係る貸倒引当金の方法に準じて予想損失額を算定し、Ⅲ分類とされた部分のうち予想損失額に	有価証券の評価について、左記に掲げるとおり、損失見込額を引当金に計上するか直接償却しているかを検証する。	

項目	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の正確性の検証	備考
	相当する額を損失見込額として引当金に計上し、Ⅳ分類とされた部分を損失見込額として引当金に計上するか、又は直接償却する。 ロ．株式の評価 Ⅲ分類とされた部分のうち予想損失額に相当する額を損失見込額として引当金に計上し、Ⅳ分類とされた部分を損失見込額として直接償却する。 ハ．外国証券及びその他の有価証券の評価 上記イ、ロの区分に準じて評価する。		
４．デリバティブ取引の評価	時価評価が行われていないデリバティブ取引の評価について、債権に準じて評価を行うものとする。	デリバティブ取引について、左記に掲げるとおり、評価されているかを検証する。	
５．その他の資産の評価		その他の資産の評価について、左記に掲げるとおり、損失見込額を引当金に計上するか、又は直接償却されているかを検証する。	
⑴　仮払金の評価	貸付金に準ずる仮払金以外の仮払金については、Ⅳ分類とされた部分を損失見込額として引当金に計上するか、又は直接償却する。		
⑵ 動産・不動産の評価	動産・不動産については、Ⅳ分類とされた部分を直接償却する。	動産・不動産のうち固定資産の減損については、「固定資産の減損に係る会計基準」（平成 14 年 8 月 9 日企業会計審議会）等を踏まえ、適切に行われているか検証する。	
⑶ ゴルフ会員権の評価	ゴルフ会員権については、Ⅳ分類とされた部分を損失見込額として引当金に計上するか、又は直接償却する。		
⑷　未収保険料、代理店貸、外	未収保険料、代理店貸、外国代理店貸、再保険貸、外国再保		

項目	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の正確性の検証	備考
国代理店貸、再保険貸、外国再保険貸、共同保険貸、代理業務貸の評価	険貸、共同保険貸、代理業務貸については、Ⅲ分類とされた部分のうち予想損失額に相当する額を損失見込額として引当金に計上し、Ⅳ分類とされた部分を損失見込額として引当金に計上するか、又は直接償却する。		
⑸ その他の資産の評価	イ．買入金銭債権について、債権と同様の方法により分類を行っている場合においては、債務者区分が破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先である者が発行する買入金銭債権は、貸倒引当金と同様の方法により予想損失額を算定し、Ⅲ分類とされた部分のうち予想損失額に相当する額を損失見込額として引当金に計上し、Ⅳ分類とされた買入金銭債権は、Ⅳ分類とされた部分を損失見込額として引当金に計上するか、又は直接償却する。 ロ．貸付債権信託受益権について、債権と同様の方法により分類を行っている場合においては、債務者区分が破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先である者の債権を流動化した受益権は、貸倒引当金と同様の方法により予想損失額を算定し、Ⅲ分類とされた部分のうち予想損失額に相当する額を損失見込額として引当金に計上し、Ⅳ分類とされた受益権は、Ⅳ分類とされた部分を損失見込額として引当金に計上するか、又は直接償却する。 上記以外のその他の資産については、Ⅲ分類とされた部分のうち予想損失額に該当する額に相当する額を損失見込額として引当金に計上し、Ⅳ分類とされた部分は損失見込額として引当金に計上するか、又は直接償却する。	買入金銭債権又は貸付債権信託受益権を債権と同様の方法により分類を行っている場合においては、貸倒引当金と同様の方法により予想損失額を算定しているかを検証する。 なお、債権の分類と同様の方法により分類を行っている場合又は分類を行う必要があるにもかかわらず分類を行っていない場合で、引当金の計上又は直接償却を行っていない場合には、合理的な根拠があるかを検証する。 上記以外のその他の資産について、左記に掲げるとおり、損失見込額を引当金の計上又は直接償却しているかを検証する。	